



* 0053090000 *

0053090-000

379.2-S e 1212-D

青少年団年鑑

大日本青少年団・編

日本青年館

昭和18年版

1943

AHP

379.2


Se 1212

D

379.2

Se 1212

D



少年團年鑑

379.2

Se 12128

D

昭和十八年版

青少年指導

青少年の指導、特に勤勞青少年の指導は、国家の前途に重大なる影響を有する。従つて勤勞青少年の指導は、国家の責任に擔する者の研鑽と努力の至るべき重要なことではない。

本報は、新道の權威或は本國の先輩が、青少年指導の諸問題を、よくに述べた。青少年指導の諸問題を、よくに述べた。青少年指導の諸問題を、よくに述べた。

- 定額一ヶ月 三〇〇圓(送料一圓)
- 半年 一、八〇〇圓(送料六圓)
- 一年 三、六〇〇圓(送料一十二圓)

日本青少年新聞

(毎月一日・十五日發行)
本報は、地方自治の推進を目的とする。本報は、昭和十八年三月に創刊されて、以来、青少年の指導に努めてきた。従つて、青少年の指導に努めてきた。

期青年 (女子版)

勤勞青少年の座右の好伴侶であり、且つ青年學生徒の副読本として多年愛顧を蒙つてゐる「青年」は、長期下配給統制の國策遂行に際して、更に系統圖經由の修正配給を實施し、茲に第一括の配給統制を得たるは、一定に指導者各位の御協力と感謝いたします。今後は編輯内容を益々充実して、現下の青少年救済活動の活発化に努めんとするものであります。

第一	第一	第一
第二	第二	第二
第三	第三	第三
第四	第四	第四
第五	第五	第五
第六	第六	第六
第七	第七	第七
第八	第八	第八
第九	第九	第九
第十	第十	第十

日本青年館

昭和十八年三月一日

昭和十八年度

青少年團年鑑



377
Se1212
D

謹訂

一五頁上段一八行目
一六頁下段一八行目
一七頁上段一五行目

誤
故久通宮邦家親王
富久子女王
恒正王

正
故伏見宮邦家親王
富久子女王
恒正王

右謹んで訂正致します

東京都千代田区丸の内二丁目十二番館六号四二室
二〇二〇年十月三十一日
国会図書館蔵書



533086

昭和十八年(癸未)略

三六二紀
年百千元

(年六十七らか年元治明)
(年二十三らか年元正大)

新曆	祝祭日		年中行事	二十四節	日曜表
	大	小			
一	四方拜祭	一月一日	入敷	小寒	一月六日
二	元始祭	一月三日	節分	立春	二月五日
三	新年宴會	一月五日	初節	雨水	二月十九日
四	紀元祭	二月十一日	節分	春分	三月六日
五	春季皇靈祭	三月廿一日	節分	清明	三月廿一日
六	神武天皇祭	四月三日	節分	穀雨	四月六日
七	天長節	四月廿九日	節分	立夏	五月六日
八	秋季皇靈祭	九月廿四日	節分	芒種	五月廿二日
九	神嘗祭	十月十七日	節分	小暑	六月六日
十	明治節	十一月三日	節分	大暑	七月八日
十一	新嘗祭	十一月廿三日	節分	立秋	七月廿四日
十二	大正天皇祭	十二月廿五日	節分	處暑	八月八日
十三	地久節	三月六日	節分	白露	八月廿四日
十四	皇太后陛下	六月廿五日	節分	秋分	九月九日
十五			節分	霜降	九月廿四日
十六			節分	立冬	十月八日
十七			節分	小雪	十一月三日
十八			節分	大雪	十一月廿九日
十九			節分	冬至	十二月三日
二十			節分		十二月廿三日

大日本青少年團綱領

我々は大日本青少年團員なり

- 一 大御心を奉養し心をあはせて奉公の誠をつくし天壤無窮の皇運を扶翼し奉らん
- 一 皇國の精神に基き正大の氣をあつめて確固不拔の志操を養ひ力をあはせて大東亞の興隆に邁進せん
- 一 身心一體の鍛鍊を積み共勵切磋して進取創造の力量を大にし挺身各々其の職分を務めん

大日本青少年團歌

- 一、若き者 朝日の如く 新なる
われら 大日本青少年團
あゝ御稜威 あまねきところ
空は晴れたり 空は晴れたり
いざ共に 聖恩の旗
仰ぎつゝ 勅語を胸に
われら起たん
- 二、若き者 はばたき強く
巢立ち行く
われら 大日本青少年團
あゝ希望 輝くところ
力みなぎる 力みなぎる
いざ共に 皇國の明日
になひつゝ 御民の幸に
われら生ぎん
- 三、若き者 はがねと鍛へ
火と燃ゆる
われら 大日本青少年團
あゝ誠 つらぬくところ
固く結びて 固く結びて
いざ共に 荆棘の道
拓きつゝ 興亞の使命
われら遂げん

青少年團年鑑目次

昭和十八年略曆……………	三	國家總動員法……………	三三	沿革……………	七	者鍊成會……………	二二
大日本青少年團綱領……………	四	國家總動員法關係勅令……………	三三	大日本青少年團の結成……………	七	海洋訓練・水泳指導者 鍊成會……………	二二
詔勅……………	九	大東亞戰爭……………	四一	青少年團發達略年表……………	七	勤勞作業活動……………	二三
皇室・宮廷……………	一〇	支那事變の經過……………	四一	最近の團勢……………	八	都市女子青年農村勤勞 奉仕……………	二五
大日本帝國皇室……………	一〇	支那事變から大東亞戰 争へ……………	四二	御差遣侍從の御視察……………	九	興亞活動……………	二七
皇族……………	一一	大東亞戰爭の戦果……………	四三	大日本青少年團組織圖……………	九	保健厚生運動……………	二七
王族及公族……………	一一	大東亞共榮國の建設……………	四三	事業……………	九	女子戰時生活指導者地 方鍊成會……………	二八
御歴代天皇、御陵所在地……………	一一	世界情勢……………	四七	神祇奉仕……………	九	大日本青少年團健民運 動參加要綱……………	二九
本朝年號……………	一二	第一次大戰から第二次 大戰へ……………	四七	神宮御當地造成勤勞奉 仕……………	九	研究、調査活動……………	三〇
神宮、官國幣社一覽……………	一二	獨伊對英米戰……………	四八	青少年團振勵運動……………	一〇	全國優良團名簿……………	三〇
勳章……………	一二	獨ソ戰の經過……………	四八	指導者鍊成……………	一〇	事業指定補助金一覽……………	三一
勳章一覽……………	一二	今後の展望……………	四九	戰時國民貯蓄實踐強調 運動……………	一〇	優良青少年常會一覽……………	三一
勳章の進展……………	一二	最近年略史……………	五〇	國債並戰時債券消化運 動要項……………	一〇	本部役職員・團則・制 定事項……………	三二
勳章の進展……………	一二	大日本青少年團……………	五〇	大藏大臣表彰……………	一一	大日本青少年團役員名 簿……………	三二
勳章の進展……………	一二	大日本青少年團……………	五〇	國民貯蓄獎勵局長官表 彰……………	一一	大日本青少年團地方團 則……………	三二
勳章の進展……………	一二	大日本青少年團……………	五〇	軍人援護活動……………	一一	大日本青少年團本部事 務局事務總則……………	三二
勳章の進展……………	一二	大日本青少年團……………	五〇	女子青年團指導者軍人 援護教化鍊成會……………	一一		
勳章の進展……………	一二	大日本青少年團……………	五〇	國防訓練……………	一一		
勳章の進展……………	一二	大日本青少年團……………	五〇	女子防衛防空訓練指導 者……………	一一		

委員ニ關スル規程……………二二二
大日本青少年團規程……………二二二
教育研究所規程……………二二二
大日本青少年團指導者
中央養成所規程……………二二二
大日本青少年團應急要
項……………二二二
大日本青少年團應急要
項實施細則……………二二二
大日本青少年團本部授
產資金貸付規定……………二二二
借入申請に關する注意……………二二二
地方廳に於ける青少年
團主管課名……………二二二
財團法人日本青年館……………二二二
財團法人日本青年館寄
附行爲……………二二二
財團法人日本青年館事
務總則……………二二二
財團法人日本青年館役
職員名……………二二二
道府縣六大都市青少年
團役員名簿……………二二二
男女青少年團體に關す

る訓令通達……………二二二
地方青年團向上發達ニ
關スル件……………二二二
青年ニ關スル件……………二二二
地方青年團體ニ關スル
件……………二二二
青年團體ノ指導發達ニ
關スル件……………二二二
青年團體ニ關スル件……………二二二
青年團體ノ健全發達ニ
資スベキ要項……………二二二
青年團體ノ内容整理並
實質改善方……………二二二
青年團員ニ令旨ヲ賜ヒ
タルニ付奉體方……………二二二
兩陛下御結婚滿二十五
年ノ御祝儀ニ際シ男
女青年團體事業獎勵
御下賜金ニ關スル件……………二二二
兩陛下御結婚滿二十五
年ノ御祝儀ニ際シ男
女青年團體事業獎勵
御下賜金ニ對スル施

女子青年團體ノ指導發
達ニ關スル件……………二二二
女子青年團體施設要項……………二二二
教化團體並男女青少年
團體事務所管……………二二二
教化振興ニ關スル件……………二二二
青年記念日ニ關スル件……………二二二
青年教育更張ニ關スル
件……………二二二
青年記念日ニ際シ時局
ニ關シ注意方ノ件……………二二二
兒童生徒ニ對スル校外
生活指導ニ關スル件……………二二二
兒童生徒ニ對スル校外
生活指導ニ關スル件……………二二二
兒童生徒ニ對スル校外
生活指導ニ關スル件……………二二二
大日本青少年團ニ關ス
ル件……………二二二
大日本青少年團ニ關ス
ル件……………二二二
青少年ニ對スル興亞訓
練ニ關スル件……………二二二
青年學校ノ振興ニ關ス

件……………二二二
青少年團體……………二二二
大日本海洋少年團……………二二二
大日本航空青少年隊……………二二二
産業報國青年隊……………二二二
商業報國青年隊……………二二二
滿蒙開拓青少年義勇隊……………二二二
學校報國隊……………二二二
大東亞青少年運動……………二二二
道場・會館・塾……………二二二
教育……………二二二
教育改革の諸問題……………二二二
學術振興に就き御下問……………二二二
議會と教育刷新問題……………二二二
科學振興と技術者養成
の企畫化……………二二二
學區制綜合考査制の實
施……………二二二
大東亞教育體制確立の
建議案……………二二二
大東亞建設審議會の文

行政簡素化と文部省の
機構改革……………二二二
中等數學理科教育の改
革……………二二二
臨時教員養成所の増設……………二二二
官立師範專門學校の護
生……………二二二
團期的學制改革……………二二二
國民教育……………二二二
興亞教育研究會で東條
首相挨拶……………二二二
模範航空機教育課程發
表……………二二二
教職員の職員兼任問題……………二二二
海員教育の擴充……………二二二
標準漢字表の制定……………二二二
新字音假名遣の發表……………二二二
南方諸地域の日本語教
育方策……………二二二
東亞民族研究所……………二二二
大東亞博物館の計畫……………二二二
興南練成院……………二二二
南方進出農民練成所……………二二二
家庭教育指導要項……………二二二

軍人援護教育研究指定
校……………二二二
青年教育……………二二二
青年學校生徒の制服統
制……………二二二
青年學校初めての國定
教科書……………二二二
教授訓練の畫間實施……………二二二
青年學校強化同盟の結
成……………二二二
御親閱一周年記念日……………二二二
青年學校の振興に關す
る通牒……………二二二
青年特別訓練の實施……………二二二
東京大阪青教交禮大會……………二二二
朝鮮青年特別練成令……………二二二
教育統計……………二二二
全國諸學校總覽……………二二二
本邦教育費……………二二二
學齡兒童就學歩合累年
比較……………二二二
青年學校現況一覽……………二二二
青年學校教員數累年比

較……………二二二
全國青年學校總覽……………二二二
青年學校教員養成所累
年比較……………二二二
青年學校生徒數累年比
較……………二二二
職業別青年學校生徒數
調……………二二二
職業科別青年學校教員
調……………二二二
教養……………二二二
青少年と文化……………二二二
日本文化の確立……………二二二
青少年文化……………二二二
少國民文化……………二二二
讀書……………二二二
青少年向圖書の現状……………二二二
少國民向圖書の現状……………二二二
青少年向圖書出版活動……………二二二
青少年向圖書群運動……………二二二
青少年向圖書推薦……………二二二
大日本青少年團推薦圖
書……………二二二

文部省推薦圖書……………二二二
日本出版文化協會推薦
圖書……………二二二
映畫……………二二二
戰時下の映畫……………二二二
少國民映畫……………二二二
文部省選定兒童生徒向
映畫……………二二二
青年向映畫……………二二二
移動映畫班……………二二二
ラジオ……………二二二
青少年とラジオ……………二二二
ラジオ連絡班設置……………二二二
ラジオ團體聽取……………二二二
ラジオ文化普及に對す
る協力……………二二二
音樂……………二二二
青少年と音樂……………二二二
國民皆唱……………二二二
合唱……………二二二
喇叭隊……………二二二
優秀レコードの普及……………二二二

演劇……………二七〇

青少年と演劇……………二七〇

移動演劇……………二七〇

素人演劇……………二七〇

人形劇……………二七〇

紙芝居……………二七〇

詩の朗讀……………二七〇

生活科學……………二七〇

戰時生活と生活科學……………二七〇

生活科學運動の展望……………二七〇

物質と生活科學……………二七〇

厚生……………二七〇

青少年體育……………二七〇

時局と青少年體育……………二七〇

男子體力檢定種目増加……………二七〇

女子體力檢定……………二七〇

大日本體育會發足……………二七〇

學徒競技團體再編成……………二七〇

明治神宮國民體育大會……………二七〇

第十三回明治神宮國民體育大會……………二七〇

大會參加資格限定……………二七〇

青少年勞働……………二七〇

時局と青少年勞働……………二七〇

十七年度國民動員計畫……………二七〇

青壯年國民登錄……………二七〇

勤勞訓決定……………二七〇

時局勞務の心得……………二七〇

青少年保護……………二七〇

時局と青少年保護……………二七〇

結核對策要綱決定……………二七〇

國民體力法の改正……………二七〇

健民運動……………二七〇

工場健康診斷制度擴充……………二七〇

勞働者年金保險法……………二七〇

婚資貸付と出產祝……………二七〇

國防……………二七〇

兵役……………二七〇

武官官階表……………二七〇

軍人恩給……………二七〇

國防近事……………二七〇

陸軍……………二七〇

陸軍近狀……………二七〇

陸軍諸學校……………二七〇

海軍……………二七〇

防空……………二七〇

防空近事……………二七〇

防空知識……………二七〇

國民防空の要項……………二七〇

警報傳達一覽表……………二七〇

燈管の種類と遮蔽……………二七〇

防空準備……………二七〇

警戒警報が発令された……………二七〇

空襲警報が発令された……………二七〇

戰時災害保護法……………二七〇

防諜……………二七〇

主要團體……………二七〇

大政翼賛會……………二七〇

翼賛壯年團……………二七〇

帝國農會……………二七〇

産業組合中央會……………二七〇

農山漁村文化協會……………二七〇

農業報國聯盟……………二七〇

滿洲移住協會……………二七〇

大日本産業報國會……………二七〇

大日本產報勞動科學研究會……………二七〇

商業報國會……………二七〇

帝國在郷軍人會……………二七〇

軍人援護會……………二七〇

日本放送協會……………二七〇

中央教化團體聯合會……………二七〇

國民精神文化研究所……………二七〇

警防團……………二七〇

大日本與亞同盟……………二七〇

大日本婦人會……………二七〇

日本文化協會……………二七〇

日本海運報國團……………二七〇

日本文學報國會……………二七〇

日本少國民文化協會……………二七〇

中華民國新民會……………二七〇

滿洲帝國協和會……………二七〇

詔勅

天孫降臨の神勅

葦原の千五百秋の瑞穂國は、是れ吾が子孫の王たる可き地なり。宜しく爾皇孫、就いて治らせ。行矣。實祚の隆えまよむむこと、當に天壤と與に窮り無かるべし。

權原建都の令

我東に征してより茲に六年になりぬ。さいはひに皇天の威を以てし、凶徒讎に就きぬ。邊土未だ清まらず、餘妖尙梗しと雖も、中洲の地、復風塵無し。誠に宜しく皇都を恢廓し、大壯を規摹すべし。而して今や運は此の屯蒙に屬ひ、氣心朴素なり。巢棲穴住の習俗惟れ常なり。夫れ大人の制を立つるや、義必ず時に隨ふ。苟も民に利有らば、何ぞ聖造に妨はむ。且つ當に山林を披き拂ひ、宮室を經營して、恭みて寶位に臨み、以て元元を鎮むべし。上は則ち乾靈の國を授けたまふの徳に答へ、下は則ち皇孫の民を養ひたまふの心を弘めむ。然して後に、六合を兼

ねて以て都を開き、八紘を掩ひて宇と爲さむこと、亦可ならずや。夫の畝傍山の東南權原の地を觀れば、蓋し國の塊區か。之治る可し。

五箇條ノ御誓文

- 一 廣ク會議ヲ興シ萬機公論ニ決スヘシ
 - 一 上下心ヲ一ニシテ盛ニ經綸ヲ行フヘシ
 - 一 官武一途庶民ニ至ル迄各其志ヲ遂ケ人心ヲシテ倦マサラシメンコトヲ要ス
 - 一 舊來ノ陋習ヲ破リ天地ノ公道ニ基クヘシ
 - 一 智識ヲ世界ニ求メ大ニ皇基ヲ振起スヘシ
- 我國未曾有ノ變革ヲ爲サントシ朕躬ヲ以テ衆ニ先ンシ天地神明ニ誓ヒ大ニ斯國是ヲ定メ萬民保全ノ道ヲ立ントス衆亦此旨趣ニ基キ協心努力セヨ
- 明治元年三月十四日

教育ニ關スル勅語

朕惟フニ我カ皇祖皇宗國ヲ肇ムルコト宏遠ニ徳ヲ樹ツルコト深厚ナリ我カ臣民克ク忠ニ克ク孝ニ億兆心ヲ一ニシテ世々厥ノ美ヲ濟セルハ此レ我カ國體ノ精華ニシテ教育ノ淵源亦實ニ此ニ存ス爾臣民父母ニ孝ニ兄弟ニ友ニ夫婦相和シ朋友相信シ恭儉己レヲ持シ博愛衆ニ及ホシ學ヲ修メ業ヲ習ヒ以テ智能ヲ啓發シ

徳義ヲ成就シ進テ公益ヲ廣メ世務ヲ開キ常ニ國意ヲ重シ國法ニ遵ヒ一旦緩急アレハ義勇公ニ奉シ以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ是ノ如キハ獨リ朕カ忠良ノ臣民タルノミナラス又以テ爾祖先ノ遺風ヲ顯彰スルニ足ラン

斯ノ道ハ實ニ我カ皇祖皇宗ノ遺訓ニシテ子孫臣民ノ俱ニ遵守スヘキ所之ヲ古今ニ通シテ謬ラス之ヲ中外ニ施シテ悖ラス朕爾臣民ト俱ニ拳々服膺シテ成其徳ヲ一ニセンコトヲ庶幾フ

明治二十三年十月三十日

戊申詔書

朕惟フニ方今人文日ニ就リ月ニ將ミ東西相倚リ彼此相濟シ以テ其ノ福利ヲ共ニス朕ハ爰ニ益々國交ヲ修メ友義ヲ悖シ列國ト與ニ永ク其ノ慶ニ頼ラムコトヲ期ス願ミルニ日進ノ大勢ニ伴ヒ文明ノ惠澤ヲ共ニセムトスル固ヨリ内國運ノ發展ニ須ク戰後日尙淺ク庶政益々更張ヲ要ス宜ク上下心ヲ一ニシ忠實業ニ服シ勤儉産ヲ治メ惟レ信惟レ義醇厚俗ヲ成シ華ヲ去リ實ニ就キ荒怠相誡メ自彊息マサルヘシ

抑々我カ神聖ナル祖宗ノ遺訓ト我カ光輝アル國史ノ成跡トハ炳トシテ日星ノ如シ寔ニ克ク恪守シ洋儀ノ誠ヲ轍サハ國運發展ノ本近ク斯ニ在リ朕ハ方今ノ世局ニ處シ我カ忠良ナル臣民ノ協翼ニ倚藉シテ維新ノ

皇猷ヲ恢弘シ祖宗ノ威徳ヲ對揚セムコトヲ庶幾フ爾臣民其レ克ク朕カ旨ヲ體セヨ

明治四十一年十月十三日

國民精神作興ニ關スル詔書

朕惟フニ國家興隆ノ本ハ國民精神ノ剛健ニ在リ之ヲ涵養シ之ヲ振作シテ以テ國本ヲ固クセサルヘカラス是ヲ以テ先帝意ヲ教育ニ留メサセラレ國體ニ基キ淵源ニ遡リ皇祖皇宗ノ遺訓ヲ揭ケテ其ノ大綱ヲ昭示シタマヒ後又臣民ニ詔シテ忠實勤儉ヲ勸メ信義ノ訓ヲ申ネテ荒怠ノ誠ヲ垂レタマヘリ是レ皆道徳ヲ尊重シテ國民精神ヲ涵養振作スル所以ノ洪謨ニ非サルナシ爾來趨向一定シテ效果大ニ著レ以テ國家ノ興隆ヲ致セリ朕即位以來夙夜兢兢トシテ常ニ紹述ヲ思ヒシニ俄ニ災變ニ遭ヒテ憂悚交々至レリ

輒近學術益々開ケ人智日ニ進ム然レトモ浮華放縱ノ習漸ク萌シ輕佻詭激ノ風モ亦生ス今ニ及ヒテ時弊ヲ革メスムハ或ハ前緒ヲ失墜セムコトヲ恐ル況ヤ今次ノ災禍甚タ大ニシテ文化ノ紹復國力ノ振興ハ皆國民ノ精神ニ待ツヲヤ是レ實ニ上下協贊振作更張ノ時ナリ振作更張ノ道ハ他ナシ先帝ノ聖訓ニ恪遵シテ其ノ實效ヲ舉クルニ在ルノミ宜ク教育ノ淵源ヲ崇ヒテ智徳ノ竝進ヲ努メ綱紀ヲ肅正シ風俗ヲ匡勵シ浮華放縱ヲ斥ケテ質實剛健ニ趨キ輕佻詭激ヲ矯メテ醇厚中正

紀元二千六百年紀元節ノ詔書

朕惟フニ神武天皇惟神ノ大道ニ遵ヒ一系無窮ノ寶祚ヲ繼ギ萬世不易ノ丕基ヲ定メ以テ天業ヲ經綸シタマヘリ歷朝相承ケ上仁愛ノ化ヲ以テ下ニ及ボシ下忠厚ノ俗ヲ以テ上ニ奉ジ君民一體以テ朕ガ世ニ逮ビ茲ニ紀元二千六百年ヲ迎フ

今ヤ非常ノ世局ニ際シ斯ノ紀元ノ佳節ニ當ル爾臣民宜シク思フ神武天皇ノ創業ニ聘セ皇圖ノ宏遠ニシテ皇謨ノ雄深ナルヲ念ヒ和衷戮力益々國體ノ精華ヲ發揮シ以テ時艱ノ克服ヲ致シ以テ國威ノ昂揚ニ勵メ祖宗ノ神靈ニ對ヘンコトヲ期スベシ

昭和十五年二月十一日

日本國、獨逸國及伊太利國間
三國條約締結ニ關スル 詔書

大義ヲ入紘ニ宣揚シ坤輿ヲ一字タラシムルハ實ニ皇祖皇宗ノ大訓ニシテ朕ガ夙夜眷々措カザル所ナリ而シテ今ヤ世局ハ其ノ騷亂底止スル所ヲ知ラズ人類ノ蒙ルベキ禍患亦將ニ測ルベカラザルモノアラントス朕ハ禍亂ノ戢定平和ノ克復ノ一日モ速ナランコトニ軫念極メテ切ナリ乃チ政府ニ命ジテ帝國ト其ノ意圖ヲ同ジクスル獨伊兩國トノ提攜協力ヲ議セシメ茲ニ

ニ歸シ人倫ヲ明ニシテ親和ヲ致シ公德ヲ守リテ秩序ヲ保チ責任ヲ重シ節制ヲ尚ヒ忠孝義勇ノ美ヲ揚ケ博愛共存ノ誼ヲ篤クシ入リテハ恭儉勤敏業ニ服シ産ヲ治メ出テテハ一己ノ利害ニ偏セスシテ力ヲ公益世務ニ竭シ以テ國家ノ興隆ト民族ノ安榮社會ノ福祉トヲ圖ルヘシ朕ハ臣民ノ協翼ニ頼リテ彌々國本ヲ固クシ以テ大業ヲ恢弘セムコトヲ冀フ爾臣民其レ之ヲ勉メ

大正十二年十一月十日

軍人援護ニ關スル勅語

朕カ陸海軍人ノ忠誠勇武ナル明治以來屢國難ヲ克服セリ而シテ今次ノ事變師ヲ隣疆ニ出スヤ又克ク忠烈ヲ勵ミ以テ國威ヲ中外ニ顯揚シ朕カ忠實ナル臣民統後ニ在リテ相率キ公ニ奉シ出征ノ將兵ヲシテ後顧ノ憂ナカラシム朕深ク之レヲ嘉尚ス惟フニ戰局ノ擴大スル或ハ戰ニ死シ或ハ戰ニ傷キ或ハ疫癘ニ罹ルルモ亦少カラス是レ朕カ夙夜惻怛禁スル能ハサル所ナリ宜シク力ヲ軍人援護ノ事ニ效シ遺憾ナカラシムヘシ茲ニ内帑ヲ頒チ之レカ實ニ充テシム卿其レ朕カ意ヲ體シ之レカ規畫ニ當リ克ク其ノ績ヲ擧ケンコトヲ期セヨ

昭和十三年十月三日

三國間ニ於ケル條約ノ成立ヲ見タルハ朕ノ深ク憐ブ所ナリ

惟フニ萬邦ヲシテ各々其ノ所ヲ得シメ兆民ヲシテ悉ク其ノ堵ニ安ンゼシムルハ曠古ノ大業ニシテ前途甚ダ遠遠ナリ爾臣民益々國體ノ觀念ヲ明徹ニシ深ク謀リ遠ク慮リ協心戮力非常ノ時局ヲ克服シ以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼セヨ

昭和十五年九月二十七日

教育ニ關スル 勅語彙覽五 十年記念式典ニ於テ賜ハリタル 勅語

皇祖考曩ニ聖勅ヲ降シタマヒテ國體ノ精華ヲ闡明シ國民道德ノ大本ヲ昭示シタマヒシヨリ茲ニ五十年ナリ而シテ爾臣民克ク聖勅ノ趣旨ヲ體シ夙夜振勵文ヲ經トシ武ヲ緯トシ教化爰ニ洽ク學風以テ振ヒ國運ノ隆昌克ク今日アルヲ致セルハ朕ノ深ク憐フ所ナリ今ヤ國際ノ情勢ハ曠古ノ大變ニ際會セリ爾臣民其レ世局ニ鑒ミ億兆心ヲ一ニシ時艱ヲ克服シテ大訓ノ聖旨ニ副ヒタテマツリ以テ德輝ヲ四表ニ光被センコトヲ期セヨ

昭和十五年十月三十日

宣戰ノ詔書

天佑ヲ保有シ萬世一系ノ皇祚ヲ踐メル大日本帝國天皇ハ昭ニ忠誠勇武ナル汝有歟ニ示ス

朕茲ニ米國及英國ニ對シテ戰ヲ宣ス朕カ陸海將兵ハ全力ヲ奮テ交戰ニ從事シ朕カ百僚有司ハ勵精職務ヲ奉行シ朕カ眾庶ハ各々其ノ本分ヲ盡シ億兆一心國家ノ總力ヲ擧ケテ征戰ノ目的ヲ達成スルニ遺算ナカラムコトヲ期セヨ

抑々東亞ノ安定ヲ確保シ以テ世界ノ平和ニ寄與スルハ丕顯ナル皇祖考丕承ナル皇考ノ作述セル遠猷ニシテ朕カ拳々措カサル所而シテ列國トノ交誼ヲ篤クシ萬邦共榮ノ樂ヲ偕ニスルハ之亦帝國カ常ニ國交ノ要義ト爲ス所ナリ今ヤ不幸ニシテ米英兩國ト釁端ヲ開クニ至ル洵ニ已ムヲ得サルモノアリ豈朕カ志ナラムヤ中華民國政府曩ニ帝國ノ眞意ヲ解セス濫ニ事ヲ構ヘテ東亞ノ平和ヲ攪亂シ遂ニ帝國ヲシテ干戈ヲ執ルニ至ラシメ茲ニ四年有餘ヲ經タリ幸ニ國民政府更新スルアリ帝國ハ之ト善隣ノ誼ヲ結ヒ相提攜スルニ至レルモ重慶ニ殘存スル政權ハ米英ノ庇蔭ヲ恃ミテ兄弟尙未タ牆ニ相闚クヲ憐メス米英兩國ハ殘存政權ヲ支援シテ東亞ノ禍亂ヲ助長シ平和ノ美名ニ匿レテ東洋制覇ノ非望ヲ逞ウセムトス剩ヘ與國ヲ誘ヒ帝國ノ

汝等其レ氣節ヲ尚ビ廉恥ヲ重ンジ古今ノ史實ニ稽ヘ中外ノ事勢ニ鑒ミ其ノ思索ヲ精ニシ其ノ識見ヲ長ジ執ル所中ヲ失ハズ擲フ所正ヲ認ラズ各其ノ本分ヲ恪守シ文ヲ修メ武ヲ練リ質實剛健ノ氣風ヲ振勵シ以テ負荷ノ大任ヲ全クセムコトヲ期セヨ

昭和十四年五月二十二日

令 旨

國運進展ノ基礎ハ青年ノ修養ニ須ツコト多シ諸子能ク内外ノ情勢ニ顧ミ恆ニ其ノ本分ヲ盡シ奮勵協力以テ所期ノ目的ヲ達成スルニ勗メムコトヲ望ム

〔大正九年十一月二十二日 皇太子殿下 全國青年團明治神宮代參者大會出席者を高輪御所に召され下し賜ひたるものなり。〕

奉 答

畏クモ 皇太子殿下 本日全國青年團員ニ對シ特ニ優渥ナル令旨ヲ賜リ青年ノ擲フヘキ所ヲ示シ給フ一同恐懼感激ノ至リニ堪ヘス爾今益々協心戮力修養ニ努メ以テ令旨ニ副ハムコトヲ誓ヒ奉ル

青少年學徒ニ賜リタル勅語

國本ニ培ヒ國力ヲ養ヒ以テ國家隆昌ノ氣運ヲ永世ニ維持セムトスル任タル極メテ重ク道タル甚ダ遠シ而シテ其ノ任實ニ繁リテ汝等青少年學徒ノ雙肩ニ在リ

昭和十六年十二月八日

御名 御璽

周邊ニ於テ武備ヲ增強シテ我ニ挑戰シ更ニ帝國ノ平和的通商ニ有ラユル妨害ヲ與ヘ遂ニ經濟斷交ヲ敢テシ帝國ノ生存ニ重大ナル脅威ヲ加フ朕ハ政府ヲシテ事態ヲ平和ノ裡ニ回復セシメムトシ隱忍久シキニ彌リタルモ彼ハ毫モ交讓ノ精神ナク徒ニ時局ノ解決ヲ遷延セシメテ此ノ間却ツテ益々經濟上軍事上ノ脅威ヲ増大シ以テ我ヲ屈從セシメムトス斯ノ如クニシテ推移セムカ東亞安定ニ關スル帝國積年ノ努力ハ悉ク水泡ニ歸シ帝國ノ存立亦正ニ危殆ニ瀕セリ事既ニ此ニ至ル帝國ハ今ヤ自存自衛ノ爲斷然起ツテ一切ノ障礙ヲ破碎スルノ外ナキナリ

治憲王 恒憲王第二男子、大正十五年七月三日御誕生。
 東憲王 恒憲王第三男子、昭和四年八月十七日御誕生。
 文憲王 恒憲王第四男子、昭和六年七月十二日御誕生。
 宗憲王 恒憲王第五男子、昭和十年十一月二十四日御誕生。
 健憲王 恒憲王第六男子、昭和十七年八月五日御誕生。
 美智子女王 恒憲王第一女子、大正十二年七月二十九日御誕生。
 久通宮 朝融王 大勳位功四級海軍大佐 故邦彦王第一男子、明治三十四年二月二日御誕生。
 同妃知子女王 勳一等 博恭王第三女子、明治四十年五月十八日御誕生。
 倪子 故邦彦王妃 勳一等 故公爵島津忠義第七女子、明治十二年十月十九日御誕生。
 邦昭王 朝融王第一男子、昭和四年三月二十五日御誕生。
 朝建王 朝融王第二男子、昭和十五年五月十一日御誕生。
 正子女王 朝融王第一女子、大正十五年十二月八日御誕生。
 朝子女王 朝融王第二女子、昭和二年十月二十三日御誕生。
 通子女王 朝融王第三女子、昭和八年九月四日御誕生。
 英子女王 朝融王第四女子、昭和十二年七月二十一日御誕生。
 典子女王 朝融王第五女子、昭和十六年九月十八日御誕生。

故多嘉王妃靜子 勳一等 故子爵水無瀬忠輔第一女子、明治十七年九月二十五日御誕生。
 家彦王 勳一等 故多嘉王第二男子、大正九年三月十七日御誕生。
 德彦王 故多嘉王第三男子、大正十一年十一月十九日御誕生。
 梨本宮 守正王 大勳位頸飾章功四級元帥陸軍大將兼臨時神宮祭主、故久通宮朝彦親王第四男子、明治七年三月九日御誕生。
 同妃伊都子 勳一等 故侯爵鍋島直大第二女子、明治十五年二月二日御誕生。
 朝香宮 鳩彦王 大勳位功一級陸軍大將 故久通宮朝彦親王第八男子、明治二十年十月二日御誕生。
 半彦王 勳一等陸軍少佐 鳩彦王第一男子、大正元年十月八日御誕生。
 同妃千賀子 勳二等 伯爵慶堂高紹第五女子、大正十年五月三日御誕生。
 富久子女生 半彦王第一女子、昭和十六年十二月十一日御誕生。
 東久通宮 稔彦王 大勳位功一級陸軍大將、故久通宮朝彦親王第九男子、明治二十年十二月三日御誕生。
 同妃聰子內親王 勳一等 明治天皇第九皇女子、明治二十九年五月十一日御誕生。
 感厚王 勳一等功四級陸軍大尉 稔彦王第一男子、大正

五年五月六日御誕生。
 俊彦王 稔彦王第四男子、昭和四年三月二十四日御誕生。
 北白川宮 道久王 故永久王第一男子、昭和十二年五月二日御誕生。
 房子內親王 故成久王妃勳一等 明治天皇第七皇女子、明治二十三年一月二十八日御誕生。
 故永久王妃祥子 勳二等 男爵德川義親第二女子、大正五年八月二十六日御誕生。
 豐子女王 故永久王第一女子、昭和十四年十一月十三日御誕生。
 竹田宮 恒德王 大勳位功四級陸軍少佐 故恒久王第一男子、明治四十二年三月四日御誕生。
 同妃光子 勳二等 公爵三條公輝第二女子、大正四年十一月六日御誕生。
 恒正王 恒德王第一男子、昭和十五年十月十一日御誕生。
 素子女王 恒德王第一女子、昭和十七年五月五日御誕生。

王族及公族

(昭和十七年十月一日日記)

故李太王妃尹氏 勳一等 故侯爵尹澤榮第一女子、明治二十七年九月十九日御誕生。
 李鏞公 大勳位陸軍少佐 李燦第一男子、明治四十二年十月二十八日御誕生。
 同妃誠子 勳一等 伯爵廣福真光家族正五位松平胖第一女子、明治四十四年十月六日御誕生。
 李沖 李鏞公第一男子、昭和七年八月十四日御誕生。
 李沂 李鏞公第二男子、昭和十年三月四日御誕生。
 沃子 李鏞公第一女子、昭和十三年十二月十九日御誕生。
 李燦 大勳位 故李太王第五男子、明治十年三月三十日御誕生。
 同妃金氏 勳一等 故男爵金恩濬第一女子、明治十三年十二月二十二日御誕生。
 李燦公 勳一等陸軍少佐 李燦第二男子、大正元年十一月十五日御誕生。
 同妃寶珠 勳二等 故侯爵朴泳孝孫、大正三年十二月十一日御誕生。
 李清 李燦公第一男子、昭和十一年四月二十三日御誕生。
 李淙 李燦公第二男子、昭和十五年十一月九日御誕生。
 故李燦公妃李氏 勳一等 故李燦九第一女子、明治十六年七月十日御誕生。
 故李燦公妃金氏 勳一等 故金在鼎第一女子、明治十一年七月十八日御誕生。

御歴代天皇、御陵所在地

(御遷御所は昭和十五年七月五日勅定の御法を示す)

代	御即位	御	所	在	地
一	元	敏	高市郡	敏	高市郡敏傍町河
二	仁	桃	高市郡	敏	高市郡敏傍町四條
三	安	敏	吉田		
四	孝	敏	池	南葛城郡大正村三室	
五	孝	敏	披	披上村玉手	
六	孝	敏	北	北葛城郡王寺町王寺	
七	孝	敏	高	高市郡敏傍町石川	
八	孝	敏	奈	奈良市油坂町山の寺	
九	開	敏	磯	磯城郡柳本町柳本	
一〇	崇	敏	生	生駒郡都麻村尼ヶ辻	
一一	垂	敏	磯	磯城郡柳本町遊谷	
一二	景	敏	生	生駒郡平城村山陵	
一三	成	敏	河	河内南河内郡藤井寺町岡	
一四	仲	敏	和	和泉郡市大仙町	
一五	應	敏	河	河内東北郡神石村上石津	
一六	仁	敏	南	南陵	

年	紀元	西暦	年	紀元	西暦
神護	一四二	七六五	昌泰	一四八	八八九
天智	一四七	七七〇	寬平	一四五	八八五
天寶	一四九	七七二	仁和	一四五	八八五
天曆	一五〇	七七三	元慶	一五七	八八七
天寶	一五〇	七七三	貞觀	一五九	八八九
天曆	一五〇	七七三	天安	一五七	八八七
天曆	一五〇	七七三	齊衡	一五九	八八九
神龜	一五七	七八〇	仁壽	一五九	八八九
養老	一五七	七八〇	嘉祥	一五九	八八九
靈龜	一五七	七八〇	承和	一五九	八八九
和銅	一五八	七八一	天長	一五九	八八九
慶雲	一五八	七八一	弘仁	一五九	八八九
大寶	一五八	七八一	大同	一五九	八八九
白鳳	一五九	七八二	延暦	一五九	八八九
白雉	一五九	七八二	天應	一五九	八八九
大化	一五九	七八二	寶龜	一五九	八八九
年	紀元	西暦	神護	一五九	八八九

本朝年號

代	御即位	御	所	在	地
一〇六	百	和	和	和泉郡市三國ヶ丘町	
一〇七	惠	河	河	河内南河内郡道明寺村	
一〇八	菅	生	生	生駒郡伏見村寶來	
一〇九	丹	河	河	河内南河内郡高鷲村島泉	
一一〇	河	西	西	西浦村西浦	
一一一	傍	北	北	北葛城郡下田村北今市	
一一二	植	河	河	河内南河内郡藤井寺町	
一一三	傍	北	北	北葛城郡志都美村今泉	
一一四	三	高	高	高市郡敏傍町鳥屋	
一一五	古	古	古	河内南河内郡古市町古市	
一一六	身	高	高	高市郡敏傍町鳥屋	
一一七	檜	阪	阪	阪合村平田	
一一八	河	河	河	河内南河内郡磯長村太子	
一一九	河	磯	磯	磯城郡多武峰村倉橋	
一二〇	倉	磯	磯	磯城郡多武峰村倉橋	
一二一	磯	河	河	河内南河内郡山田村山田	
一二二	磯	磯	磯	磯城郡城島村忍阪	
一二三	山	河	河	河内南河内郡山田村山田	
一二四	科	高	高	高市郡越智岡村東木	
一二五	陵	京	京	京都市東山区山科御陵	

年	紀元	西暦	年	紀元	西暦
延喜	一六一	九〇一	寬仁	一六七	一〇二七
延長	一六一	九〇一	治安	一六一	一〇二二
承平	一五九	九〇三	萬壽	一六四	一〇三〇
天慶	一五九	九〇三	長元	一六八	一〇三八
天曆	一六〇	九〇四	長曆	一六九	一〇三九
天德	一六〇	九〇四	長久	一七〇	一〇四〇
應和	一六一	九〇五	寬德	一七〇	一〇四〇
康保	一六一	九〇五	永承	一七〇	一〇四〇
天安	一六一	九〇五	天喜	一七三	一〇四三
天祿	一六一	九〇五	康平	一七八	一〇五八
天延	一六一	九〇五	治曆	一七五	一〇六五
貞元	一六一	九〇五	承久	一七九	一〇六九
天元	一六一	九〇五	承保	一七九	一〇六九
永觀	一六一	九〇五	承曆	一七九	一〇六九
寬和	一六一	九〇五	永保	一七九	一〇六九
永延	一六一	九〇五	應德	一七九	一〇六九
永祚	一六一	九〇五	寬治	一七九	一〇六九
正曆	一六一	九〇五	嘉保	一七九	一〇六九
長德	一六一	九〇五	永長	一七九	一〇六九
長保	一六一	九〇五	承德	一七九	一〇六九
寬弘	一六一	九〇五	康和	一七九	一〇六九
長和	一六一	九〇五	長治	一七九	一〇六九

光陽清文仁淳雫平桓光稱淳孝聖元元文持天弘
 宇光陽清文仁淳雫平桓光稱淳孝聖元元文持天弘
 多孝成和德明和峨城武仁德仁謙武正明武統武文
 一五七 後山科陵
 一五八 醍醐陵
 一五九 村上陵
 一六〇 櫻木陵
 一六一 後村上陵
 一六二 紙屋川上陵
 一六三 圓融寺北陵
 一六四 北山陵
 一六五 菩提樹院陵
 一六六 圓乘寺陵
 一六七 圓教寺陵
 一六八 圓教寺陵
 一六九 成菩提院陵
 一七〇 後圓教寺陵
 一七一 安樂壽院陵
 一七二 白峯陵
 一七三 安樂壽院南陵
 一七四 法住寺陵
 一七五 香隆寺陵
 一七六 清閑寺陵
 一七七 後清閑寺陵

長壽山前陵
 檜隈大内陵
 檜隈安古岡上陵
 奈良山東陵
 西陵
 佐保山南陵
 淡路陵
 高野陵
 田原東陵
 柏原陵
 楊梅陵
 嵯峨山上陵
 大原野西嶺上陵
 深草陵
 田邑陵
 水尾山陵
 神樂岡東陵
 後田邑陵
 大内山陵

大津市別所町
 高市郡高市村野口
 阪合村栗原
 奈良市奈良阪町
 法蓮町北畑
 淡路三原郡賀集村
 生駒郡平城村山陵
 添上郡田原村日笠
 京都市伏見區桃山町
 京都市右京區北嵯峨
 山城乙訓郡大原野村
 京都市伏見區深草東伊達町
 右京區太秦三尾町
 嵯峨水尾
 左京區淨土寺真如町
 右京區宇多野馬場町
 右京區鳴瀨宇多野谷

長寬	應保	永曆	平治	保元	久壽	仁平	久安	天養	康治	永治	保延	長承	天承	大治	天安	元永	永承	天永	嘉承
一八三	一八二	一八〇	一八九	一八六	一八四	一八一	一八五	一八四	一八三	一八一	一七五	一七五	一七五	一七六	一七六	一七八	一七五	一七〇	一六六
一八三	一八二	一八〇	一八九	一八六	一八四	一八一	一八五	一八四	一八三	一八一	一七五	一七五	一七五	一七六	一七六	一七八	一七五	一七〇	一六六
嘉祿	元仁	貞應	承久	建保	建曆	承元	建永	元久	建仁	正治	建久	文治	元曆	壽永	治承	安元	承安	嘉應	永萬
一八五	一八四	一八三	一八二	一八一	一八〇	一七九	一七八	一七八	一八六	一八五	一八四	一八四	一八四	一八三	一八三	一八二	一八二	一八二	一八三
一八五	一八四	一八三	一八二	一八一	一八〇	一七九	一七八	一七八	一八六	一八五	一八四	一八四	一八四	一八三	一八三	一八二	一八二	一八二	一八三

合光老共近崇鳥堀白後後後後三花圓冷村朱醍
 高六二後近崇鳥堀白後後後後三花圓冷村朱醍
 倉條條河衛德羽河河條泉雀條條條山融泉上雀關
 一六八 後清閑寺陵
 一六九 清閑寺陵
 一七〇 香隆寺陵
 一七一 法住寺陵
 一七二 安樂壽院南陵
 一七三 白峯陵
 一七四 安樂壽院陵
 一七五 後圓教寺陵
 一七六 圓教寺陵
 一七七 圓教寺陵
 一七八 成菩提院陵
 一七九 後圓教寺陵
 一八〇 安樂壽院南陵
 一八一 法住寺陵
 一八二 香隆寺陵
 一八三 清閑寺陵
 一八四 後清閑寺陵

京都市伏見區醍醐古道町
 御東東裏町
 右京區鳴瀨宇多野谷
 左京區鹿ヶ谷法念院町
 右京區鳴瀨宇多野谷
 上京區衣笠北道町
 右京區龍安寺朱山
 上京區衣笠殿町金關東
 左京區吉田神樂岡町
 右京區龍安寺朱山
 伏見區竹田淨菩提院町
 右京區龍安寺朱山
 伏見區竹田内畑町
 續岐綾歌郡松山村青海
 京都市伏見區竹田内畑町
 東山區三十三間堂廻
 上京區平野八丁柳町
 東山區清閑寺歌の中山

安貞	寬喜	貞永	天福	文曆	嘉禎	曆仁	延應	仁治	寬元	實治	建長	康元	正嘉	正元	文應	弘長	建治	弘安	正應	永仁	
一八七	一八九	一八八	一八四	一八四	一八五	一八九	一八九	一九〇	一九〇	一九〇	一九〇	一九六	一九七	一九九	一九九	一九九	一九九	一九九	一九九	一九九	
一八七	一八九	一八八	一八四	一八四	一八五	一八九	一八九	一九〇	一九〇	一九〇	一九〇	一九六	一九七	一九九	一九九	一九九	一九九	一九九	一九九	一九九	
正安	乾元	嘉元	德治	延慶	應長	正和	文保	元應	元亨	正中	嘉曆	元德	元弘	正慶	建武	建武	延元	曆應	興國	康永	
一九九	一九九	一九九	一九九	一九九	一九九	一九九	一九九	一九九	一九九	一九九	一九九	一九九	一九九	一九九	一九九	一九九	一九九	一九九	一九九	一九九	一九九
一九九	一九九	一九九	一九九	一九九	一九九	一九九	一九九	一九九	一九九	一九九	一九九	一九九	一九九	一九九	一九九	一九九	一九九	一九九	一九九	一九九	一九九

稱	小	後	長	後	花	後	伏	後	龜	後	四	後	仲	順	土	後	安
光	松	山	慶	上	關	二	伏	宇	深	深	觀	河	恭	德	門	羽	德
二〇二	二〇三	二〇四	二〇五	二〇六	二〇七	二〇八	二〇九	二一〇	二一一	二一二	二一三	二一四	二一五	二一六	二一七	二一八	二一九
深草北陵	嵯峨小倉陵	未詳	榎尾陵	塔尾陵	十樂院上陵	北白河陵	深草北陵	蓮華臺寺陵	龜山陵	深草北陵	嵯峨南陵	月輪陵	觀音寺陵	九條陵	大原陵	金原陵	阿彌陀寺陵

下關市阿彌陀寺町
 山城愛宕郡大原村大原
 ・乙訓郡海印寺村金ヶ原
 ・愛宕郡大原村
 京都市伏見區深草本寺山町
 ・東山區今熊野宇泉山
 ・右京區嵯峨天龍寺
 ・伏見區深草坊町
 ・右京區嵯峨天龍寺
 ・北嵯峨朝原山町
 ・伏見區深草坊町
 ・左京區北白河追分町
 ・東山區粟田口三條坊町
 吉野郡吉野町吉野山
 河内南河内郡川上村
 京都市右京區嵯峨
 京都市伏見區深草坊町

永享	正長	應永	明德	康應	嘉慶	至德	元中	永德	弘和	康曆	永和	天授	文中	建德	應安	貞治	康安	延文	文和	觀應	正平	
二〇八	二〇九	二一〇	二一一	二一二	二一三	二一四	二一五	二一六	二一七	二一八	二一九	二二〇	二二一	二二二	二二三	二二四	二二五	二二六	二二七	二二八	二二九	二三〇
天正	元龜	永祿	弘治	天文	享祿	大永	永正	文龜	明應	延德	長享	文明	應仁	文正	寬正	長祿	康正	享德	寶德	文安	嘉吉	
二二三	二二四	二二五	二二六	二二七	二二八	二二九	二三〇	二三一	二三二	二三三	二三四	二三五	二三六	二三七	二三八	二三九	二四〇	二四一	二四二	二四三	二四四	二四五

大	明	孝	仁	光	後	後	桃	櫻	中	東	豐	後	後	明	後	後	正	後	後	後	後	後	
正	治	明	格	國	町	町	町	町	山	元	西	明	正	尾	成	町	良	原	門	花	國	國	
二二〇	二二一	二二二	二二三	二二四	二二五	二二六	二二七	二二八	二二九	二三〇	二三一	二三二	二三三	二三四	二三五	二三六	二三七	二三八	二三九	二四〇	二四一	二四二	二四三
多摩陵	伏見桃山陵	後月輪東山陵	後月輪陵	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・

丹波北樂田郡山園村井戸
 京都市伏見區深草坊町
 東山區今熊野泉山
 京都市伏見區桃山町
 京都市南多摩郡横山村

寛延	延享	寛保	元文	享保	正徳	寶永	元祿	貞享	天和	延寶	寛文	萬治	明曆	承應	慶安	正保	寛永	元和	慶長	文祿		
二四四	二四五	二四六	二四七	二四八	二四九	二五〇	二五一	二五二	二五三	二五四	二五五	二五六	二五七	二五八	二五九	二六〇	二六一	二六二	二六三	二六四	二六五	
・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・
・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・

神宮

皇大神宮 宇治山田市
 皇大神宮別宮 皇大神宮内
 荒祭宮 皇大神宮内
 月讀宮 三重縣度會郡四郷村
 伊佐奈岐宮 三重縣度會郡四郷村
 伊佐奈美宮 三重縣度會郡四郷村
 伊原宮 三重縣度會郡瀧原村
 瀧原宮 三重縣度會郡瀧原村
 伊雜宮 三重縣志摩郡磯部村
 風日祈宮 皇大神宮内
 倭姫宮 三重縣度會郡四郷村
 豐受大神宮別宮 三重縣度會郡四郷村
 多賀宮 豐受大神宮内
 土夜見宮 宇治山田市
 風宮 豐受大神宮内

官國幣社一覽

石清水八幡宮 京都府綴喜郡八幡町
 松尾神社 京都市右京區松尾山
 平野神社 上京區平野宮本町
 稻荷神社 京都市伏見區深草藪之内町
 大神神社 奈良縣磯城郡三輪町
 大和神社 山邊郡朝和村
 春日神社 奈良市春日野町
 廣瀨神社 奈良縣北葛城郡河合村
 龍田神社 生駒郡三郷村
 丹生川上神社 吉野郡川上村
 大鳥神社 大阪府中河内郡枚岡村
 住吉神社 泉北郡鳳町
 生國魂神社 大坂市住吉區住吉町
 廣田神社 天王寺區生玉町
 水川神社 西宮市廣田
 安房神社 埼玉縣安房郡神戶村
 香取神社 香取郡香取町
 鹿島神社 茨城縣鹿島郡鹿島町
 三島神社 靜岡縣三島市
 熱田神社 名古屋市中區熱田
 日吉神社 滋賀縣滋賀郡坂本村
 日懸神社 和歌山市秋月
 出雲神社 島根縣簸川郡大社町
 宇佐神社 大分縣宇佐郡宇佐町
 霧島神社 鹿兒島縣給良郡霧島村

伊弉諾神社 兵庫縣津名郡多賀村
 香椎宮 福岡縣糟屋郡香椎町
 宮崎宮 宮崎縣高市郡高崎町
 平安宮 京都市左京區岡崎町
 氣比宮 敦賀市曙町
 鹿兒島神社 鹿兒島縣給良郡軍人町
 淺間神社 宮崎縣南那珂郡鶴戶村
 建部神社 滋賀縣栗太郡瀬田町
 宗像神社 北海道札幌市圓山町
 吉野神社 奈良縣吉野郡吉野町
 臺灣神社 臺北市大宮町
 月山神社 山形縣東田川郡立谷澤村
 多賀神社 滋賀縣犬上郡多賀村
 阿蘇神社 熊本縣阿蘇郡宮地町
 宮崎宮 福岡縣糟屋郡箱崎町
 八阪神社 京都市東區祇園町
 日枝神社 京都市東區永田町
 龜山神社 和歌山縣海草郡三田村
 熊野坐神社 東牟婁郡本宮村
 熊野速玉神社 新宮市新宮
 諏訪神社 長野縣諏訪郡中洲村及下諏訪町
 明治神宮 東京市澁谷區代々木外輪町

丹生都比賣神社 和歌山縣伊都郡天野村
 朝鮮神社 京城府南山
 近江神社 大津市錦織町南滋賀町
 關東神社 旅順市
 水無瀬神社 大阪府三島郡島本村
 扶餘神社 忠清南道扶餘郡扶餘面
 南洋神社 南洋群島パラオ諸島コロル島
 白峰神社 京都市上京區今出川通堀川東入
 赤間神社 下關市阿彌陀寺町

官幣中社

海神社 兵庫縣明石郡垂水町
 英彦神社 福岡縣田川郡彦山村
 嚴島神社 廣島縣佐伯郡嚴島町
 住吉神社 下關市勝山
 吉備津神社 岡山縣吉備郡真金町
 伊太祁曾神社 和歌山縣海草郡西山東村
 熊野那智神社 東牟婁郡那智町
 御上神社 滋賀縣野洲郡三上村
 臺南神社 臺南市南門町
 坐摩神社 大阪府東區渡邊町

官幣小社

藤島神社 福井市岩堀町
 結城神社 津市入幡町
 豐榮神社 山口市上宇野令野田
 建勳神社 京都市上京區紫野北船岡町
 豐國神社 東山區大和路正面茶屋町
 東照宮 栃木縣上都賀郡日光町水戸市常磐町
 常磐神社 鹿兒島市山下町
 照國神社 東京市麴町區富士見町
 靖國神社 福島縣伊達郡靈山村
 靈山神社 京都市上京區寺町廣小路
 東照宮 靜岡市根古屋
 四條殿神社 大阪府北河内郡四條殿村
 唐澤神社 栃木縣安蘇郡田沼町
 上杉神社 米澤市南堀端町
 尾山神社 金澤市西町
 野田神社 山口市上宇野令野田
 北島神社 三重縣一志郡多氣村
 佐嘉神社 佐賀市松原町
 山内神社 高知市鷹匠町

國幣大社

圖中社

多度神社 三重縣桑名郡多度村
 熊野神社 島根縣八束郡熊野村
 南宮神社 岐阜縣不破郡宮代村
 敢國神社 三重縣阿山郡府中村
 淺間神社 山梨縣東八代郡一宮村
 寒川神社 神奈川縣高座郡寒川村
 萬岡八幡宮 鎌倉市
 玉前神社 千葉縣長生郡一宮町
 貫前神社 群馬縣北甘樂郡一ノ宮町
 二荒山神社 栃木縣上都賀郡日光町
 都々古別神社 福島縣東白川郡棚倉町
 伊佐須美神社 大沼郡高田町
 志波彦神社 宮城縣鹽竈市
 豐隆神社 山形縣飽海郡廣岡村
 大物忌神社 山形縣飽海郡廣岡村
 若狹彦神社 福井縣速原郡遠敷村
 射水神社 高岡市定塚町
 彌彦神社 新潟縣西蒲原郡彌彦村
 出雲神社 京都府南樂田郡千歲村
 龍神社 兵庫縣出石郡神村
 出石神社 兵庫縣出石郡神村
 宇倍神社 鳥取縣岩美郡宇倍野村
 水若酢神社 島根縣隠岐郡五箇村

圖中社

中山神社 岡山縣吉田郡一宮村
 安仁神社 岡山縣邑久郡大宮村
 忌部神社 德島市富田浦町二軒屋
 大藏比古神社 徳島縣板野郡板東町
 田村神社 香川縣香川郡一宮村
 土佐神社 高知縣土佐郡一宮村
 西塞多神社 大分縣大分郡東植田村
 田島神社 佐賀縣東松浦郡呼子町
 住吉神社 長崎縣壱岐郡那賀村
 海神神社 長崎縣上縣郡峰村
 金刀比羅宮 香川縣仲多度郡琴平町
 大洗磯前神社 茨城縣東茨城郡磯濱町
 酒列磯前神社 那珂郡平磯町
 美保神社 鳥根縣八束郡美保關町
 新田神社 鹿兒島縣川内市
 都々古別神社 福島縣東白川郡近津村
 函館八幡宮 函館市谷地頭町
 生島足島神社 長野縣小縣郡東鹽田村
 伊和神社 兵庫縣安栗郡神戶村
 眞清田神社 一宮市大宮町
 白山比咩神社 石川縣石川郡河内村
 玉祖神社 山口縣佐波郡右田村
 諏訪神社 長崎縣西松浦郡長門町
 大縣神社 愛知縣丹羽郡樂田村
 速谷神社 廣島縣佐伯郡平良村
 伊曾乃神社 愛媛縣新居郡神戶村

圖中小社

砥鹿神社 愛知縣寶飯郡一宮村
 小國神社 靜岡縣周智郡一宮村
 水無神社 岐阜縣大野郡宮村
 伊奈波神社 岐阜市伊奈波通一丁目
 駒形神社 岩手縣膽澤郡水澤町
 岩木山神社 青森縣中津輕郡岩木村
 出羽神社 山形縣東田川郡手向村
 湯殿山神社 秋田縣秋田郡寺内町
 古四王神社 新潟縣佐渡郡羽茂村
 度津神社 鳥取縣西伯郡大高村
 大神山神社 鳥根縣飯沼郡日御碕村
 日御碕神社 鳥根縣飯沼郡日御碕村
 物部神社 沼名郡神戶町
 都農神社 廣島縣沼隈郡神戶町
 牧部神社 宮崎縣兒湯郡都農町
 神部神社 鹿兒島縣掛箱郡須賀村
 淺間神社 靜岡市宮ヶ崎町
 大藏御祖神社 長野縣上水内郡戸隠村
 戸隠神社 石川縣江沼郡大聖寺
 菅生石部神社 鳥根縣飯沼郡須賀村
 須佐神社 鹿本市井川淵町
 藤崎八幡宮 熊本市長府町
 忌宮神社 下關市長府町
 柞原八幡宮 大分縣大分郡八幡村
 高瀨神社 富山縣東礪波郡高瀨村

圖中社(指定、△印指定の見込)

津島神社 愛知縣海部郡津島町
 箱根神社 神奈川縣足柄下郡元箱根
 秩父神社 埼玉縣秩父郡秩父町
 伊豆山神社 熱海市伊豆山
 劍神社 福井縣丹生郡織田村
 倭文神社 鳥取縣東伯耆郡人村
 佐太神社 島根縣八束郡佐太村
 吉備津彦神社 岡山縣御津郡一宮村
 吉備津神社 廣島縣品部郡引村
 尾張大國靈神社 愛知縣中島郡稻澤町
 總高神社 長野縣南安曇郡穗高町
 雄山神社 富山縣中新川郡立山村
 千栗八幡宮 佐賀縣三養基郡北茂安村
 京城神社 京城市倭城臺町
 龍頭山神社 釜山府辨天町
 平壤神社 平壤府慶上里
 大邱神社 大邱府達城町
 北海道護國神社 旭川市宇近文
 札幌護國神社 札幌市南十四條西四丁目
 函館護國神社 函館市沙見町
 京都靈山護國神社 京都市東山区清閑寺靈山町
 大阪護國神社 大阪府住吉區南加賀

圖中社

兵庫縣神戶護國神社 神戶市灘區王子町
 兵庫縣姫路護國神社 姫路市本町
 長崎縣護國神社 長崎市城山町一丁目
 埼玉縣護國神社 大宮市大宮町
 群馬縣護國神社 高崎市大字乘附
 千葉縣護國神社 千葉市亥鼻町三〇
 茨城縣護國神社 水戸市外綠岡村櫻山
 栃木縣護國神社 宇都宮市相生町
 奈良縣護國神社 奈良縣添上郡東古市村大字古市油山
 三重縣護國神社 津市大字下部田
 愛知縣護國神社 名古屋市西區南外堀町六丁目
 靜岡縣護國神社 靜岡市北番町
 山梨縣護國神社 甲府市岩堀町
 滋賀縣護國神社 彦根市尾末町
 岐阜縣護國神社 岐阜市御手洗町
 濃飛縣護國神社 大垣市郭町
 長野縣護國神社 松本市大字桐
 宮城縣護國神社 仙臺市字川内壹番
 福島縣護國神社 福島市駒山
 岩手縣護國神社 盛岡市志家
 青森縣護國神社 弘前市大字下白銀
 山形縣護國神社 山形市宮町
 秋田縣護國神社 秋田市上中城町

圖中社

福井縣護國神社 福井縣吉田郡圓山
 石川縣護國神社 金澤市出羽町一番丁
 富山縣護國神社 富山市安野屋町
 鳥取縣護國神社 鳥取市上町
 松江護國神社 松江市殿町
 濱田護國神社 島根縣濱田市
 岡山縣護國神社 岡山市門田
 廣島縣護國神社 廣島市基町
 山口縣護國神社 福山市三之丸町
 和歌山縣護國神社 和歌山市一番丁
 德島縣護國神社 德島市德島町
 香川縣護國神社 香川縣仲多度郡善通寺町
 愛媛縣護國神社 松山市新立町一丁目
 高知縣護國神社 高知縣長岡郡五臺山村
 △福岡縣護國神社 福岡市大名町
 大分縣護國神社 大分縣大分郡東大分村
 佐賀縣護國神社 佐賀市松原町
 鹿兒島縣護國神社 鹿兒島市山下町
 沖繩縣護國神社 那霸市通堂町三丁目

帝國國勢一覽

△總面積	六五、四〇〇方浬	農產額	三、八三二、〇四八、六五〇圓
内地面積	五二、五〇〇方浬	工業額	七、八五五、一六八、四〇七圓
△總人口(昭和十五年國勢調査)	一〇三、三六八、〇〇〇人	水産額	五〇三、三六五、六三三圓
内地人口(同)	七三、二四、三三九人	鑛産額	七、七、一〇一、四七九圓
△世帯數(内地、昭和十五年國勢調査)	一四、三二一、九八七世帯	畜産額	五〇三、三六五、六三三圓
△國民學校	二、九六六校(兒童二、七五、七三二人)	△耕地總面積(内地昭和十五年末)	三、八、三、六、九、八、七九圓
官立公立大學	四、五校(學生三、九、五五人)	米産額	六、〇七、五〇二町
學校總數(昭和十三年内地)	四、五八八校(學生三、三、三、七三三人)	貿易	十五年度 輸出 三、九三三、九三六千圓 輸入 三、二七、四〇〇千圓 超過 八〇五、四六六千圓
△國庫歳出(昭和十七年度豫算)	二、八、七、〇〇〇千圓	△普通銀行預金總額(昭和十七年六月末)	三、七、九、八〇〇千圓
△國民總所得額(内地昭和五年推計)	一〇、五、五、〇〇〇圓	同 貸出高(同)	一、六、三、三、〇〇〇千圓
(二世帯當)	八三、七圓、一人當 一、六五圓	郵便貯金總額(同)	一〇、六、三、八、三、〇〇〇圓
△富(内地昭和五年推計)	二〇、一、八、〇、〇〇〇圓	△紙幣・銀行券流通額(同)	六、七、五、〇〇〇千圓
△生産總額(内地、昭和十二年)	三、八、六、三、九、三、八圓	△自動車(昭和十二年内地)	二、八、七、三、三、三臺
		△汽船(昭和十四年末内地)	三、四、四、〇、〇六隻

國家總動員体制

總動員体制の進展

國家總動員体制

國家總動員 戰爭に於て武力が第一の必然性 義的な決定要素を持つことは古今を通じて變りないが、近代兵器の出現によつて、戰場にあつては一大消耗戦を展開し、前線戦後の區別も薄らがりといふ近代戦に於ては特に、國家の生存、發展に向つて邁進せんとする強烈なる國家意志力が最も明瞭に戰爭遂行の原動力として浮び上つて來た。長期戦化する強國間の近代戦は「意志と意志との戦ひであり、持久力の戦ひである」ことが特に強調されねばならなくなつた。即ち長期に亘る戰爭の規模が、國家及び民族の全體的意志をもつて戦はれる總力戦を必然ならしめ、國內のあらゆる機能を戦力化して動員することによつてのみ總力戦の遂行が可能だといふことは、第一次世界大戰末期以來、雌伏

を餘儀なくされた獨逸、伊太利等によつて痛感され、やがてそれは滿洲事變、エチオピア戰爭、スペイン内亂、支那事變によつて太鼓判を押されたのであつた。かくて近代戦は直接間接に戰爭資材を提供すべき經濟力は勿論、行政、科學、文教、藝術、思想等國民生活の全分野に亘つてあらゆる機能を戦力化するべき編成が總力戦の前提條件となり、これらの機能を統一規正してゆく國家意志の強弱が、自らの運命を決することとなつた。

我が國に於ても國防國家の建設は早くより一部に要望されてゐた。開國半世紀にして世界の大國となつた日本を恐るべき競争相手と見た米英は、獨善的世界支配を永久的に鞏固するため、ワシントン體制によつて日本の成長を完封せんとした。海軍軍縮、山東問題、移民排斥、通商壓迫等々日本は不斷に

苦杯をなめさせられた。しかも北方よりは世界赤化を狙ふソ聯が虎視眈眈として東亞進出の機會をうかゞつてゐた。この何時爆發するとも知れぬ無氣味な東亞情勢に對處して帝國永遠の生存を確保するためには國力の結果こそ必要であるといふことが漸次認められるに至つたのであるが、然しその實行は政治、經濟、社會各般に亘つて多大の變革を興へざるを得ないため、舊指導勢力との摩擦を生じ、五・一五事件はじめ幾多の不祥事を見、國防國家の建設は遅々として進まなかつた。かゝる間に支那事變は勃發した。わが不擴大主義、現地解決の方針が支那側の全面衝突に無理矢理ひきずられて事變の擴大必至となるや、帝國政府は昭和十二年企畫廳を内閣資源局と統合して戰時對應機關である企畫院に編成替し、又國民總動員計畫を樹立、運動中央機關として國民精神總動員中央聯盟を設けて、支那事變の應急對策としたのである。

然るに支那事變の擴大につれ英米の支持を待たず蔣介石の強硬態度はいよいよ明瞭となり、日本の犠牲に於てする

以外に和解の道なきことが認められ
た。之に對し帝國政府は十三年一月十
六日國民政府を相手とせざる歴史的聲
明を發して事變の徹底的解決を決意
し、次で第七十三議會に國家總動員法
案を始めとし軍需生産力の擴充を旨指
す重要産業の國家保護とその國家的計
畫性付與及び戰時自給經濟の確立に備
へた各種の法案、軍事保護、一般社會
立法等を提出した。國家總動員法の提
案は議會中心主義の既成政黨陣營の古
い傳統に大きな衝動を與へ、戰時議會
も、學國一致も他所に議論に花を咲か
せたが、近代戰の要求は遂に若干の修
正で本案を成立せしめ、本事變には適
用せずとの一應の諒解によつて帝國の
運命を擔ふ國家總動員法が産聲をあげ
たのである。

總動員法
支那事變對策としては幾
多の準總動員法の施策がめ
ぐらされたが、國家總動
員法は十三年五月五日公布と共に同法
第十三條による工場事業場管理令、同
じく第二十一條による醫師その他の職
業能力申告令、第六條による學校卒業
者の使用制限令等の公布實施により先

づ部分的に發動された。かゝる間に大
陸戰況は連戰連勝、武漢を屠り、廣東
を攻略するに至つたが、蔣介石は奧地
重慶に遁入して長期抗戰を呼號し、英
米その他民主主義諸國はこれを支持し
て事變の解決は容易に期待し得なくな
つたので、總動員法の全面的發動は愈
々不可避となつて來た。政府は物心兩
面の總動員態勢の強化を企圖し、當時
國內經濟機構に殘つてゐた自由主義經
濟の殘滓との間に國家總動員法發動を
めぐつて摩擦を現出したが、十四年九
月歐洲に爆發した戰火は我が總動員態
勢の全面的強化を促進することとなり
阿部内閣の手で價格統制令以下十指に
餘る關係勅令が矢継早に公布、實施さ
れ、次で米内、第二次近衛内閣と時局
の推移と共に國內體制の強化は漸進的
に進められ十五年十月から十六年春へ
かけての總動員法發動によつて我が統
制經濟の運用は劃期的發展を見ること
となつた。

而も歐亞の情勢は愈々深刻化し、總
動員法は本來の目的達成のためには更
に強化する必要が生じたので、全文五
十條中二十五條にわたる大修正を

行ふこととなり、第七十六議會に同條
正案が提出され、原案通り可決、十六
年三月一日改正法律は公布、實施とな
つた。かくて我が國防經濟の整備が着
着進行しつゝある時、獨ソ戰爭の勃發
によつて我が國をめぐる國際情勢は一
段の緊張を要請した。支那事變にひそ
む米・英の對日挑戰はこの時既に表面
化し、日本が太平洋、ひいては世界平
和の維持を念とし、七重の膝を入重に
折つてまで對米交渉を妥結せしめんと
努めたに拘らず、米國は取り合はず、
逆に十六年七月對日資金凍結といふ經
濟宣戰に等しき擧に出たのである。こ
の險惡な空氣を反映して八月から九月
にかけて第三次近衛内閣は臨戰經濟諸
計畫を相次いで決定、組閣二ヶ月で戰
略的要求に即應する總力戰態勢を略々完
成し、引續き資金、資材、勞力各般に互
る總動員法關係勅令をそれぞれ公布、
實施した。時の力は國防國家建設の問
題を略々解決したのである。かくて日
本は十二月八日堂々大東亞戰爭の火蓋
を切つた。その後金融團體統制令、水
産統制令等の公布があり總動員法關係
勅令は別項記載の如く六十三に上り、

國防經濟に於ける總動員體制はほとと成
つたかの觀がある。

大政翼賛運動

大政翼賛 國防經濟の確立と並行し
て支那事變勃發後間もな
會の誕生 く、國民精神總動員運動

もとりあげられたことは既にのべた
が、精神運動はとすれば官僚化して精
彩を失ひ、期待するが如き成果を擧げ
得なかつた。而も國際情勢は遠慮なく
急迫し、學國體制整備は一日もゆるが
せに出来なくなつた。十五年夏第二次
近衛内閣組織に當り、近衛公はこの運
動に異常な決意を示し、國民再編成に
賦起した。時の力は因襲と情實で固め
られた政界にも反映し、七月から八月
にかけて民政黨はじめ既成政黨の全面
的解消が行はれ、政界もこれに協力す
る態勢を示した。かくて十五年九月、
日獨伊三國同盟といふ、いはゞ背水の
陣ともいふべき帝國外交の一大轉換に
よつて皇國未曾有の難局を乗切ること
となり、これに必要な國民總力結集の
推進力として大政翼賛會が生れたので
ある。

然るに新政體制の確立を目指し政
黨に代つて國民の總意登場の中心體た
るべき使命を担つて誕生した大政翼賛
會その後の活動は、當初の意氣込みにも
拘らず、そして徒らに實踐を呼號す
るにも拘らず、極めて不活潑であつた。
その實踐たるや頗る發刺さを喪ひ、事
務官廳の單なる外郭團體か、然らざれ
ば嘗ての精勵となんら擇ぶところなき
有様であつた。のみならず、翼賛會と
議會との關係も極めて變態的であつ
た。一方に翼賛會が存在して「政府と
協力して時艱克服に邁進せん」と聲明
すれば、他方に於て議會も亦同様趣旨
の下に政府との協力を表明して再々競
合の形を現出してゐた。しかも翼賛會
の不活潑さに乘じて強力政黨論も出て
來るといつた状態で、政黨による政治
形態の否定から出發した翼賛會は逆に
政界の押しによつて公事結社として規
定づけられ、その存立はまさに危殆に
瀕したかの如くであつた。それは大政
翼賛會が舊政黨の弊害の反省として生
れたものであつたが、第二次近衛内閣
の出現によつて在野の組織運動として
の苦難と闘争とを経ることなしに一躍

政府庇護の安易に、それと同時に制限
内に入つて行動を束縛された結果で、
こゝにこの運動の長短兩面の性格が胚
胎してゐる。

翼賛壯年 かくて、翼賛會強化の方
圖の結成 途如何が論議の中心にお
かれ、翼賛會はその目的
のために先づ國民の最中堅層を組織
し、その總力を結集して國民組織の端
緒を捉へるべく、「翼賛壯年團」を全國
各道府縣に設立することに方針を決
定、その具體化につき陸海軍、内務、
文部等關係各省と協議を重ねたが、十
六年九月四日の參與會議（各省次官と
陸海軍軍務局長より成る）において遂
に「翼賛壯年團結成基本要綱」を附議決
定するに至つた。九月二十六日には翼
賛壯年團設立に關する全國支部長會議
を開催し、壯年團の基本要綱並びに組
織方針を明示してその全國的結成を圖
ると共に、一方壯年團運動の統一的展
開の中心たるべき全國團（大日本翼賛
壯年團）並びに指導中央機關たる壯年
團本部の樹立を急ぎつゝあつたが、昭
和十七年一月十日に至つてその機構、
人事の大要を決定、東條總裁の決裁を

經て十六日に壯年團本部結成式を舉行、こゝに全國四百萬の青壯年を対象とする大日本翼賛壯年團は力強き第一歩を踏み出した。

翼賛政治の誕生

一方さきに任期を一年延長した衆議院議員の任期満了が目前に迫りつゝあつたので、政府はこれに對し議會の刷新を期し政治力の結集をはかることがむしろ戦争遂行のために緊急の要務となし、大東亞戦争遂行の眞唯中に敢て總選挙を断行することに決意、二月十八日翼賛選挙貫徹運動基本要綱を決定し、同二十三日各界代表三十三氏を首相官邸に招請して政府の決意を傳へ協力を求めた。招請者はこれを諒とし直ちに阿部信行陸軍大將を會長に推し翼賛政治體制協議會を結成、全國各選挙區に洩れなく推薦候補を決定、總數四百六十六名の候補を推したてて總選挙に臨み、美事三百八十一名、全議員の八割一分八厘を占める當選を得てその目的を達し、更にこれらの翼賛議員の政治力を結集するため、この運動は五月二十日翼賛政治會の創立に發展した。總裁には阿部信行大將が推され、

その會員は總數千三十餘名を算し、貴衆兩院の壓倒的多數と朝野各界の代表を網羅してゐる。近衛新體制に對し多く批判的態度をとつた在野革新團體も今次の翼賛政治會に對しては舉國戦争遂行の立場からこれと同調し、東方會のごとく自主獨立を呼號した團體さへもこの舉國的大勢に合流するに至つた。この翼賛政治會は、過去の自由主義政黨と異り、また謂ふところの幕府的存在でもなく、獨自の政策組織を持たないことを特徴とする。なほ本會の地方支部は設置されないこととなつたため、地方における政治活動は事實上翼賛會によつて行はれることになり、公事結社として烙印を押された翼賛會が事實上翼賛會の内面指導を行ふこととなり、翼賛會は中央における政治活動、即ち議會活動、常時における政府への協力などを擔當することになつた。

大政翼賛會の改組

翼政會と翼賛會との關係は大體以上の如くであるが、これは當然翼賛會の全面的改組を俟つて初めて現實化するのである。かくて政府は五月十五日の擴充強化す(九)地方支部の組織に付ては本會機能の刷新に伴ひ一層その活動を敏活ならしむるため擴充強化の方途を別途考究す

右の改組の狙ひはいふまでもなく舊議會勢力の反撃によつて公事結社の烙印を押しつけられ、その政治活動を限局された翼賛會を本來の姿に立ち還らせ、國民組織運動の中核體として再出發させようといふにあつた。この改組が殆ど何等の反響もなく坦々として行はれたことは、大東亞戦争の進展といふ大きな現實にもよるが何といつても總選挙によつて舊議員を壓倒したといふ事實によるものであつた。なほ翼賛會は前記閣議決定の趣旨に基いて大日本産業報國會、農業報國聯盟、海運報國會、商業報國會、大日本婦人會、大日本青少年團の六團體及び戰時物資活用協會、選舉肅正中央聯盟の兩團體をその傘下に統合し、自らも調査會の運営方針を決定、中央協力會議の刷新を行つた。

且つ新たに結成せられたる翼賛政治會と相提携して政府に協力大政翼賛に邁進せんとす(二)大政翼賛會の機能を最高度に發揮するためその機構に刷新を加へ、眞に清新發刺たる有機的一體として運営しうるやう考慮す(三)新たに大政翼賛會に移譲せらるゝ各國民組織及國民運動等をして有機的統制の下に活潑なる進展を遂げしむるやう本會の機構に適當なる措置を講ず(四)大政翼賛會本部の活動は特に直接實施を必要とするものほか概ね翼賛運動の推進、企畫、指導、統轄に主眼をおき、實踐運動は主として地方支部實踐推進員、大日本翼賛壯年團、地域組織及び職域組織等をして之に當らしむ(五)政府より移譲せらるゝ事業に付き政府との關係を緊密ならしむるため參與制度その他に再檢討を加ふ(六)中央協力會議及び各級協力會議はその組織並びに運営に再檢討を加へ一層その機能を發揮せしむ(七)調査委員會は之を改組して調査會として各委員會に分ちその機能を一層活潑ならしむる如く考慮す(八)國民鍊成の機能を

右の翼賛會の機構改革に伴ひ翼賛壯年團では

閣議に於て翼賛會の機能刷新に關する基本方針を決定、翼賛會ではこれに基いて會の全面的改組を断行することとなり、六月十日次の翼賛會刷新要綱及び之に伴ふ局長の更迭を決定發表、同時に翼賛會と政府との連絡をより緊密ならしめるため安藤副總裁は無任所相として入閣することとなつた。翼賛會創立以來僅か一年半の間に運動の中心人物たる事務總長は有馬、石渡、横山、後藤と替つてその更迭の度毎に改組の中心で悩み多い路を辿つた同會はこゝに本然の態勢にかへつたのである。

〔大政翼賛會刷新案〕

一、大政翼賛會機能刷新基本方針 五月十五日の閣議決定に基き現存の各種國民運動を大政翼賛會の傘下に收め、強力なる國民運動を展開せんとするに當り、大政翼賛會は政府の方針に即應し、その本來の使命たる萬民翼賛、臣道實踐の國民組織確立及びその運営の推進中核體たるの實を一層發揮するため左の方針によりその機構を整備刷新し、時局の飛躍的現段階に對處せんとす

(一)態々政府との連絡を緊密にし、

本部の改組 本部の整備擴充を行ふことを發表した。これによれば從來の庶務、企畫、訓練の三部制を廢し、企畫委員會を本部長の下におくほか企畫委員會と關聯せしめて庶務、企畫、宣傳、調査、經濟、厚生、興亞、組織、訓練、出版の十班をおくと共に新たに指導部を設け、綜合、東北、關東、中部、近畿、中國四國、九州の七班に分け各地方府縣團を統轄することになつた。なほ中央道場を設け、中央地方を通じ團員の訓練と組織の純化を圖ることになつた。

國民運動統合 前述の如く翼賛會強化のため各種國民運動團體を翼賛會に統合することとなつたが、その具體的方法は六月二十三日閣議で次の如く承認直に實施された。即ち(一)各團體の中央機構は變更せず、下部組織は翼賛會との連絡を緊密にするやう考究する(二)各團體に對する指導は翼賛會に一元化し各省大臣も翼賛會を通じて行ふ(三)政府の財政援助は翼賛會を通じて行ふ(四)各團體の人事は皇族を總裁に

重要する。とき特別の場合を除き大政... 實業會議が之を通じて行ふ(五)各團... 體運営のため中央統制委員會を設ける... の五點がこれである。次で八月五日第... 一四中央統制委員會で傘下團體支部と... 實業會支部との地方機構調整に關する... 大綱が決定した。即ち傘下團體の道府... 廳組織(六大都市も之に準ず)はその... 組織を存続しつゝ、實業會道府縣支部の... 傘下に入り、傘下諸團體支部を實業會... 支部へ緊密に結びつけると同時に各團... 體支部の統制運営を審議するため新た... に實業會地方支部長を委員長とする地... 方統制委員會を實業會支部内に設置す... ることとなつた。しかして傘下團體の... 豫算、人事及び地方統制委員會の機構... 等は中央の統合方針に準ずるものとさ... れた。

町内會、部 國民組織體のうち實踐... 命を擔ふ町内會、部落... 會の強化 命を擔ふ町内會、部落... 會、隣組はこれまで法的には内務省の... 指揮下にあり、實踐的には内務省、實... 業會の二本柱の指導をうけて、とかく... 指揮系統の上に不便が多く、活動が阻... 害される場合も多かつたので五月十五

日の閣議で「部落會、町内會はその自... 治的機能を強化すると共に他面大政實... 業會の指導する組織とし、その間必要... なる調整を考慮す」と決定、更生實業... 會の傘下に一本建として吸収する方針... を定め、その具體策につき考究を重ね... た結果、八月十四日の閣議でこれが決... 定を見た。即ち部落會、町内會等の指... 導については大政實業會から世話役を... 委嘱して大政實業運動の推進に當らし... めるもので、かくて國內體制の最下部... 組織として大きな役割をもつ部落會、... 町内會、隣組の性格は一段と明朗化し、... 且つ自治的にも強化されることになつ... た。

實業會支 實業會は更に支部改組の... 部の改組 眼目たる直屬機構の改組... に着手、八月十五日の臨... 時總務會に支部規定改正要綱を附議決... 定した。これによれば道府縣並に六大... 都市支部に新たに支部長に直屬し事務... 系統機構を統轄する事務局長を總裁指... 名によつて新設することを改組の主要... 點とし、併せて従来の直屬事務機構た... る庶務、組織の兩部の内容を擴大充實... し、組織部を實業部と改稱したほか、

支部長の必要と認むるときは右二部と... 並んで總裁部を新設しうることとなつ... た。 右の改組によつて大政實業會の中... 央、地方を通じての劃期的改組はこゝ... に一段落をつけ、國內の地域、職域、... 年齢、性別の總てにわたる國民運動の... 態勢は全く整備され、その活動が期待... されるに至つた。

國家總動員法

第七十三議會を通過し昭和十三年四... 月一日公布せられた國家總動員法は、... 十六年三月改正されたが、我が國今日... の戰時體制の根幹をなすものである。... 第一條 本法は於テ國家總動員トハ戰... 時(戰爭ニ準ズベキ事變ノ場合ヲ含... ム以下之ニ同ジ)ニ際シ國防目的達... 成ノ爲國ノ全カヲ最モ有效ニ發揮セ... シムル様人的及物的資源ヲ統制運用... スルヲ謂フ 第二條 本法ニ於テ總動員物資トハ左... ニ掲グルモノヲ謂フ (一)兵器、艦艇、彈藥其ノ他ノ軍用... 物資 (二)國家總動員上必要ナル被服、食

- 糧、飲料及飼料 (三)國家總動員上必要ナル醫藥品、醫療機械器具其ノ他ノ衛生用物資及家畜衛生用物資 (四)國家總動員上必要ナル船舶、航空機、車輛、馬其ノ他ノ輸送用物資 (五)國家總動員上必要ナル通信用物資 (六)國家總動員上必要ナル土木建築用物資及照明用物資 (七)國家總動員上必要ナル燃料及電力 (八)前各號ニ掲グルモノノ生産、修理、配給又ハ保存ニ要スル原料、修材料、機械器具、裝置其他ノ物資 (九)前各號ニ掲グルモノヲ除クノ外勅令ヲ以テ指定スル國家總動員上必要ナル物資 第三條 本法ニ於テ總動員業務トハ左ニ掲グルモノヲ謂フ (一)總動員物資ノ生産、修理、配給、輸出、輸入又ハ保管ニ關スル業務 (二)國家總動員上必要ナル運輸又ハ通信ニ關スル業務 (三)國家總動員上必要ナル金融ニ關

- スル業務 (四)國家總動員上必要ナル衛生、家畜衛生又ハ救護ニ關スル業務 (五)國家總動員上必要ナル教育訓練ニ關スル業務 (六)國家總動員上必要ナル試験研究ニ關スル業務 (七)國家總動員上必要ナル情報又ハ啓發宣傳ニ關スル業務 (八)國家總動員上必要ナル警備ニ關スル業務 (九)前各號ニ掲グルモノヲ除クノ外勅令ヲ以テ指定スル國家總動員上必要ナル業務 第四條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ帝國臣民ヲ徵用シテ總動員業務ニ從事セシムルコトヲ得但シ兵役法ノ適用ヲ妨ゲズ 第五條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ帝國臣民及帝國法人其ノ他ノ團體ヲシテ國、地方公共團體又ハ政府ノ指定スル者ノ行フ總動員業務ニ付協力セシムルコトヲ得 第六條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員

- 上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ從業者ノ使用、雇入若ハ解雇、就職、從業者ハ退職又ハ賃金、給料其ノ他ノ從業條件ニ付必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得 第七條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ勞働爭議ノ豫防若ハ解決ニ關シ必要ナル命令ヲ爲シ又ハ作業所ノ閉鎖、作業若ハ勞務ノ中止其ノ他ノ勞働爭議ニ關スル行爲ノ制限若ハ禁止ヲ爲スコトヲ得 第八條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ物資ノ生産、修理、配給、讓渡其ノ他ノ處分、使用、消費、所持及移動ニ關シ必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得 第九條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ輸出若ハ輸入ノ制限若ハ禁止ヲ爲シ、輸出若ハ輸入ヲ命ジ、輸出税若ハ輸入税ヲ課シ又ハ輸出税若ハ輸入税ヲ増課若ハ減免スルコトヲ得 第十條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ

依リ總動員物資ヲ使用若ハ收用シ又ハ總動員業務ヲ行フ者ヲシテ之ヲ使用若ハ收用セシムルコトヲ得

第十一條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ會社ノ設立、資本ノ增加、合併、目的變更、社債ノ募集若ハ第二回以後ノ株金ノ拂込ニ付制限若ハ禁止ヲ爲シ、會社ノ利益金ノ處分、償却其ノ他計理ニ關シ必要ナル命令ヲ爲シ又ハ銀行、信託會社、保險會社其ノ他勅令ヲ以テ指定スル者ニ對シ資金ノ運用、債務ノ引受若ハ債務ノ保證ニ關シ必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第十二條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ總動員業務タル事業ヲ營ム會社ノ當該事業ニ屬スル設備ノ費用ニ充ツル爲メ社債ノ募集ニ付商法第二百九十七條ノ規定ニ拘ラズ勅令ヲ以テ別段ノ定メ爲スコトヲ得

第十三條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ總動員業務タル事業ニ屬スル工場、事業場、船舶其ノ他ノ施設又ハ之ニ轉用スルコトヲ得ル施設ノ全部又ハ一部ヲ管理、使用又ハ收用スルコトヲ得

政府ハ前項ニ掲グルモノヲ使用又ハ收用スル場合ニ於テ勅令ノ定ムル所ニ依リ其ノ從業者ヲ供用セシメ又ハ當該施設ニ於テ現ニ實施スル特許發明若ハ登錄實用新案ヲ實施スルコトヲ得

第十四條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ總動員業務ヲ行フ者ヲシテ之ヲ使用若ハ收用セシムルコトヲ得

第十五條 前二條ノ規定ニ依リ政府ノ收用シタルモノ不用ニ歸シタル場合ニ於テ收用シタル時ヨリ十年内ニ拂

下グルトキ又ハ第十三條第三項ノ規定ニ依リ總動員業務ヲ行フ者ノ收用シタルモノノ收用シタル時ヨリ十年内ニ不用ニ歸シタルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ舊所有者若ハ舊權利者又ハ其ノ一般承繼人ハ優先ニ之ヲ買受クルコトヲ得

第十六條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ事業ニ屬スル設備ノ新設、擴張若ハ改良ヲ制限若ハ禁止シ又ハ總動員業務タル事業ニ屬スル設備ノ新設、擴張若ハ改良ヲ命ズルコトヲ得

第十七條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ事業ノ開始、委託、共同經營、讓渡、廢止若ハ休止又ハ法人ノ目的變更、合併若ハ解散ニ關シ必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第十八條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ同種若ハ異種ノ事業ノ事業主間ニ於ケル當該事業ニ關スル統制協定ノ設定、變更若ハ廢止ニ付認可ヲ受ケシメ、統制協定ノ設定、變更若ハ取消ヲ命ジ又ハ統制協定ノ加盟者若ハ其ノ統制協定ニ加盟セザル事業主ニ對シ其ノ統制協定ニ依ルベキコトヲ命ズルコトヲ得

員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ同種若ハ異種ノ事業ノ事業主間ニ於ケル當該事業ニ關スル統制協定ノ設定、變更若ハ廢止ニ付認可ヲ受ケシメ、統制協定ノ設定、變更若ハ取消ヲ命ジ又ハ統制協定ノ加盟者若ハ其ノ統制協定ニ加盟セザル事業主ニ對シ其ノ統制協定ニ依ルベキコトヲ命ズルコトヲ得

政府ハ第一項ノ團體ニ對シ其ノ構成員(其ノ構成員ノ構成員ヲ含ム以下之ニ同ジ)ノ事業ニ關スル統制規程ノ設定、變更若ハ廢止ニ付認可ヲ受ケシメ、統制規程ノ設定若ハ變更ヲ命ジ又ハ其ノ構成員若ハ構成員タル資格ヲ有スル者ニ對シ團體ノ統制規定ニ依ルベキコトヲ命ズルコトヲ得

第十九條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ價格、運送賃、保管料、保險料、賃賃料、加工賃、修繕料其ノ他ノ財産ノ給付ニ關シ必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

技、養成所、工場、事業場其ノ他技
能者ノ養成ニ適スル施設ノ管理者又
ハ養成セラルベキ者ノ履修主ニ對シ
國家總動員上必要ナル技能者ノ養成
ニ關シ必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得
第二十三條 政府ハ國家總動員上必要
アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ總
動員物資ノ生産、販賣又ハ輸入ヲ業
トスル者ヲシテ當該物資又ハ其ノ原
料若ハ材料ノ一定數量ヲ保有セシム
ルコトヲ得
第二十四條 政府ハ國家總動員上必要
アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ總
動員業務タル事業ノ事業主又ハ職時
ニ際シ總動員業務ヲ實施セシムベキ
者ヲシテ職時ニ際シ實施セシムベキ
總動員業務ニ關スル計畫ヲ設定セシ
メ又ハ當該計畫ニ基キ必要ナル演練
ヲ爲サシムルコトヲ得
第二十五條 政府ハ國家總動員上必要
アルトキハ總動員物資ノ生産若ハ修
理ヲ業トスル者又ハ試驗研究機關ノ
管理者ニ對シ試驗研究ヲ命ズルコト
ヲ得
第二十六條 政府ハ國家總動員上必要
アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ總

動員物資ノ生産又ハ修理ヲ業トスル
者ニ對シ豫算ノ範圍内ニ於テ一定ノ
利益ヲ保證シ又ハ補助金ヲ交付スル
コトヲ得此ノ場合ニ於テ政府ハ其ノ
者ニ對シ總動員物資ノ生産若ハ修理
ヲ爲サシメ又ハ國家總動員上必要ナ
ル設備ヲ爲サシムルコトヲ得
第二十七條 政府ハ勅令ノ定ムル所ニ
依リ第八條、第十條、第十三條、第
十四條若ハ第十六條ノ二ノ規定ニ依
ル處分、第九條ノ規定ニ依ル輸出若
ハ輸入ノ命令、第十一條ノ規定ニ依
ル資金ノ融通、有價證券ノ應募、引
受若ハ買入、債務ノ引受若ハ債務ノ
保證ノ命令、第十六條ノ規定ニ依ル
設備ノ新設、擴張若ハ改良ノ命令又
ハ第十六條ノ三ノ規定ニ依ル事業ノ
委託、讓渡、廢止若ハ休止若ハ法人
ノ目的變更若ハ解散ノ命令ニ因リ生
ジタル損失ヲ補償ス但シ第二項ノ場
合ハ此ノ限ニ在ラズ
總動員業務ヲ行フ者ハ第十條、第十
三條第三項又ハ第十四條ノ規定ニ依
リ使用、收用又ハ實施ヲ爲ス場合ニ
於テハ勅令ノ定ムル所ニ依リ之ニ因
リ生ジタル損失ヲ補償スベシ

第二十八條 政府ハ第二十二條、第二
十三條又ハ第二十五條ノ規定ニ依リ
命令ヲ爲ス場合ニ於テハ勅令ノ定ム
ル所ニ依リ之ニ因リ生ジタル損失ヲ
補償シ又ハ補助金ヲ交付ス
第二十九條 前二條ノ規定ニ依ル補償
ノ金額及第十五條ノ規定ニ依ル買受
ノ價額ハ總動員補償委員會ノ議ヲ經
テ政府之ヲ定ム
總動員補償委員會ニ關スル規程ハ勅
令ヲ以テ之ヲ定ム
第三十條 政府ハ第二十六條又ハ第二
十八條ノ規定ニ依リ利益ノ保證又ハ
補助金ノ交付ヲ受クル事業ヲ監督シ
之ガ爲必要ナル命令又ハ處分ヲ爲ス
コトヲ得
第三十一條 政府ハ國家總動員上必要
アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ報
告ヲ徴シ又ハ當該官吏ヲシテ必要ナ
ル場所ニ臨檢シ業務ノ狀況若ハ帳簿
書類其ノ他ノ物件ヲ検査セシムルコ
トヲ得
第三十一條ノ二、第四十九條(罰則規
定省略)
第五十條 本法施行ニ關スル重要事項
(軍機ニ關スルモノヲ除ク)ニ付政府

ノ諮問ニ應ズル爲國家總動員審議會
ヲ置ク
國家總動員審議會ニ關スル規程ハ勅
令ヲ以テ之ヲ定ム

國家總動員法關係勅令

公布年月

國民徵用令	一四・七
船員徵用令	一五・一〇
醫療關係者徵用令	一六・一二
獸醫師等徵用令	一七・一
【法第五條】 國民勤勞報國協力令	一六・一一
【法第六條】 學校卒業者使用制限令	一三・八
工場就業時間制限令	一四・三
賃金臨時措置令	一四・〇
船員給與統制令	一五・〇
船員使用等統制令	一五・一
重要事業場勞務管理令	一七・二
【法第八條】 勞務調整令	一六・一二
【法第二十一條】 醫療關係者職業能力申告令	一三・八

國民職業能力申告令	一四・一
船員職業能力申告令	一四・一
獸醫師職業能力申告令	一四・二
【法第二十二條】 學校技能者養成令	一四・三
工場事業場技能者養成令	一四・三
船舶運航技能者養成令	一四・一
生産力補充關係	
【法第八條】 農業水利臨時調整令	一五・八
農業生産統制令	一六・一二
【法第十三條】 工場事業場管理令	一三・五
工場事業場使用收用令	一四・二
土地工作物管理使用收用令	一四・二
臨時農地等管理令	一四・二
臨時墾地等管理令	一六・二
臨時墾地等管理令	一八・二
【法第十六條】 總動員業務事業設備令	一四・七
金融事業整備令	一七・五
企業整備令	一七・五
出版事業令	一八・二
物資の統制關係	
【法第八條】 米穀供給等制限令	一四・二

製鐵用輸入原料配給等統制令

貨金統制令	一五・七
金屬類回收令	一五・一〇
物資統制令	一六・八
【法第十條】 總動員物資使用收用令	一四・二
電力關係	
【法第八條】 電力調整令	一四・一〇
【法第十八條】 配電統制令	一六・八
日發ト東北振興電力合併勅令	一六・九
運輸交通關係	
【法第八條】 陸運統制令	一五・二
海運統制令	一五・二
【法第十八條】 港灣運送業等統制令	一六・九
貿易關係	
【法第九條】 貿易統制令	一六・五
資金關係	
【法第十一條】 會社經理統制令	一五・一〇

銀行等資金運用令	一五・一〇	總動員試驗研究令	一四・八
會社所有株式評價臨時措置令	一六・八	【第二十九條】	
【法第十九條】		總動員補償委員會規程	一三・七
株式價格統制令	一六・八	【第五十條】	
企業統制關係		國家總動員審議會官制	一三・五
【法第十八條】		總動員法關係主要省令	
重要産業團體令	一六・八	工場事業場管理令施行規則	(昭和十七年以降)
馬事團體令	一六・二	醫療關係者徵用扶助規則	一七・一
金融統制團體令	一七・四	獸醫師等徵用令施行規則	一七・一
水産統制令	一七・五	重要事業場勞務管理令施行規則	一七・一
價格關係		船員徵用扶助規則	一七・二
【法第十九條】		戰時海運管理令に依る被徵用船員等に對する一時金支給規則	一七・四
價格統制令	一四・〇	金融統制團體令施行規則	一七・四
軍需品工場事業場検査令	一四・〇	企業整備令施行規則	一七・四
小作料統制令	一四・二	金融事業整備令施行規則	一七・五
地代家賃統制令	一五・〇	水産統制令施行規則	一七・五
宅地建物等價格統制令	一五・一	出版事業令施行規則	一八・二
臨時農地價格統制令	一六・一	臨時製鹽地等管理令施行規則	一八・二
其他		外地に於ける總動員法發動	一八・二
【法第三條】			
總動員業務指定令	一四・七		
【法第二十條】			
新聞紙等掲載制限令	一六・一		
【法第二十四條】			
總動員業務事業主計畫令	一四・七		

行政官廳職權委讓

政府は戰時體制の要請する行政簡素化と産業機關の能率増進に應へるため、國家總動員法に依る法人等に對して行政官廳の職權の一部を行はしむることになり、昭和十八年一月關係勅令の公布によつてこれを實施に移したが、關係法令は次の如くである。

關東州戰時海運管理令	一七・五
關東州銀行等資金運用令	一七・六
關東州物資統制令	一七・二
臺灣水産統制令	一七・七
關東州戰時海運管理令	(昭和十七年)
關東州銀行等資金運用令	一七・五
關東州物資統制令	一七・六
臺灣水産統制令	一七・七
行政官廳職權委讓令施行規則	一八・二・二一
鐵道省所管の職權に關する行政官廳職權委讓令施行規則	一八・二・二三

大東亞戰爭

支那事變の經過

第一次大戰に覇を競つた英獨は、敗者獨逸は勿論、戰勝國イギリスも亦渺なからぬ痛手を負ひ、日本がアメリカと共に世界の強大國の列に加はるに至つた。東亞をアングロサクソンの植民地化せんとする英米にとつて日本の急速なる擡頭は野望達成の一大障害である。さればこそ富強日本の發展須く封ずべしと米英は戰後相携へて日本壓迫に乗出した。彼等は大戰中の日本の絶大なる協力を酬ゆるにヴェルサイユ會議に於ける無禮を以てし、次でワシントン海軍軍縮會議、日英同盟破棄、山東問題、排日移民法、ロンドン軍縮會議等の強壓を以て臨み、日本の經濟的進出に對して競争漸く困難となるや自由平等を擧げの如くすてて邦品に對し輸入制限、高率關稅を適用するのみならず、その勢力下の第三國を誘つて同一行動に出でしめ、日本經濟の發展に

世界的經濟防壁を築いたのである。そればかりではない、英米は以夷制夷の筆法を以て支那を籠絡し、これを日本に對する前衛とした。それは日本の勢力を大陸から驅逐し、狹隘な島國に追ひこんで自壞に導くと共に彼等自身に向ふ危険のあつた新興支那民族の鋭鋒を日本に轉嫁し、その上蔣政權援助によつて支那大陸に於ける經濟權益を掌握しようといふ目算まで加はつてゐたのである。日支關係はこのやうにして急速に悪化した。

しかし、かゝる間にも日本は國防國家への道程を徐々に進みつゝあつたのである。日本の自重は、だが米英にとつては無力としか映らなかつたのであらう。對日壓迫は逆に益々熾烈となるばかりで、米英の支持を恃む支那の侮日も、これに伴つていよいよ募つて來た。日支交渉に對する不誠意はかくて目に見えて顯著となり、遂には日本與し易しと、わが滿蒙特殊權益に對する挑戰を敢てした。滿洲の支配者張學良は國民黨及び蔣政權と結んで排日運動を展開し、萬寶山事件、中村大尉事件等が相次いで起つた。昭和六年九月十八日夜半の柳條溝事件を契機として爆發した滿洲事變は、かゝる經緯を背景としてゐたものである。即ち柳條溝事件そのものは張學良正規軍の滿鐵線爆破といふ容易に解決しうべき事件であつたに拘らず支那側の態度は右の如くであつたから忽ち全面的に擴大した。幸にして本庄關東軍司令官の英斷と皇軍將士の神速果敢の行動は一瞬にして張軍と是を繞る民衆擄取の政商を滿洲から掃蕩した。多年張父子軍閥の壓制下に呻

吟してゐた東北省民の間には、この機會に舊政權と絶縁して滿洲を理想的樂土たらしめんとする希望が勃然として沸上り、日本の絶大な支持の下に昭和七年三月一日溥儀執政を元首に迎へて滿洲國建國宣言を發した。滿洲事變滿二ヶ年間の戦禍は一千回、有力部隊の作戦二十數回、皇軍の戦死二千五百六十六名、戦傷六千九百六十七名、戦費は僅かに三億六千萬圓であつた。東亞新秩序、否世界新秩序建設の第一歩はかくして踏み出されたのである。

併し、米英の壓迫はこれによつて一層熾烈となつた。支那を扶け、國際聯盟を動員して滿洲國を否認し、日本の大陸撤退を要求した。條理をつくした我が説明も顧みられず、帝國は昭和八年三月二十七日遂に國際聯盟退盟を通告し、翌年三月完全に之と訣別した。國際聯盟による威嚇に失敗した米英は、世界に張りめぐらした經濟的觸手を動員して對日經濟壓迫を強化した。これに對して帝國は昭和九年十二月華府條約廢棄、同十一年一月ロンドン軍縮會議退盟を決定、不退轉の決意を言外に表明した。

滿洲事變と國際聯盟をめぐる日本對英米の抗争は英佛支配下の歐洲に痛烈な自己反省の機會を與へた。就中第一次大戰以來不當に虐げられて來た獨伊は國權恢復の自信を獲得し、生命權確立の大進軍を開始し、歐洲はこれより漸く多事となつた。

支那事變

一方東亞では支那は米英の支援の下に日本打倒の妄想を描き、對日非協調に終始し、情勢は愈々險惡となつた。昭和十一年秋西安事件を轉機として蔣政權は中國共產黨と對日共同戰線結成の意見一致を見た。茲に於て帝國は外交政策の一大轉換を期し同年十一月二十五日、日獨防共協定を締結したが、當時支那側の不法背信によつて惹起された日支間の懸案は三百餘件と稱されたが、これらの外交交渉はたゞ支那側の不誠意を暴露するにすぎなかつた。かくて昭和十二年七月七日夜突發した蘆溝橋事件は柳條溝事件の場合と同様現地解決は拒否され、毎日に思ひ上つた支那側は逆に北支、滿洲國激撃に出で、上海に於ても寡勢の日本陸戰隊及び日本居留民を殲滅殺せんとした

爲、日本また全支に自衛の軍事行動を擴大せざるを得なくなつた。

支那事變

かくて帝國政府は七月十五日北支派兵の廟議を決定し、同月末早くも北京、天津附近の敵を掃蕩して北上する中央軍の大兵力を遣へて津浦、京漢、察哈爾各作戦を展開し、中支では中央軍の上海攻撃に應へて八月十四日歴史的南京渡洋爆撃を敢行、同二十三日上海敵前上陸について全面的攻勢に轉じ、十一月十二日上海を完全に占領、十二月十三日敵首都南京を屠つた。蔣政府は南京の危機迫る十一月十六日首都を重慶に移し、抗戰救國を叫んで毫も反省の色を示さず、帝國も之に對し同月二十日大木營を設置して戰爭遂行に遺憾なきを期した。

越えて十三年一月十六日、帝國政府は獨大使を介した蔣政權に對する反省勸告が徒勞に歸した結果、遂に國民政府を對手とせざる旨の聲明を發し、これより先十二月十四日北京に生れた中華民國臨時政府、次で三月二十八日南京に生れた中華民國維新政府を支援して北支及び中支の建設に着手した。作

戦はこの間にも進展し、五月徐州會戰で北中支の連絡成るや更に漢口攻略戰を開始、同時にバイヤス灣敵前上陸を敢行、廣東作戦を併せ遂行して十月二十一日廣東、同二十七日武漢三鎮を占領した。かくて大勢既に決し、蔣政權の無謀の抗戰見るに忍びずとした汪精衛氏は十二月十八日重慶を脱出、身命を賭して和平救國に奔走し、遂に十五年三月三十日南京に新國民政府を樹立、日滿と相携へて新東亞建設に協力することとなつた。

かくて重慶政府の窮乏感々加はるにつれ米英の援蔣は益々活潑となつた。帝國政府は米英佛に對して東亞平和のため援蔣封鎖を求めたが、遂にならず、實力を以て之を封鎖するの餘儀なきに至り、戦線は次第に南に移り、十四年十一月の廣西作戦、十五年六月の佛印援蔣路遮断作戦開始から同九月二十三日佛印進駐となり、日本の軍事的態勢は皮肉にも米英の誘引で却つて次第に強化されたのであつた。

支那事變から大東亞戦争へ

日米交渉

これより先十四年九月歐洲に勃發した英獨抗争の戦は、輻軸對米英の對立を愈々鮮明にし、日獨伊三國は最後の勝利を得るため十五年九月二十七日三國同盟を結び、更に帝國は北邊の安固を期するため十六年四月十三日、日ソ中立條約を締結し、米英の謀略に備へたが、米英は之に對し南洋一帯にABC D對日包圍陣を結成、軍事的威嚇を加へ、更に敗戦フランスの足許につけこみ佛印攪亂を策したため、帝國政府はフランス政府と共に自衛上、日佛印共同防衛に基く南部佛印進駐を行ふや、米國は七月二十五日、對日資金凍結の經濟封鎖を以て臨み、日米交渉に對しても千遍一律の獨善的空論を固執したのであつた。

大東亞戦争

かくて世界平和を希求する帝國が八ヶ月に亘つて精根傾けた日米交渉が、日本の大陸撤退、輻軸離脱等々を要求する米國の飽くなき暴壓によつて絶望と判明するや、帝國政府は遂に斷乎自衛の措置をとるに決し、十二月八日對米英宣戰の大詔漢發と共に我が陸海軍

は西太平洋に軍事行動を開始した。大東亞戦争勃發するや泰國は日泰軍事同盟を締結して米英に宣戰し、佛印また日本と共同防衛の軍事協定を結び、フィリッピン、マライ、東印度諸島、ビルマ等の原住民は歡喜して皇師を迎へ、新秩序建設に協力し、米英勢力は忽ちにして東南アジアから掃蕩されることとなつた。

ハワイ海戦

昭和十六年十一月八日、世界を驚倒せしめた感激の歴史的なその朝、颶風に乗つてハワイ諸島に接近したわが海軍航空隊並に特殊潜航艇を以て編成された特別攻撃隊はアメリカが太平洋上の金城鐵壁と恃む真珠灣軍港を奇襲、捨身の猛撃によつて敵主力艦五隻、巡洋艦二隻、給油船一隻を撃沈し、更に主力艦大中破四隻、巡洋艦六隻、驅逐艦二隻を撃破した外、敵陸海軍飛行機四百六十四機を爆撃墜し、又格納庫十八諸共多數の飛行機を破壊炎上せしめ、米國太平洋艦隊は一瞬にして潰滅し去り、米國の作戦は一大転機を來すこととなつた。この攻撃に我方の損害は飛行機二十九機、特殊潜航艇五隻、貴き

犠牲は軍神としてその偉功をたゞへられた。米國はこの損害をひた隠しに隠してゐるが、一月二十五日將兵戦死海軍側四千五百、陸軍側一千と發表、損害の一部を漸く國民に示した。ハワイ攻撃と同時に中部、西南太平洋上の敵の戦略要點に對し艦艇、航空機等による猛攻を加へ、グロム島、ウエーキ島に對しては壯烈な敵前上陸を強行して之を猛攻、グロム島は十二月十二日、ウエーキ島は同二十三日それぞれ完全占領し敵將兵を捕虜とした。ウエーキ島は一月二十二日現地部隊長によつて大島島と命名され、その後ハワイ方面帝國海軍の最前哨基地として本土防衛に當つてゐる。

マライ作戦

十二月八日早朝、山下揮官の率ゆる精銳は海軍と緊密な連絡を保ちつゝ一部を以て英領マライ東海岸北端の要衝コタバルに困難な敵前上陸を敢行、主力をその北方泰領シンゴラ、パタニ附近に揚陸し、緒戦に英空軍三百五十機の大半を撃滅して地上作戦を有利に展開した。海軍も亦我が輸送船團撃破を企圖して出動した英國が

世界に誇る不沈艦艦ブリス・オブ・ウエールス及びレパルスを同日捕提、海軍航空隊の勇猛果敢な攻撃によつて忽ちこれを撃沈し爾後の南方作戦を極めて有利ならしめた。防空砲火一分間六萬發を誇る不沈艦艦の航空機による撃沈はハワイ海戦の戦果と共に再び世界を驚倒せしめ、海戦に一大變革を齎したものと注目された。

一方マライに於ける作戦地方一帯の地形は平野に乏しく、大部分が山地とそれも人跡未踏のジャングル(密林)で、作戦は自ら狭隘な交通線に沿つて行はれ、敵兵力十萬に對して我兵力は寧ろ寡兵であつたがシンゴラ上陸部隊は西海岸に出で忽ちボム・ラインの左翼樞軸を形成するジツトラ陣地を突破、十九日には早くもベナン島要塞を奪取、怒濤の進撃をつゞけ、更に途中より西海岸海上機動部隊を編成、水陸呼應して敵を壓迫、カンバル、スリム、ヨンベン等の殲滅戦を繰返しつゝ一月二十五日早くもクルアンに進出、東海岸進撃の牟田口兵團と合してシンガポール攻撃に向つた。他方コタバル上陸の牟田口兵團は東海岸に沿つて困難な

地形を克服しつゝトレンガヌ、ケマランを経て一月中旬メルシンに出で、クルアンで西海岸部隊と合體敵を急追して一月三十一日半島南端ジョホールバルに達した。マライ半島上陸以來五十五日、踏破行程一千キロ、修理橋梁二百四十といはれる驚異的大進軍であつた。シンガポール攻撃は二月七日ジョホール水道の壯烈な敵前渡過を以て開始、敵の頑強な抵抗を粉碎して二月十五日遂に無條件降伏せしめた。英マライ軍總司令官パーシバル中將、トーマス總督以下俘虜九萬五千、マライ作戦の綜合戦果は敵の遺屍一萬五千、撃墜破飛行機五百五十一機、撃沈破艦艇及び船舶百一隻、銃砲彈藥無數、自動車一萬三千八百三十輛その他多數の資材を獲得し、我損害は戦死三千二百八十三名、戦傷六千一百一名、飛行機喪失計七十二機、また一方海軍の撃沈、拿捕艦船も數十隻に上つた。尙シンガポールは二月十七日昭南と改められた。

香港作戦

十二月八日、酒井隆中將の指揮する攻城軍は新見中將麾下の海軍部隊と協力難攻不落を誇る香港攻撃の火蓋を切り十二日早く

も九龍市街一帯の地區を確保、直ちに香港島攻撃準備に着手し、同十八日夜陸海軍協同香港島東面に敵の頑強なる抵抗を冒して困難な敵前上陸を敢行、敵最後の據點ウイクトリア・ピークの複郭陣地に猛攻を加へた結果、ヤング香港總督は同二十五日降伏を申出で、同夜、無條件降伏によつて停戦成立、翌二十六日全島の完全占領を了つた。香港に於ける英國側損害はカナダ兵を含めて死傷一萬二千と英國では發表したが、我が戦果は更に銃砲、車輛、燃料、揮發油、潤滑油、石油その他各種油、糧食、軍用資材、艦船等多數を鹵獲し、俘虜は一萬一千二百四十一名を得た。これに對し我軍の損害は戦死六百七十五(敵遺屍は千五百五十五)、戦傷一千四百四であった。

比島作戦

十二月八日開戦翌日、戦爆連合のわが陸海軍航空部隊は荒天を衝いて往復數千軒の決死渡洋爆撃を敢行、比島方面敵航空兵力の大部分を撃滅し、次で本間比島方面陸軍最高指揮官の率ゆる精銳は海軍艦艇、航空機の援護の下に數個の大船團を以て進攻、十二月十日未明ルソン島

北部でアバリ、ガイガン、同十二日南部レガスビーに奇襲上陸し、次で二十一日ルソン島西北部リソガエン灣に主力を敵前上陸せしめ、二十四日東岸ラモン灣に奇襲上陸した主力と呼應して南北よりマニラを挟撃、一月二日マニラを完全占領し、米比軍十萬を、パタアン半島及びコレヒドール要塞に封じ、逐次包圍圈を壓縮すると共にマライ、ジャワ攻略を待つて先づパタアン半島の堅壁に猛攻を加へ、四月八日之を占領した。米比軍總司令官マツカーサーはこれより先三月十六日ケソン大統領等比島政府要人を帶同濠洲へ逃亡した。パタアン半島に於ける米比軍俘虜は五萬三千四百、病院收容一千六百七十七、内米兵一萬五百一であつた。次で鐵火の要塞コレヒドール島に對する攻撃は五月五日熾烈な敵の砲火をもととせし壯烈な敵前上陸を強行して同日コレヒドール島及びマニラ灣口のカバリヨ島、フライレイ島、カラバオ島の全要塞を完全占領し、ウエインライト米比軍總司令官を無條件降伏せしめた。米比軍俘虜一萬二千四百九十五(大部分は米兵)、鹵獲品は火砲重火器

はじめ二百四十六萬、彈藥食糧多數に上つた。比律賓南部諸島敵定作戦はルソン島攻略と並行して十二月二十日ミランダオ島ダバオ上陸に始まり、同日ダバオを占領、在留同胞一萬八千名を救出し、十二月二十五日にはミンダオ西南のホロ島、越えて三月二日ミンダオ島西端の要衝サンボアンガ、同十五日ダバオ東方四十哩のマテ、四月十日グイサヤ諸島の中心セブ島、十六日パナイ島に上陸作戦を夫々實施、又ミンダオ島では四月二十九日モロ灣岸の要衝パラング、コタバトに奇襲上陸し五月三日の北岸カガヤン上陸と相俟つてミンダオ掃蕩を完了し、更に五月十七日バラワン島、同二十一日ネグロス島上陸によつて比律賓南方諸島の敵定作戦を終結した。

蘭印作戦

大東亞戰爭勃發以來戦火の蘭印波及をさげ自重をとつてゐた帝國に對し蘭印は小續にも英米と共に對日宣戦布告をなし海軍、空軍基地を英米に提供するばかりか自ら潜水艦及び航空機を以てわがマライ、フィリッピン作戦軍に挑戦、妨害を加へたため一月十一日帝國政府は斷

手オランダ軍を降参するため蘭印作戦を開始した。かくて海軍部隊は同日セレベス島メナドに我國最初の落下傘部隊を急襲降下せしめ之を占領、同時に蘭領ボルネオのタラカン島に敵前上陸タラカン油田を確保し、一月二十四日更に南進ボルネオ第一の油田地帯バリタバパンを急襲上陸、同三十日タナクロゴド、二月十日ジャワ海に臨むバシエルマシンを占領した。一方マライ作戦後援のため英領ボルネオに對しては十二月十六日サラワク海岸の敵前上陸、同二十四日のクチン敵前上陸以來戦果を擴大、ボルネオ西北岸のルトン、ミリ、セリアの油田地帯を確保、十二月三十一日ブルネイ進駐、一月一日ブルネイのラブアン島、同三日北ボルネオのウエストン、同二十三日サンダカン、同二十四日タワオ、二月六日ジエラセルトン東方のクダットを占領したが、南西クチン附近の陸軍部隊は海上機動して一月二十七日蘭領ボルネオ西南部バマンカットに強行上陸、蘭領ボルネオを東西から制壓した。セレベス方面は更に南進し二月九日マカッサルを占領、又一月三十一日アンボン

島強襲上陸、二月二十日チモール島クイバンの落下傘部隊攻撃、デリー上陸、之と前後してジャワ島東部バリ島に對する二月十九日の敵前上陸で、ジャワ濠洲間の連絡を遮断した。一方シンガポール攻撃部隊は二月十四日スマトラ島パレンバンに陸軍最初の落下傘部隊の急襲を決行、同地油田を確保し、次でスマトラ南部を襲撃、ジャワ島包圍を完了した後、海軍部隊のジャワ海に於ける敵聯合軍艦隊撃滅、陸海空軍のジャワ敵航空部隊撃滅と相俟つて三月一日未明ジャワ島西北端アウラン岬附近、バタビヤ東方バトロール附近及びストラバヤ西北方クラガン附近に今村ジャワ方面陸軍最高指揮官麾下の精銳を敵前上陸せしめ、一気に米濠洲聯合軍を撃破して同五日敵最後の據点バンドン要塞に迫り、同九日蘭印總督をして無條件降伏せしめ、上陸旬日を出でずしてジャワ職定を了した。ジャワ攻略の戦果は俘虜總計八萬二千六百餘（内和蘭軍六萬六千二百餘、濠洲軍四千八百餘、英國軍一萬六千餘、米國軍八百八十三）、飛行機百七十七機、火炮總計九百四十門、重機四十二百餘、小銃等

八萬七百餘、照空燈五千五百五十三臺、彈藥九千餘萬發、藥物十萬人分の約一ヶ年、車輛一萬輛の多數に上つたが、我が損害は戦死八百四十五名、戦傷一千七百八十四名にすぎなかつた。又數次のジャワ海海戦で撃沈した敵艦は米、蘭、濠の巡洋艦七隻、驅逐艦十四隻、潜水艦七隻その他砲艦、掃海艇、船隻を多數撃沈した。ジャワ攻略後陸軍部隊の一部は北部スマトラ職定作戦を開始し三月下旬を以てその目的を達成、次で四月中旬にはスマトラ島外郭のメンタウエイ諸島の掃蕩戦を終り一方モルツカ及び小スンダ列島方面でも三月下旬から五月中旬にかけてセラム島、ハルマヘチ、蘭領ニューギニア要地、ロンボック島、スマバワ島、フロレス島、スンバ島を職定した。

ビルマ作戦

馬來に次ぐ英國の重要據點として残された援

の要港デエゴ・スワレズを特殊潜航艇で強襲クキーン・エリザベス型一隻、英乙巡アレスーサ型一隻を撃破する外、爾來南アフリカ沿岸にも作戦海域を擴大し、六月上旬から七月上旬に互つてこの方面で敵船二十五隻約二十萬噸を撃沈した。

太平洋戦線

ハワイ海戦以來中部太平洋、米本土沿岸、濠洲周邊に於ても活潑な作戦が續行され、わが潜水艦は一月八日ジョンストン島西南で米水上機母艦ラングレー、同十日ハワイ西方洋上で米航空母艦レキシントン型一隻を撃沈し、二月二十四日には長驅加州沿岸サンタバパ附近の軍事施設を、其後六月二十日バンクーバー島西岸、同二十一日オレゴン州北部沿岸の軍事施設に夫々砲撃を加へ敵艦を寒からしめた。

西南太平洋方面では一月二十三日陸海軍協力の下にニューブリテン島、ニューアイルランド島に敵前上陸、三月八日更にニューギニア島東岸の要衝サラモア、ラエに敵前上陸を敢行これを占領して濠洲方面制壓の前進基地としポート・モレスビー、ソロモン群島の

境の峻険な山岳地帯に道路を開きつつ筆舌に絶する艱苦をなめながら敵の意表をついてビルマ平野に雪崩れこみ一月十九日タダオイを占領、二月十日サルウィン河口の要衝マルタバンを攻略し、ピリン河、シタタン河を敵前渡河しラングリンを北背から衝き三月八日之を占領、ビルマ援蔣路を完全に遮断した。ラングリン攻略後我が軍は重慶軍四萬五千を主力とする英印重慶聯合軍八萬に對しイラワジ戦線、東部戦線及びラングリン、マンダレーを結ぶ中央正面作戦の三路に分れて北上を開始し、所在の敵を撃破して東部作戦軍は四月二十九日北ビルマの要衝ラシオを、中央作戦軍は五月一日敵の本據マンダレーを、又イラワジ河作戦軍は四月二十日エナンジョン、ヤメセン等の油田地帯をそれぞれ完全占領し、更に敵を急追してマンダレー西北方に殘敵を殲滅し、更に重慶軍を急追して五月三日にはバィモを同五日には長驅ビルマ雲南國境を越えて雲南省に突入、同十日までに龍陵、騰越の線に進出、怒江を挟んで雲南を制壓することとなつた。一方五月四日には印度國境に近

い重要空軍基地アキヤブを占領英領印度を睥睨した。ビルマ作戦の一特色はビルマ義勇軍と泰國軍の協力であることも忘れてはなるまい。ビルマ作戦開始以來五月末日までの戦果は敵遺棄屍體二萬四千六百、俘虜四千二百餘、火炮四百二十、銃器一萬一千二百餘、砲彈一萬四千八百餘、銃彈三百四十六萬發、車輛八千六百餘で、これに對し我が軍の損害は戦死一千二百八十九、戦傷三千百五十六であつた。

印度洋作戦

蘭印攻略後わが陸海軍部隊は三月二十三日南安ダマン島ポートブレアに奇襲上陸、同島英軍を無條件降伏せしめ、印度洋作戦を開始、四月五日から九日に互るコロンボ、インド東岸、ベンガル灣方面重要軍事據點奇襲に於ては軍事施設爆撃の外、五日にはセイロン島南方洋上で英甲巡ロンドン型及コンウォール型各一隻、九日英航空母艦ハーミス及び驅逐艦一隻その他船舶三十五隻を撃沈しその他の艦船、飛行機に多大の損害を與へた。その後も潜水艦による印度洋作戦は活潑につゞけられ五月三十一日には遠くマダガスカル島北端

敵を連續空襲し、濠洲大陸にも空襲を加へたため敵は戦艦航空母艦以下艦艇を以てする米英聯合艦隊でニューギニア反撃を企圖するに至り、五月六日、七日我が海軍は珊瑚海でこれらの艦隊を捕獲、海空戦によつて敵艦一、甲巡一、米航空母艦サラトガ型、ヨークタウン型各一を撃沈、尙艦二、巡洋艦二其他に大損害を與へたが、我方も小型空母一隻が海軍最初の犠牲として沈没した。其後我が特殊潜航艇は五月三十一日シドニー港を襲撃敵艦を塞からしめたので米國はこの方面の類勢挽回に躍起となり、ソロモン群島に反撃の據點を獲得するため八月に至り奇襲隊を増強したので、わが海軍は海空協力之に反覆攻撃を加へ、壯烈な戦闘が續行されてゐるが、八月七、八兩日及び八月二十四日の兩度の海戦だけで米英巡洋艦十三隻、驅逐艦九隻、潜水艦三隻、輸送船十隻を撃沈し、米航空母艦大型一隻、同中型一隻、米艦一隻以下甲巡、驅逐艦等に大損害を與へた。

一方、北方より我が本土を狙ふ米國の機先を制して六月四日アリユーンシャ列島の敵據點を襲撃したわが陸海軍

は同七日キスカ、同八日アッツ兩島を占領、前者を鳴神、後者を熱田島と改稱、北方の護りを固めると同時にミッドウェーに對しても六月五日強襲を加へ米空母エンタープライズ型一隻及びホーネット型一隻を撃沈、同島基地を大破せしめたが、この作戦で我方も空母一隻を失ひ同一隻大破、巡洋艦一隻大破の損害を被つた。

かくて各方面に敗戦つゞくアメリカは國民の士氣を鼓舞するため四月十八日小樽にも十機内外の爆撃機を以てわが本土空襲を企て東京其他に若干の焼夷弾を投下し、支那大陸に逃避せんとしたが、わが被害は僅少で、その企圖は全く失敗に了つた。

十二月八日大東亞戰爭勃發するやわが支那派遣遺陸海軍部隊は直ちに敵性全租界に進駐、之を接收し、上海では英砲艦、ベテレル號を撃沈、米砲艦ウエーキを拿捕、又香港攻略によつて米英勢力を支那大陸より一掃すると共に、南方派兵の背後攪亂を夢みる蔣介石の直系軍、共産軍、遊撃隊に對し全支に互つて攻撃を加へ重慶の攻勢を粉碎した。なほ南方敵定

後、東南アジアの基地を完全に喪失した米國は中南支奥地に對日反攻の空軍基地を建設せんとしたのを十七年五月、六月以降再三痛撃して之を水泡に歸せしめたが、大陸戦線は支那事變の最後の解決のため依然極めて重要な地歩を占めてゐる。過去一年間の大陸方面主要作戦を列記すれば左の如くである。

【北支方面】

- 1 晋察冀邊區肅清作戦（八月十四日—十月十日上旬）河北、山西地區掃蕩
- 2 沁河作戦（九月下旬）山西省南部掃蕩
- 3 鄭州作戦（十月二日—同下旬）河南省北部進攻
- 4 汾西作戦（十月二十六日—）山西西部肅清
- 5 魯南作戦（十一月五日—）山東省南部共産軍擊碎
- 6 陸川地區作戦（十二月十一日—）第二十七軍掃蕩
- 7 山東中部作戦（二月十一日—）山東省于學忠軍掃蕩
- 8 山西省冬季肅清作戦（二月上旬—三月上旬）
- 9 山西西部地區作戦（三月中旬—六月）

陝西省東部及び山西省西部

- 10 冀南作戦（四月二十九日—五月十五日）河北省南部共産軍捕捉
- 11 冀中作戦（五月一日—六月下旬）河北省中部共産軍掃蕩
- 12 晋冀豫省境作戦（五月下旬—六月）山西、河北、河南の共産軍及び中央軍擊滅

【中支作戦】

- 1 清鄉工作（七月—十七年六月）江蘇、浙江の肅清
- 2 新四軍掃蕩作戦（七月—八月）江蘇省北部の新四軍地盤覆滅
- 3 第一次長沙作戦（九月十八日—十月十日上旬）湖南省東部第九戰區二十萬の中央軍擊碎
- 4 信北作戦（十一月一日—八日）河南省南部敵第五戰區八十五軍主力擊破
- 5 皖浙作戦（十二月十五日—一月上旬）安徽、浙江に跨る第三戰區の敵粉砕
- 6 第二次長沙作戦（十二月二十四日—一月中旬）湖南省長沙進擊
- 7 太湖周邊掃蕩作戦（一月十二日—三月中旬）太湖周邊の敵中央軍擊破
- 8 浙贛作戦（五月十五日—八月）敵第三戰區の米支空軍合作を擊碎

【南支作戦】

- 1 北江及新會西方作戦（九月中旬より約一ヶ月）廣東省敵第七戰區猛攻
- 2 香港作戦（前掲）
- 3 惠州地區掃蕩作戦（二月上旬—）廣東省惠州附近の掃蕩
- 4 廣東北方及西方作戦（五月三十一日—六月）廣東省敵第七戰區痛擊

以上のうち大東亞戰爭開始後十七年三月末日までの支那方面綜合戦果は大本營より左の如く發表された。

△主要作戦 三十四△遺棄死體 五萬八千三百三十三△俘虜一萬八千四百五十三△鹵獲品 飛行機五、戰車十七、自動車一千四百七十、鐵道車輛三百九、魚雷艇二、各種火砲二百一、重機一、千三百五十三、小銃一萬二千四百四十三△擊破飛行機 三十機△擊破沈破船舶 砲艦四、船舶十三△我軍の損害戦死二千五百三十六、戦傷六千三百八十二

また支那方面海軍側の大東亞戦後六月十八日までの撃沈艦船百十、拿捕艦船八百九十五、鹵獲兵器多數である。なほ十六年度の抗戦敵兵力は百二十四萬、遺棄死體三十四萬七千、捕虜十萬

大東亞戰爭の戦果

支那事變五年を経過して大陸支那の樞要部の大半を席卷した我が陸海軍は大東亞戰爭半歳で早くも東南アジアを蹴出し、こゝに建設を開始した。皇軍占領地は實に東西九千軒、南北五千軒の廣大なる地域に互り、支那大陸では全省占領七省（河北、察哈爾、綏遠、山東、山西、江蘇、安徽、省の大半を占領したもの二省（河南、浙江）、省の一部を占領したもの四省（湖北、湖南、江西、廣東）合計十三省に跨り、之に海南島を加へてその面積は我が本土の約二倍半弱に及ぶ。一方南方占領地は陸軍占領地域のみでも次の如く

地域	面積	人口
香港	一〇、〇〇〇	一〇〇萬
比律賓	三〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇萬
マライ	二二〇、〇〇〇	一、〇〇〇萬

略本州、四國、九州を合せるものに同じ

本州より奥羽關東地方を除いたものに略同じ

ビルマ 約一五〇、〇〇〇 約一三、三〇〇
 計 約一五〇、〇〇〇 約一三、三〇〇

更に之に海軍占領地を加へれば南方占領地だけで三百萬平方呎を超え、實に日本全土の七倍に當る廣さである。これに従つて戦線も西部方面では蒙疆より是西、襄西、江西、江蘇、浙江を連ね、更に南支に飛んで福建沿岸、廣東及び廣西省、佛印國境に達し、それより雲南からビルマ印度國境を印度洋沿岸に出る蜿蜒七千數百呎、東部太平洋方面では北はアリニューシヤン列島の新占領地熱田、鳴神兩島から中部大島島、ギルバート諸島、南太平洋のニューギニア、フロレス諸島、小スンダ列島等の新占領地を連ねる無慮一萬三千呎の海域を前哨線としてゐる。しか

方面	交戦兵力	遺棄屍體	俘虜
北支	約九〇〇、〇〇〇	約五、三〇〇	約三、〇〇〇
中支	約五〇〇、〇〇〇	約五、〇〇〇	約一〇、〇〇〇
南支	約一、五〇〇、〇〇〇	約二、五〇〇	約一、〇〇〇
計	約三、九〇〇、〇〇〇	約一三、〇〇〇	約一四、〇〇〇

兵團數 一ヶ師 (英、加、印兵)

羅ソン旅團、ウオリス旅團

米第一師團、比律賓國防軍第四師團、第五師團、第六師團、第七師團、第八師團、第九師團、第一〇師團、第十一師團、第十二師團、第十三師團、第十四師團、第十五師團、第十六師團、第十七師團、第十八師團、第十九師團、第二十師團、第二十一師團、第二十二師團、第二十三師團、第二十四師團、第二十五師團、第二十六師團、第二十七師團、第二十八師團、第二十九師團、第三十師團、第三十一師團、第三十二師團、第三十三師團、第三十四師團、第三十五師團、第三十六師團、第三十七師團、第三十八師團、第三十九師團、第四十師團、第四十一師團、第四十二師團、第四十三師團、第四十四師團、第四十五師團、第四十六師團、第四十七師團、第四十八師團、第四十九師團、第五十師團、第五十一師團、第五十二師團、第五十三師團、第五十四師團、第五十五師團、第五十六師團、第五十七師團、第五十八師團、第五十九師團、第六十師團、第六十一師團、第六十二師團、第六十三師團、第六十四師團、第六十五師團、第六十六師團、第六十七師團、第六十八師團、第六十九師團、第七十師團、第七十一師團、第七十二師團、第七十三師團、第七十四師團、第七十五師團、第七十六師團、第七十七師團、第七十八師團、第七十九師團、第八十師團、第八十一師團、第八十二師團、第八十三師團、第八十四師團、第八十五師團、第八十六師團、第八十七師團、第八十八師團、第八十九師團、第九十師團、第九十一師團、第九十二師團、第九十三師團、第九十四師團、第九十五師團、第九十六師團、第九十七師團、第九十八師團、第九十九師團、第一百師團

も我が海軍は遠く北米太平洋沿岸、印度洋アフリカ沿岸から十月に入つては大西洋まで作戦海域をのびし到る所は大戦果を擧げてゐる。かくてこれら占領地に於て次の如き貴重なる資源を獲得すると共に敵に對しても後記の如きイ、交戦せる敵兵力並に敵に與へたる損害

直接的大損害を與へた。
 大本營六月七日發表、大東亞戰爭開始以來六ヶ月間(五月卅一日迄)に收めたる帝國陸軍の綜合戦果及び我方の損害は次の如くである。

種類	数量	種類	数量
飛機	二五、〇〇〇	戰艦	一、〇〇〇
戰艦	六四、〇〇〇	巡洋艦	一、〇〇〇
巡洋艦	一、六〇〇	驅逐艦	一、〇〇〇
驅逐艦	二四、〇〇〇	潛水艦	一、〇〇〇
潛水艦	四四、〇〇〇	魚雷艇	一、〇〇〇
魚雷艇	一八五、〇〇〇	汽船	一、〇〇〇
汽船	三四二、〇〇〇	汽船四六	一、〇〇〇
汽船四六	一八五、〇〇〇	汽船四六	一、〇〇〇
汽船四六	一八五、〇〇〇	汽船四六	一、〇〇〇

種類	数量	種類	数量
戰艦	一、〇〇〇	巡洋艦	一、〇〇〇
巡洋艦	一、〇〇〇	驅逐艦	一、〇〇〇
驅逐艦	一、〇〇〇	潛水艦	一、〇〇〇
潛水艦	一、〇〇〇	魚雷艇	一、〇〇〇
魚雷艇	一、〇〇〇	汽船	一、〇〇〇
汽船	一、〇〇〇	汽船四六	一、〇〇〇
汽船四六	一、〇〇〇	汽船四六	一、〇〇〇
汽船四六	一、〇〇〇	汽船四六	一、〇〇〇

ニ、我方の損害
 △戰死 九、一七四△戰傷 二〇、七二〇△飛行機 三四八機△船隻 三一隻、約一六萬噸

海軍戰果 大本營五月二十六日發表、開戰以來五月二十日までに判明せる帝國海軍の綜合戦果並に我方の損害は左の如し。

この發表後、ミッドウエー、ソロモン諸海戦で敵空母二、甲乙巡十三、驅逐艦九、潜水艦三、輸送船十、合計三十七隻を撃沈し、戰艦一、空母二、其他に大損害を與へてゐる。

- 四、原住民に對しては恩威併用し、いやしくも小乘的愛撫に墮せざること
- 五、敵性を抱くものに對しては假借なき態度を以て臨む
- 六、樞軸國人に對しては友好的態度を以て臨む
- 七、華僑を十分に利用する
- 八、日本人が多量の犠牲に甘んじ負擔に堪へてゐるので、現地住民に對しても應分の負擔をさせる
- 九、南方進出の邦人に對しては嚴選主義で臨み國策に反する不逞の徒は遠慮なく退去を命ずる。

△經濟開發の具體的方針

- 一、重要資源開發を先決とし併せて大東亞自給自足體制の基礎を確立する
- 二、資源の獲得、特に戰爭必需品の獲得
- 三、南方資源の敵性國流出防止
- 四、作戰軍の現地自給の確保
- 五、在來企業の我方に對する協力誘導

占領地の 大東亞 方占領地は「世界の資源庫」といはれる寶庫で、これに滿支、泰、佛印を加へた大東亞共榮圈の建設

占領當時既にシンガポール陥落後の民族對策、産業、交通對策並に金融財政處理の大綱を決定し二月シンガポール攻略とともにマライ、昭南に軍政を施した。英國はこの地域をマライ聯邦、非聯邦、海峽植民地に分ち、マライ半島では顧問政治を行つて來たが、軍政當局はかかる弄策を排し、一元的に之を日本人の手で強力に統治することに決定、三月七日軍政人員の整備を見、大達昭南特別市長ほかマライ十州の各地事が任命され、産業の開發、邦人の入植、交通政策その他統治一般について山下最高指揮官の指揮命令の下に軍政建設に發足した。その後軍政實施の組織、地方行政機關の運用も、各種産業、經濟、交通等の施設も急速に整備され、ゴム、錫、石油、ボーキサイト、鐵、その他日本において要請される戰爭資材の開發は豫想以上の成績を擧げてゐる。從來マライの大きな弱點となつてゐた食糧不足についても増産計畫が實施され、農業技術の指導、種子の改良、農具の改良等々に努め漸々所期の成果をあげてゐる。又英領時代に抗日に驅らされた華僑三百萬も驟然悔悟

は、米英の呼號する長期戦に不敗の態勢を整へるに足り、米英は寧ろこの南方重要資源の喪失によつて戰爭遂行に少なからぬ不自由を味ふこととなつた。南方資源の世界的地位を示せば次の如くである。

種別	一、農産資源(一九三七年。世界總産額との比率。×印輸出)			
	占領地	泰國	佛印	
ゴム	七・四	四・六	六・四	
コブラ	七・五	一・〇	七・七	
バーム油	三・三	—	三・三	
米	一・六	四・八	六・七	
茶	一・二	—	二・四	
砂糖	一・〇	—	〇・二	
規那糖	九・〇	—	九・〇	
カボック	六・四	—	六・四	
胡椒	八・五	—	八・五	
マニラ麻	一〇・〇	—	一〇・〇	
種別	占領地	泰國	佛印	合計
鐵	一・四	—	—	一・四
石油	—	—	—	—
石炭	—	—	—	—
錫	七・九	八・九	一・〇	五七・八

し新附の民として新秩序建設に協力することを誓ひ、天長の佳節には五千萬海峽邦を軍政當局に獻金した。

スマトラ スマトラ島は戦前蘭印政府の治下にあつたが、四月東印度統治から切離してマライ軍司令官の統下に軍政が布かれ、各州軍政機關も既に整備を見、日本人知事の任命を了し、産業對策はバレンバン、ジャンビー、アチエー等の各石油資源の開發を中心とし、ゴム、煙草、茶、サイザル麻その他各種農園の再建に至るまで開發復興工作が輝かしい進展を見せてゐる。

ジャワ 首都ジャカルタ陥落と共に三月七日蘭印方面軍今村最高指揮官はジャワ全島に軍政施行を布告、軍政部要員は軍隊と共に敢然上陸し治安の確保と資源開發に着手した。最高指揮官が舊總督の職權を執行し、中央政廳をジャカルタに置き、行政は半歳の經驗で八月より從來の三省區分を廢し、理事州を州に改めジャワ及びマツラを二王地(ジョクジャカルタ及びストラカルタ)、十七州、一特別市(ジャカルタ)に分つこととなつた。ジャワ作戦は皇軍の神速果敢な進軍により一般産業面の

種別	占領地	泰國	佛印	合計
ボーキサ	—	—	—	—
イト	—	—	—	—
マンガン	—	—	—	—
タンクス	—	—	—	—
クローム	—	—	—	—
金	—	—	—	—
銀	—	—	—	—
鉛	—	—	—	—
亜鉛	—	—	—	—

占領地軍政は各方面作戰軍が自己占領地域の軍政を擔當し、從つて軍政區は數個に分立してゐるが、開發、治安その他については相互連絡及び歩調一致に遺憾なきを期するため各軍政監督部は隨時連絡會議を開いて打合せを行つてゐる。産業、交通施設の復舊も占領後半歳でほぼ終り、治安も頗る良好に新建設が進められてゐる。南方各地の軍政概況を記せば左の如くである。

破壞は僅少に止まり、また全島百二十萬の華僑工作は成功を收め、治安は申分ない。經濟狀勢の激變による原住民の生活擁護のためには七月から栽培管理公團、八月には食糧管理事務所等を設けて産業の荒廢を防ぎ、又進んで食糧増産對策を實行に移すなど、産業、經濟は飛躍的進展を遂げてゐる。

ビルマ ビルマ全域劃定の完成とともに六月四日ビルマ方面派遣軍飯田最高指揮官は正式にビルマに於ける軍政施行を布告、同時にビルマの育成發展をはかるため中央行政機關を設立することとし、パーモ博士以下八名の委員を任命し、之が準備に着手せしめた結果八月一日ビルマ政府は軍政下に發足、軍政は急速に進展を見た。ビルマ劃定に協力したビルマ義勇軍は行政府成立とともに改組され、ビルマ防衛軍として飯田最高指揮官の指揮下に入つた。産業復興も順調に進展し、治安經濟狀態も良好で、軍政部の徵稅成績は頗る見るべきものがあり、輸出入税も實施され、更に所得税、消費税その他の徵稅準備も進められてをり、財政上の自給自足も確立されることとなつた。

比津實 一月二日マニラ占領とともに軍政が施行され、ヴァルガス氏は一月二十三日わが比島派遣軍の要請により新生比島行政機構再建に着手、アキノ内務部長をはじめ財務、司法、農商務、教育厚生、公共事業部六長官、大審院長、検事總長を任命二月初旬行政府は發足した。五月七日コレヒドール島要塞陥落の後、本間最高指揮官マニラへ入城、軍政施行に劃期的進展を見たが、その後村田最高顧問の着任を見、又行政各部の日本人指導官、補佐官の決定、全島四十九州の原住民知事の任命等により軍政建設は本格的段階に達した。産業建設については鑛業方面では重要鑛物資源の開發が内地鑛業會社の委託經營によつて進められ、農業方面では輸出杜絶による過剩農産物の整理、食糧自給計畫に基づく米、玉蜀黍等の増産、棉花、苧麻増産五ヶ年計畫がそれぞれ實行に移され、經濟、産業は活潑な動きを見せてゐる。なほスペイン、アメリカを通じて三百年の白人の統治に民族精神を失つたフィリッピン人の更生のため英語教育の漸廢、勤勞精神の鼓吹、日本語教育の獎勵等劃

期的な教育方針の大轉換が行はれることとなつた。

ボルネオ 舊英領ボルネオを構成する北ボルネオ、ブルネイ、サラワクは四月十一日前田利爲中將が北ボルネオ方面最高指揮官に親補され、北ボルネオ方面最高指令部が開設されると共にその指揮下に統治されることとなり、その後軍政要員の充實を待つて更に舊關領ボルネオの一部西ボルネオ州をも併せ管理することに決定、全管轄下を五州に分つて日本人長官を任命、ミリ、セリアの油田の復興建設をめぐつて軍政は順調な進展を見せてゐる。

セレベスその他 セレベス、ボルネオ、ニューギニア、セラム、小スンダその他のわが占領地域について、こゝに一括して述べる。これらの地域の面積は合計すれば約二百萬平方キロ、わがかりやすく言へば朝鮮、臺灣、樺太を含めた大日本全土の約三倍半にも達する。これらの地域には占領後の治安が成ると共に司政長官、司政官を首班とする多數の軍政職員が進出し、南方共榮圈の確立に挺身してゐる。

占領地域の住民は一千數百萬に達し

主なるものはインドネシア人であるが、華僑もまた約二十萬に上り、その他未開のバプア人もある。而して軍政開始後、僅か數ヶ月を出でない今日、治安狀況は極めて良好で、着々成果を擧げてゐることは誠に心強い。こゝで特筆すべきことはこの地域の特殊性として、ジャワなどと異つて舊關印政府時代から未開發の地域が大部分を占め、このために既存の産業諸施設等についても見るべきものは殆んどなく、また必需物資の狀況についてもそのストック量は意外に僅かなことである。そこで産業部門の建設には特に留意され、現地軍政機關に直屬する資源調査隊の活躍には今後刮目して待つべきものがある。

香港 十二月二十五日英軍の無條件降伏以來軍政を施し、一月に入つて香港全域に占領地總督を設置、磯谷廉介中將が占領地總督の重任を帯び現地に赴任、現役の身分を以て統治に當り、軍政は極めて順調な進展を見せ、造船所をはじめ各種工業は活況を呈してゐる。華人の人氣も極めて良好で積極的に建設に協力する態勢を見せてゐる。



第一次大戦から第二次大戦へ

第一次世界大戦の経験は世界の政治、經濟に幾多の教訓を與へたが、總力戰の觀念もこの大戦末期より一般に認められるところとなつた。戦後この經驗によつて最も深く自己反省したものは戰敗國、持たざる國であつた。英米が世界の指導權を掌握して自由民主主義の美名の下に世界を搾取し、爾餘の諸國を永遠に被支配者の地位に釘づけせんとしつゝあるとき、新興國が英米の壓迫に抗してよく生存權を確保するには國家、民族の總力を結集するより他に有效なる手段はないと翻じた新興國家は、それぞれの國情に應じて獨特の全體主義政治を建設し、これに自國の隆替を託すこととなつた。ドイツのナチス政治、イタリアのファッショ政治はかりして生れた。ロシアのソヴエイト政治も、目的こそ異なれ、先づ

總力を結集する必要から生れたことに於ては一脈相通するものがある。かくて内に力を養つた獨逸はこれによつて不當なるヴェルサイユ體制の桎梏を拂ひ除けんとし、ソヴエイトは赤色革命による世界制覇を夢みた。而して英米の反撃を被つたものは夢より現實、獨逸の再建運動であつた。全體主義は民主主義の破壊、危険なる火遊びとしてあらゆる懷柔壓迫の試煉と闘はなければならなかつた。

而も獨逸の決意牢として固く英佛の事なかれ主義に乘じヴェルサイユ條約の作れる不自然な國境を次々と是正、獨逸はオーストリア、ズデーテン、チエコ、メーメルを併合、大獨逸を建設し、イタリアはアルバニアの併合、エチオピア征服によつて地中海帝國建設に一步を進めた。英佛は獨逸の攻勢に對し、東歐バルカン一連の小國を前衛とする防衛陣が脆くも崩壊するや、狼狽國防強化に着手、對獨逸抗爭に備へ

たのであつた。

第二次大戦の勃發 かゝる間に獨逸の失地回復はポーランドに廻廊議定書に尖鋭化した。英佛はこゝに於てソ聯を誘ひ英佛ソ三國軍事同盟の結成によつて獨逸を押しんとしモスクワに協議を續け、獨逸は之に對して一九三九年五月獨逸獨逸を軍事同盟に發展せしめ、更に英佛の裏をかくてソ聯と八月二十一日不可侵條約を締結、三國軍事同盟を未然に粉砕してしまつた。かくて歐洲大陸の風雲いよいよ急となるや英佛は八月二十五日英佛波相互援助條約を以て之に對抗、やがて八月三十日ポーランドの總動員、同三十一日夜ポーランド軍の獨逸領上部シレジア侵入となつて歐洲は忽ち戰亂の巷と化した。即ち獨逸はポーランド軍を邀へ撃つて九月一日對波進攻作戦を開始し、英佛も亦九月三日對獨逸戰を布告した。然るに英佛の軍事行動は頗る消極的であつた爲、獨逸は空軍、機械化部隊の威力にものをいはせ一ヶ月を出でずして

ポーランドを席巻し、九月十五日突如ポーランドに大軍を侵入せしめたソ聯と同日二十二日波蘭分割境界劃定協定を結び、東部作戦は終結した。一方西部戦線は脱み合をつまげ、僅に通商破壊戦が北海に行はれるだけで、専ら政治、外交戦に傾くかとの観があつたが、一九四〇年の春來ると共に、英佛の中立國に對する謀略に對抗して攻勢に轉じた獨逸精銳は四月突如北歐作戦を展開、ノルウェー、デンマークを制し、北方よりする英佛の攻勢を挫折せしめ、次で五月フランスが近代築城の精華として難攻不落を誇るマゼノ線を一気に突破しベルギー、オランダ、ルクセンブルグ、フランスと次々に蹂躪し、いよいよ英國と輸送を断つることとなつた。その後英國は大陸に於ける敗戦挽回と、獨逸の背後擾亂に躍起となり、バルカン諸國に謀略の手をのべ、ギリシャ、ユーゴスラヴィアを抱きこんで、一九四一年春こゝに對獨逸線を展開したが、これ亦獨逸の電撃に僅々二ヶ月で破砕され、六月三日英國勢力は完全に大陸より一掃されてしまつた。かくて英國は大陸に於ける對獨逸攻撃

の足場を失ひ、獨逸は大陸諸國を拿下に收め持久態勢を漸次整へ、英國の積極的對獨逸作戦は極めて困難となつたが、一方獨逸も對英攻撃に手詰りとなり、英本土空襲も軍事的に所期の効果を收めず、更に獨逸以後は對英攻撃も海上封鎖戦を除き暫時小康を呈したので米國の武器援助を得た英國は前途に再び光明を認めるに至つた。

獨逸對英米戰

米國無言 一九四〇年春聯合軍の大敗退によつて英國は直の宣戰 接獨軍の矢面に立たねばならなくなつたが、獨逸は有力な海軍力を持たぬ悲しさに英本土攻撃政行の自信なく、當面潜水艦戦による對英封鎖と空軍による英本土脅威に力を注ぐこととなつた。海外に物資を仰ぐ英國の立場は愈々苦しさを増したが、これに伴つて米國の對英援助は加速度的に強化された。米國は英國の抗戰を支持し、之によつて樞軸の新秩序建設を打倒せんとしたのである。日獨伊はこれに對し一九四〇年九月三國同盟を結び、米國の介入を封じつゝあらゆる障

礙を排し世界新秩序建設の完遂に邁進する決意を表明したが、米國は之を以て米國に敵對するものと看做し日獨伊三國に對する政治、經濟的壓迫を益々強化した。而も獨逸戰勃發するや、米國は援英のみならず、英國と共に對ソ援助に乗出し、ソ聯を以て獨逸打倒の手段とせんとした。これが爲に對英ソ援助は益々強力有效的ならしめねばならなくなつた米國は哨戒水域を獨逸の作戦海域にのぼし、アイスランドに陸海軍を進駐して、公然對獨逸挑戦に出でた。而してこの新局面に於ける英米の歩調を整へ、飽くまで世界制覇を維持するためにルーズヴェルト、チャーチル英米兩巨頭は八月初旬大西洋上に相會し、意見交換を行つた結果、今次世界戰爭に對する兩國共同の意圖と目標を所謂「大西洋憲章」(アトランティック・チャーター)として定式化した。その内容は八ヶ條よりなり次の如きものである。

一、英米兩國は領土的擴張を認めず
一、英米兩國は關係諸國の自由意思に合致せざる領土的變更の生ずることを欲せず

一、英米兩國は凡ての國民がその生存の政治形態を選擇する自由なる權利を尊重し暴力を以て奪はれたその主權及び自治權が回復されることを欲す

一、英米兩國は凡ての國民がその經濟的繁榮の爲必要とする貿易及び原料を均等の條件を以て獲得することの保障を與へることを當然の義務として努力する

一、英米兩國は凡ての國家がその經濟的利益と個人的並に社會的安全を保障する目的を以て完全なる經濟的協力を實行することを要望する

一、ナチドイツの暴政打倒の後英米兩國は凡ゆる國に自國の領土内で安全に生活しうる方途を併與し、同時に凡ゆる國土の人民が恐怖と缺乏なく自由に生活しうる保障を與へ得るが如き平和を樹立することを希望す

一、かゝる平和は凡ゆる國民をして公海と大洋とを何等の干渉なく航海し得るものなるべきことを要す

一、英米兩國は世界の凡ゆる國が現實的且精神的理由により暴力の使用を放棄すべきものなることを確信す

る。陸海空の軍備が自國の國境外に脅威を與へ乃至は與へる恐れあるが如き國家によりて使用される限り將來の平和は維持し得ざるにつき、英米兩國は一般安全保障の廣汎且恒久的の制度の確立するまでかゝる國家の軍備撤廢は不可缺であると信ずる。英米兩國は軍備の壓倒的重荷を平和を愛する國民から軽減すべき實際的手段を援助助成せんとするものである。

尙右會談が獨逸の打倒のみならず對日抑壓策をも併せ協議したことはその後の現實に徴して明かであるが、とまれ、之によつて英米は遺憾なくその獨善主義を暴露したのである。

爾來大西洋をさし挟んで米獨の對立は愈々尖鋭化した。對英攻撃の限界點に達したかに見られると同時に獨逸戰で手一杯の獨逸に對し英米は大戦の峠見ゆとばかり生色をとりもどし、その樂觀はひいて對強壓迫の強行となつた。四一年九月に入つて大西洋上には戰爭ならぬ米獨艦艇の戦闘が交へられ、米獨逐艦の撃沈事件を生じたが、獨逸は獨逸戰に當面全力を注ぐため對

米宣戰を控へつゝあつたが、所詮米獨は大西洋に開戦する外はなかつた。獨逸は獨逸戰の膠着、北阿戰線英軍の反撃に加ふるに米國の介入で著しく不利な立場に追ひ込まれんとしたが、この時十二月八日賦然として英米撃滅の征途に立つた日本の一撃は逆に米國を脅かし、歐洲樞軸戦線に生色を吹きこんだ。獨逸は日本に次で十二月十一日對米宣戰を布告し、同時に對英米戰爭遂行並に單獨不媾和、世界新秩序建設の協力を關する日獨伊三國協定が成立、越えて一月には三國軍事同盟を締結して公然米洲沿海に新戦場を求め、英米海上輸送遮斷に全力を擧げることとなつた。

しかも四二年六月末になつて暫く均衡を保つてゐた北アフリカ戦線に於ても獨逸軍はトブルク、マルサマトルと英軍の最重要據點を一舉に抜いて地中海——スエズ運河——紅海を睨む英海軍の最大唯一の基地アレキサンドリアを脅威するに至り、印度洋に進出した日本海軍と相俟つて東西より西阿を壓迫し、樞軸連絡ルート確保も間近きを思はせてゐる。

獨ソ戦の経過

獨ソ衝突の宿命

第一次世界大戦後、敗戦の混戦に乗じて獨逸はナチス政権の出現によつて完全に掃ひのけられた。ナチス・ドイツは逆ニ東方政策——ウクライナ進出による——を以て大獨逸建設の要諦である。英佛はこの對立を獨逸の擡頭防止に利用すべく一九三九年初頭よりソ聯に對して英佛ソ三國軍事同盟結成を働きかけロンドン、ジュネーヴ、モスクワと交渉を重ねるうち、ソ聯は突如獨逸のさしのべる手を握り獨ソ不可侵條約を結び間もなく第二次歐洲大戦となつたことは既に一言したが、獨ソの結合こそ洵に複雑怪奇といへるであらう。昨日まで互に惡罵の限りを盡した兩國の握手、特に進んで手をのべた獨逸にとつて容易ならぬ決意を要したことは、後獨ソ開戦に當つてヒトラー總統が明かにした點で推察出来るであらう。即ち獨ソ握手が總統にとつて「如何に苦々しい困難なことであつ

たかは(ナチス)黨員諸氏が充分理解されてゐることと思ふ……余が一九三九年八月イギリスの包圍政策に對抗すべく外務大臣をモスクワに派遣したのはよくよく慎重な考慮の末のことであつた」

と述べてゐる。爾來獨ソ間には經濟協力を通じ友好が誇示されてゐたが、ソ聯は獨逸の波瀾のさ中に波瀾進駐を敢行し、引續き傍若無人にバルト三國を併合し、フィンランドに魔手をのばし、傍ら英國との交渉をつゞけ、更にルーマニア、ブルガリア、ダーダネルス海峡等に進出を策し獨逸の絶えざる背後の脅威となつてゐた。それは近年國防國家建設によつて著しく増大した國防力と、國際關係に於ける有利な立場に自信満々たるモスクワの支配者達の稍行き過ぎた行動であつたが、大陸に於ける獨ソの争鬪はこゝにもその一端を窺ふことが出来る。これに對し最後の牙城英本土攻撃に當面、長期戦を覺悟せざるを得なくなつた獨逸は背後の脅威を除き、大陸に於て長期不敗の態勢を固めんがために不信のソ聯を斷乎脅惑するに決し、一九四一年六月二十

一日こゝに對し戰爭の火蓋を切つたのである。

獨逸諸戰の大結果

六月二十二日未明戦端を開いた獨軍は先づ緒戦に於てソ聯空軍を奇襲し、獨逸發表によればソ聯空軍二千五百八十機を撃墜破し、開戦第一週で既にソ聯機四千七百七機、戦車二千二百三十三臺を粉砕する電撃振りを發揮し、ソ聯は過去數年に互つて獨逸の攻撃を警戒して來たにも拘らず、致命的打撃を蒙るに受けた。この空軍撃滅と壓倒的機械化戦力の優勢を以て獨軍は北は北氷洋から南は黒海に至る約二千五百料の戦線に互つてひた押しに赤軍を壓迫、隨所に機動力を發揮して包圍殲滅戦を展開、ソ聯領深く突入した。即ちポーランド正面からモスクワ街道に向ふ中央正面戦に於ては開戦後僅かに一週間を経ずして舊ポーランドソ聯占領地の赤軍を撃破して六月二十七日にはその先鋒は舊國境を突破し、ミンスクに於て激戦、六月末日には之を屠る傍ら、その主力はビヤリストク東方に於て最初の大規模包圍殲滅戦を展開し、ソ聯精銳六十ヶ師を叩きつけて捕虜十萬と

いふ大戦果を擧げた。その後半歳の獨軍の進撃は各方面に於てこれ以上の戦史未曾有の大規模殲滅戦を展開したが、これがその最初であつた。

バルト三國方面に進撃した獨軍は七月初旬ほ同方面を席巻、七月十八日その先鋒はレニングラード地區に到達し、一方出足の遅かつた南部戦線も七月二十八日にはルーマニア軍が舊國境スターリン線を突破してウクライナを西方より壓迫し、七月末にはイタリヤ軍も前線に到着した。

一方モスクワ正面ではビヤリストク東方でソ聯大軍を包圍殲滅した獨軍は七月十二日にはスターリン線を突破してモスクワ街道をひた押しに進撃、七月から八月にかけてモレンスクで大激戦を展開し、八月、九月には既にモスクワ、レニングラードの危機が叫ばれるといふ電撃振りであつた。然し二十年来及ぶソ聯の戦争準備はさすがのドイツも意外とした程大量の兵器を用意し、赤軍兵士の頑強な抗戦と相俟つて當初の豫想程簡単にソ聯が敗北するものでないことが漸次明かとなつて來た。北はレニングラード、モスクワ、

南はオデッササ中心として壯烈な戦鬪がつゞけられた。十月ヒトラー總統は最後の總攻撃を命じ、モスクワ正面では兵三百萬、飛行機、戦車各五千の大軍を以て猛攻を加へたが、赤軍またよく持堪へ、この間南方では獨軍の攻撃效を奏し十一月中旬クリミア半島に進出コカサス攻略に道を開くところまで來たが、赤軍も冬威の來ることを期待し反撃これ努めた結果モスクワ、レニングラード周邊の主戦場は膠着状態となり、更に百何十年來の酷寒が意外に早く來たため近代機械化兵器は零下何十度の雪原に破壊力を發揮し得なくなつたので、ヒトラー總統は十二月八日日本が米英に宣戦を布告したその日に東部戦線の休止と冬營作戦への轉換を公表した。これまでの戦鬪に於ける兩軍の損害は莫大なものがある。獨側の公表を綜合すると

赤軍三百ヶ師六百萬を戦鬪不能に陥れ、赤軍捕虜三百二十萬突破、赤軍兵器喪失戦車一萬九千、砲二萬三千、飛行機一萬四千機

といひ、ソ聯側は之に對して十一月二十五日

獨軍兵力損害四百五十萬△赤軍戦死四十九萬、負傷百一十一萬二千、行方不明五十二萬計二百二十二萬二千△兵器喪失(獨軍)戦車一萬五千、飛行機一萬三千、砲一萬九千、(赤軍)戦車七千九百、飛行機六千四百、砲一萬二千九百と稱してゐる。

ソ聯反撃の成らざる

かくて獨軍は冬營線まで退却し、春を待たねばならなくなつた。數ヶ月に互るこの冬期戦の間機械化重兵器は凍結して動かず、戦鬪は殆んど手榴彈の投合ひを主たる手段とする程度であつたが、ソ聯軍は戦線整理の獨軍につけこみ大量のスキー部隊と騎兵部隊を繰り出して必死の反撃を試み、頻りにその成功を放送した。然し獨軍將兵はこの苦戦と恐るべき寒氣にも拘らず決定的戰略據點はソ聯軍に手渡すことななく、更に反撃する赤軍に多大の損害を與へ、春を迎へて五月に入るや俄然ケルチ半島とハリコフ戦線に攻撃を開始し、ソ聯の冬季攻勢は全く徒勞に歸した。而して獨軍はケルチ半島に於ては一週間に於てその東端のケルチ港を奪

回、又ハリコフ戦線に於て之を北方から牽制せんとしたチモシエンコ軍を包圍して約半ヶ月の大激戦の後之を殲滅赤軍將兵二十四萬を捕虜とし莫大な兵器を破壊乃至鹵獲した。次で南方では更にセヴァストポリ要塞攻略戦を進め七月一日之を屠り、夏季大攻勢の豫備段階を終ると共に直ちに全線に互つて總攻撃を開始、特に北コーカサス目指して再び決河の如き大進撃を開始した。セヴァストポリ攻略に當つた獨軍は兵力十個師二十萬、飛行機二千、超巨砲を以て之を一氣に粉砕したのであつた。その戦果は捕虜九萬七千名、各種砲四百六十七門、戰車二十六臺、機關銃八百二十四挺、迫撃砲七百五十六門、對戰車砲八十七門、高射砲六十九門を鹵獲乃至撃破した。この戦闘に於ける獨軍損害は戦死二千三百三十七名、負傷一萬八千八百八十三名、行方不明千五百九十一名であつた。

るに至つた。他方タガンロク地區の獨軍も赤軍の堅壘を突破して前進南下し、十七日ウオロシロフグライドを抜き、二十四日アゾフ海の東北端の要港ロストフを完全占領した。かくてドナバス工業地帯を完全に掌握した獨軍は北コーカサスに息もつかせず雪崩れこみ、ロストフから南下してクラスノダール地方に戦果を擴大、九月にはソ聯の黒海唯一の残存軍港ノヴォロシシクを攻略し、一部はヴォロシロフスク、アルマヴイル等の要衝を制壓してマイコープ油田地帯を占領更にビヤチゴールスク東南地區よりグロズヌイ油田に重壓を加へ、ドン河方面では、ロストフと並ぶ要衝スターリンググライドに肉迫、前年のレニンググライド攻防戦に劣らぬ凄惨な死闘をつゞけてゐる。

米英ソ聯

獨ソ開戦と同時に英首相チャーチルはソ聯に對する最大限度援助を宣言

し、七月十二日には英ソ軍事協定を締結、九月にはモスクワに於て英米ソ三國會議を開催して英米からの援方法を協議、十二月には米國はソ聯に對し

今後の展望

大東亞戦争以後の世界戦局の推移は以上にも述べたが、就中東亞における英米の全面的敗退は聯合國陣營及び英米が獲得に躍起となつてゐる中立國筋に絶大の衝動を與へた。日本の東亞新

秩序建設は滿、華、泰の支持協力の下に不動の地位を確保した。その占領地經營は軍事行動の電撃振りに劣らぬ迅速さを以て進められ、南方原住民は欣喜して東亞解放にいそしんでゐる。この東亞情勢の變化は先づ多年獨立を念願する印度に反映し、英國が日本の熾烈な攻勢を喰止めんとして印度を動員し之を防壁たらしめようとすれば、印度は却つて獨立を主張して參戰を容易に肯せず、英印關係は紛糾して英國はこゝに思はぬ負擔を生じたのである。

獨立要求を聲明し、全印に獨立獲得の運動を起すに至つた。英國又強硬態度を以てこれに應酬、直ちにガンヂー以下要人を逮捕監禁し、獨立運動に一大彈壓を下したので、さなきだに動搖してゐる印度民心はいよいよ激昂し、全印に暴動波及の形勢となり、英國は戰爭遂行に少なからぬ支障を來した。

に申辯的行動を示したが、その都度多大の損害を蒙つて獨軍に撃退され、英國の對ヨーロッパ大陸攻勢は事實上不可能なることが實證された。

最近年略史 (滿洲事變以後)

- 昭和六年
 - 九・一八 支那正規兵の滿鐵線爆破により滿洲事變勃發す
 - 一・二七 北海道及び東北地方の大飢饉につき内務省は救済策を協議す
 - 二・一一 若槻内閣總辭職
 - 二・一三 犬養内閣成立す△金輸出再禁止の大藏省令公布
 - 二・一七 兌換停止緊急勅令公布
- 昭和七年
 - 一・七 アメリカ政府、滿洲問題に關する重大決意を日支兩國に通告す
 - 一・二一 第六十議會解散を命ぜらる△スベイン革命運動起り共和國設立宣言
 - 一・二八 上海事變勃發
 - 二・九 前藏相井上準之助氏狙撃され絶命
 - 二・一七 滿蒙新國家獨立宣言
 - 三・一 滿洲國建國宣言公表す
 - 三・五 三井合名理事長國孫磨氏狙撃され絶命す
 - 三・一八 第六十一議會召集
- 昭和八年
 - 一・三 我軍山海關を占領
 - 一・一二 陸軍少年航空兵制度發表
 - 一・一七 アメリカ上院、フイリッピン獨立案を可決
 - 一・三〇 ドイツ、ヒットラー新内閣組織す
 - 二・二〇 帝國は國際聯盟退退に決し、二十六日我代表部ゼネヴァを引揚ぐ
 - 三・一〇 支那銀本位制實施
- 昭和九年
 - 一・一五 帝都に所謂五・一五事件起り犬養首相狙撃され逝去す
 - 五・二六 齋藤實内閣成立す
 - 六・一 第六十二臨時議會開く
 - 七・二五 滿洲國協和會成立
 - 九・一五 日滿議定書調印
 - 一・一八 アメリカ合衆國大統領にルーズヴェルト當選す
 - 一・一七 ドイツ、バーベン内閣總辭職す
 - 一・三〇 在滿帝國大使館開設、駐滿大使武藤信義元帥任命さる
- 昭和十年
 - 一・一〇 滿支通郵開始
 - 一・二二 北鐵交渉成立
 - 二・一九 國民政府行政院長汪兆銘氏、親日外交方針聲明
- 昭和十一年
 - 一・一五 帝國政府、ロンドン海軍軍縮會議退通告を發す
 - 一・二一 第六十八議會再開當日解散となる
 - 一・二二 國民政府、我對支三原則を認めずと聲明す
 - 二・二六 内大臣齋藤實、大藏大臣高橋是清暗殺さる(二・二六事件)、岡田内閣總辭職
 - 二・二七 帝都に戒嚴令施行
 - 四・七 露蒙相互援助條約正文公表
 - 四・二三 駐日ロシア大使マレネフ氏露滿國境紛争處理及び同調定委員會設置提議し來る
 - 五・一 第六十九議會召集
 - 五・五 イタリア軍エチオピア首都入城
 - 五・一七 國民政府新通貨政策公表
- 昭和十二年
 - 一・二三 廣田内閣總辭職
 - 二・二 林内閣成立
 - 二・一九 兵役法施行令改正勅令公布
 - 三・一二 訪支經濟使節神戸出發
- 昭和十三年
 - 一・一五 滿獨貿易協定全文發表
 - 六・一〇 滿洲國治外法權一部撤廢日滿條約調印さる
 - 七・二五 陸軍航空兵團新設發表
 - 八・一 第十一回オリンピック大會ベルリンに開かる
 - 八・二五 庶政一新の七大國策發表
 - 九・二〇 米穀自治管理法實施
 - 九・二三 上海に於て支那人の我水兵射殺事件起り重大化
 - 一〇・二 日ソ新漁業條約成立す
 - 一〇・一〇 北樺太石油試掘の日ソ新協定成立
 - 一一・二 大日本聯合青年團第十二回大會東京で開催
 - 一一・三 在郷軍人に勅語を賜ふ
 - 一一・二五 日獨防共協定調印
 - 一二・二 日伊協定成立發表
 - 一二・一二 蔣介石、張學良軍のため拘禁(西安事件)
 - 一二・三一 成都、北海兩事件解決

- 三・二一 ベルシヤの國號、イランと改む
- 三・二七 帝國の國際聯盟退本日發効
- 四・二 滿洲國皇帝陛下新京御出發、訪日の途につかせる
- 五・一七 在支帝國公使館を大使館に昇格す
- 五・二一 滿洲國鄭孝胥内閣辭職し、張景惠内閣成立す
- 五・二九 防衛司令部令發令さる
- 六・一八 英獨海軍協定成立
- 六・二七 日支間、察哈爾事件解決
- 七・三 米ソ通商條約成立
- 七・一五 日滿經濟共同委員會協定成立
- 八・三 政府、國體明徴、天皇機關説排撃聲明
- 八・九 滿洲國治外法權撤廢に關し外務省發表
- 八・一二 永田鐵山軍務局長、相澤中佐に刺さる
- 九・三 イタリア、エチオピアに軍事行動開始
- 一・一六 駐日英大使クライヴ、對支共同借款協力要請

- 三・二七 日印新通商條約成立
- 四・一〇 日蘭通商協定成立
- 五・三一 林内閣總辭職
- 六・四 近衛内閣成立
- 七・七 蘆溝橋に於ける支那兵の不法發砲起り支那事變の發端となる
- 七・一一 北支事變重大化し北支出兵の廟議決し政府中外に聲明發表す
- 七・二三 第七十一特別議會召集
- 八・九 上海に於て大山中尉及齋藤水兵の射殺事件起る
- 八・一三 上海に於て日支兩軍戰端開始
- 九・三 第七十二特別議會召集
- 一〇・一 防空法實施
- 一一・五 滿洲國治外法權撤廢條約並に滿鐵附屬地行政權移讓に關する條約調印完了
- 一一・五 日獨伊防共協定ローマに於て調印
- 一一・一五 滿獨クレヂット設立協定成立
- 一一・一七 大本營令制定施行
- 一二・一 帝國政府、スペインのフラソ政權承認す
- 一二・一〇 教育審議會官制公布

- 一二・一三 南京完全占領
- 一二・二四 中華民國臨時政府成立
- 一二・三〇 日ソ漁業暫定協定一ヶ年再延長調印
- 昭和十三年
- 一・一一 對支最高方策確立御前會議
- △厚生省設置
- 一・一五 朝鮮人志願兵制度實施公表
- 一・一六 帝國政府は爾後蔣介石を相手とせず新興親日政權と共に新支那建設協力の聲明公表
- 二・一 憲法發布五十周年記念祝賀式舉行
- 二・二〇 獨ヒットラー總統滿洲國正式承認聲明
- 三・一三 ドイツ獨逸合併宣言
- 三・一七 訪日イタリヤ親善使節團バウリツチ侯一行長崎に上陸す
- 三・二八 中華民國維新政府成立
- 四・一八 傷兵保護院開設
- 五・一五 航研機二大世界記録作る
- 五・二七 訪獨青少年團出發す
- 六・三 英米佛海軍新協定成立
- 七・五 日滿伊通商協定調印
- 七・一二 滿獨修好條約ベルリン調印
- 七・三一 張鼓峰並に沙草峰で不法挑

- 戰せるソ聯兵を驅逐の上之を奪還せる旨朝鮮軍發表
- 八・一〇 張鼓峰に日ソ兩軍對峙、日ソ停戰協定成立
- 八・一六 ヒットラー・ユーゲント來朝
- 九・一四 滿獨貿易協定正式調印
- 九・二三 ドイツ、チエコに出兵
- 一・一三 帝國政府、對支國交調整方針聲明△武漢占領祝賀式漢口に舉行
- 一・一五 軍人援護會開設
- 一・二五 日獨文化協定成立す
- 一・三〇 御前會議に於て日支調整方針可決
- 二・一〇 陸軍航空總監部新設
- 二・一六 興亞院開設
- 二・二〇 汪精衛氏重慶を脱出し河内に着す
- 二・二二 近衛首相「新支那國交調整方針」を聲明す
- 二・二七 汎米會議リマ宣言成立
- 二・三〇 汪精衛氏香港に於て和平聲明發表
- 昭和十四年
- 一・四 近衛内閣總辭職す
- 一・五 平沼内閣成立す

- 一・一六 滿洲國防共協定參加聲明
- 二・二四 滿洲國及びハンガリー防共協定參加調印
- 三・二三 日伊文化協定成立
- 三・二四 滿獨修好條約調印
- 三・三一 新南群島を臺灣總督府管轄下に置く旨公表
- 四・八 スペイン防共協定參加
- 四・一九 青年學校義務制勅令公布
- 五・二二 獨伊軍事同盟正式調印
- 五・二五 シヤム國名を「タイ」國と改稱
- 六・三〇 大日本忠靈顯彰會創立す
- 七・九 ノモンハン戰線でソ蒙軍大殲滅戰開始
- 七・二六 米國政府、日米通商航海條約廢棄發表
- 八・一〇 興亞奉公日創設決定
- 八・一九 獨ソ新通商協定正式調印
- 八・二三 獨ソ不可侵條約調印
- 八・二八 平沼内閣總辭職
- 八・三〇 阿部内閣成立
- 八・三一 英獨交涉決裂△獨波兩軍開戰
- 九・一 蒙古自治政府成立
- 九・三 英政府對獨宣戰布告、佛も自

- 動的對獨戰爭状態に入る
- 九・四 帝國政府は歐洲戰爭に介入せず、専ら支那事變處理に邁進する旨中外に聲明す、アメリカ中立を宣言し中立法を發動す
- 九・一二 支那派遣軍總司令部設置
- 九・一六 ノモンハン事件に關し日滿ソ蒙間に停戰協定成り共同コンミュニケ公表さる
- 一〇・三 ノモンハン事件の我戰病死傷者一萬八千名と發表
- 一〇・九 汪精衛氏新生支那建設聲明發す
- 一〇・一八 日本イラン修好條約調印
- 一〇・二一 ノモンハン事件現地交渉成立
- 一一・二一 郵船照國丸英東海岸で沈没す
- 一一・二四 皇軍南寧占領
- 一一・三〇 日泰定期航空協定調印
- 一二・二二 大元帥陛下親臨の下に軍事參議會開催△陸軍修正軍備確定
- 一二・三一 日ソ漁業暫定協定調印
- 昭和十五年
- 一・一三 阿部内閣總辭職
- 一・一六 米内内閣成立す

- 一・二一 英國軍艦淺間丸臨檢、乗船獨人拉致
- 一・二六 日米通商條約失效
- 二・一一 紀元二千六百年大詔渙發△半島人に内地人同様な姓名許さる
- 二・一二 獨ソ新通商協定成立
- 二・二四 獨伊、伊土通商協定調印
- 三・三〇 新支那中央政府成立
- 五・一一 帝國蘭印現狀維持に關し各國申入れ
- 五・一八 帝國訪伊親善使節團ローマ到着
- 六・三 支那事變處理、歐洲戰爭對處方針に關し米内總理大臣談發表
- 六・九 ノモンハン國境確定申合成立
- 六・一二 日泰友好和親條約調印
- 六・一四 獨軍バリ入城
- 六・二二 獨佛休戰協定調印
- 六・二四 伊佛休戰協定調印
- 六・二六 滿洲國皇帝訪日御入京
- 六・二八 日・蘭印間の貿易増進に關する基本方針交渉成立
- 七・一三 陸軍兵備體系改革、四軍管區設定
- 七・一六 米内内閣總辭職
- 七・二二 第二次近衛内閣成立

- 七・三〇 政友中島派解黨
- 八・八 近衛内閣基本國策中外に闡明
- 八・一五 民政黨解黨
- 九・四 北白川宮永久王殿下蒙疆方面に戦死遊ばさる
- 九・一三 小林特派使節蘭印總督訪問初顔合
- 九・二三 日佛印軍事協定成立皇軍平和進駐
- 九・二七 日獨伊三國同盟締結
- 一〇・一 第五回國勢調査△商店街十時閉店實施
- 一〇・七 七・七禁令全面的に實施
- 一〇・一二 大政翼賛會發會式舉行
- 一〇・三〇 教育勅語漢發五十年記念式
- 一一・六 米大統領にルーズヴェルト三選
- 一一・一〇 兩陛下臨御の下に紀元二千六百年式典執行
- 一一・一三 御前會議で支那事變問題意見一致
- 一一・二〇 ハンガリー日獨伊三國同盟參加
- 一一・二三 大日本産業報國會創立△日獨伊三國同盟にルーマニア參加
- 一一・二四 西園寺公望公奠△スロバキア國三國同盟參加
- 一一・二九 帝國議會開設五十年記念式典
- 一二・四 ルーマニア國滿洲國承認
- 一二・六 情報局開設
- 一二・一一 帝國、泰、イラン國交修好條約決定
- 一二・二三 日泰友好和親條約批准交換調印
- 一二・三〇 日佛印東京會談開始
- 昭和十六年
- 一・八 東條陸相「戰陣訓」を示達
- 一・一六 大日本青少年團發會式舉行
- 一・三一 泰佛印停戰協定成立
- 三・四 國家總動員法中改正法律公布
- 三・七 國防保安法、住宅營團法等公布
- 三・一一 泰・佛印紛爭調停成立
- 三・二一 大日本壯年團聯盟結成
- 三・二三 松岡外相モスクワ到着
- 三・二五 ユーゴー、日獨伊三國條約參加
- 四・一三 松岡外相日ソ中立條約調印
- 五・二二 青年訓練實施十五周年記念式
- 六・一 滿洲國初の壯丁入隊式舉行
- 六・一七 汪精衛氏入京
- 六・二二 ドイツ對ソ宣戰布告△イタリヤ、ルーマニアに對し宣戰布告
- 七・一 國民優生法實施
- 七・二 御前會議を奏請重要國策決定
- 七・一二 英ソ軍事同盟成立
- 七・一六 近衛内閣總辭職
- 七・一八 第三次近衛内閣成立
- 七・二〇 初の「海の記念日」
- 七・二五 ル米大統領在米日本資産凍結を命ず
- 七・二六 日佛印共同防衛成立
- 八・一六 日泰兩國大使交換に決定
- 九・一八 滿洲事變十周年記念日
- 九・二六 戰時緊急食糧對策決定
- 九・二七 三國同盟一周年
- 一〇・二 イラン、日本公使館の特權停止
- 一〇・八 米パナマ防衛艦隊新設發表△英米蘭對日石油輸出全面的停止協定公表
- 一〇・一三 日葡航空協定調印、パオ、デイリ定期空路開設
- 一〇・一五 滿蒙國境確定文書調印終了

- 一〇・一六 第三次近衛内閣總辭職
- 一〇・一八 東條内閣成立
- 一〇・二〇 泰・佛印國境劃定現地作業開始
- 一〇・二二 三笠宮殿下御成婚△オットセイ保護條約失效
- 一〇・三〇 メキシコ、日本人の新入國禁止
- 一一・一 煙草値上げ△在支行政機關統合實施
- 一一・五 來栖大使を米國に派遣△氣比丸ソ聯機雷に觸れ沈没
- 一一・七 日伯文化條約發表
- 一一・一二 國鐵旅客運賃引上決定
- 一一・一七 日米會談開始(野村、來栖兩大使ル大統領會見)
- 一一・一八 イラク對日斷交通告
- 一一・二一 第七十七帝國議會開院式
- 一一・二四 アルゼンチン政府、日亞通商協定延長拒絕
- 一一・二五 國民政府防共協定參加△新防共協定調印
- 一二・三〇 日華基本條約調印
- 一二・六 カナダ樞軸側三國に宣戰
- 一二・八 對米英宣戰の大詔漢發△ハワイ海戰、在布哇米太平洋艦隊主力潰滅△米英蘭蔣及中南米諸國對日宣戰△日佛印軍事協定調印△皇軍マレー上陸
- 一二・一〇 マレー沖海戰
- 一二・一一 對米英戰日獨伊三國協定調印△獨伊對米宣戰布告
- 一二・一二 グアム島占領
- 一二・二一 日泰攻守同盟調印
- 一二・二三 ウエーキ島占領
- 一二・二五 香港陥落
- 昭和十七年
- 一・二 毎月八日を大詔奉戴日と決定△マニラ完全占領
- 一・一八 日獨伊新軍事協定調印
- 一・一九 皇軍ビルマ進入、タヴォイ占領
- 一・二一 第七十九議會再開、東條首相大東亞戰指導要綱闡明
- 二・四 ジャバ沖海戰
- 二・一五 シンガポール港攻略、英司令官無條件降伏
- 二・二一 大東亞建設審議會官制公布
- 二・二七 スラバヤ沖海戰
- 三・一 バタヴィア沖海戰
- 三・六 特別攻撃隊の停動及び九軍神二階級進級發表
- 三・八 ラングーン完全占領
- 三・九 蘭印軍全面的無條件降伏
- 三・二〇 日ソ漁業暫定協定成立
- 三・二七 英印會談開始
- 四・一一 バタアン半島完全攻略
- 四・一五 飛行師團司令部制定
- 四・一八 米機我本土を初空襲
- 四・二五 泰國慶祝使節團入京
- 四・三〇 第二十一回總選舉執行
- 五・七 コレヒドール島攻略△珊瑚海海戰△汪國府主席滿洲國訪問
- 五・八 朝鮮に徴兵制實施準備決定
- 五・一六 金子堅太郎伯薨去△リヒアルト・ゾルグ等國際謀報團檢舉事件發表
- 五・一九 陸軍航空軍司令部新設(六月一日施行)
- 五・二五 第八十回臨時議會召集
- 五・二六 高松宮殿下滿洲國建國十周年御慶祝のため東京御出發
- 五・三〇 メキシコ日、獨伊三國に對し正式宣戰
- 五・三一 關門隧道貫通
- 六・二 米支武器貸與調印
- 六・四 ビルマに軍政布告
- 六・五 ミッドウェー海戰△特潛艇シ

- 六・七 アリニューシヤン列島諸要點攻
- 六・一九 泰國に二億圓借款供與
- 六・二〇 泰國へ特派派遣
- 六・二五 キスカ、アツツ兩島占領發
- 六・二八 ビルマにアジア青年聯盟發
- 六・二九 獨伊軍マルサトルー奪回
- 七・七 支那事變五周年記念祝典△泰
- 七・一〇 國民政府承認
- 七・一一 泰、佛印國境劃定調印
- 七・一四 印度英勢力撤退決議
- 七・一五 海軍武官、兵の官階階改正
- 七・一八 日佛印經濟協定調印
- 七・二三 大東亞建設根本方策確立
- 七・三一 日英外交官交換交渉成立
- 八・六 アラフラ海三群島略發表
- 八・七 ソロモン大海戰
- 八・九 印度會議派領袖逮捕さる
- 八・二〇 國民政府機構改革斷行
- 八・二一 ブラジル對獨宣戰
- 八・二四 第二次ソロモン海戰
- 九・一 大東亞省創設決定
- 九・五 滿洲國新國歌制定

- 九・一四 日本機米本土初空襲
- 九・一五 滿洲國建國十周年式典
- 九・二五 帝國海軍大西洋進出
- 九・二六 陸軍防衛召集規則公布
- 一〇・六 米英援ソ議定書調印
- 一〇・一一 國鐵等にて二十四時間制
- 實施△日・泰間の郵便協定△鐵道運
- 賃協定成立(九月十一・十二日)
- 一〇・一二 陸軍初の軍政會議開催
- 一〇・一六 大東亞戰爭第一回論功行
- 賞の御沙汰あらせらる
- 一〇・二六 南太平洋海戰及第二次ソ
- ロモン海戰以後の戰果發表
- 一〇・二八 日・泰文化協定締結
- 一一・一 大東亞省省設置、勅令公布
- 施行
- 一一・八 佛政府、對米國交を斷絶
- 一一・九 米國、對佛國交を斷絶
- 一一・一一 アリニューシヤン方面戰果
- 發表
- 一一・一五 關門隧道開通
- 一一・一六 南太平洋綜合戰果發表
- 一一・一七 スペイン國勳員令發令
- 一一・一八 第三次ソロモン海戰戰果
- 發表
- 一二・三 ルンガ沖海戰戰果發表

- 一二・四 標準漢字制定決定
- 一二・一二 天皇陛下伊勢の神宮に御
- 親拜
- 一二・一八 チッタゴン、フエンニイ
- イ爆撃戰果發表
- 一二・二〇 國民政府主席汪精衛氏來
- 訪
- 一二・二一 日泰文化協定批准書交換
- 一二・二三 大日本言論報國會設立
- 一二・二四 第八十一回帝國議會召集
- 成立△ダルラン暗殺さる
- 一二・二八 四大銀行合併
- 昭和十八年
- 一・九 國民政府・米英に宣戰布告す
- △戰爭完遂についての協力に關する
- 日・華共同宣言と租界還附及治外法
- 權撤廢等に關する日本國・中華民國
- 間協定發表△國民政府最高國防會議
- 設立發表
- 一・二三 學制改革案可決
- 一・二四 五中全會南京開催△伊政府
- 在支租界を返還し治外法權を撤廢
- 一・二〇 日・獨・伊經濟協定調印
- 二・一 レンネル島沖海戰戰果發表
- 二・九 南太平洋新作戰の基礎確立
- 二・一〇 イサベル島沖海戰戰果發表

大日本青少年團

沿革

緒言 我が國現在の青少年團は明治維新以前に於てそれぞれその前史とも云ふべきものをもつてゐる。即ち男女青年團に就いては若連中、若衆組、其他色々な名稱で呼ばれた若者團體並びに娘仲間などがあり、少年團に在つては右の若者團體中の最年少者の結成として的小若、新若等、及び處により別に組織された子供組があり、更に鹿兒島の「健兒の社」、會津の「白虎隊」、二本松の「少年隊」等、武家の子弟の團體も亦青少年團體の前身と看做すことができ。今日の大日本青少年團はこれら舊時の青少年團體の精神的基礎の上に明治初年以來發展した青少年團の綜合、統一として生れたものである。

青年團 明治維新となり警察制度の確立、消防組の普及、地方自治制の改

革等、社會諸制度が整備され、舊慣打破の風潮が盛んとなるに及び舊時の若連中はその擔當してゐた社會的・公共的役割の大半を喪失し、その結果、青年は共同の目標を失ひ、その團體は衰微、頽廢に陥つたが、今日の青年團は實にかゝる團體の改造運動として發祥したのである。即ち當時かゝる若連中を改造し、新時代に即應する青年會を組織すべしとの聲が、地方の有識者及び初等教育者の間に漸次昂まり、それが日清、日露兩戰役の統後活動を通じて大いに發展し、政府もこれに着目し、明治三十八年には青年團體に關する内務省の最初の通牒が發せられ、地方振興の立場から、時局に感激して賑起せる青年會を單に時局と終始せしむるが如きことなく、これを益々勸奨誘掖し永久に好成績を収むべきことが明かにされ、また通俗教育(現在の社會教育)の効果を發揮するといふ見地におい

て、益々その助長發達が期せらるゝこととなつたのである。

大正初期に至るいはゆる青年會時代の後期に於て、青年會は當時に於ける地方行政の一般的傾向であつた地方改良乃至報德思想に基き、風紀改善、補習教育の向上、共同貯金、共同作業、植林や試作地の經營、道標の設置や道路の修繕等々、社會奉仕の事業方面に大いに活躍したが、明治四十三年初めに文部省において、その優良なるもの八十二團體が表彰せられ、益々社會の認識を喚起した。爾來幾度か發せられた訓令・通牒は青年團に對する國の方針を明かにすると共に、我が青年團の發達を次第に助長して來た。大正八十二年にわたり明治神宮御造營に全國青年團員が奉仕し、畏くも當時皇太子殿下におはせし、今上陛下より有難き令旨を賜はり、その感激は、遂に明治天皇の英靈おはします神宮の外苑近くに日本青年の修養の道場を建設したいといふ念願となり、且つ全國青年團を打つて一丸とする中央機關を結成せんとするの機運を醸成した。かくて大正十年財團法人日本青年館の成立、大正

十三年大日本聯合青年團の結成となり青年團の國家的基礎はここに築かれた。

皇室に於かせられては青年團に對して大正以來、しばしば恩寵を垂れ給ひ、曩に令旨を賜はり、また事業獎勵の思召を以て幾度か御内帑金を下賜あらせられた。我が青年團發達史上忘る可からざる光榮である。

昭和六年の滿洲事變の勃發、就中昭和十二年七月以來の支那事變の進展に伴ふ内外情勢の急激なる推移は當然に青年團の組織強化の國家的要請となり、昭和十三年より十四年にかけて先づ大日本聯合青年團の組織の改正が行はれ、かくして生れた大日本青年團が昭和十六年一月の青少年團統合の重要な據點となつたことは蓋し偶然ではな

女子青年團 今日的女子青年團は前述の如き青年團運動の發展に伴ひ各地に勃興した所謂處女會を直接の前身とする。大正七年に處女會中央部が東京に設立されてより漸時全國的結成の氣運となり、爾來各方面に活動を續けて來たが、特に大正十四年長くも皇室よ

り全國男女青年團體に對し御内帑金御下賜の光榮を荷つてからその振興は頗に進捗した。大正十五年十一月内務、文部兩省は女子青年團體の振興普及に關する訓令を發し、女子青年團の本旨、指導方針及び組織等に就き指示を與へ、之が健全なる發達を促した。翌昭和二年四月には大日本聯合女子青年團が結成され、周知の通り、昭和十六年一月、大日本青少年團に統合されるまで十有餘年の間陸々としてその團勢の擴大を遂げて來たのである。

少年團 少年團の發祥は男女青年團に比べるとずつと遅く、明治十三年に僅かに三團體、同三十四年に十六團體を見るに過ぎなかつたが、日露戰役後、青年團運動の進展を見るに及び、少年團に於ける團體訓練の必要性も漸く注目せられ各地に少年團が組織されるに至り、大正初年迄に全國に於て約三百の團體が結成された。大正初年、英國に於てボーイスカウト運動が起り、我が國でもその影響を受けてその訓練方法をとり入れた少年團が漸次結成されるに至つたが、大正十年五月、東宮殿下御渡英の砌、英國エジンバラに於て

彼地のボーイスカウトを御視閲遊ばされたる事に依つて一段とこの氣運は促進せられ、翌大正十一年四月、英國皇太子殿下の御來訪を機として、之等少年團體の中央機關として少年團日本聯盟（昭和九年財團法人大日本少年團聯盟と改稱）が創立された。同一年、日本赤十字社の事業として、赤十字精神の普及を目的とした少年赤十字團が創設せられ、小學校を單位として各地に組織せられた。茲に於て統制ある團體活動を行ふ二つの少年團體が全國的に結成せられ、我が國少年團運動は漸く體系を整へるに至つたのである。斯くて全國に多數の少年團體が結成さるに至つたが、その經營、施設に於ては更に一層の改善を必要とする状態にあつたので文部當局は昭和七年十二月、兒童生徒に對する校外生活指導に關する訓令並に通牒を發し、所謂學校少年團の設置を獎勵し、これが指導方針を明かにすると共に既存諸團體の改善充實を計るに至つた。また本訓令發布以來小學校を中心として新に組織された所謂學校少年團の連絡並に指導を目的として、昭和十年、新に帝國少年團協

會が設立された。斯の如く昭和七年の文部省訓令を契機として、我が少年團運動は新段階に入つたのである。右訓令の趣旨に副ひ新に設立された帝國少年團協會並に前記大日本少年團聯盟の運動が現在の大日本青少年團結成の重要な基礎をなしてゐる。

大日本青少年團の結成

青少年團體の國家的な統合、組織強化の問題に關し各方面から屢々論議してゐたが、國際情勢並に國內情勢の推移に伴ひ昭和十五年夏新體制運動が具體的な展開を見せるに及び、この問題も漸くその客觀的情勢が熟し、統合の歩が進められるに至つた。即ち文部省は同年九月以來各青少年團體首腦部と協議を行つた結果、各團體とも過去の關係を一擲し、その從來の組織と經驗とを基礎とし、現下の國家的要請に即應すべく協力することになつた。文部省では先づ「大日本青年團組織試案」を發表、これを中心として各團體と協議懇談を行つた。一方文部省ではこれを教育審議會に附議し、その諒承を得たので、十二月最後の首腦者協議會で

名稱を「大日本青少年團」と正式に決定し、別記の團則を定め、出席の各團體代表七氏が左の如き申合せに署名して茲に大同團結、多年の懸案であつた國家目的に一元化された強力な青少年團が結成されることになつた。

申合

一、青少年訓練を成るべく速かに國家機關に移行する主旨の下に大日本青年團、大日本聯合女子青年團、大日本少年團聯盟並に帝國少年團協會を統合して左記の者創立者と爲り別紙大日本青少年團則に依り大日本青少年團を創立す

創立委員 文部大臣 橋田 邦彦

- 文部次官 菊池豊三郎
大日本青年團長 有馬 良橋
大日本聯合女子青年團長 吉岡 彌生
大日本海洋少年團聯盟理事長

二、大日本青少年團は結成式舉行の日を以て成立するものとす

竹下 勇
大日本少年團聯盟理事長
二荒 芳徳
帝國少年團協會理事長
鈴木 孝雄

三、各團體は大日本青少年團成立の日を以て解散す(以下略)
かくて昭和十六年一月十六日日本青年館に於て結成式が舉行され、新體制下にその力強い第一歩を踏み出した。右結成式に於て橋田新團長は別項の如き式辭を述べて大日本青少年團結成の趣旨並に運營の擲すべきところを明かにせられた。なほ當日、大日本青年團ほか三團體は左記聲明書を連名で發表した。

聲明書

今や我が國は未曾有の世局に直面し、一切を擧げて國體の眞姿を顯現、以て大東亞共榮圈の建設に邁進しなければなりません。この秋に當り、久しく要望されながら、未だ實現を見るに

到らなかつた青少年團體の統合問題も亦緊急の要事とさるゝに到り、文部省は率先これが實現に力を効されたのであります。即ち大日本青年團、大日本聯合女子青年團、大日本少年團聯盟、帝國少年團協會の四主流團體の一元的統合を企畫し、昭和十五年九月以降、各團體の首腦者會準備委員會等を屢々開催、相互に忌憚なき意見を開陳懇談したる結果、こゝに相協力して、大日本青少年團の創立を見るに至つたのであります。

これは各團體が、我が國情を徹見しそれぞれの立場に於ける過去の歴史と傳統とを、新團體に結成して國內新體の確立、高度國防國家建設に即應せんとするものに外ありません。この意味に於て新生せる大日本青少年團こそは、青少年團關係者の翹望久しき理想の一端の實現でありまして、正に欣快に堪へないところでありませぬ。

我等は愈々この新團體の組織と共に、その責任の重、負荷するところ大なる所以を痛感せずにはおられません。今こそ一片耿々の愛國の至情を燃や

し、國家の要請するところに應じて、國民的資質を鍛錬し、肇國の大理想實現に励め眷々大御心に副ひ奉らんことを、誓つて期する次第であります。昭和十六年一月十六日

大日本青年團
大日本聯合女子青年團
大日本少年團聯盟
帝國少年團協會

青少年團發達略年表

- 明治二十六年 十一月 實業補習學校規程制定。
- 明治二十七年 四月 靜岡縣庵原郡庵原村杉山の片平信明氏の夜學校日本最初の農業補習學校として許可を得。
- 明治二十九年 五月 山本龍之助氏「田舎青年」を著す。
- 明治三十二年 十二月 山本龍之助氏「日本青年會設立の議」を日本新聞に寄書。
- 明治三十五年 一月 實業補習學校規程改正。

明治三十七年

○日露戰役に際し、青年團體大いに活躍す。

明治三十八年

九月 内務省地方局長(吉原三郎)地方青年團の向上發達に關し通牒を發す。

十二月 文部省普通學務局長(澤柳政太郎)青年團獎勵に關する通牒を發す。

十二月 文部次官より通牒を發し、當時既に數府縣に於て徴兵検査の際に實施したる壯丁の學力成績を以て教育上必要と認め、相當の調査標準を定めて年々その實施を各府縣に獎勵。

明治四十三年

三月 全國の優良青年團體初めて文部省(文部大臣小松原英太郎)より表彰さる。(全國八十二團體)

明治四十四年

四月 名古屋市に於て初めて全國青年大會舉行。(愛知縣青年會主催)

明治四十四年

二月 内務省、優良青年團を選奨す

五月 通俗教育調査委員會設置。

五月 文部大臣、全國優良青年團體

五十四を表彰す。(第二回)

八月 文部省内に青年團體調査委員設置。

大正二年

六月 通俗教育調査委員會官制廢止

九月 内務省地方局長より地方青年團體に對し通牒發せらる。

大正三年

二月 文部大臣、全國優良青年團體四十二を表彰す。(第三回)

大正四年

二月 補習教育及青年團體に關する協議會を文相官邸に開催。(中央報徳會主催)

九月 内務、文部兩大臣(内務大臣一木喜徳郎、文部大臣高田早苗)の青年團に關する第一回訓令發布さる。(十五日)

大正五年

一月 中央報徳會「青年部」を設立す。

二月 「中央報徳會青年部」機關誌「帝國青年」を發行。

十一月 中央報徳會青年部「青年團中央部」と改稱す。

大正七年

十一月 明治神宮御造營工事に奉仕

置かる。

十一月 明治神宮御造營工事に奉仕

四月 處女會中央部生る。

五月 内務、文部兩大臣(内務大臣水野鍊太郎、文部大臣岡田良平)の青年團に關する第二回訓令發布さる。(三日)

五月 青年團中央部主催全國青年團聯合大會東京に開かる。

大正八年

三月 文部大臣、全國優良青年團體三十一を表彰す。

五月 文部省普通學務局に社會教育の事務を處理するために普通學務局第四課を特設。

十月 明治神宮御造營工事青年團の最初の勞力奉仕作業始まる。(靜岡縣安倍郡有度村青年團劈頭選抜)

大正九年

一月 内務、文部兩大臣(内務大臣床次竹二郎、文部大臣中橋徳五郎)より青年團に關する第三回訓令發布さる。(十六日)

二月 文部省、地方長官に對し社會教育事務擔當吏員設置を獎勵す。

四月 各地方數府縣に社會教育主事置かる。

十一月 明治神宮御造營工事に奉仕

大正十年

六月 日本青年館建設發起全國青年團員の名を以て日本青年館建設宣言書發表。

六月 從來通俗教育と呼びたるものを社會教育と改稱。

六月 大阪市聯合青年團主催の下に全國都市青年團大會開催。この大

十一月 明治神宮御造營工事に奉仕

會に於て「大日本聯合青年團組織ニ關スル件」可決せらる。
九月 財團法人日本青年館設立許可。近衛文麿公爵初代理事長に就任。(二日)
十一月 文部大臣全國男女青年團體(青年團二十二、處女會八)を表彰。(第五回)

大正十一年

四月 少年團日本聯盟結成せらる。
五月 赤十字少年團創立。
五月 青年團中央部の事業を財團法人日本青年館に於て繼承するの議纏る。
五月 内務、文部兩省に於て處女會七團體を選奨。
六月 雜誌「帝國青年」の經營、青年團中央部より財團法人日本青年館に移る。

大正十二年

一月 雜誌「帝國青年」を「青年」と改題。
三月 内務、文部兩大臣全國男女青年團體(青年團二十九、處女會七)を表彰。(第六回)
大正十三年

四月 青年訓練制度の創設を見、青年訓練所令及び青年訓練所規程制定さる。
五月 全國地方聯合青年團の大日本聯合青年團加盟完成す。
七月 青年訓練所設置。
八月 井上準之助氏理事長に就任。
九月 大日本聯合青年團第一回海外視察團滿鮮に赴く。
十一月 内務、文部兩大臣(内務大臣濱口雄幸、文部大臣岡田良平)女子青年團に關する第一回訓令を發布。(十一日)
十一月 文部大臣全國男女青年團一八八團體を表彰。(第七回)

昭和二年

二月 大正天皇靈柩奉送全國青年團代表者大會を東京に開催。
四月 財團法人日本青年館の事業中、教育に關する事項を大日本聯合青年團に移管す。
四月 大日本聯合女子青年團創立宣言。
四月 大日本聯合青年團第三回大會を福岡市に開催。

六月 日本青年館主催の下に 皇太子殿下御成婚奉祝全國青年團代表者大會開催。
六月 皇太子殿下御成婚奉祝賀表賀牋を日本青年館に於て取纏め捧呈
七月 大日本聯合青年團創立準備委員會組織さる。
十月 大日本聯合青年團成立。(三十日)

十一月 第一回明治神宮競技大會開催、青年團參加。
十一月 近衛理事長辭任。一木喜徳郎氏財團法人日本青年館理事長及び大日本聯合青年團初代理事長に就任。

大正十四年

四月 大日本聯合青年團發團式及び第一回大會を名古屋市に開催。(十五日-十七日)
四月 從來の文部省第四課を社會教育課と改む。
五月 全國男女青年團體事業獎勵のため御内帑金七十五萬圓御下賜。
五月 内務、文部兩大臣(内務大臣若槻禮次郎、文部大臣岡田良平)の名を以て青年團體に關する第五

五月 青年團處女會指導機關設置に關する建議案通過。
十月 大日本聯合女子青年團發團式並に第一回大會を日本青年館に舉行。(十日-十一日)
十一月 第四回明治神宮體育大會開催。
○この年大日本聯合青年團國庫より一萬圓の補助を受く。

昭和三年

二月 普選第一回の總選舉に當り、理事長井上準之助の名を以て「總選舉に直而して青年團のとりべき態度」を全國青年團に配布。
三月 第一回青年創作副業品展覽會を日本青年館に開催。
八月 北海道、兵庫、福岡三縣下に於て第一回産業講習會を開催。
十月 政府に於ける男女青年團體に關する事務、文部省の主管となる。
十一月 明治節第一回曉天奉祝會行はる。
十一月 御大典奉祝大日本聯合青年團第四回大會を京都に開催、秩父宮殿下台臨。
十一月 大日本聯合女子青年團御大

同の訓令發布。(十二日)
五月 日本青年館並に大日本聯合青年團大婚二十五年祝賀の賀表捧呈
七月 一木男爵理事長辭任(丸山鶴吉氏理事長事務取扱)。
十月 日本青年館事業獎勵の思召を以て十萬圓下賜せらる。(二十日)
十月 日本青年館開館式を舉ぐ、當日第一回郷土舞踊と民謡の會及び青少年資料展覽會開催。(二十六日-二十八日)

大正十五年

十一月 從來の雜誌「青年」の内容を改造、全國青年團に對しこれを無料配布することとす。
十二月 地方社會教育職員制定。
二月 第一回建國祭舉行、青年團の參加多し。
三月 大日本聯合青年團國庫補助の建議案を貴衆兩院に提出、貴院通過。
四月 大日本聯合青年團第二回大會を日本青年館に開催。
四月 皇太子殿下日本青年館に啓略も大日本聯合青年團第二回大會に出席の青年に謁を賜ふ。(十三

典奉祝會を京都市に開催。
十二月 東京、神奈川、埼玉、千葉、山梨の各府縣下の青年團員、訓練所生徒、在郷軍人、學生等宮城前に於て御親閲を受く。
昭和四年
三月 大日本聯合青年團制定「青年團綱領」成る。
四月 大日本聯合青年團第五回大會を東京日本青年館に開催。
七月 文部省に社會局新設され、青年教育課置かる。
七月 井上準之助氏理事長辭任。(田澤義輔氏理事長事務取扱)
八月 大日本聯合青年團表彰規程制定。
九月 文部省より教化總動員計畫發表、大日本聯合青年團は本計畫に參加、全國青年團員の奮起を促す。
九月 第五回明治神宮體育大會に於て始めて青年團水上競技行はる。
十月 皇大神宮式年御遷宮行はせられ、各府縣青年團代表奉拜。
十一月 初めて青年記念日を祝す。

昭和五年

一月 日本青年館分館浴恩館建設。

一月 日本青年館に御眞影を奉安。
二月 後藤文夫氏理事長に就任する
二月 文部大臣(田中隆三)全國優良
青年訓練所一八六所を表彰。
四月 「日本青年新聞」創刊。
七月 大日本聯合青年團第六回大會
北海道函館市並に札幌市に於て開
催。

七月 第一回青年團賞授與。
七月 大日本聯合青年團制定「青年
團體式」第六回大會に於て公表。
十一月 明治神宮御鎮座十年記念大
會を大日本聯合青年團主催の下に
日本青年館に於て開催。
十一月 秩父宮殿下同妃殿下の台臨
を仰ぎ令旨奉戴十周年記念式典を
文部省主催の下に東京市日比谷公
會堂に於て開催、文部大臣(田中
隆三)全國優良男女青年團一八八
團體を表彰。(二日)
十一月 明治節當日男女青年團、青
年訓練所、實業補習學校等の代表
者三萬餘人文部省主催の下に宮城
前に於て御親臨を受く。
十一月 田澤常任理事青年團に就て
第一回御進講を申上ぐ。(六日)

昭和六年

十一月 文部次官(中川健藏)通牒
に依り令旨奉戴の日に相當する十
一月二十二日を青年記念日と決
め、爾來當日は男女青年團體、實
業補習學校、青年訓練所等をして
適宜記念施設を行はしめることと
なる。
十一月 文部大臣(田中隆三)青年
教育更張に關する訓令を發す。(二
十二日)
四月 十三日より十九日迄を第一回
郷土週間と名づけ、日本青年館に
於て大日本聯合青年團第七回大會
並に第六回郷土舞踊と民謡の會及
び第四回青年創作副業品展覽會並
に第一回一人一研究資料展覽會を
開催。
四月 「日本青年新聞」月二回發行
となる。
八月 大日本聯合青年團研究助成金
交付規定制定。
十二月 大日本聯合青年團並に大日
本聯合女子青年團共同主催の下に
滿蒙派遣軍並に遺家族慰問のため
第一回義金(一人一錢宛)を募集

昭和七年

四月 社會教育振興を圖るため大日
本聯合青年團社會教育研究生四名
を採用す。
九月 第一回滿洲產業研究團派遣。
十月 滿洲派遣軍並に遺家族慰問義
金は豫期以上の好成績を挙げ、金
三萬六千貳百拾壹圓貳拾壹錢に達
し、それぞれ分配せるも滿洲の情
勢今尙平安ならざるため重ねて第
二次慰問義金募集に着手す。
十月 非常時に於ける國民の自力更
生運動を促し、特に青年團の更生
振興の實をあぐるため、後藤理事
長の告諭並に「青年團時局對策」
及び田澤常任理事のパンフレット
その他「青年カード」臨時増刊等
を全國各道府縣市町村青年團へ配
布するの外特に支部青年團へも配
布。
十二月 第一回全國青年篤農家大會
開催。
十二月 文部大臣(鳩山一郎)兒童
生徒に對する校外生活指導に關す
る訓令を發し、少年團運動等の施

設を奨勵す。
昭和八年
二月 田澤常任理事青年團に關し再
び御進講申上ぐ。(二十三日)
三月 田澤常任理事青年團に關し三
たび御進講申上ぐ。(二日)
四月 大日本聯合青年團、更生運動
部を新設す。
四月 青年團講習所を常設的施設と
す。
七月 日本青年館山中湖分館清溪寮
開館式舉行。
十月 第一回全國商工精勵青年大會
開催。
十一月 國民精神作興詔書發給十周
年記念日に當り大日本聯合青年團
御内帑金を拜受。(十日)
昭和九年
五月 大日本聯合青年團十周年記念
大會を三日より五日に亙り日本青
年館に開き、記念式と共に聖恩奉
戴國民精神作興旗拜戴式、皇太子
殿下御降臨奉祝大會等を開く。
七月 少年團日本聯盟、規約を改め
財團法人となり、財團法人大日本
少年團聯盟と稱す。

昭和十年

七月 第一次建國史蹟巡歴講習會を
開催。
七月 後藤文夫氏理事長辭任。(田澤
氏理事長事務取扱)
七月 南洋產業研究團派遣。
八月 青年團公民教育講習會を日本
青年館分館清溪寮に於て開催。
九月 青年團國民精神作興研究協議
會を全國四ヶ所に開催。
十一月 帝國少年團協會創立。
十一月 二日、郷土資料陳列所開所
式を舉行。この日より六日まで日
本青年館に於て青年團發達資料展
覽會を開催し、主として若連中の
資料並に青年團發達に關する資料
を陳列す。
十一月 都市青年團國民精神作興研
究協議會を開催。
十一月 田澤義鋪氏理事長就任。
十二月 「青年團授産資金貸付規定」
を設く。
昭和十年
一月 四日より十二日まで岩手縣下
九ヶ所、十三日より十六日まで青
森縣下三ヶ所に於て東北振興青年
團幹部座談會を開催。

昭和十一年

二月 文書普及に關する最初の催し
として近府縣聯合青年團役員協議
會を五日、日本青年館に於て開催。
三月 第二次東北振興青年團幹部座
談會を開催。
四月 一日附を以て青年學校設置に
關し勅令第一號青年學校令及び青
年學校規程(文部省令第四號)公
布され、全國に青年學校設置さ
る。
五月 國體明徴に關し、田澤理事長
より告辭を發す。
十一月 帝國少年團協會發會式を舉
行す。
十一月 令旨奉戴十五周年記念式を
日本青年館に舉行す。
十一月 昭和九年の東北凶作に對す
る更生施設として東北地方六部落
青年團を指定し、東北振興青年協
同施設指導を行ふ。
十一月 文部大臣、全國男女青年團
一八四團體を表彰。
十二月 三日より六日まで日本青年
館に於て青年團產業部長大會を開
催す。

二月 六大都市の各聯合青年團、單獨に大日本聯合青年團に加盟することとなる。

四月 香坂昌康氏理事長就任。
五月 財団法人日本青年館、千葉縣香取郡本大須賀村に農村修練場を設け第一期生の入所式を舉行す。
十一月 第十二回大日本聯合青年團大會を日本青年館に開催。

昭和十二年

四月 第十三回大日本聯合青年團大會を名古屋市並に宇治山田市に開催。
五月 大日本青年航空團生る。
七月 大日本聯合青年團表彰規定を改正、新たに學藝賞を制定。
七月 時局の重大性に鑑み、十三日緊急理事會開催。青年團の時局に處すべき態度を協議す。
七月 青年團審議會を五日六日の兩日日本青年館に開催。青年團が時局に對處して謬らざる方途につき協議す。
七月 非常時局を反映して大日本聯合青年團臨時大會を日本青年館に開催。

九月 二十八日秩父宮殿下台臨のもとに、ドイツ青少年派遣團歡迎全國青少年團大會を明治神宮外苑に舉行。
十一月 大日本青少年ドイツ派遣團歸朝。同日ヒットラー・ユーゲント派遣團神戸港出帆。(十二日)
十二月 香坂理事長辭任。
十二月 大日本聯合青年團・日本青年館の機構刷新並に事務總則改正。

昭和十四年

三月 青年團農業報國運動開始。
四月 財団法人日本青年館寄附行為、大日本聯合青年團規約を改正。大日本聯合青年團を大日本青年團と改稱。理事長を團長と稱す。
四月 「青年教育時報」を「青年指導」と改題。
四月 改正青年學校令及び青年學校令施行規則公布。即日男子青年に對する青年學校教育義務制實施される。(二十一日)
五月 青少年學徒に對しその進むべき道を諭し給へる勅語を拜す。
五月 青年團審議會成立、二日第一

七月 大日本聯合青年團飛行機獻納計畫を發表す。
八月 北支事變慰問義金募集を開始
十月 國民精神總動員青年團實施計畫を發表。
十一月 時局に對應して、大日本聯合青年團事務總則を改正、新たに訓練・産業・拓植の三部を設く。
十一月 滿蒙開拓青少年義勇軍編成の活動開始さる。
十一月 皇軍慰問のため長門理事を北支、南支に特派す。
十一月 大日本聯合青年團主催第一次青年團指導者滿洲移住地視察團出發。
十二月 大日本聯合青年團、陸海軍に一機つつ第一次軍用機獻納を履行す。

昭和十三年

一月 青年團入退團式基準制定。
一月 男子青年に對する青年學校教育義務制實施に關する件閣議に於て決定。
二月 十日第二次大日本聯合青年團軍用機を陸海軍に一機つつ獻納。
二月 時局對策都市區聯合青年團指

回委員會を日本青年館に開催。
六月 興亞青年勤勞報國隊結成。
七月 青年團大陸現地訓練南支派遣團を派遣す。
七月 大日本青年團學生隊結成。
九月 第十五回大日本青年團大會並に日滿支青年交驛會朝鮮京城に開催。
十月 青年教育官制度公布さる。
十月 男子青年に對し體力檢定行はる。
十月 聖上陛下下行幸のもとに第十回明治神宮國民體育大會陸上競技開催。青年團競技 天覽の光榮に浴す。

昭和十五年

十月 大日本青年團並に朝日新聞社主催、建武中興神旗繼走大會開催。
一月 青年團員、學校生徒木炭増産勤勞報國運動開始。
二月 青少年雇入制限令制定さる。
二月 紀元の佳節に當り、大日本青年團事業獎勵の思召を以て金一封を御下賜あらせらる。
四月 大日本青年團本部に興亞部設置。

導者協議會開始。
三月 青年團體力檢査要項制定。
四月 日獨青少年團交驛會成立。
四月 日獨青少年團交驛ドイツ派遣代表青少年決定、幹部五名、團員二十五名。
四月 青年團服制標準要項制定。
四月 青年團明治神宮獻納奉仕要項制定。
五月 大日本青少年ドイツ派遣團結團式並に合宿訓練開始。(五日―二十三日)
五月 大日本青少年ドイツ派遣團神戸出帆。(二十七日)
七月 關東關西水害地義金募集並に勤勞奉仕を開始。
八月 ドイツ青少年派遣團來朝。(十三日)
八月 大日本聯合青年團軍役奉仕將兵慰問團結成、北支、中支へ派遣。
九月 大日本聯合青年團第十四回大會を日本青年館に開催。秩父宮殿下開會式に台臨御言葉賜はる。
九月 臺灣、朝鮮各聯合青年團加盟。
九月 「大日本聯合青年團綱領」を決定。

五月 滿洲建設勤勞奉仕隊派遣。
六月 秩父宮殿下の台臨を仰ぎ大日本青年團中部動員大會を聖地樞原に開催。
七月 三笠宮殿下の台臨を仰ぎ大日本青年團北部動員大會を新潟市に開催。
七月 第一回青年團幹部大陸現地訓練實施。
八月 青少年團體統合の議起る。
九月 時艱克服全國産業精勵青年大會開催さる。
十一月 明治神宮御鎮座二十周年奉祝御造營奉仕者參拜會舉行。
十一月 日獨青少年指導者交驛訪日派遣團六名來朝。
十一月 三笠宮殿下の台臨を仰ぎ紀元二千六百年、令旨奉戴二十周年奉祝大日本青年團第十六回大會並に東部動員大會を東京に開催。
十一月 高松宮殿下の台臨を仰ぎ大日本青年團西部動員大會を宮崎に開催。
十二月 文部省及び關係五團體の首腦者協議會を開催し、新團體「大日本青少年團」創設要項を決定す。

(二十五日)
昭和十六年

一月 十六日、全國青少年の一元的訓練組織體たる「大日本青少年團」の結成式舉行。同日大日本青少年團則及び同地方團則發表さる。

一月 大日本青少年團結成に伴ひ大日本青年團の解散に際し最後の役員總會開かる。(十四日)

一月 大日本青少年團事務總則並に日本青年館事務總則制定。

二月 「日本青年新聞」を「日本青少年新聞」と改題。

二月 十一日日獨交驩青少年指導者ドイツ派遣團一行出發。

三月 十四日文部大臣(橋田邦彦)「大日本青少年團に關する件」訓令公布。同日文部次官名に依る大日本青少年團に關する件通牒發せらる。

三月 私立青年學校に單位團設置に關して文部・厚生兩省間の了解成る。

三月 六日大日本青少年團統合問題に對する海洋少年團處理に關する件文部省社會教育局長より大日本

青少年團長宛通牒發せらる。

五月 青年訓練實施十五周年記念事業舉行に際し、二十二日宮城二重橋前廣場に於て全國青年學校生徒代表御親閲を受く。

五月 大日本青少年團章制定。

五月 大日本航空青少年隊結成さる。

六月 全國青少年團員より獨伊へ交驩慶書を贈呈。

六月 産業報國會との連絡委員會設置。

七月 青少年團旗、帽章制定。

八月 大日本青少年團本部事務局機構改正、青少年教育研究所、指導者中央鍊成所を新に設置す。

九月 本年度九月以降實施の臨戰體制下重點主義による青少年團戰時必行事項決定す。

九月 大日本青少年團歌制定。

九月 橋田大日本青少年團長最初の訓令により「應急措置に關する件」通牒各道府縣青少年團長宛發せらる。

九月 「大日本青少年團應急要項」決定。

九月 全國より二十一團を選び大日本青少年團特別指定團として指定す。

九月 大日本青少年團專門委員依頼。

九月 大日本青少年團指導者略章、團員略章を制定。

十一月 「大日本青少年團教育訓練要綱並階程」(草案)發表。

十二月 單位團内に航空訓練班を組織し、班員は大日本航空青少年隊隊員となり高度の航空訓練を實施することに決定。

十二月 大日本青少年團戰勝祈誓大會を日本青年館に開催。會場に於て朝比奈副團長より「青少年團戰時實踐指針」を指示す。(二十二日)

昭和十七年

一月 大日本青少年團結成一周年記念式舉行に際し「大日本青少年團綱領」發表せらる。

四月 大日本青少年團本部より道府縣團駐在職員を派遣す。

四月 翼賛議會確立を目ざす第二十一次總選舉行はれ、青少年團關係

者十名當選す。(三十日)

五月 新京に於て開催の滿洲建國十周年慶祝與亞國民動員全國大會に大沼本部審議員を團長とする帝國青年代表團七十五名を派遣す。

五月 各種國民運動(大日本青少年團を含む)を大政翼賛會の傘下に收め、強力なる國民運動を展開せんとする大政翼賛會刷新案閣議に於て決定さる。(十五日)

五月 文部次官の名を以て「青年學校の振興に關する件」を通牒、青年學校と大日本青少年團との不離一體制を強調すると共に、青年學校教練振興隊編成に關する標準を示す。(二十一日)

六月 東條首相、大日本青少年團その他關係諸團體の代表者を招請、閣議決定事項につき協力を求む。(八日)

六月 二十三日閣議決定「國民運動團體の統制に關する件」に基き、橋田文部大臣は朝比奈副團長を團長職務代理に指定す。(二十三日)

六月 三重縣下に御差遣の久松侍從、大日本青少年團神宮宣場造成

勤勞奉仕狀況を御視察遊ばさる。(二十八日)

七月 國民運動團體統制に關し大日本青少年團則の一部改正案決定。大日本青少年團は大政翼賛會總裁の統制に從ふこととなる。但し教養訓練團體たる性格は不變。(二十五日)

七月 朝比奈副團長、中華民國新國民運動の中核たるべき中國童子軍及び青年團組織の企畫、指導に參畫するため渡支す。朝比奈副團長不在中、副團長菊池文部次官を團長職務代理に指定。(二十六日)

八月 靖國神社宮司鈴木孝雄陸軍大將、大日本青少年團第二代團長に就任。(七日)

九月 朝比奈副團長、使命を果して支那より歸朝。(八日)

九月 朝比奈副團長、第三回中央協力會議に於て「青少年團體の統一整備に關する件」を提案發言す。(二十八日)

十月 青少年團運動研究中華民國國民政府宣傳部長林柏生氏來朝す。

十月 軍人援護強化期間第二日、府市青少年團と共同主催にて「軍人援護青少年團大會」を開催。(三日)

十月 かねて本部に於て募集中の、「青少年歌」は審査の結果、「起てよアジャの若き友」「乙女の幸」「國のたから」と決定された。(二十八日)

十一月 第十三回明治神宮國民鍊成大會(第五日)に畏くも、天皇陛下皇后陛下臨御あらせられ、青年團の特別演練を天覽並に台覽遊ばさる。(二日)

十一月 令旨奉戴二十二年青年紀念日を記念すべく本部に於ては日本青年館講堂を中央會場として電波を通じ千五百萬の若き總力結果を目ざして全國各單位團一齊の記念式と併せて青年常會を開催した。(二十一日)

十一月 大東亞戰一周年を期し、米英擊滅のための必勝國民運動の積極的推進を期するため、「開戦一周年記念國民運動青少年團實施要綱」を決定した。

最近の團勢

大日本青少年團の結成されてより早や二箇年に垂んとし「基礎組織強化」の第一年度を経て今や「指導強化」の第二年度に入り、高度國防國家體制建設に即應する新性格に於て、本團團勢は益々發展の途上にある。事業活動の詳細に就ては後記に譲り、最近に於ける本團情勢の概要を摘記すれば左の通りである。

宣戰の大躍進 昭和十七年十二月八日は我が國民にとり永久に銘記すべき感奮興起の日である。この日、米英に對する戰は宣せられ、畏くも大詔を渙發して國民の奮ふべき所を昭示し給ひ洵に恐懼感激に堪へない。本團に於ては即日本部並に道府縣青少年團長宛に橋田團長の訓令が發せられ、同時に全國青少年團員に告ぐるの書を發表、全國一千五百萬團員の奮起と自奮自勵、粉骨碎身、國難の克服に邁進し天壤無窮の皇運を扶翼し奉るべき決意と覺悟を促したのである。

大日本青少年團本部 道府縣青少年團長 本日茲ニ米英兩國ニ對シ宣戰ノ詔書渙發セラレ寔ニ恐懼感激ノ至リニ堪ヘズ當ニ皇國有史以來未曾有ノ國難ニ直面シ全國青少年奮起ノ秋ナリ依テ茲ニ聖旨ヲ奉ジテ全國青少年ニ告グル所アラントス地方團長ハ團員ヲシテ自肅自勵粉骨碎身シテ盡忠報國ノ赤心ヲ致シ以テ大御心ニ副ヒ奉ランコトヲ期セシムベシ 昭和十六年十二月八日 大日本青少年團長 橋田 邦彦 全國青少年團員に告ぐ

本日茲に米英兩國に對し宣戰の詔書渙發せらる寔に恐懼感激に堪へず惟ふに皇國が支那事變以來米英兩國の不當なる壓迫に對し隱忍自重今日に及べるは一に大東亞に新秩序を建設し世界恒久の平和に寄與せんとするに外ならず然るに米英兩國は正義に藉口して自國の功利を逐ひ道義に基く皇國の主張を蹂躪して東亞侵略の野望を遂げんとす是を大義を字内に布き東亞諸民族の康寧を祈念する皇國の忍ぶ能はざる所にして敢て皇國の存立と權威とを擁護せん

がため慨然起つて之と干戈を交ふるに至れり眞に我が國有史以來未曾有の國難にして皇國隆替東亞興廢の懸る所當に舉國奮起總力を傾注して聖戰目的を完遂せざんば止まざるべし 抑々祖國に無限の熱愛を感じ其の危急に際して挺身國難に赴くは實に青少年に外ならず世界興亡の迹を討ぬるに國家の興隆する所揆を一にして青年の奮起に繋がるものなし蓋し國家が純情に輝き正義に燃え祖國の運命に深き感激を有する青少年に期待するところ極めて大なる所以にして大日本青少年團員諸子が國家の要請に應へ負荷の大任を全ふせんことを期して夙夜奮勵怠らざりしもの亦實に茲に存す 冀くは諸子難局を突破して後始めて皇國永遠の發展あるべきを想ひ銃後の中核として平素訓練の精華を發揮し凜凜たる盡忠報國の氣魄を振起して大いに志氣を昂揚すると共に曾て外寇のために損傷せられたることなき神州の地を斷じて擁護するの覺悟を固め以て銃後の戰場を確保し微動なからしめんことを期すべし 余は 聖旨を奉讀し本團々長として

諸子を率ゐる身命を擗けて陣頭に立ち相携へて粉骨碎身國難の克服に邁進して祖先前人の遺業を顯揚し以て天壤無窮の皇運を扶翼し奉らんことを期す諸子よく旨を體せよ 昭和十六年十二月八日 大日本青少年團長 橋田邦彦

戰勝新誓大會 宣戰の大詔渙發の翌九日本團本部に於ては役員參集の上、嚴肅なる詔書奉讀式を舉行、引續き宮城前に行進し宮城遙拜をなすと共に明治神宮、靖國神社に戰勝を祈願し銃後青少年の誓を固めたのであるが、同様の行事は各地方團に於ても一齊に舉行せられた。次いで十二月二十二日には全國團員を一九とせる「大日本青少年團戰勝新誓大會」を帝都に於て開催し日本青年館大講堂に於ける舉式を中心として二千名の全國代表團員が動員され、氣魄に満ちた盛大なる大會を舉行、かくして銃後若人鐵石の布陣は爲された。なほこの日朝比奈團長より先に「青少年團戰時實踐指針」を宣示し、この一戰を完勝への團員日常實踐の指針が茲に深く團員各自の胸に刻銘され

たのである。

青少年團戰時實踐指針 必勝信念を堅持せよ 國土防衛に挺身せよ 職域奉公に邁進せよ 身心を積極的に鍛錬せよ 専門委員會開催 専門の事項に關し調査並に地方團の指導に當る専門委員を委嘱して以來、初の會合が十月七日本部に於て開催され、青少年團運動に關する一般問題が各方面から討議された。この日は總會的な意味を持つ會合であり、以後専門委員會の會合は體力増強、教育國策、職場青少年の教養訓練文化指導の各分科會に分れ、十一月四日、五日、十二日、二十八日、十二月十七日、十九日の各會に互つて開催され、發足間もなき我が青少年團運動の發展に寄與するところ多大であつた。 結成一周年記念式・綱領發表 歴史の意義を有する本團發足一周年の昭和十七年一月十六日、本部に於ては全役員參集、記念の舉式をなし、當日別掲の如き大日本青少年團綱領を發表した。本綱領は本團發足當初より新團に相應はしき綱領制定の要を認め、豫て

綱領制定委員會に於て研究中の處漸く決定し榮あるこの日に公表されたものである。なほ發足第一年度の「基礎組織強化」から「指導強化」の第二年度の豫算、事業計畫も決定したので、この日を前後として道府縣總務部長會議、事務主任者打合會議、本部役員會議等が次々に開かれ、來るべき年への本團の準備態勢はかくして全く整へられた。 駐在員の派遣 各道府縣團事務局に對し本部職員各一名宛を駐在せしむる方策は本團として全く劃期的な試みであり、これにより本部と地方團との聯繫はより密接となり、指導強化の年に相應しい本團の全國的活動の一體化は確保される。然し本部職員中よりこれだけの員數を割くことは本部としても新たに事務上考慮を要する處があり、この點に關し朝比奈團長から地方駐在員の職務上の指針並に心得と共にその方針が示された。 總選舉と本部 翼賛議會の確立を目指し大戦争下に開かれた第二十一回總選舉に於て次の通り本團關係者十名の當選を見た。—— 田子一民氏、信太儀

右衛門氏、福田重清氏、木村寅太郎氏、加藤弘造氏、高野孫左衛門氏、田中利一郎氏、別所喜一郎氏、田部朋之氏、山中義貞氏。以上の諸氏は總て本團の役員であり、それぞれ各界に活躍され、更に今後議會に於て本團發展の爲に協力されんことを深く期待するものである。然し本團としては教養訓練團體たるの本質に鑑み、更に「總選舉に近接して行はるべき諸行事諸運動に關する」内務次官通牒の趣旨に依り次の如く各地方團に通牒しその處置に遺憾なきことを指示したのである。一、團體としては選舉運動に参加せざることを期す。二、團體關係者中の有権者は立憲治下の國民として選舉權被選舉權を正しく行使すること。三、團體關係者中の有権者にして個人として選舉運動に参加する場合には團體に累を及ぼすが如き行動は嚴に之を避くること。

大政翼賛會と本團 總選舉も無事終了し大政翼賛會機能刷新に關する件の閣議決定を見たのは五月十五日であるが、それに伴ひ各種國民組織及び國民運動が同會によつて統制されることとなり、その初會合が六月八日首相官邸に於て開催され、申合せにより新たに國民運動團體協議會を設け本問題の協議を進めることになつた。次で同月二十三日「國民運動團體の統制に關する件」が閣議に於て決定され、同二十五日前記協議會總會に於てこれを承認、左の如き申合せを行つた。

申合せ

- 一、國民運動團體協議會參加團體は本年五月十五日並に六月二十三日の閣議決定に基き渾然一體となり國民運動の目的達成に邁進し以て臣道實踐體制を實施せむことを期す
- 二、閣議決定の實施上各團體毎に協議する必要がある事項についてはそれぞれ大政翼賛會との間に協議を遂ぐるものとす
- 三、地方機構及び推進組織等については今後大政翼賛會の統制委員會等に於て考究するものとす

右に依り設けられた統制委員會は八月五日の會合を行ひ本團よりは委員として朝比奈副團長、幹事として大沼審議員が出席し翼賛會と各團の地方機構との調整問題を主として協議が進められた。因みに本團と大政翼賛會との

人的關係は同會總裁によつて役員の委嘱が行はれる外、後藤文夫顧問が同會の事務局長であることはいふまでもなく、朝比奈副團長が中央協力會議議員、香坂昌康顧問が調査會第二委員會委員長、能谷參事が調査會委員等である。

團則の一部改正 團體統制問題の起るや本團の性格に就て世上兎や角の議論があつたが、協議の進められるにつれてそれは杞憂たるものが分り教養訓練團體としての本團の性格は不變といふことが決定された。然し乍ら本團の運動が大政翼賛の趣旨によつて行はれつゝありまた今後も益々然かあるべきは當然であつて閣議決定の方針に基き七月二十五日緊急審議員會を開催し次の如く團則を變更、大政翼賛會總裁の統制を受けることとなつた。

大日本青少年團則改正案

- 一、第三條の次に左の一條を加ふ
- 第三條之二 本團は大政翼賛會總裁の統制に從ふ
- 二、第七條第一項を左の通改む
- 團長は大政翼賛會總裁之を委嘱す

(改正前)團長は文部大臣の職に在

る者之に當る)

- 三、第八條第一項中「團長」とあるを「大政翼賛會總裁」に改む
- (改正前)顧問は團の功勞者並に青少年指導に特別の識見を有する者の中より團長之を委嘱す
- 四、第九條第一項を左の通改む
- 副團長(中一名は文部次官の職に在る者、一名は女子)は大政翼賛會總裁之を委嘱す
- (改正前)副團長中一名は文部次官の職に在る者、他の二名は文部大臣の指定したる者之に當る)
- 五、第十條第一項を左の通改む
- 審議員、參與、監事及專門委員は關係官廳官吏並に學識經驗ある者の中より審議員に付ては大政翼賛會總裁其の他の者に付ては團長之を委嘱す
- (改正前)審議員、參與、監事及專門委員は關係官廳官吏並に學識經驗ある者の中より團長之を委嘱す
- 六、第十七條中文部大臣の次に「及大政翼賛會總裁」を加ふ

(改正前)本則の條項を改正せんとするときは文部大臣の承認を受くる

ものとす)

大日本青少年團地方團則改正案

大日本青少年團地方團則中左の通改正す

- 一、第四條第一項を左の通改む
- 團長は地方長官の職に在る者に付大政翼賛會總裁之を委嘱す
- (改正前)團長は地方長官の職に在る者之に當る)
- 二、第三十一條中文部大臣の次に「及大政翼賛會總裁」を加ふ
- (改正前)本則の條項を改正せんとするときは文部大臣の承認を受くるものとす)

新團長御就任 前述閣議決定に基き各省大臣が各團體の總裁又は團長たることは取止むることとなつたが本團では朝比奈副團長に於て團長の職務を代理してゐたが、八月五日文部大臣橋田團長は御退任され、八月七日新たに鈴木陸軍大將を團長としてお迎へすることとなつた。御就任に際し新團長は左の如き熱烈なる聲明を發表せられ、統後青少年の意氣益々旺盛ならんことを要請されたのである。

青少年團員報告

今般圖らずも大日本青少年團長たるの委嘱を承けその任に就くに當り聊か所信を陳べて諸子の奮起を促さんとす。

昨年十二月八日長くも米國並に英國に對する宣戰の詔書渙發あらせられてより茲に入閏月皇軍の征くところ赫々たる戰果を擧げ今や曠古の偉業日に進捗して國威愈々中外に宣揚せり。是れ偏に御後威の下皇軍將兵忠勇義烈の致す所にして感謝感激に堪へざるところなり。然れども戰は未だ緒戦にして多年に互り世界制覇の野望を逞うせる敵國は必ずや今後尙執拗に抗戦し來るべし、されば我國は益々長期持久の構を固ふしあらゆる困難を克服して敵國を撃滅し大東亞共榮國建設の大使命に邁進せざるべからず、而してこの事たる固より一朝一夕の能く成し得るところにあらず、之が目的完遂には特に皇國の將來を荷ふべき青少年の力に俟つこと極めて大にして國家の諸子に期待するところ絶大なりと謂ふべし。

大日本青少年團員諸子、諸子は生を皇國に享けしかもこの曠古の大業を翼賛し率るの好機に際會す洵に千載一遇

無上の光榮に感激せずんばあるべからず、宜しく第一練兵の心を以て心となし必勝の信念を堅持し鐵石の團結を以て慈々皇國臣民たるの訓練を積み大東亞諸民族の指導者たるべき大國民たるの修練を重ね國家の要請に對へざるべからず。

惟ふに昨春大日本青少年團の結成せられたるは皇國の當面する内外の情勢に鑑み青少年の教養訓練を徹底して國家興隆の根基に培はんとするに在り。しかして今や大東亞戰下本團の使命當に格段の重きを加へ團員諸子の奮起を要望すること今日より急なるはなし、余はこの重大なる時局に際し本團を長たるの重任に就く乃ち諸子と共に相携へて粉骨碎身し皇國青少年團に邁進してその大任を完ふせんことを期す。冀くは全國團員諸子深く思を此に致し能く本團結成の本旨を體し益々その身心を錬成し全力を傾注して各々その職分に挺身し至誠奉公以て大御心に副ひ奉らんことを期すべし。

昭和十七年八月七日
大日本青少年團長 鈴木孝雄
正三位勳一等功三級 陸軍 大將

こと
滿洲建國十周年慶祝大會に代表派遣
五月十八日から五日間新京に於て開かれたる滿洲建國十周年慶祝興亞國民動員全國大會に對し、本團に於ては樺太、朝鮮の代表をも併せて七十五名の帝國代表團を結成、大沼審議員を團長、鈴木主事を隊長として同地に派遣した大會には帝國代表の外協和青年團、中華民國、蒙疆代表が参加し、建國十周年の慶祝を致し同國發展の模倣を詳さに體認すると共に日本を盟主とし大東亞共榮圈建設を目指す青年同志の交誼を行ひ洵に意義ある大會であつた。

中央協力會議と本團 朝野の期待のうちには開催された第三回中央協力會議に於ては各方面から青少年團並に青少年に關する問題が論議されたが、特に九月十八日の同委員會に於ては朝比奈副團長から「青少年團體の統一整備に關する件」に就ての重要な提案が爲され、識者の注目を蒐めた。即ち左の通りである。

提案理由

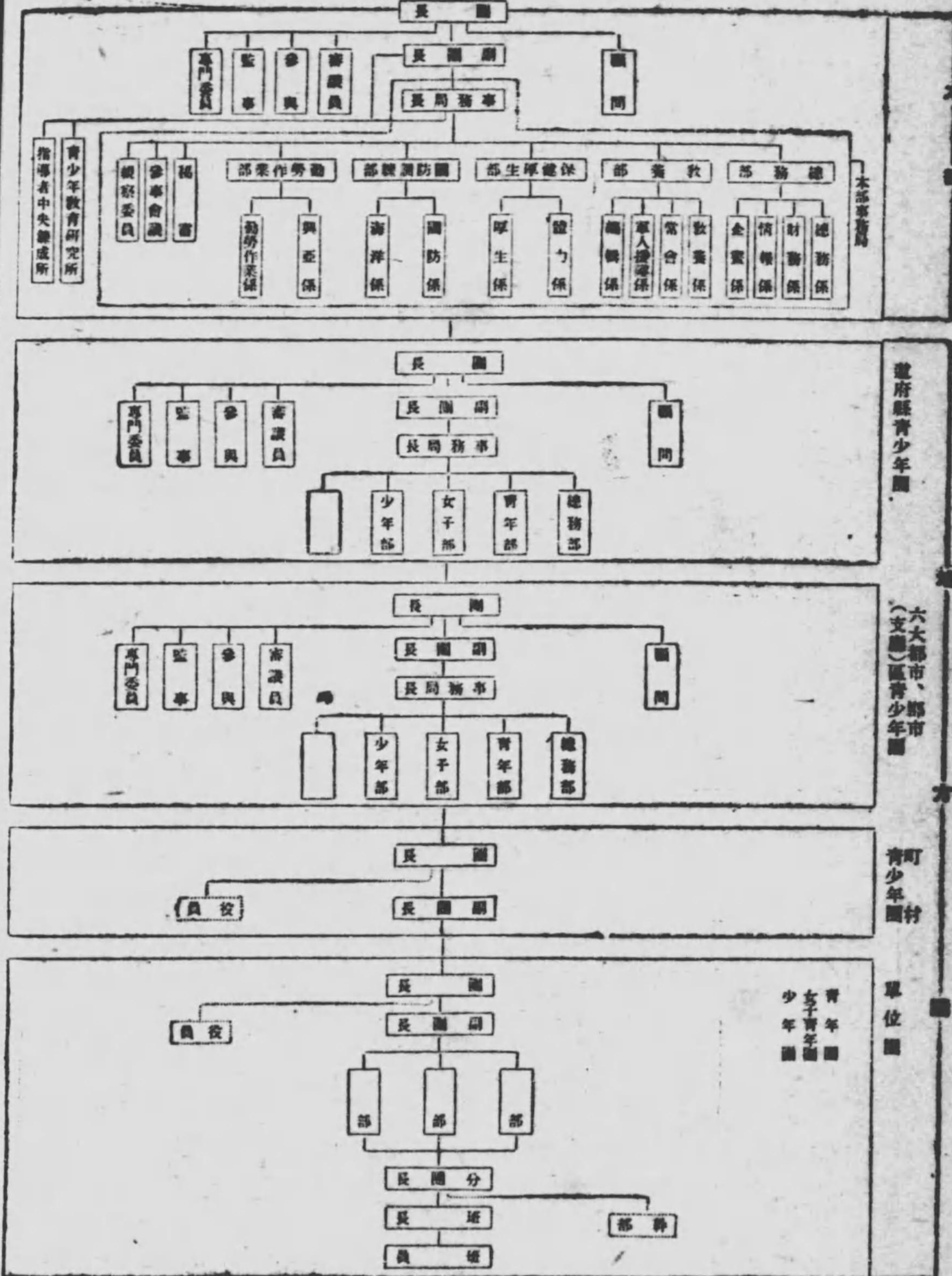
日本を中核として東亞に新秩序を建設せんとせば諸民族をして崇高なる道義に基づく我が國策を心より理解せしめこれに信頼せしめねばならない。國家に掲ぐる政策が如何に正しくかつ大きくとも他民族に接する個々の日本人の行動にこれを裏切るものがあるならば他民族と我が國とが善隣として緊密に提携することは難しい。是においてか次代の擔當者たる青少年をして大國民たるの實を持たしむべき生活訓練が肝要である。

また長期戦勝のためには青少年をして現在並に將來におけるその職分を完うせしむるための基礎的訓練が必要である。近時青少年訓練の特に盛んなるは國家の慶事であるが、しかし同一青少年を目標としての指導が動もすれば多元的になり易い傾向があり、これがため最も當惑するのは青少年自身であり、またかへつて訓練の効果の低下する虞れがないでもない。青少年訓練組織の簡素化を圖り訓練の徹底強化を期するは刻下の急務である。

對策

- 一、大日本海洋少年團、大日本航空青少年隊、赤十字少年團、産業報國會青少年隊(二十歳以下の者)を大日本青少年團に統合すること
- 二、大日本青少年團が青少年訓練を実施するに際してはこれ等青少年訓練團體の母體關係にある諸團體と緊密なる連絡を圖り母體團體の企圖する特殊訓練の實施については適切な方策をとる
- 三、大日本青少年團員と實業壯年團員並に大日本婦人會員の年齢に關する交錯を整理すること
- 三、一定年齢層に屬する者の學校外における生活訓練は學業青年と勤勞青年とを區別することなく等しく大日本青少年團をしてこれに當らしむる

大日本青少年團組織圖



事業

神祇奉仕

主なる事項を擧ぐれば第一に恒例の神宮・明治神宮・靖國神社への神饌奉獻式並神徳景仰講習會が十一月十八日から二十二日迄五泊六日の豫定で實施される。即ち今春來全國青少年團において奉耕せる神饌田(畑)その他の收穫物を各道府縣團別に男、女、少の各團員一名宛が指導者に引率されて一道府縣團當り米作地玄米六斗、畑作地粟六斗、水産地海産物干鮑二十個、イワシ二十枚、和布五百匁、鯉節十本、昆布五百匁、鱈鱈五百匁、干魚五百匁、貝柱五百匁(中三種類)を捧持して日本青年館に集合、左の日程により諸行事を實施するのであるが、今年の特別行事として神宮御堂地における神事奉仕の織込まれてゐることは南洋青年團員の初参加と共に特筆されねばならぬ。

十一月十八日 受付午前八時—十時半 (日本青年館宿泊支關) 開講式

日程

- 十一月十九日 明治神宮神饌奉獻式 午前九時—十二時、聖徳記念館見學 午後一時—二時半、講話三時—五時
- 十一月二十日 靖國神社神饌奉獻式 午前九時—十一時、遊就館見學 十一時—正午、市内見學、山田(出發)東京驛乘車午後十時三十五分
- 十一月廿一日 山田着(驛前藤屋旅館宿泊)神宮神饌奉獻式—午前十時—正午、講話午後三時—四時
- 十一月廿二日 神宮御堂地にて奉仕作業午前八時—午後四時、和樂の夕七時—九時
- 十一月廿三日 勅使奉迎午前七時—七時半、見學(農業館、微古館)八時—十一時、閉講式—十一時

主催にて去る五月十一日から五日間宇治山田市の惟神道場に於て各都市區青少年團指導者一道府縣一名宛を集めて「神祇講習會」が概ね左記により開催され、多大の成果を收めた。

講習科目並講師

大東亞戰爭と青少年團の使命 朝比奈策太郎

大日本青少年團副團長

神社概説 神祇院指導課長 伊藤 謹二

我國體と神道 神宮皇學館大學並神宮皇學館長 文學博士 山田 孝雄

神宮と國民の奉養 神宮神戶所長神官彌宜 野上 正篤

日本國民の敬神生活 元大阪商大教授 田崎 行義

神社と青少年團 經濟學博士 熊谷辰治郎

大日本青少年團青少年教育研究 研究所所長 前田 勝也

神祇作法並家庭祭祀 神祇院教務官 前田 勝也

挨拶

神祇院教務局長 宮村誠一郎
 徴古館案内
 國學院大學教授 大場 磐雄
 青少年團經營
 大日本青少年團教養部員
神宮御堂地造成動勞奉仕
 全國青少年の精神的基調たる敬神崇祖の念を勤勞による神事奉仕により愈々深化し皇運扶翼の大業完遂に挺身する不拔の皇國民的性格を鍊成する爲め全國青少年團代表を以て神宮御堂地造成

成に勤勞奉仕することとなり、本年四月十五日より事業を開始、來年六月を以て終了の豫定で目下繼續中である。奉仕場所は三重縣度會郡小川郷村地内、造成面積は百町歩、奉仕人員は男子三千人、女子三百人、計三千三百人、延人員四萬六千二百人である。而して一回の奉仕人員は男子團員九十人、同指導者十人、女子團員九人、同指導者一人、計百十人であり、一回の奉仕期間は十四日間で、左記圖表の如く全三十回を以て完了の豫定である。

回数	期 間	男子		女子	
		團員指導者數	區 域	團員指導者數	區 域
一	四、一五—四、二六	〇	三重	〇	滋賀
二	四、二九—五、二	〇	北海道 青森 岩手 秋田	〇	滋賀
三	五、一三—五、二六	〇	山形 福島 東京 神奈川	〇	滋賀
四	五、二七—六、九	〇	宮城 福島 東京 神奈川	〇	滋賀
五	六、一〇—六、二二	〇	大分 宮崎 香川 徳島	〇	滋賀
六	六、二四—七、七	〇	愛媛 高知 福岡 佐賀	〇	滋賀
七	七、八—七、二二	〇	長崎 高知 福岡 佐賀	〇	滋賀
八	七、二四—八、八	〇	石川 福井 鹿兒島 沖縄	〇	滋賀
九	八、一—八、一八	〇	岐阜	〇	滋賀
一〇	八、一九—九、一	〇	岐阜	〇	滋賀
一一	九、二—九、一五	〇	岐阜	〇	滋賀
一二	九、一六—九、二九	〇	岐阜	〇	滋賀
一三	九、三〇—一〇、一三	〇	岐阜	〇	滋賀
一四	一〇、一四—一〇、二七	〇	岐阜	〇	滋賀
一五	一〇、二八—一一、九	〇	岐阜	〇	滋賀
一六	一一、一〇—一一、二三	〇	岐阜	〇	滋賀
一七	一一、二四—一二、七	〇	岐阜	〇	滋賀
一八	一二、八—一三、二二	〇	岐阜	〇	滋賀
一九	一三、三—一三、一七	〇	岐阜	〇	滋賀
二〇	一三、一八—一三、三一	〇	岐阜	〇	滋賀
二一	一三、三二—一三、四五	〇	岐阜	〇	滋賀
二二	一三、四六—一三、五九	〇	岐阜	〇	滋賀
二三	一三、六〇—一三、七三	〇	岐阜	〇	滋賀
二四	一三、七四—一三、八七	〇	岐阜	〇	滋賀
二五	一三、八八—一三、九一	〇	岐阜	〇	滋賀
二六	一三、九二—一三、九五	〇	岐阜	〇	滋賀
二七	一三、九六—一三、九九	〇	岐阜	〇	滋賀
二八	一四、〇—一四、一三	〇	岐阜	〇	滋賀
二九	一四、一四—一四、二七	〇	岐阜	〇	滋賀
三〇	一四、二八—一四、四一	〇	岐阜	〇	滋賀

本事業は曾て青年團に於て明治神宮御造營に勤勞奉仕したるに次ぐ劃期的意義を有するものであり、奉仕團員は心身健全、志操堅固の年齢十七歳以上二十五歳未満の者を各道府縣團長に於て決定し、特に指導者に就ては○年齢二十五歳以上四十歳未満の者に於て心身健全志操堅固なるとともに作業目的を明確に把握し率先垂範以て隊員を鼓舞激勵し同行的態度を以て事に當るものたる事

○作業指揮の中樞なると共に團結の核心なるを以て常時正道を踏みて事を律し熾烈なる責任感と鞏固なる意志を以て其の職責を遂行するは勿論高邁なる徳性を備へ態度を厳正にし部下の心服を得、其の尊信を受くるに足るの人物たる事

に留意選定し、ともにその氏名、住所、年齢、學歷、職業、青少年團との關係、兵役關係、特技に關し奉仕一ヶ月前迄に本部宛報告せしめ、ひたすら本事業の達成に遺憾なきを期してゐる。尙本奉仕作業の隊編成は本部野口勤勞作業部長を以て隊長とし、これに總務、作業、厚生、給養、救護係の隊附を配し、

回数	期 間	男子		女子	
回数	期 間	團員指導者數	區 域	團員指導者數	區 域
一	七、二—七、一四	〇	愛知	〇	愛知
二	七、一五—七、二八	〇	滋賀 朝鮮 臺灣(上掲數字ハ外 地ヲ含マズ)	〇	滋賀
三	七、二九—八、一	〇	滋賀	〇	滋賀
四	八、二—八、一五	〇	滋賀	〇	滋賀
五	八、一六—八、二九	〇	滋賀	〇	滋賀
六	八、三〇—九、一三	〇	滋賀	〇	滋賀
七	九、一四—九、二七	〇	滋賀	〇	滋賀
八	九、二八—一〇、一	〇	滋賀	〇	滋賀
九	一〇、二—一〇、一五	〇	滋賀	〇	滋賀
一〇	一〇、一六—一〇、二九	〇	滋賀	〇	滋賀
一一	一〇、三〇—一〇、四三	〇	滋賀	〇	滋賀
一二	一〇、四四—一〇、五七	〇	滋賀	〇	滋賀
一三	一〇、五八—一一、一	〇	滋賀	〇	滋賀
一四	一一、二—一一、一五	〇	滋賀	〇	滋賀
一五	一一、一六—一一、二九	〇	滋賀	〇	滋賀
一六	一一、三〇—一一、四三	〇	滋賀	〇	滋賀
一七	一一、四四—一一、五七	〇	滋賀	〇	滋賀
一八	一一、五八—一二、一	〇	滋賀	〇	滋賀
一九	一二、二—一二、一五	〇	滋賀	〇	滋賀
二〇	一二、一六—一二、二九	〇	滋賀	〇	滋賀
二一	一二、三〇—一二、四三	〇	滋賀	〇	滋賀
二二	一二、四四—一二、五七	〇	滋賀	〇	滋賀
二三	一二、五八—一三、一	〇	滋賀	〇	滋賀
二四	一三、二—一三、一五	〇	滋賀	〇	滋賀
二五	一三、一六—一三、二九	〇	滋賀	〇	滋賀
二六	一三、三〇—一三、四三	〇	滋賀	〇	滋賀
二七	一三、四四—一三、五七	〇	滋賀	〇	滋賀
二八	一三、五八—一四、一	〇	滋賀	〇	滋賀
二九	一四、二—一四、一五	〇	滋賀	〇	滋賀
三〇	一四、一六—一四、二九	〇	滋賀	〇	滋賀

團員九名、指導者一名を以て各一ヶ分隊とし、更に奉仕期間中の日課、教授及び訓練、當番守則、隊員心得等は左の如くであり、かゝる方針の下に行はれつゝある本勤勞奉仕作業の全國青少年團員に與ふる精神的影響は誠に著大である。

一 初 日 課
 午前九時山田驛ニテ
 受 付 造神宮山田工場
 編 成 市電利用
 神宮參拜 山田工場ニテ晝食
 造成地へ行軍
 開會式
 健康調査
 入浴、夕食
 夜ノ行事、就寢
 二 第二日目ヨリ第十三日目マデ
 起床、洗面、清掃
 點呼、朝ノ行事
 朝 食
 學 科
 作 業 準備
 作 業 開始
 晝 食
 作 業 開始

- 作業終了、歸還、國旗降下、農具返納
- 入浴
- 夕飯
- 閑時作業
- 自由時間
- 點呼、就寢
- 期間中綜合訓練ヲ實施ス
- 三 最終日
- 教授及訓練
- 起床、洗面、清掃
- 點呼、朝ノ行事
- 朝食
- 農具其他借用物返納
- 歸還準備
- 閉會式
- 神宮ニ出發
- 神宮參拜
- 解散(山田驛ニテ)
- 1、學科 青少年團ノ使命 宣戰ノ大詔 神宮ニ關シテ
- 2、演練 作業基礎訓練 野外訓練 綜合訓練

- 閑時作業
- 音 樂
- 外ニ毎日一時間宛自由時間トシ、輪讀會、音樂會、紙芝居、映畫會等ヲ隨時實施ス
- 當番守則
- 1、日直(指導者一名、毎正午交替、一日勤務)
- イ 隊長ノ指揮ヲ受ク
- ロ 本部日誌ノ記入ヲナスコト
- ハ 行事ノ進行ヲ行フコト
- ニ 士氣、風紀、火災豫防ノタメ巡察ヲ行フベシ
- ホ 不寢番、當番等ノ人員數及狀況ヲ承知シ、病傷者アルトキハ受診ノ手續ヲ行ヒ隊長ニ報告ス
- ヘ 作業ニ出場スル人員數ヲ調査シ作業開始前隊長及關係係員ニ報告ス
- ト 給與人員ニ關シテ炊事ニ連絡ス
- チ 講師並見學參觀人ノ取扱
- リ 夜間ハ特ニ火災豫防ニ注意シ消燈後ハ火氣ノ消滅ヲ期スルコト
- 2、舍内當番(一名、毎朝交替)
- イ 日直ノ指揮ヲ受ク

- ロ 舍内備品ノ破損、紛失ナキ様注意スルコト
- ハ 舍内ノ清潔、整頓ニ注意スルコト
- ト 郵便ノ取扱ヲナスコト
- ニ 火災、盜難ノ豫防ヲナスコト
- ホ 病人ノ看護
- 3、不寢番(二名、就床時間ヨリ日朝點呼マデ、一時間交替)
- イ 日直ノ指揮ヲ受ク
- ロ 勤務區域ハ宿營地構内トス
- ハ 火災、盜難ノ豫防及衛生ニ注意ス
- ニ 異狀アラバ直チニ本部ニ報告スルコト
- ホ 上下番ハ定位置ニ於テ確實ニ申送ルコト
- ヘ 巡視ハ本部事務所、入浴場、炊事場、食堂ノ内外トス
- ト 隊長又ハ日直者ノ巡察アリタルトキハ敬禮ノ後異狀ノ有無ヲ報告スベシ
- チ 服裝ハ團服、團帽トス
- 4、浴場當番(二名、毎朝交替)
- イ 火災ヲ起サザル様注意スルコト
- ロ 風呂場ハ清潔ニスルコト

御差遣侍從の御視察

畏き邊におかせられては大東亞戰下國民總結束、總努力の實情御視察のため、各地に侍從を御差遣遊ばされ、國民の齊しく恐懼感激に堪へないところである。本團に於ては三重縣度會郡小川郷村字川口に於ける大日本青少年團神宮御當地造成勤務率仕隊を始め、各地方團の活動狀況御視察の光榮に浴し、男女青年團、少年團並に團關係個人の業績に至るまで言上の光榮に浴し、

皇恩の無窮なるに益々感激を新にし、ひたすら大御心に副ひ奉らんとを期すのである。而して光榮に浴せる地方團名は左の通りである。

- 國上村青少年團
- 三重縣宇治山田市女子青年團
- 和歌山縣和歌山市吹上女子青年團
- 大新女子青年團
- 家政女子青年團
- 島根縣簸川郡原村青少年團
- 能義郡能義村青少年團
- 山口縣萩市青少年團
- 德島縣板野郡松茂村加茂青年團
- 愛媛縣松山市男女青年團
- 東宇和郡青少年團
- 福岡縣宗像郡男子青年團
- 糸島郡男子青年團
- 筑紫郡女子青年團
- 佐賀縣小城郡三日月村青少年團
- 藤津郡鹿島町青少年團
- 熊本縣八代市青少年團
- 人吉市青少年團
- 飽託郡田迎青少年團
- 沖繩縣國東郡名護町名護青年團
- 江分團男女

青少年團振興運動

四月二十九日天長の佳節當日は青少年團の入團式が各地に催される日であるが、本部では指導強化の年たる本年度に於てはこの入團式當日を期し概ね左記により本運動を展開し、全團員に對し鞏固なる團員意識を體得せしむると共に、廣く國民各層に對し青少年團に關する理解を深からしめ、以て青少年團運動の振興を期したのである。

行事例

- 一、入團式
- 二、曉天動員の實施
- 三、青少年常會の全國一齊開催
- 四、青少年團振興協議會の開催
- 五、其他戰時實踐指針要目に示すが如き適當なる行事

實施上の注意

- 一、本運動の實施に當りては地方團に於てその實情に即し豫め適切なる實施計畫を樹て效果の萬全を期すると共に特に前年度に於て實施せる事項は出來る限り繼續せしめること
- 二、入團式の舉行につきては「青少年團入團式實施要領」を參照のこと
- 三、青少年常會の開催に當りては特に新入團員に團員意識を昂揚せしめ青少年團員としての歡びと誇りとを體得せしめるやう留意すること
- 四、青少年團振興協議會は成る可く四月二十九日より以前に開催し各種團體の有力者及青少年團に關し理解深き者に出席を乞ひ團の振興並に青年團未加入團員の入團勸奨に關し協力方を協議すること
- 五、戰時實踐指針要目に從ひその實踐事例中の適當なるものを選び曉天動

- 一、期 間
 - 1、一練成期は概ね三週間以上とす
 - 2、再練成又は特別の目的を以て行ふ場合はその都度決定す
- 一、入所資格並に人員
 - 1、現に道府縣都市區團の指導に當るものにして各地方團長の推薦にかゝる者
 - 2、人員は一回につき概ね六十名とす
- 一、練成方針

練成については特に訓育を重視し皇國青少年指導者としての信念と性格とを涵養す。而してその課程は學科、術科、研究協議の三とす
- 1、訓 育

訓育は練成の全課程を通して皇國の道徳を修練せしむると共に生活訓練を徹底し共勵切磋以て指導者としての風格を養ふものとす
- 2、學 科

學科は青少年團經營指導の全般に互り必要なる基礎事項を講受して自發研鑽の基概たらしむ

皇國世界觀
高度國防國家體制の理念

員と併せて實施せられたること、曉天動員は四月二十九日に實施不能の場合に成る可く五月八日大詔奉戴日に舉行せられたし、當日は出征將士の武運長久祈願、閉團、分列等を行ひ特に國旗掲揚に關し正しき指導をなすやう留意せしめられたること

少年團振興地方別協議會 少年團の組織並經營に關しては他の單位團に比し遜色あるやの現狀に鑑み之が完璧を圖らんが爲本部では左記により全國六地方に分け各道府縣團の少年部長及開催府縣に於ける郡市團少年部長を會同し本協議會を開催したが、何れに於ても出席者一同の熱心なる研究協議が行はれ、國民學校と少年團との關係に就ても本部講師の明解によつて、少年團振興上多大の寄與をなした。

山形市 六月中旬（北海道及び東北六縣）
水戸市 六月中旬（關東七府縣及び山梨縣）
富山市 六月下旬（新潟、富山、石川、福井、長野）
名古屋市 六月下旬（岐阜、静岡、愛知、近畿七府縣）

松山市 七月（中國、四國）
佐賀市 七月（九州）

指導者練成

青少年團運動の振興は有力なる指導者の練成とその適正なる配置の如何に懸り、而も本年度は「指導強化の年」である。されば本團指導者中央練成所に於ては概ね左の要領により本年度に郡市區團專任職員三回、青年團關係六回（内都市二回）、女子青年團關係四回、少年團關係四回計十七回の地方團指導者練成會の開催を企圖、これにより約千名の第一線指導者を再訓練し急速に全國指導者網の擴充を期し年度初以來非常な努力を拂ひ着々と實績を擧げてゐる。

一、趣 旨

地方團に於ける少壯有爲の指導者を簡拔して徹底せる練成により第一線指導者として必要なる識量と實踐力を養ひ、青少年團經營指導の眞諦を體得せしむるを以て目的とす

一、場 所
日本青年館及び分館並に農村修練場等を使用す

青少年運動の本質と使命
青年學校並に國民學校教育
青少年心理概要

3、術 科

- 術科は教養訓練に關する實踐科目中基本的なるものにつき一通りの指導力を賦與す
- 武道
- 體操遊戲
- 勤勞作業訓練
- 野外訓練
- 國防訓練
- 文化訓練
- 衛生救急訓練
- 女子戰時生活訓練
- 4、研究協議

研究協議は團の經營に關する自發研究をなさしめ主として共勵切磋による指導力の向上に資す

團の經營について
教養訓練要項について
集會の指導
他團體との連繫について
- 一、修了者指導

1、本練成所所定の練成を修了したるものを以て自主的に修練組織を

作らしめ常時連絡指導す
2、本項指導については別にこれを定む

定む

尙修了者の指導に就ては練成所修了者及練成所職員を會員とし、會員相互の共勵切磋により青少年指導者としての風格を長養すると共に益々懇親を重ね協力一致我國青少年運動の推進力となり其の進展に貢獻するを目的として双鶏會なるものを組織し、中央、地方研究會、會報發行、研究文書の交換等の方法により所期の目的を達成せんとしてゐる。

戰時國民貯蓄實踐強

調運動

昭和十七年度國民貯蓄增加目標額二百三十億圓達成の圖策に順應し本團に於ては前年度に引續き團員をして國民貯蓄組合を結成せしめ戰時貯蓄の實踐、國債並戰時債の消化を、統後青少年の愛國運動として團體的・組織的且教育的に展開せしめ、以て大東亞戰爭の目的の完遂に挺身せしめんがため、左の如き事項を實施、努力目標額二億二千六百三十五萬圓の達成に邁進

しつゝをえ。

總旨を要する事項

1、戦時貯蓄實踐強調運動徹底協議會の開催

○各道府縣團に於ては、管下の郡市區青少年團長を招集し青少年團員に對する戦時貯蓄精神の振興、國民貯蓄組合の結成促進、國債並戦時債券消化等の徹底方途につき協議すること

○各都市區青少年團に於ては右に準じて町村青少年團長會議、單位青少年團長會議等を開催し、本運動の趣旨の徹底を圖ること

○特に町村團に於ては、管下の單位團、分團の幹部會又は常會等を開催して本運動の趣旨の徹底を圖り、貯蓄並國債消化目標を樹立し、之が急速なる實踐に努力すると共に、各團に戦時貯蓄係を置き本事務を專掌せしむること

2、戦時經濟生活指導者講習會の開催
○長期總力戦下に於ける生活態勢の強化徹底を圖り、特に經濟戦上國民貯蓄實踐の重要性につき充分の自覺奮起を促すと共に、國民貯蓄組合事務

務習得の爲、各道府縣團に於ては各郡市區團毎に、分團長(或は班長)以上を對象とする練成會を開催すること

備考 大日本青少年團本部は道府縣團、郡市區團に於て開催する貯蓄關係の練成會、講演會、協議會等には努めて本部職員を派遣し、又大藏省等關係當局より講師派遣の斡旋をなす

3、文化指導による啓蒙運動

○文書教育

機關誌「青年」、青少年指導「日本青少年新聞」等を利用して戦時貯蓄の意義の徹底を圖り、その實踐を強調すると共に

壁新聞、ポスター及び傳單、戦時教育問答「組合長必携」優良團活動事例集、大日本青少年團本部に於て作成頒布するものを、各系統團はそれぞれ下部組織迄配布活用せしむ

○映畫、演劇、紙芝居教育
大東亞戦争と國民貯蓄の重要性を認識せしむる爲の適當なる映畫、演劇臺本、紙芝居(一部は募集)等を本

部に於て作製し巡回利用せしむ

○音樂教育

戦争と貯蓄の密接不離なる關係を作詞せる貯蓄奨励歌を、本部に於て募集し、本團制定歌として團員に愛誦せしむ

○ラジオ教育
特に青少年ラジオ常會を利用して、本運動の趣旨を徹底せしむ(本年鑑「教養」の部を参照)

戦時貯蓄愛國貯蓄強調運動大會の開催

全國を地方別に分ちて開催し、中央より副團長、大藏省國民貯蓄奨励局長等出席訓示し、青少年團員の烈々たる貯蓄報國戰捷祈誓の誠を披瀝せしめんとす

備考 本大會には貯蓄奨励に關する移動映畫、演劇隊又は音樂隊を派遣す

本大會は先づ九月二十九日長野市に於て全國に魁け舉行され、一千五百名の男女青少年團員代表參集し全縣民貯蓄熱の昂揚に愛國の熱情が燃されたが、各道府縣團と本部共同主催による本大會は順次全國に展開され、福岡十

月十五日、徳島十月二十二日、兵庫十月二十四日、廣島も十月中、北海道は一月中に實施の豫定である。

貯蓄成績優良團の表彰に關する事項

1、貯蓄成績最優秀なる單位青少年團長(一道府縣三名)を中央に招集して表彰式を行ふ。大藏、文部兩大臣より訓示を乞ふと共に、陸海軍部等より關係係官の派遣を申請し、以て時局講演を聴かしめ、且つ出席者相互の體験發表により本運動の進展につき共勵切磋せしむ

2、其の他優秀なる團並指導者の表彰をなす

備考 表彰規定は別に之を定む

特別指定團體

青少年團戦時貯蓄實踐の模範團たらしむるため

道府縣團中より 八團

郡市區團中より 三十團

町村團中より 六十團

を選定し特別指導を行はんとす

右に關しては七月二十三日附で左の如く各道府縣團長宛通牒し目下候補團選定中である。

戦時貯蓄奨励指導

郡市區・單位團設置要項

一、趣旨

青少年團戦時國民貯蓄實踐強調運動の模範團たらしむる爲指導團を設置し本部より指示せる指導の大綱に基き地方の實情に即し創意的、自發的活動により貯蓄實踐の模範的運營を行はしめ本運動の進展を圖らんとす

二、指導團に於ては左の事業を實施するものとす

1、本部の指示せる貯蓄並國債戦時債券の消化目標額の完遂を期すること

2、貯蓄奨励研究會、協議會等を開催すること

3、年二回(九月及三月末日)の貯蓄現況報告書と共に貯蓄實踐強調運動實施事業報告書を提出すること

三、指導團に對し本部にては左の事業を實施せんとす

○郡市區指導團
1、指導資料の提供
2、本部職員の派遣
3、補助金の交付
大藏省より講師派遣の斡旋

○單位指導團

1、指導資料の提供

2、補助金の交付

四、補助金額は左の如し

1、郡市區團 年壹百圓

2、單位團 年五拾圓

補助金は年二回に分ちて交付す
補助金は貯蓄奨励指導費に充當するものとす

五、指定を受けんとする場合は貯蓄運動計畫書を具し本部に申請し承認を受くるものとす

六、指定期間は指定の日より滿一ヶ年とす

専任職員を設置(略)

指導奨励費の交付
地方團の貯蓄奨励に關する指導並事務の充實を圖り、且つ團以外の貯蓄組合の届出、報告書の作製、帳簿の整理等に協力する爲、指導奨励費を交付す

備考 交付規定は別に之を定む

國債並戦時債券消化運動要項

購入消化標準
1、全國の單位團及び分團は、昭和十八年三月三十一日迄に、概ね左

記金額の國債又は戦時債券(貯蓄債券、報國債券)を購入する決意を以て努力すること
 ○單位團購入消化標準(平均年額)
 青年團 三十圓以上
 女子青年團 二十圓以上
 少年團 十五圓以上
 ○分團購入消化標準(平均年額)
 青年團 十五圓以上
 女子青年團 二十圓以上
 少年團 可及的十圓以上
 2、團員は昭和十八年三月三十一日迄に、可成左記標準により夫々購入すること
 青少年團役員
 青年團員 十五圓以上
 女子青年團員 十圓以上
 少年團員 可及的十圓以上
 總督並連署徹底の方法(略)
 實行要領
 青少年團の貯蓄並國債・戦時債券の消化は、一面消費の節約に依るは勿論なるも、他面積極的なる勤勞の強化に依つて、貯蓄並國債・戦時債券の消化の源泉を増加するやう留意すること肝要なり

特に現時局下に於ける生産の増大を圖ることの最も重要な所以を明かにし、之が團體的實踐を促すこと
 購入申込方法
 地方の實情を斟酌の上、各道府縣團にて決定のこと
 保管
 單位團、分團にて購入の證券は必ず郵便局又は勸業銀行に保管を依頼し、之を團の基本金とし元金償還及び戦時債券の割増金ありたる場合は、其の金額を以て再び國債又は戦時債券を購入の上保管を依頼すること
 個人購入分に對しても可成保管の依頼を奨励すること
 消化成績(購入済)報告
 本運動は左の如く年三期に分ちて前記年額の消化に努力し、各期に於ける消化成績を、翌月中に各々上級團に報告するものとす
 記
 昭和十七年度第一期運動期間(自四月一日至七月三十一日) 同第二期運動期間(自八月一日至十一月三十日) 同第三期運動期間(自十二月一日至

三月三十一日)
 ○報告様式(統計の都合上必ず青年團、女子青年團、少年團別に報告のこと)(略)
 本運動に於ける團並に團員の努力目標額 既述の如く本年度努力目標額は二億二千六百三十五萬圓で、内貯蓄目標額一億一千三百八十二萬圓、國債並戦時債券消化目標額一億一千二百五十三萬圓であるが、その内譯は左の通りである。
 貯蓄目標額
 青年團員 平均年二十四圓(月二圓)
 普通團員 平均年十二圓(月一圓)
 女子青年團員 平均年十二圓(月一圓)
 少年團員 平均年六圓(月五十錢)
 國債並戦時債券消化目標額
 青年團員 平均年十五圓
 女子青年團員 同 十圓
 少年團員 同 五圓
 團體(單位團)
 青年團 平均年三十圓
 女子青年團 同 二十圓

533086

青少年團 同 十五圓
 青年團 平均年十五圓
 女子青年團 同 十五圓
 少年團 同 十圓
 本運動の結果 これに關しては目下各地方團に對し報告を徹しつゝあり、全貌は未だ分らないが、本團の運動に呼應していはゆる豆債券(特別報國債券)の増發せらるゝ等、着々實績をあげつゝある状況である。先づ第一期國債並戦時債券購入済報告(七月三十一日現在)の府縣團は次の如し。
 大阪府青少年團 總計 四九、二五圓
 石川縣青少年團 三〇、三八圓
 愛知縣青少年團 五八、七三圓
 香川縣青少年團 六、四五圓
 福岡縣青少年團 五〇、二五圓
 熊本縣青少年團 四九、五五圓
 大分縣青少年團 八九、四三圓
 長野縣青少年團 一、八五〇、二四・五
 右の内、例へば長野縣の如きは豫定額を遙かに突破し、非常な好成績を示してゐる。参考までに内譯を次頁(一〇二、一〇三頁)に掲記しておく。
 長野縣青少年團の實績(四月一七

尚支那事變勃發以來の國民貯蓄増加額は本年四月に至り遂に五百億圓を突破し政府ではこれを記念して去る九月三十日總理大臣官邸で貯蓄増功勞者に對し東條首相、賀屋藏相列席の下に嚴肅な表彰式を擧行した。今回の表彰者中青少年團關係は四十八團で左の通りである。
 大藏大臣表彰
 ○群馬縣利根郡片品女子青年團國民貯蓄組合(組合長關谷義次)
 昭和九年九月一日設立、昭和十七年三月末日現在貯蓄組合員數及貯蓄額三二九人、五、〇八五圓(内國債債券一八〇圓)、一人當貯蓄額、一五圓、組合員最高貯蓄額、一三五圓七〇錢(内國債債券二〇圓)、一箇月預入最高三圓最低五〇錢
 【事蹟概要】 組織的に貯蓄を行ひ、一寒村ながら女子の各々が刻苦精勵せる集積にして、昭和九年九月貯蓄組合結成以來、まことに見るべきものあり、月最低五〇錢は報國義務として貯蓄することとす。
 ○群馬縣新田郡太田國民學校兒童國民貯蓄組合(組合長野木品吉)

昭和十三年六月二十日設立、昭和十七年三月末日現在貯蓄組合員數及貯蓄額、二、二八三人、八三、二五二圓、一人當、貯蓄額三五圓、組合員最高貯蓄額、五九〇圓、一ヶ月預入最高一〇圓最低五〇錢
 【事蹟概要】 修身の教材として機會ある毎に貯蓄の重要性と時局を説明、貯蓄報國の徹底を計り、毎月各學年の貯蓄額を明示順位を定めて兒童の貯蓄を計りつゝ今日に至る。
 ○埼玉縣熊谷市熊谷西國民學校兒童國民貯蓄組合(組合長菲塚一三郎)
 昭和十四年八月一日設立、貯蓄方法信用組合貯金、昭和十七年三月末日現在貯蓄組合員數及貯蓄額、一、七一四人、三四、〇一七圓、一人當貯蓄額、一九圓、組合員最高貯蓄額、四四一圓、一ヶ月預入高、最高一四圓、最低一〇圓
 【事蹟概要】 時局下國民貯蓄の重要性を認識し全兒童之に加入毎月桑皮の賣上金、駄賃、小遣等を節約貯蓄せしむ。組合結成以來、兒童の小遣消費が目立つて少くなり、現在相當の貯蓄額を見るに至り、之に感動、

大日本青少年團

都市別	町村數	青年團			女子		
		貯蓄現在高	國債消化現在高	戰時債券消化現在高	合計	貯蓄現在高	國債消化現在高
南佐久	23	5,145.10	1,758.00	4,952.50	11,855.60	7,241.48	861.00
北佐久	28	7,229.46	600.00	1,329.00	9,158.46	7,537.97	525.00
小縣	33	8,653.06	697.00	670.00	10,020.06	10,405.18	30.00
諏訪	20	10,261.51	689.00	470.00	11,420.51	10,587.20	173.00
上伊那	31	14,972.93	1,035.00	2,070.00	18,077.93	10,934.86	476.00
下伊那	41	30,589.94	1,613.00	1,526.50	33,729.64	32,868.54	1,068.00
西筑摩	16	4,000.16	270.00	512.00	4,782.16	5,175.77	110.00
東筑摩	36	10,219.94	750.00	2,091.00	13,060.94	13,073.97	699.00
南安曇	15	7,316.00	393.00	1,275.00	8,984.00	11,472.06	372.00
北安曇	17	3,262.00	60.00	275.00	3,597.00	5,446.00	60.00
更級	27	3,298.81	350.00	896.00	4,544.81	8,232.82	150.00
埴科	17	4,077.41	86.00	318.00	4,481.41	5,577.94	51.00
上高井	14	10,501.24	135.00	522.50	11,158.74	7,233.69	135.00
下高井	20	9,927.05	512.00	1,317.00	11,756.05	10,561.44	506.00
上水内	29	15,049.67	765.00	2,281.00	18,095.67	14,508.38	395.00
下水内	10	4,827.07	398.00	662.00	5,887.07	7,029.24	265.00
長野		620.00	118.00		738.00	2,839.00	
松本		387.00		80.00	467.00	1,433.00	120.00
上田							
岡谷		41,199.94	3,714.00	8,128.00	53,041.94	125,190.24	20.00
飯田		648.76	824.00	45.00	1,517.76	276.32	
諏訪							
合計		192,187.05	14,768.00	29,420.50	236,375.55	297,625.14	5,987.00

大日本青少年團

青年團	合計	少年團			未報告	總計
		貯蓄現在高	國債消化現在高	戰時債券消化現在高		
6,549.00	14,651.48	57,147.88	805.00	8,929.00	66,881.88	11
952.00	9,014.97	63,720.88	1,592.00	1,167.00	66,479.88	15
412.00	10,847.18	45,500.47		239.00	45,739.47	18
632.00	11,392.20	71,447.83	41.00	874.00	72,362.83	11
1,790.00	13,200.86	67,319.91	242.00	648.00	68,209.91	14
1,001.20	34,937.74	200,551.54	65.00	534.00	201,150.54	16
744.00	6,029.77	48,157.31	116.00	1,334.00	49,607.31	9
1,510.00	15,283.47	98,568.64	1,006.00	3,173.00	102,747.64	20
1,353.00	13,197.06	25,805.82	354.00	2,730.00	28,889.82	6
240.00	5,746.00	31,632.42		1,289.00	32,871.42	9
1,061.00	9,443.82	70,333.94	130.00	2,517.00	72,980.94	11
607.00	6,235.94	45,920.23	672.00	986.00	47,578.23	5
632.50	8,001.19	50,127.29	238.00	330.00	50,695.29	7
928.00	11,990.44	62,871.39	460.00	370.00	63,701.39	8
3,612.00	18,485.38	65,400.23	60.00	3,996.00	69,456.23	11
810.00	8,104.28	24,479.80	1,270.00	1,161.00	26,910.80	3
957.00	3,796.00	42,164.94		10.00	42,174.94	4
45.00	1,598.00	63,281.24			63,281.24	1
		1,626.00			1,626.00	3
5,440.00	130,650.24	93,576.30	493.00	4,745.00	98,814.30	1
	276.32	7,679.75			7,679.75	3
		1,027.60			1,027.60	1
29,270.70	332,882.84	1238,341.41	7,544.00	34,982.00	1,281,797.41	

市民進んで貯蓄するに至りたるは其に本組合の賜なり。
○埼玉縣秩父郡中川村中川少年團國民貯蓄組合(組合長遠見嘉一)
昭和八年十月三十日設立、昭和十七年三月末現在組合員數及貯蓄額、九五二人、一五、三〇九圓、一人當貯蓄額、一六圓、組合員最高貯蓄額、四六五圓、一ヶ月預入高最高五圓最低五錢

【事蹟概要】 團員たる兒童全員貯蓄をなし來り、支那事變勃發國民貯蓄増強の秋を迎へ、覺悟を新にし、村常會、各部落常會に働きかけ、又母の會員の他協力を得、啓蒙の任にあたりたり。昭和十五年貯蓄獎勵局長官より表彰され、本年五月産業組合中央會より表彰をうけ、實に模範とするに足る。
○静岡縣駿東郡御殿場町國民學校兒童國民貯蓄組合(組合長飯田政吉)
昭和十六年八月十五日設立、貯蓄方法産業組合貯金、昭和十七年三月末現在貯蓄組合員數及貯蓄額、一、九八六八、三四、〇七一圓(内國債債券一、一一一圓)、一人當貯蓄額、

一七圓、組合員最高貯蓄額、二〇三圓、一ヶ月預入高最高五〇圓最低三〇圓
【事蹟概要】 昭和初頭より、學校一丸となり貯蓄を實行し、組合法施行以來、益々之を強化し養育による収益の貯蓄、學用品の節約、或は働き出し貯蓄等、戦時國民教育の眞意義の徹底に努力しつつあり。
○静岡縣田方郡對馬村八幡野國民學校兒童國民貯蓄組合(組合長西島博)
昭和十六年四月一日設立、貯蓄方法郵便貯金、昭和十七年三月末現在貯蓄組合員數及貯蓄額、三五二人、一、四八三圓、一人當貯蓄額、三五圓、組合員最高貯蓄額、二四五圓、一ヶ月預入高最高五五圓最低二圓
【事蹟概要】 昭和三年末貯蓄獎勵として、郵便貯金を開始卒業期迄据置とせり。廢品回收賣却金、どん菓賣集賣却代金、休暇中勤勞作業等より得たる金等を以て貯蓄の資源とし、或は學校を通じて、一般家庭への貯蓄思想普及に努力を繼續し、その成績また見るべきものあり。
○北海道夕張郡由仁村古山青年團(團

長緒方猛太郎)
昭和十六年三月二十四日設立、貯蓄方法月掛規約貯金、産業貯金、昭和十七年三月末現在貯蓄團員數及貯蓄額、四三人、四、〇六一圓(内國債債券二五八圓)、一人當貯蓄額、九四圓、團員最高貯蓄額、二一六圓(内國債債券二〇圓)、一ヶ月預入高最高四圓最低五〇錢
【事蹟概要】 青年畑、田の經營、共同耕作、副業、共同勤勞作業等による収入を貯蓄に振向く。殊に積り貯金を實行し、これは貯金係が、益その他、俗に遊日の前日に際し、使つたつもりで團發行の貯蓄券を購入し、これを貯蓄となす方法なり。各方面より表彰等を受けしこと六十數回に及べり。
○愛媛縣東宇和郡宇和町東宇和郡青少年團(團長名木政一)
昭和十六年四月一日設立、昭和十七年三月末現在貯蓄團員數及貯蓄額、八、六〇六八、一九五、九九四圓(内國債債券二六、一五一圓)、一人當貯蓄額二二三圓、同貯蓄團員最高貯蓄額、一ヶ月預入高最高二圓最低五〇錢

【事蹟概要】 明治四十三年、青年團結成當時五厘貯金に始まり、中央大日本青少年團により國債債券消化團に指定さるゝや、團員大いに奮起し、休閑地、空地等の利用、夜間における製菓等、あるひは共同作業により得たる収益を、貯蓄に振向け、團員一致よく戦時貯蓄報國に努めつゝあり。
國民貯蓄獎勵局長官表彰
【北海道】 常呂郡置戸村 置戸村青年團中央分團國民貯蓄組合、小樽市稻穂町 稻穂國民學校兒童國民貯蓄組合
【秋田縣】 河邊郡四ツ小屋村 四ツ小屋國民學校兒童國民貯蓄組合、平鹿郡榮村榮村國民學校
【山形縣】 南村山郡 中川村國民學校兒童國民貯蓄組合
【福島縣】 安達郡小濱町 安達郡小濱町青少年團國民貯蓄組合
【茨城縣】 筑波郡谷原村 筑波郡谷原村國民學校兒童國民貯蓄組合、眞壁郡長瀨村 長瀨國民學校兒童國民貯蓄組合
【群馬縣】 北甘樂郡小幡町 小幡町

國民學校兒童國民貯蓄組合、郡馬郡相馬村 相馬村國民學校兒童國民貯蓄組合
【千葉縣】 君津郡金田村 金田村國民學校貯蓄組合
【神奈川縣】 川崎市見染町 川崎國民學校兒童國民貯蓄組合
【新潟縣】 東蒲原郡揚川村 谷花國民學校國民貯蓄組合
【長野縣】 小縣郡川那村 川邊國民學校兒童國民貯蓄組合、更級郡青木島村 青木島國民學校兒童國民貯蓄組合
【静岡縣】 賀茂郡三坂村 三坂村國民學校兒童國民貯蓄組合、田方郡函南村 函南村國民學校兒童國民貯蓄組合、庵原郡高部村 高部村國民學校兒童貯蓄組合
【靜岡縣】 濱名郡新居町 新居町國民學校兒童國民貯蓄組合
【愛知縣】 知多郡岡田村 岡田村國民學校兒童國民貯蓄組合、東春日井郡篠木村 篠木國民學校國民貯蓄組合
【三重縣】 桑名郡古美村 古美村青年國民貯蓄組合、阿山郡山田村平田山田村青少年團國民貯蓄組合、桑名市第四國民學校 桑名市第四國民學校

兒童國民貯蓄組合
【京都府】 與謝郡加悅町 加悅町青少年團國民貯蓄組合
【兵庫縣】 武庫郡長光村 寶塚第一國民學校國民貯蓄組合、飾磨市 飾磨國民學校國民貯蓄組合
【和歌山縣】 那賀郡東野上町 東野上國民學校兒童國民貯蓄組合
【岡山縣】 玉野市日比國民學校 玉野市日比國民學校兒童國民貯蓄組合、上道郡雄神村 雄神國民學校兒童國民貯蓄組合
【廣島縣】 吳市長迫町 長迫國民學校兒童國民貯蓄組合
【愛媛縣】 西宇和郡日土村 日土男女青年團國民貯蓄組合
【福岡縣】 山門郡三橋國民學校兒童國民貯蓄組合
【宮城縣】 鹽竈市 鹽竈青年團
【福島縣】 石川郡石川町 石川町護國少年團
【京都府】 綴喜郡草内村 草内村青年團貯蓄組合
【兵庫縣】 印南郡西志方村 西志方村青年團西牧分團
【岡山縣】 阿哲郡天神村 天神村青

年國貯蓄組合、同女子青年團組合
【宮城縣】 桃生郡北村 北村國民學校貯金組合
【香川縣】 三豊郡上高瀬村 上高瀬國民學校兒童貯金

軍人援護活動

指導要綱の制定 全國の青少年團員が挺身軍人援護の實踐に當り、一意専心君國に報ずるの赤誠を致すべく、本部に於ては先づこれが指導要綱を制定、各道府縣團に通牒してそれぞれこの要綱に基く具體的計畫を樹立し管下青少年團の本活動に對する指導督勵に遺憾なきを期した。

大日本青少年團 軍人援護指導要綱

一、趣 旨
凡そ軍人援護は戰爭完遂上重要な推進力の一たり。而して援護の適否は直ちに前線將兵の士氣に反映し、國防の第一線たる武力に關聯する所極めて大なるものあり。されば銃後一億一心愈々軍人援護の熱意に燃え之が實踐を必行せしむべきは喫緊の要務なり。殊に青少年は國運の消長

一國活力の源泉たるに鑑み時局の重大に思ひを致し確固不拔の國民的性格を練成し、克く共勵切蹉の功を積み、以て挺身軍人援護の實踐に當り一意専心君國に報ずるの赤誠を致さざるべからず。茲に軍人援護に關する大日本青少年團指導要綱を制定し、其の指導目標、指導要項を明示し、之が徹底を圖らんとす。

二、指導目標

軍人援護に關する青少年教養訓練の要諦は、昭和十三年十月三日賜りたる軍人援護に關する勅語の聖旨を奉體し、左の諸點に留意の上軍人援護思想の振起昂揚に努むると共に、之が實踐徹底を期するものとす。

- (一) 戦歿軍人、傷痍軍人及出征軍人に對する國民的感謝の至念を愈々涵養し團員の日常生活を通じ其の教化を圖ること
- (二) 傷痍軍人が國體の本義に徹し愈々再起奉公の實を擧ぐることに意義並に之に對する援護の必要なる所以を認識せしむること
- (三) 戦歿軍人の遺族が永く其の家の門の譽を堅持し、益々之を顯揚する

この意義並に之に對する援護の必要なる所以を認識せしむること
(四) 出征軍人の家族が其の榮譽を念ひ、一層家庭の護りを固うすることの意義並に之に對する援護の必要なる所以を認識せしむること

三、指導要項

青少年團の指導は大日本青少年團の指導方針並に政府決定の軍人援護教育要綱に則り、學校教育と不離一體の關係を保ち、青少年の日常生活を通じ之を行ふべきものなり。而して之が實施方法は地方の實情に即し行はるべきものなるも、其の一般的指導要項を例示すれば左の如し。

(一) 教化

イ、勅語の奉讀
大詔奉戴日、靖國神社臨時大祭、銃後奉公強化運動當日、其の他適當なる機會に軍人援護に關する勅語を奉讀して聖旨の存する所を深く服膺せしむること

ロ、文書教育

本國機關誌「青年(本版、工商版、女子版)」、「青少年指導」並に「日本青少年新聞」を活用するの外、巡回

文庫、簡易圖書館等を設置し、援護精神の昂揚に努むると共に、一般的教養の向上を圖ること
ハ、講演會、鍊成會の開催
軍人援護の根本精神及綜合的知識の涵養に資する爲、青少年指導者、幹部團員に對し講演會或は鍊成會を開催し之が徹底を期すること
ニ、青少年常會、研究協議會、座談會等の開催
地域別又は職域別に青少年常會、研究協議會を開催し、軍人援護實踐の具體的方法、共勵等につき研究協議し、又傷痍軍人、歸郷軍人等を中心とする座談會を開催し、前線慰問、銃後生活上の諸問題に付懇談を行ひ以て援護の萬全に資すること
ホ、映畫會、音樂會、演藝會等の開催
農閑期又は休祭日等を利用し軍人援護を内容とする映畫、音樂、演藝、紙芝居等を可成鑑賞せしめ教養教化に資すること
ヘ、軍人援護施設等の見學
機會ある毎に軍人援護施設或は軍人援護に關する展覽會を見學し、認識を深めしむること

ト、教化資料の活用

本團又は地方團發行の機關誌に本趣旨に關聯ある事項を掲載するの外適當なる資料を作製配布すること
チ、結婚勸奨
女子青年團員に對しては特に傷痍軍人への結婚奨励に關する講習會、座談會の開催、各種講座の利用等に依り、傷痍軍人を正しく認識せしむると共に、進んで之が好配偶者たるの機運を醸成すること

リ、表彰
本要項に照らし、單位團又は團員にして他の模範とするに足る事業若くは行爲あるものを表彰し教化に資すること

(二) 實 踐
イ、慰 靈
英靈の出迎、葬儀、慰靈祭等には全員參列し、特に團關係戦歿軍人の命日等に際しては墓參、墓地の清掃を行ふこと

ロ、遺烈の顯彰
戦歿軍人(殊に郷土出身又は團關係者)の寫眞、遺品、手紙等を展覽し遺烈を顯彰し遺徳を追慕すること

四、指導上留意すべき事項
(一) 道府縣青少年團及都市區青少年團に於ては本要綱に基き之が具體

的計畫を樹立し管下青少年團の軍人援護に對する指導方針に萬全を期すること

(二) 軍人援護に關する教化實踐は廣汎多岐に互るを以て男女青少年の特性、環境、能力等に應じ指導すること

(三) 軍人援護に關する教化實踐の指導は特に地方の實情を考慮の上系統的に具體的實施計畫を樹立し繼續的に之を行ふこと

(四) 軍人援護の實踐指導に當りては常に能く軍人援護團體との連繫を密にすること

郡市區青少年團指導者軍人援護活動強化協議會 青少年團の中心的指導者たる郡市區青少年團の幹部五十名を召集し、當該道府縣團役職員、本部職員並に軍事保護院派遣講師を講師とし、更に前記要綱に基く諸般の協議を行ひ活潑なる軍人援護活動の展開に資したるものにして、本協議會開催の期日、開催地は左の通りである。

- 五月二六日 秋田市 秋田縣青少年團
二二日 札幌市 北海道廳青少年團

- 三九日 富山市 富山縣青少年團
六月六日 浦和市 埼玉縣青少年團
十日 靜岡市 靜岡縣青少年團
三十日 鳥取市 鳥取縣青少年團
七月三日 高知市 高知縣青少年團
十八日 宮崎市 宮崎縣青少年團
二二日 熊本市 熊本縣青少年團
二五日 長野市 長野縣青少年團
八月 北海道各地

女子青年團指導者軍人援護教化實踐會 女子青年團に於ける軍人援護教化活動の活潑なる展開を圖ることは、時局の進展と共に愈々その重要性を加へつゝある折柄、本部に於ては去る八月十二日の岐阜縣を皮切りとして十二月中旬まで十一府縣下に於て本鍊成會を開催地道府縣團主催の下に順次實施しつゝある。實施方法、開催府縣團名並に開催期日は左の如くであるが、鍊成會日程中には必ず

イ、軍人援護施設に對する奉仕作業
ロ、傷痍軍人の配偶者を招聘し其の配偶者を中心としての座談會
を織込むことになつてゐる。

開催期間並期日
期間 三泊四日、期日(後記)
會場 軍人援護施設に對する奉仕作業(慰安會、清掃、裁縫奉仕等)を行ふに適切なる場所を選定すること
參加者資格並に員數 單位團指導者並に幹部(女子)五〇名
講師 道府縣青少年團役職員、大日本青少年團本部職員、軍事保護院係官一名、婦人講師一名
日程(參考案)
第一日 午前九時半受附、班編成諸注意、開式、午後一時音樂體操、講義、整頓、入浴夕食、常會指導、夜の行事、午後九時半就寢。第二日 午前五時半整容整頓、朝の行事、朝食、講義、音樂體操、講義、午後一時座談會、整頓、入浴夕食、軍人援護の紙芝居又は映寫會、以下第一日に同じ。第三日、講義まで第二日と同じ。第四日、講義まで第二日と同じ。第四日、講義まで第二日と同じ、午前九時半音樂體操、講義、午後一時閉式。

Table with 3 columns: 開催府縣團名, 開催期日, 自至 (Start/End dates). Lists various prefectural youth groups and their activity periods.

國防訓練

國防能力檢定の實施 本檢定實施の目的は國民皆兵の本義に則り普く青少年團員にその心身の發育の程度に應じ、且つ厚生省制定體力檢定との關

聯の下に考慮せられたる鍊成の標準を與へて自己の國防能力の現状を認識せしむると共に、團並に日常の生活に於て不斷に努力精進するの關心と興味とを喚起し適齡入隊時必須の國防能力を具備せしめ以て國力の根基を培養せんとするに在る。

Table with 4 columns: 少年, 少年, 青年, 青年. Rows for 初級, 中級, 上級. Includes school levels like 國民學校, 高等學校, etc.

以下省略 本部發行「國防能力檢定實施要項(案)」参照
尙本檢定の趣旨徹底と其の實施要項の解説及び實施演練をなし、各方面に於ける該檢定中核者指導者の鍊成を圖るため本部では去る四月十七日より二泊三日、各道府縣青少年團事務局職員一名宛計四十七名を集め、日本青年館農村修練場で「國防能力檢定指導者鍊成會」を開いた。

子ニシテ大日本青少年團員トス
但シ幹部團員及青少年團員ニアラザル男子ニシテ特ニ希望スル該當年齡者ハ檢定會主催者ノ承認ヲ經テ受験スルコトヲ得
二、檢定種目ハ體力、銃劍道、行軍、射撃、水泳、通信傳令、自轉車ノ七種目トシ左ノ級別ニ分チ其ノ該當學年中ニ受験スルモノトス

戰場走路の設置 この戰場走路設置の目的は、青少年の最も利用し易き個所にこの走路を常設し、日常之が走破の爲敢闘試煉する機會を與へ、強靱なる體力と旺盛なる精神力を鍊磨せしめ併せて團體的協同精神の涵養に資せんとするもので、本部では本年度初頭これに要項を決定し、各地方團に配布、目下着々普及しつつあるが、その要項は概ね左の通りである。

種別	初級(初等科三、四年生)	中級(初等科五、六年生)	上級(高等科一、二年生)	勸業(本科一、二年生)	勸業(本科三、四年生)
体力	五〇米疾走 短中 三〇〇瓦 臂立伏臥屈臂 (重上)	一〇〇米疾走 短中 三〇〇瓦 臂立伏臥屈臂 (重上)	一〇〇米疾走 短中 三〇〇瓦 臂立伏臥屈臂 (重上)	一〇〇米疾走 短中 三〇〇瓦 臂立伏臥屈臂 (重上)	一〇〇米疾走 短中 三〇〇瓦 臂立伏臥屈臂 (重上)
射撃	百元以下ノ歩調及 目調	照準検査(距離十米) 小探照鏡ノ直徑 十五発 二百元以下ノ距離目調 誤差 20/100	照準検査(距離十米) 小探照鏡ノ直徑 十発 四百元以下ノ距離目調 誤差 20/100	照準検査(距離十米) 小探照鏡ノ直徑 七発 六百元以下ノ距離目調 誤差 20/100	照準検査(距離十米) 小探照鏡ノ直徑 五発 行米以下ノ距離目調 誤差 20/100
行軍	十行	十五行	二十行	三十行	四十行
銃剣道			基本動作 前通過後退 直突(空間) 連刺突(空間)	基本動作(對教官) 前通過後退 直突(對教官) 連刺突(對教官)	基本動作(對教官) 前通過後退 直突(對教官) 連刺突(對教官)
水泳	泳者得ルコト 呼吸停止 二〇秒以上	五〇米泳(又ハ五分泳) 呼吸停止 二五秒以上	三〇〇米泳(又ハ十分泳) 呼吸停止 三〇秒以上	一〇〇〇米泳(又ハ五分泳) 呼吸停止 三五秒以上	一〇〇〇米泳(又ハ五分泳) 呼吸停止 四〇秒以上
通信	假名字符號 發受信	手旗現字通信 發受信 手旗字號通信 發受信	手旗現字通信(一分間十字) 手旗字號通信(一分間十字)	手旗現字通信(一分間十字) 手旗字號通信(一分間十字)	手旗現字通信(一分間十字) 手旗字號通信(一分間十字)
傳令					
自轉車			乘車シ得ルコト		

○構想 國防競技中障礙通過競走の走路を主體とし之に運搬投擲を配す

○場所 學校校庭、綜合訓練場、集會場周邊、職場附近、山林内等青少年の日常演練し易き場所を選定す

○距離及走路數 場所の廣狹、地勢の情況に依り一定し難きも距離は百五十米以上、走路は三以上を設置する(一走路の幅員は普通二米五十とす)

走路は直線最も可なれども圓周、双曲線、蛇行線等不軌の型をとるも差支なし

○設置すべき障礙及配列

- 1、出發線、幅約十種の長板を埋む(次の設置物との距離十五米)
- 2、生籬、高さ七十種、足を掛くれば顛倒するもの(同五米)
- 3、土囊、砂を實したる重量三十疋の南京袋又は俵(同二十米)
- 4、屈身用障礙、高さ一米、長さ十米、横木、展張したる網を用ふるも可(同二十米)
- 5、堤防、高さ八十種上部の長さ一米の堆土を築く(同二十米)
- 6、クリーク、深さ八十種上部の長さ五米の礫に上面幅二五—三十種

の厚板又は丸木の側面を削りたるものを架す、板の間隔一米以上(同二十米)

- 7、圍壁、高さ二米、上部長さ四十種、幅一米五十の戰場運動用のもの、又は高さ二米、幅一米五十の板塀とす(同二十五米)
- 8、壕、深さ一米五十、長さ二米の壕(同五米)
- 9、手榴彈投擲(伏姿) 假標に對し正確に投擲(同二十米)
- 10、刺劍囊(刺突用假標) 本走路練磨のため執銃帶劍の場合刺突を加へ、運動服裝の場合には手榴彈投擲の目標として用ふ、到達線、幅約十種の長板を埋む

なほ練磨上の注意としては

- 一、本走路の活用が國防競技の練習を行ふと同一の意圖なることを了得すること
- 二、國防競技の参加心得、實施要領、判決の示し方等には本走路の練磨に準用すること
- 三、練磨前後の豫備運動、調整運動を適確に實施すること
- 四、設置場の點檢を屢々嚴に行ひ些小

の不備と雖も補修する著意を以て危害豫防に努むること

- 五、本運動に於ては執銃帶劍を以てするも單なる運動服裝を以てするも差支へなし

本施設は特に充分なる餘暇と場所と費用とを持たない勤勞青少年のために考案されたもので、手軽に手近な場所で行へるやうに示され、資材も國防競技用のものを用ふれば、壕と堤防、クリークを掘る以外に新しく調製する必要はない。即ち設置すべき障礙は生籬、屈身用障礙、堤防、クリーク、圍壁、壕で、その運動經過は、先づ輕い準備運動を行つて急激に運動に入ることを避ける。合圖と共に十五米走つて生籬を跳ぶ、そこに三十疋の土囊が組の人員數だけ置いてある。銘々に擔ぎ上げて二十米運搬し屈身用障礙の前に確實に積み上げる。次に十米の屈身用障礙を潜つて十米走り、高さ八〇種の堤防を跳び越えて二十米走ると幅五米のクリークがあり、そこに二五種幅の板が渡してある。平均をとつて走り過ぎると十五米先に高さ二米の圍壁がある。相互の協力で素早くこれを乗り越えて

二十五米走ると二米の塵を取然ればねばならぬ。越えたと到達線たる敵第一線陣地は目の前である。伏して手榴弾を以て刺突襲に正確に投げつける。直ちに飛びこんで第一線を征服する。萬歳を三唱し、静かに調整運動をやつて終るのである。

女子防災防空訓練指導者練成會

女子特に女子青年の時局下に於ける國土防衛の重責は倍加せられたるに鑑み全國道府縣團に互り女子青年團指導者を練成し防災防空に關する諸訓練の指導に當らしむる必要上本部は各道府縣團と共同主催を以て本年度初頭より之が練成會を開催し消火、防災の處置、炊出し、救急看護の實地訓練及防空、防災に關する諸資料の展示等に依り指導者の練成を圖りつゝあるが、本練成會の要項は左の通りである。

主催

大日本青少年團本部、開催地道府縣團共同主催

會場 道府縣團に於て決定

期間及日程 二泊三日(以下略)

練成内容

全期中厳正なる合宿訓練をなし左の事項を練成す

1、講義及講師

青少年團運動の展望(二時間)

大東亞戦争と女子青年の使命(二時間)

女子防災防空訓練事項の解説(二時間)

道府縣團に於ける青少年團經營の要點(二時間)

2、實地訓練(十時間)

3、研究協議(一時間半)

4、展覽 會期中左の展示をなす

防災防空資料の寫眞、ポスター、模型等

参加者資格及人員

開催地道府縣團郡市區青少年團女子指導者 七十名定員

開催期日及開催道府縣名は左の通りである。

五月 北海道、青森、岩手、高知、宮崎、鹿兒島、沖縄

六月 秋田、徳島、香川、愛媛、福岡、佐賀、長崎、大分

七月 山形、新潟、長野、滋賀、大阪、兵庫、奈良、和歌山

八月 石川、福井、三重、京都、鳥取、島根、山口

九月 宮城、福島、茨城、富山、岐阜、愛知

十月 栃木、群馬、埼玉

十一月 千葉、東京、神奈川、山梨、福岡

十二月 岡山、廣島、熊本

海洋訓練・水泳指導者練成會

海洋訓練指導者練成會 青少年をして一層海洋に對する認識を深めしむると共に海軍志願兵を増加せしむるため各鎮守府並に警備府に於て六泊七日の豫定で開催されるものにして、既に六月六日より十二日まで横須賀鎮守府及神奈川縣昭和塾を會場として、八月七日より十三日まで大竹海兵團を主たる會場として舉行された。横須賀に於ける練成會の内容は左の通りである。

一、前五日間海軍當局に委託訓練中左

ため舞鶴その他四ヶ所で開催されるものにして、受講者は府縣團水泳指導者にして游泳可能なもの各府縣八名宛(内一名は府縣團職員)である。練成内容は講義、各種泳法及指導法、青少年團經營、その他であり、既に七月六日より九日迄舞鶴に於て、また神奈川縣浦賀町大津國民學校に於てその第二回目的の練成會が開催された。

勤勞作業活動

青少年團食糧飼料等増産運動 本部に於て發行せる報告書に見ても明らかなる通り青少年團農業報國運動としての本運動は昨年度に於て著大な成果を収めた。いふまでもなく本年度に於ては之を更に擴充強化するの要があり、本部に於ては次の如くこれが實施要綱を定め、各地方團を指導監督して所期の目的を達成せんとしてゐる。

必行事項

- 一、時局の認識と農業報國精神の涵養
二、農林國策への積極的協力
三、國民食糧の増産確保
○病蟲害の一斉防除
一定時期に團體的に或は個人的に團

の事項を練成す

イ、教練(銃隊教練、通信法、結索法、機漕法、機漕法、救急法)

ロ、講義(天象氣象、海流潮流、航路標識、水路圖誌、行船法、海上衝突豫防法の大要)

ハ、軍艦生活及見學(航海兵器、一般兵器の見學、航空、軍港の一般見學)

(註、委託訓練中の日程及時間表は海軍當局に於て計畫、其の指示による)

二、後二日昭和塾に移動合宿訓練中青少年團經營及海洋訓練實施に關する研究協議をなす

講義題及研究題目

1、青少年團運動の展開

2、國防訓練の意義と其の實施に就て

3、青少年團と海洋訓練

研究協議題

1、青少年團に於ける海洋訓練徹底の具體方策

水源指導者養成會 國民皆泳實現の

海軍大佐 島 峰次

朝比奈策太郎

宮本國防訓練部長

宮本國防訓練部長

海軍大佐 島 峰次

朝比奈策太郎

宮本國防訓練部長

宮本國防訓練部長

海軍大佐 島 峰次

朝比奈策太郎

宮本國防訓練部長

宮本國防訓練部長

海軍大佐 島 峰次

朝比奈策太郎

宮本國防訓練部長

宮本國防訓練部長

海軍大佐 島 峰次

朝比奈策太郎

宮本國防訓練部長

宮本國防訓練部長

海軍大佐 島 峰次

力すること

- 五、自給肥料の増産
 - 堆肥積入期間、堆肥倍加運動、草刈競技會等を關係機關と連絡の上實施せしむると共に落葉の採集を行ひ自給肥料の増産に努むること
 - 緑肥栽培可能地には紫雲英、青刈大豆等の蒔付を勵行せしむること
 - 木灰並に草木灰の採集
 - 市街地に於ける木灰の採集運動並に農村地方に於ける木灰、草木灰の利用等を指導し加里質肥料の確保に努めしむること
- 六、自給飼料の増産
 - 休閑地、空地の利用に際し飼料作物栽培可能地には努めて之を栽培せしむること
- 七、軍需用兎毛皮の増産
 - 責任飼育数を決定し増産を計らしむること（特に女子青年團、少年團に實施せしむること）
- 八、木炭の増産及植林
 - 共同窯を設け木炭の増産に努めしむること
 - 必要に應じ團員をして搬出作業に従事せしむると共に、空俵の回収、

製後等に從事せしむること

- 伐木跡並に空地には必ず植林せしむること
- 九、勢力の調整
 - 應召、入營、戦歿、傷痍軍人家庭に對する勤勞奉仕
 - 部落共同作業、農業器具の共同利用等により勢力の調整、作業能率の増産に努めしむること
 - 各關係機關と連絡し勢力不足地方に對する勢力補給移動を計畫的、組織的に行はしめ増産に寄與せしむること
- 農繁期に於ける都市勢力をして計畫的に移動せしめ直接生産部面に又託兒所或は共同炊事等に奉仕せしむること
- 十、水産物の増産
 - 沿岸漁村青少年團に於ては戰時食糧の増産を確保するは勿論、軍需並に輸出水産物の増産に主力を傾注し特に沿岸漁業の増産計畫の樹立を促進すると共に、其の實行を分擔し、各種水産物養殖法の改善、未利用漁場の開發利用、報國漁場の設置及磯掃除、投石等を実施せしむること

備考

各地方團に於ては關係各機關と協議の上、國民食糧の増産確保に重點を置き、右必行事項中地方の事情に即して適當と認むるものを選び實施するものとす而して之が實施に當りては年中行事表を作成し重點主義によるものとす

活動方法

- 一、本運動の目的とするところは時局下國民食糧並に飼料、肥料、燃料等の増産確保に全國青少年を總動員し、之の實踐活動自體が國家奉仕活動の具體的表現なることを認識せしむると共に、勤勞を通じ青少年に對する綜合訓練を實施せんとするものなれば、綿密なる計畫と組織の下に實施せられねばならぬ
- 二、必行事項中地方事情を參酌して實踐の重點を決定するは勿論必行事項中團體的活動に適するもの、個人的活動に適するもの等其の分野を充分研究し
- 三、團體的實踐事項の實施に當りては其の行動組織は年齢、性別、體力、作業種類等を科學的に精査し、曩に

發表せられたる「大日本青少年團應急要項實施細則」に基き編成するものとす

指導獎勵方法(略)

植林運動の展開 我國現下の森林事情は木材産出のため非常の重荷を背負はされ伐採を重ね森林資源の消耗著しきものあり且又大東亞戰爭完遂には尙巨額の木材並木炭を必要とする。故に現在伐採しつゝある林地には急速に植林を行ひ又は林地の荒廢を急速に復舊し國土保全、治山治水、生産擴充の實を擧ぐるは喫緊の要務にして然も之が經營は一日もゆるがせにすべからざるの實情にある。仍て本團は林業中央協力會と相協力、前記食糧増産運動の一環として本運動を開始せるものにして、その實踐事項は次の如し。

- 各單位青少年團は町村内各種産業諸機關と緊密なる連絡の下に左記事項中地方の實情に即し適切なる項目を選び實施するものとす
- 1、青少年團植林運動の趣旨徹底
- 2、造林
- 3、下刈、枝打、間伐
- 4、病蟲害の驅除、豫防

5、林産物の搬出

6、林道工事

7、荒廢林地復舊及海岸砂防

都市女子青年團勤勞奉仕

昨年十一月中旬帝都女子青年百餘名を動員、埼玉、千葉、神奈川三縣下に農繁期託兒所共同炊事勤勞奉仕班を動員以來、本部では之が全國的組織化を計畫し、本年初頭にその實施要項を決定各道府縣團長宛通牒した。なほ本運動實施に關する留意事項として

- 一、本件に關しては主催團體たる帝國農會及産業組合中央會より夫々系統機關に對し通牒有之に付緊密なる連絡をとり實施すること
- 二、道府縣團は奉仕人員を四月二十日迄調査し二十五日迄に班の編成を行ふこと
- 三、右調査並に編成に基き道府縣團は道府縣農會と協議の上四月末日迄に班毎に奉仕先を決定し可及的速に勤勞奉仕票

勤勞奉仕票

- 一、奉仕者氏名年齢
- 二、班長

班員(炊事係)

班員(託兒係)

- 二、奉仕班連絡場所
- 三、奉仕町村着時間
- 四、奉仕期間
- 五、奉仕町村出發日時

を道府縣農會を經由部落農業團體長に送附すること

等を指示したが、延人員二十萬の都市女子青年が農繁期共同炊事並に託兒所經營に動員され豫期以上の好成績を収めた。この春の成績に鑑み今秋は更にこれを大規模に實施すべく、去る八月十日、帝國農會、産業組合中央會關係の出席を求めて「秋期農繁期に於ける都市女子青年農村勤勞奉仕に關する協議會」を開催、本部より野口勤勞作業部長ら關係職員との間に種々打合を行ひ、一、地區別協議會開催 二、本部に指導者講習會開催の二件を決定した。地區別協議會は本部、帝農、産組の

主催で、會場と期日は
札幌市(北海道、東北六縣)八月二
十六、七日(二十七日は祝祭日)
浦和市(關東七府縣、新潟、山梨、
長野、静岡)八月二十六日
京都市(愛知、岐阜、近畿七府縣、
北陸三縣)八月二十九日
岡山市(中國、四國九縣)九月一日
鹿兒島市(九州八縣)九月一日
で、道府縣團側から青少年團及び農會、
産組各關係者一名宛の出席により、秋
期農繁期に於ける都市女子青年農村勤
勞奉仕送出並に請入に關する事項、豫
備訓練に關する事項、その他に關して
協議し、また春期に於ける實施狀況の
報告を道府縣團から聴取することとな
つてゐる。

指導者講習會は、九月七、八、九の
三日間、日本青年館に開催、道府縣團
より農村奉仕の女子指導者一名宛を集
めて、左の科目により講習が實施され
た。
戦時下女子青年の使命
農村事情に就て 朝比奈策太郎
農繁期共同炊事 帝國農會派遣講師

を以て文部省社會教育局長、農林省農
政局長の連名による通牒が各府縣知事
宛發せられ大いに活動が促進せられた

興亞、活動

青少年團興亞運動實施要綱 先づ本
年度に於ける興亞運動實施の方針とし
て本部で定めた所を示せば次の如し。
一、指導目標

- 1、全國青少年團員をして皇道に基
く高邁なる世界觀と天壤無窮八紘
一宇の搖ぎなき確信と民族の歴史
觀に徹せしめ大東亞戰爭完遂の雄
大なる構想を具體的に把握せしむ
ること
- 2、東亞共榮圈建設の要請する一切
の國民的資格即ち雄渾敢爲なる積
極的精神と剛健なる身體他民族を
信頼せしむるに足る道義的性格を
鍛鍊修得せしむること
- 3、開拓政策の遂行とそれに關係す
る諸問題の解決に積極的協力參
加せしむること、即ち青少年義勇
軍の送出とその激勵、分村分郷計
畫による開拓民の送出、女子の大
陸進出、轉業青少年の歸農等國策

本部簡井保健康生部次長
農村共同託兒 平田のぶ
高度國防國家體制と女子青年勤勞奉
仕に關する諸問題 羽仁説子
救急處置法 本部星合技師
音樂遊戯指導 平田のぶ
紙芝居指導

農山漁村文化協會派遣講師
なほ現在までに本部が察知せる春期
農村奉仕の實施上の感想をまとめると
次のやうになる。

- 一、奉仕班が村民に及ぼした精神的、
文化的、經濟的影響
1、都鄙一體國策推進の協力體制に
貢獻 2、都市女子青年の獻身的奉
仕により一層食糧増産に邁進の氣風
を醸成す 3、共同託兒及共同炊事
の方法並に知識の普及 4、農村の
勞力調整に多大の寄與を爲したり
5、農村の共同思想を助長し保守的
氣風を脱却せしめたり 6、衛生思
想の普及に多大の効果を收めたり
(糞所の清潔整頓、居宅、託兒所の
清潔、食卓の美化等)
- 二、本運動に對する被奉仕者側の感想
1、將來本施設の繼續實施を希望す

の先驅的活動をなさしむること
4、東亞共榮圈諸地域青少年團との
連絡提携を緊密にし又青少年團員
相互の友情の交流と理解を圖らし
むること

二、實踐事項

- 1、興亞精神の昂揚
イ、大東亞戰爭の意義、興亞國
策の趣旨徹底
- 2、拓殖訓練
イ、合宿訓練、野營、野外作
業、戰術訓練、國防訓練、
開墾及農事、家事訓練
- 3、青少年義勇軍の送出及後援(特
に少年團に於て重點とす)
イ、青少年義勇軍の趣旨徹底、
青少年義勇軍志願の奨励、不斷
の慰問激勵、青少年義勇軍出身
家族に對する奉仕
- 4、開拓民の送出及後援(特に青年
團に於て重點とす)
イ、分村分郷計畫實施への協力參
加、農業適正規模調査の實施
ハ、轉業業商工青年團員に對して
大陸歸農への勸奨と必要なる訓練
の實施ニ、慰問激勵

2、豫備訓練に於て徹底せる訓練を
行ひ萬全を期せられたし 3、奉仕期
間と作業進捗狀況との關係(奉仕期
間の延長)
三、本運動に對する道府縣團の意見並
に希望

- 1、本施設は今後計畫的、永久施設
とすること 2、請入地の町村長、
青年學校長が中心となりて企畫指導
にあたること 3、補助金の増額交
付されたし 4、幼兒を主とする託
兒所も創設して欲しい 5、農會、
産組と一層連絡並に協力を強調 6、
計畫は可成早くなすこと 7、都市
女子には共炊、共託のみならず一般
勤勞班(麥刈、田植)を設けること
8、郡内に於ける町部の女子青年に
も之を編成すること(請入希望多き
場合) 9、事前に請入側と奉仕側と
の打合せをなすこと 10、奉仕中に
各團體關係者の督勵巡視は有效的な
り 11、學校教育に於て共同炊事、
共同託兒の實際的指導を實施するこ
と 12、設備等不完全なる所多少あ
りたり之が指導を望む
尙本件に關しては去る五月二十日附

三、實踐要領

- 1、大日本青少年團本部に於て實施
すべき事項
イ、興亞委員會の設置
本團を中心として文部省、拓務省、
興亞院、滿洲移住協會、日本拓殖
協會等の官廳並に諸團體の關係者
を以て興亞委員會を設け常時指導
督勵に努むること
ロ、指導者の養成
○指導者中央鍊成講習會
本部主催の指導者中央鍊成講習會
參加者に對し必要なる時間を以て
本運動に關する全般的指導をなす
ものとす

○地方團指導者現地訓練
道府縣團及郡團指導者の中、適當なるものを選び東亞共榮團各地に派遣して諸種の訓練と具體的體驗を通して本運動展開に必要な基礎的識見の涵養と建設的性格の鍛錬に努むること

ハ、道府縣團に對する指導連絡
○地方別協議會の開催
全國を數區域に分ち道府縣團役員並に道府縣關係係員の參集を求め本運動に關する指示並に連絡協議をなす爲協議會を開催す

○講師の派遣並に斡旋
ニ、文書指導
○指導者參考書として指導要綱、青少年團興亞運動資料等を作成配布すること

○一般團員に對しては機關誌「青年」日本青少年新聞「興亞紙芝居、グラフ等を通じて指導すること

ホ、補助金の交付
本要綱に基き本運動を実施する道府縣青少年團に對し本部豫算の範圍内に於て補助金を交付し本運動實施の助成に努むること

ホ、拓植講習會
4、單位青少年團に於て實施すべき事項
單位青少年團に興亞部を設置し前掲實踐事項に基き町村青少年團並に各種關係機關と緊密なる連絡のもとに之が實施につき萬全を期すること

特別指導團の指導
本特別指導の意義は一郡市區から大量の開拓民青少年義勇軍並にその配偶者を送出する爲に宣傳、募集、訓練、送出激勵等の全活動に互り青少年團の擔當すべき活動の全分野を通じて特別の指導を行ひ、以て他郡市區他府縣の青少年團に範例を示さんとするものにして、前年度末、宮城縣伊具郡、山形縣北村山郡、長野縣東筑摩郡、静岡縣志太郡、岐阜縣郡上郡、熊本縣天草郡の六郡を選定種々指導の強化を圖りつゝあるが、去る七月二十一日から四日間、岐阜縣郡上郡八幡町の凌霜塾に於てこれら團の當事者並に關係縣廳の責任者を集め研究協議會を開き多大の成果を收めた。

特別助成團の設置
全國道府縣團中より實績を擧げ得る團としてこれを選

ハ、滿蒙開拓青少年義勇軍並に一般開拓團員に對して激勵袋の發送その他必要と認むる激勵連絡の方途を企畫實施しその物故者に對して懇に弔慰すること
2、道府縣青少年團に於て實施すべき事項

イ、興亞委員會の設置
道府縣青少年團役員を中心として道府縣學務部拓務關係職員その他關係と連絡して興亞委員會を設け本部の指示に基き當該道府縣管下青少年團の興亞運動に關する企畫並に指導督勵に當らしむること
ロ、指導者の養成
本部主催の指導者中央鍊成講習會並に現地訓練に適當なる者を派遣參加せしむると共に道府縣團主催を以て本運動に關する指導者養成の鍊成會を開催すること
ハ、道府縣青少年團興亞運動協議會の開催
管下各郡市青少年團役員その他關係者の參集を求め標記協議會を開催し本運動の實施に關する具體的指導を行ふと共に關係機關の積

極的協力援助を求むること
ニ、研究協議會の開催
年度末に標記協議會を開催して一ケ年の實施狀況を發表並に批判研究を行はしめ適切なる指示を與ふること
ホ、滿蒙開拓青少年義勇軍並に一般開拓團に對する激勵弔慰
本部よりの指示に基き地方出身青少年義勇軍、開拓團員に對し激勵袋、激勵文の募集送山の主體となると共にその物故者に對しては本部との連絡の下に適切なる弔慰をなすこと
3、郡市區青少年團に於て實施すべき事項
郡市區青少年團は道府縣團の指示並に實施事項に準じ事務を處理すると共に單位團の指導に當るものとす尙本運動の特殊性に鑑み地方の事情に即し左の事項を實施すること
イ、綜合訓練
ロ、現地事情報告會
ハ、興亞資料展覽會
ニ、興亞大會

定し重點主義によつて興亞運動を展開せんとするものにして、指定されたる地方團は青森、岩手、宮城、山形、山梨、長野、静岡、岐阜、石川、鳥取、奈良、熊本、鹿児島、愛媛、高知の十五縣團であり、その實施要領は概ね左の通りである。

一、本部に於て實施すべき事項

1、青少年團興亞運動實施要綱に基き本運動の實施につき常時指導督勵に努むること
2、特別助成團として指定せる道府縣團に對し助成金の交付、指導者、講師等の派遣、資料の配布その他必要なる指導と助成をなすこと

二、助成團に於て實施すべき事項
1、青少年團興亞運動實施要綱に則り當該地方の實情に即應せる本運動の實施計畫を具體的に樹立し管下青少年團を指導督勵して本運動の積極的展開に努むること
2、特に本年度に於ける力點として本部の要請する左の事項の實踐に努むること

道府縣興亞委員會の設置と運営
道府縣研究協議會並郡市別研究協

興亞室設置の提唱
興亞教育のためその設置並に運営が青少年團興亞運動の一つの具體的實踐たる點に於て本興亞室設置の提唱は極めて重大な意義を

三、助成金交付

1、本要項に依り本年度に於ける實施計畫を樹立し助成金交付申請をなしたる道府縣團に對し其の計畫内容及従前の成績等を考査の上助成金額を決定す
2、助成金額は一團平均五百圓の豫算内に於て交付す

持つてゐる。本部ではこれに關して小冊子「興亞室設置の仕方」を刊行、各道府縣團に頒布してこの種施設の普及に就き努力中であるが、その實施要項は左の如し。

一、本部に於て實施すべき事項

- (イ)講習會開催、指導資料刊行等の方法により興亞室の設置と運用に關する指導を行ふ
- (ロ)移動式の興亞室を設け本部主催の展覽會を開催し或は申請をまつて地方團主催の展覽會に貸出しを行ひ興亞室の企畫及製作の範例を示す

(ハ)各種陳列材料の蒐集に關する斡旋、協力をなすと共に可能な範圍に於て材料を提供すること

- (ニ)優良施設を表彰しその内容及び經營狀況等を廣く紹介すること
- 二、地方團において實施すべき事項

(イ)道府縣團においては左の事項を實施し管下の郡市(區)團を指導監督して本運動を活潑に展開せしむること

○興亞室の設置と經營に關する指導をなすこと

○既存の施設の調査を行ひ優良なるものを紹介すると共に缺陷を有するものを改善すること

○陳列材料の蒐集と整理に關し協力すること

○多量の青少年が參集する機會を利用して興亞室展覽會を開催すること

(ロ)郡市(區)團においては道府縣團の實施事項に準じ管下の町村團並に單位團をして本運動を具體的に實踐せしむるやう指導監督すること

(ハ)町村團においては各單位團の緊密な連絡を圖り興亞室設置と經營の計畫を樹てそれらの分擔部門を決定して實踐に移すこと

以上の如くであるが、本部において設置する移動興亞室は目下計畫中で、本年末までには實現の見込である。

女子青年團興亞室運動 前掲の「青少年團興亞運動實施要綱」に基づき本部では特に女子青年團興亞運動指導要綱を制定し、これが目的の達成に努力しつゝあるが、その主なる點を摘記すれば次の通りである。

展開するため左記の要領により推進組織を結成し確立するものとす

- 一、女子青年團興亞挺身隊組織要領
- 二、名稱 女子青年團興亞挺身隊と稱す
- 三、信條 一、私達は興亞聖業の達成に挺身し、至尊の大御心に副ひ奉らんことを期します 一、私達は大日本女子青年たるの矜持をもち、次代を擔ふに足るべき修練を勵みます 一、私達は日本婦道を承け継ぎ高めて興亞生活の實踐を誓ひます

四、役員並に幹部 隊の役員並に幹部は大日本青少年團本部及道府縣青少年團の役員中より適當なる者を選び之に充てるものとす

五、隊員 女子青年團の幹部又は團員にして本部並に道府縣團主催の興亞教育講習會、興亞生活訓練會、興亞運動指導者養成會の課程を終了したる者及興亞勤勞奉仕隊其他の現地派遣隊に

參加せる者を以て隊員とす

- 六、編成 道府縣の區域を單位として本隊を結成す
- 七、運營 本隊は大日本青少年團本部並に道府縣青少年團の指導と監督の下に活動せしめるものとす。但し隊員の自主創性を十分發揮せしむるやう特に留意するものとす
- 女子青年團興亞運動地方別研究協議會 九月二十一日から十月十日の間に於て別記の如くに開催されたが、出席者の資格は 1、地方團における女子青年團興亞運動の中堅指導者 2、滿洲建設勤勞奉仕隊に參加せる者、大陸現地の視察を了へたる者 3、女子青年團興亞部長の任に在る者(以上は凡て女子)で、各道府縣團より五名宛、協議事項は、女子青年團興亞教育に關する事項、同拓殖活動に關する事項、同興亞運動の組織に關する事項である。
- 岩手縣(北海道、東北六縣) 九月二十一日、二十二日
- 茨城縣(關東七府縣) 九月二十五日、二十六日
- 長野縣(北陸三縣、福井、山梨、長野) 九月二十九日、三十日

かな情操を陶冶し、興亞の指導民族たる大國民的性格を鍊成すること 5、強靱なる體力を鍊成すると共に利己的な動機からではなくて國家、社會のために御奉公するのであるといふ國民勤勞精神を昂揚して興亞國策に挺身參加するの氣魄と能力とを養成すること

二、指導方針

- 1、興亞教育の徹底
- 2、興亞生活の實踐的訓練
- 3、拓殖事業への參加協力 (イ)拓殖事業における女子の役割の重要性を認識し、大東亞の諸地域特に現段階としては滿洲へ日本女性が大量に進出する氣運を醸成すること (ロ)政府並に民間團體によつて實施せられつゝある拓殖事業に對して積極的に協力し、開拓國策の遂行を推進すること
- 三、實施要領
- 1、指導者の養成と配置 (イ)女子青年團興亞運動研究協議會を開催し、指導方針の徹底と具體的實踐化を圖ること (ロ)各種の講習會、鍊成會等を開催して指導的人物を養成すること
- (ハ)大東亞の諸地域へ派遣し、指導者としての條件を具備せしめること
- 2、推進組織の確立 本運動を強力に

岐阜縣(岐阜、靜岡、愛知、三重、滋賀)九月二十四日、二十五日、和歌山縣(近畿五府縣)九月二十八日、二十九日、島根縣(中國五縣)十月七日、八日、高知縣(四國四縣)十月五日、六日、鹿兒島縣(九州八縣)十月九日、十日

單位少年團興亞運動 女子青年團に於けると同様少年團に對しても本部では「少年團興亞運動指導要綱」を定め、各單位團に興亞部を設置し、左の實踐事項に關し各種機關と緊密なる連絡の下に本運動の展開を期し、各地に於て見るべき成果を擧げてゐる。

少年團に於ける實踐事項

- (一)興亞訓練 1、興亞精神の昂揚 イ歴史觀、世界觀の指導 ロ興亞國策の主旨 徹底 2、拓殖訓練 イ體鍊 ロ野營 ハ野外作業 ニ戰術訓練 ホ特技訓練 (二)青少年義勇軍の送及後援 イ青少年義勇軍の趣旨徹底 ロ青少年義勇軍志願の獎勵 ハ壯行會 ニ不斷の慰問激勵 ホ義勇軍出身

家族に對する奉仕

保健厚生運動

本年度事業の實施方針並に事業内容は次の通りである。

實施方針

決戰態勢下に於ける我國青少年の民族的、世界的使命に鑑み、地方青少年生活實狀に顧み、彼等の體力増強上に必要にして且つ適切なる方策を樹立し、これを道府縣青少年團に對して指示し、其の實施徹底を期す

- 而してこれが爲には文部、厚生、陸軍及海軍の各省等並に新に結成せんとする體育綜合團體及び武道綜合團體等と緊密なる連絡を保ちつつ其の目的貫徹に對して萬全を期す、本部に於ける本年度事業の主なるものは左の如し (一)體力増強策の指示 (二)指導者網の整備促進 (三)青少年保健厚生施設の調査研究 及び其の發表 (四)保健厚生優良地區表彰 (五)虛弱青少年體位向上地方別協議會開催 (六)第十三回明治神宮國民體育大會

參加

次に地方團に於て計畫實施すべき事業は左の如し

- (一)道府縣青少年團及郡市青少年團本部の意圖する所を體し當該道府縣の特殊事情に鑑み下級團に對し適時適切なる指揮指導をなし、或は適時適切なる行事を企畫實施すべし 例へば體育衛生專任擔當者の設置、指導者養成施設實施、青少年體力増強上必要適切なる體育行事の實施等、而して之が爲には地方に於ける衛生體育關係各部課及び體育團體等と緊密なる連絡を保ち實績を上ぐる上に萬全を期すべし (二)町村青少年團或は單位團 郡市青少年團及び道府縣青少年團の意圖する所を體し而も各町村各町内、又は各部落の實情に適合する企畫をなし、體力増強に對する必要適切なる施設を施し其の徹底を期すべし 例へば體育衛生專任擔當者(體育部長)の設置強化、指導者養成、青少年體力増強上必要適切なる場

所設備の實現及び同諸行事の實施等、而して之が爲には町村内に於ける衛生體育の關係官廳或は團體、特に保健所、健康相談所、學校醫等と緊密なる連絡を保ち其の實績を上ぐることに對して萬全を期すべし

事業内容

體力増強策の樹立

- 一、積極的鍛鍊施設 (イ)體育部の陣容強化、體育部の設置、部長の設置、實際の企畫、各種體育運動の中心指導者設置 (ロ)定期的頻度的(成る可く毎日少くも一週一回)身心鍛鍊運動の實施 (ハ)環境に適應した方法と種目の選擇とをなすを特に重要なこととす 採用すべき體育運動 2、各種體操(青年學校、國民學校體操教授要目にあるもの、大日本國民體操、大日本青年體操、大日本女子青年體操、厚生體操、國民保健體操等)の普及徹底、體操の日常生活化、懸垂、跳躍、轉廻等

による體力の強度訓練

(ロ)體力章檢定徹底の實施及び其の結果による個別的體育運動の指導實施

(ハ)行軍力の増強、行軍、野營、飯盒炊事等の訓練、山野跋渉、神社佛閣參拜、史蹟巡歴等の實施、歩走の毎日練習、標準賽に指示せり(昭和十六年度團體發一一)、巡路制定實施、歩行の日常生活化

(ニ)各種遊戯競技の普及獎勵 從來行はれて來たもの、或は地方的に行はれてゐたものの中から體育的價値の大で且つ興味も多いものを選択し、要すれば之に適當なる修正を加へることもよい、或は明朗、潤達、無邪氣に行ひ、或は困苦缺乏に堪へ勇猛果敢に奮闘し相手を倒さねば止まぬ敢闘の志氣を鍊成す

走、跳、投等の所謂陸上競技、游泳、潜水、飛込等の所謂水上競技、和船漕、國防競技、送球(工夫すれば比較的簡單な用具で人数も場所も必ずしも正規のものでなくて出来る代表的な團體競技として

獎勵してよい)、相撲(前年度以來「一部落一土俵」の標語の下に其の普及に力めて來てゐる、標語の實現を期す)

(ホ)各種武道の普及獎勵 我國古來の尙武思想涵養上最も尊重さるべきものであり且つ直接國防力の強化となる 劍道、柔道、銃劍道、弓道、薙刀等

(ハ)スキー訓練 (ト)自轉車訓練、馬事訓練 3、實施上の注意 (イ)體力法による身體檢査、學校身體檢査等に對し其の結果によつて體育衛生其の他一般生活指導(虛弱青少年鍊成 (ロ)青年常會の體育的開催法の考察 實施

(ハ)町内、部落常會等に對し積極的に體育的な協力をなす (ニ)各種體育運動の會合の實施 (ホ)各種體育運動の定期訓練日或は訓練時間の設定 (ト)體育行事日程作製 (チ)體育手帳(青少年體鍊必携)の

- 制定頒布、利用
- (チ)各種運動器具、用具の設備、工夫
- (リ)運動場、武道場、相撲場の設置
- 二、榮養、休養、其の他衛生に關する施設

1、榮養

偏食(質的・量的)の矯正。榮養食配給、共同炊事、學校給食。榮養に關する研究會、講習會の開催、印刷物の配布。榮養價の多い食糧の増産、自給自足

2、休養

規則的生活の勵行。早晨早起の勵行により睡眠の適正を期す。餘暇の善用即ち健全なる音楽、讀書、映畫、娯樂。

3、衛生

傳染病豫防及び處置、清潔、整頓の勵行。下水塵埃汚物捨場の處置。豫防注射の勵行。消毒隔離治療。衣服の清潔、夜具の日光消毒の勵行。暴飲暴食の矯正、禁酒禁煙の勵行運動。住居改善、換氣、採光、照明、防塞

便所設備、住宅内外の清潔、整頓保持、特に井戸、炊事場、下水、便所、塵埃、厨芥捨場等の定期清潔法の徹底。結核、花柳病其の他の傳染性疾患の豫防及撲滅運動、寄生蟲、害蟲驅除、保卵保菌者の處置。救急處置の設備と訓練普及徹底。

保健所、健康相談所、學校醫等に對する連絡
指導者網の整備促進(略)
青少年保健厚生施設の調査研究及其の發表(略)
保健厚生優良地區表彰(略)
虛弱青少年體位向上地方別協議會體力管理法實施の結果筋骨薄弱と認定せらるる青年は同一年齡層に付約十一萬を算す、時局下青少年の體力増強は現下最大の要務なるを以て厚生省に於て實施しつゝある國民體力向上修練會と呼應し、虛弱青少年に對し適切な養護及鍛鍊に關する指導を與へ以て彼等の體力をして壯丁検査合格程度に至らしめんとするものにして、本年度はこれが爲に秋田、東京、和歌山、山口、愛媛、大分、福井等に於て地方別協議會を開催、運動の全國的展開を期した。

第十三回明治神宮體育大會參加(別掲)

女子戰時生活指導者地方總成會 女子青年をして正しき厚生知識を把握せしめ併せて家庭生活の各般に互り之が合理化を圖り、健全なる戰時生活の實踐をなさしめ以て國策の遂行に寄與せしむべく、本部に於ては本鍊成會の開催方を各地方團に懇願し實績を擧げつつあるが、その計畫の主要は講習期間四泊五日程度、講習員資格郡市區團女子青年指導者、一回の員數約五十名で、その講習科目、協議題等は左の通りである。

講習科目

- 1、女子の體力鍊成
イ女子體育の理念と實際 ロ休養と和樂
- 2、榮養
イ戰時下の榮養
- 3、結核
イ結核の概念 ロ結核豫防
- 4、育兒の問題
イ乳幼児の榮養 ロ乳幼児の疾病ハ乳幼児保護
- 5、母性保護

- イ母性保護 ロ勤勞婦人と疾病ハ我國に於ける人口問題及優生問題
- 6、戰時家庭生活の合理化
イ家庭生活概論 ロ家庭管理 ハ衣食住の合理化 ニ衣の生活設計、郷土食の研究、食生活の協同體化、住まひ方
- 備考
- 1、日本婦道、時局認識に關する講義を必ず加ふる
- 2、其他の講習科目は開催道府縣團に於て適當に定む
- 3、講師は申請に應じ本部より派遣す之が旅費は本部負擔
- 4、開催道府縣衛生課等と緊密なる連絡をとること
- 5、講義以外に音楽體操並に團體訓練等適宜實施のこと
- 研究協議題
- 1、母性保護に就て女子青年團の實施すべき對策
- 2、乳幼児死亡率低下に付女子青年團の實施すべき對策
- 3、結核撲滅に付女子青年團の實施すべき對策

4、家庭生活の合理化に就て女子青年團の實施すべき對策

5、食生活に關し女子青年の實施すべき對策

6、女子青年和樂に就て

國民運動に積極的參加 厚生省提唱の國民運動は我國刻下の重要問題たる人口問題を國民生活の實踐に於て解決せんとする一大運動であるが、本團に於ても欣然これに参加すべく左の如くその要綱を決定、去る五月一日―八日の同運動強調期間をスタートとして、保健厚生に關する本團活動の全體を之に集中、實績を擧ぐべく目下努力中である。

大日本青少年團國民運動參加要綱

- 一、趣旨(略)
- 二、名稱 大日本青少年團國民運動
- 三、強調期間 昭和十七年五月一日より八日に至る八日間
- 四、運動大綱(略)
- 五、目標 皇國使命達成の根本條件は日本民族精神の昂揚に努むると共に皇國民族の量及び質的開發を絕對必須とする事實を普及徹底せしむるにある。

る。

六、實施要領

本運動の徹底實行を期するため刻下重點主義に基き特に

- 一、皇國民族八紘一字の大精神の昂揚
 - 一、民族衛生學見地に立脚せる日本人口問題の正確なる認識
 - 一、體力の鍊成
 - 一、結婚改善
 - 一、母子保護の普遍強化
 - 一、生活の刷新合理化
 - 一、結核及び性病の徹底撲滅
- 等を差し當り運動の對象とし更に當該地方の郷土的實情に照應し右記事項の内至效至適なるものを選択検討し各々其の實踐敢行に勉め以て所期の成果を收めること
- 附 (一)該運動の實績に關しては詳細なる記録を指導者意見書と共に本部宛報告し、今後各種運動企畫に對し有力なる参考文献らしむること
- (二)本部保健厚生部起案にかゝる衛生推進班組織要綱を添付し置くを以て運動推進の資料たらしむること

七、実施方法(略)

運動の重點(説明略)
一、大日本青少年團員に對する皇國民精神の昂揚

二、日本人口政策の正確なる認識

○優生結婚理念の徹底把握、特に青年團員は結婚報國思想を培養し、適齡結婚の理解を深めおくこと○妊娠及び妊婦の保護 ○母性保護の實踐(特に母性過勞防止及び榮養増進)

○母性保護思想及び知識の普及宣傳 ○乳幼児の保護育成

三、總力の錬成

○體力錬成に關する科學的知識の普及 ○體力章檢定合格者のための不斷の精進 ○ラジオ體操、大日本青年體操の勵行 ○諸種體育大會及び講習會の開催 ○職場、各種常會に於ける體操遊戲の普及 ○勤勞奉仕事業による體力錬成 ○徒歩、強歩の勵行 ○武道の獎勵 ○國防體操、國防競技大會の開催 ○相撲道の勵行

四、生活の刷新合理化

○國民榮養知識の普及徹底(常會、講演會、講習會、共炊の奉仕事業等)

○食生活の合理化 ○郷土食の研究 ○衣服の改善 ○住宅の合理化 ○家庭勞力の調整 ○生活規準の制定 ○生活協同體の促進 ○消費節減 ○冠婚葬祭費節約 ○國民貯蓄増強 ○厚生運動の家庭化 ○休閑地活用 ○餘暇善用 ○民族主義精神の涵養 ○國民禮法修練 ○諸種戰時技能修練 ○家庭常會設置による家族共勵切磋の勵行

五、結核の豫防及び撲滅

○豫防知識の普及徹底 ○集團檢診の勵行 ○患者家族及び周圍に對する結核豫防の徹底 ○採光、換氣の改善、外氣生活の奨励

六、性病撲滅

○性病の本態把握 ○性病撲滅知識の徹底 ○健康診断に當り血清検査の勵行

各種團體との關係

健民運動は、厚生省提案にかゝる所謂全國的保健厚生運動なるを以て、關係各種團體との連絡を密接に保持しつつ所期目的の達成具現に努力すること(以下略)

青少年團體運動 戰時下我が青少年の心身の状態には寔に憂慮すべき一

基本調査等を行ひ、また數度にわたり専門委員會を開催して來たのであるが、指導強化の年である昭和十七年度に於ては重點主義により最も緊急な諸問題を選び、活潑な研究を展開しつゝある。次に本研究が本年度に於て實施しようとする研究事項並にこれに關聯附帶する事項を列記すれば次の通りである。

第一 研究

一、大東亞共榮圈に於ける青少年指導に關する諸問題の研究

二、理論的研究

1、錬成の理論と方法

2、青少年團指導者論

三、政策的研究—青少年教育國策の研究

四、實踐的研究

1、男子青年團の指導並に運営に關する諸問題

2、女子青年團の指導並に運営に關する諸問題

3、少年團の指導並に運営に關する諸問題

4、職場(工場)青年指導に關する諸問題

五、歴史的研究—我が國に於ける男子青年、女子青年、少年の歴史的研究

第二 調査

研究所に於ては昭和十六年度に於て特別指定團の基本調査を行ひ、各特別指定團の現況を明かにしたが、十七年度に於ては、特別指定團並に指定團以外の單位團につき、左記の各種調査を實施し、青少年團活動の現況を明かにすると共に、今後に於ける指導の參考に資す。

一、常會、技術訓練、保健衛生、讀書指導等を中心とする調査

二、宿泊所其他の施設を中心とし、これらの施設がいかに活用されてゐるかの調査

三、前記(一)、(二)の觀點に立つ優良團の調査

第三 専門委員會の開催

本研究所に於ては昭和十六年度に於て、しばしば専門委員會(總會一回、分科會十回)を開催し、青少年教育に關する基礎的、一般的なる論議検討を行つたが、十七年度に於ては各専門領域にわたり、小委員會を開催して問題の討究を進めた。

面があり、その不良化は刻下の重大問題である。本團に於ても之が救護運動實施の要領を決定し、凡そ左の如き目標を以て各地に協議會を開催、趣旨の宣揚、實績の擴大に努力してゐる。目標一、青少年をして國家目的に即應する新たな生活精神と生活技術とを體得せしめ一切の頹廢的傾向を拂拭して歡喜力行の國民的風潮を醸成すること

研究・調査活動

昭和十六年八月、青少年教育に關する事項の研究を目的として設立せられた本研究所は、十六年度に於て大日本青少年團綱領の制定、大日本青少年團教養訓練要綱(草案)の作製、青少年團

第四 「大日本青少年團教養訓練要綱並階級解説」の編纂刊行

昭和十六年度に於て制定した「大日本青少年團教養訓練要綱(草案)」の各訓練要目につき解説を加へ、直接に團員の教養訓練に當る指導者の參考に資す。

第五 圖書・資料の蒐集整理

前記の諸研究並に諸調査を遂行する爲には圖書、雜誌其他各種の資料文獻を蒐集整理して、現在までに發表された諸論説、意見等を洩れなく参照することが前提條件としてなされなければならぬ。よつて本研究所に於ては十七年度に於て、左記により圖書、資料類の蒐集整理に努める。

一、圖書、雜誌、資料の積極的蒐集(購入、寄贈帳頼)

二、圖書室の整備擴充と資料室の新設

三、文獻目錄の作製

第六 「大日本青少年團青少年教育研究所紀要」の刊行

前掲の諸研究並に調査の結果は、完結せるものより順次これを發表する。

而してこれが発表機關として「紀要」(年四回刊行)を發行する。

大體以上の通りであるが、特別指定團の基本調査結果は目下印刷中であり「教養訓練要綱」(草案)の解説は「野營訓練」、「野外綜合訓練」、「營火及夜間訓練」、「結束訓練」、「簡易測量」、「讀圖」、「救急救難訓練」の七冊を「訓練資料」として刊行、別に「研究資料」として「大日本青少年團の性格と指導」、「青少年労働の保護と指導」、「獨逸青少年保護法」を刊行、更に「青少年團と神社」等を年度未までに刊行の豫定である。「紀要」に就ては青少年の練成の理論と方法とに關して目下編纂中である。本年度に於ける専門委員會は十月六日の専門委員會に引續き左記の六分科會を以て着々と研究協議を進めてゐる。

一、青少年組織に關する分科會 (委員) 海後宗臣、桐原葆見、奥井復太郎、浦本政三郎、坂井改造、清水幾太郎、杉山榮一郎、綿貫哲雄、伊藤正勝、小野武夫 (議題) 青少年組織一元化の問題(地域組織、職能組織、學生組織、特技

訓練組織

二、青少年の教養訓練に關する分科會 (委員) 大倉邦彦、伊藤正勝、今和次郎、上野陽一、小倉金之助、上泉秀信、富塚清、堀内敏三、宮内與三郎、向井鹿松、柳宗悦、西原勝、鬼塚武二、桐原葆見、林謙 (議題) 教養訓練の内容、方法、時三、指導者に關する分科會 (委員) 青木誠四郎、大串兎代夫、小野武夫、海後宗臣、加藤完治、杉浦保吉、清家正、那須浩、平泉澄、鹿江隆 (議題) 指導者練成の内容と方法、指導者組織の問題

四、保健體育に關する分科會 (委員) 浦本政三郎、大森憲太、岡治道、齋藤文雄、齋藤潔、戸倉はる、野津謙、林謙、加藤國治、山本勇、田代格、唐木和也 (議題) 青少年體力管理(體力法施行に關する問題、各種身體検査實施に關する問題、青少年労働保護の問題)、保健厚生に關する施設 五、女子青年指導に關する分科會 (委員) 倉橋惣三、羽仁もと子、山脇

敏子、戸倉はる、上泉秀信、齋藤潔、青木誠四郎 (議題) 女子青年指導の目標に就て、女子労働に關する問題、女子青年團振興並に女子青年學校義務制の問題 六、大東亞青少年運動に關する分科會 (委員) 大串兎代夫、加藤完治、清水幾太郎、杉山榮一郎、加藤國治、田代格、西原勝、山本勇、唐木和也、鬼塚武二 (議題) 興亞教育の理念、大東亞共榮圈内青少年の教育並に運動展開の諸方策

全國優良團名簿

本名簿は十七年二月十日附を以て各道府縣團宛一、各部門別に觀て優良と認めらるゝもの (一) 常會運動 (二) 軍人援護 (三) 國防訓練 (四) 増産運動 (五) 保健厚生運動 (六) 其他特色あるもの 二、綜合的に觀て優良と認めらるゝものといふ諸項目で照會通牒して報告を得たる優良團名である。本部ではなほこれらの團の經營事例の報告をも徴しつゝあるが、取敢ず茲に團名を記録し、参考に供する。

○岩手縣

- 【常會】 紫波郡飯岡村飯岡青年團
【軍人援護】 盛岡市本宮女子青年團
【國防訓練】 盛岡市櫻城青年團、岩手郡御所村安庭青年團
【増産】 東磐井郡海村海青年團、江刺郡玉里村玉里青年團
【保健厚生】 江刺郡藤里村藤里女子青年團
【綜合】 岩手郡御明神村御明神女子青年團

○福島縣

- 【國防訓練以外優良】 西白河郡社村社青年團、信夫郡餘目村餘目青年團、北會津郡神指村神指青年團
○山形縣
【常會】 西村山郡谷地町谷地青年團、北村山郡橋岡町橋岡少年團、南村山郡柏倉門傳村少年團
【軍人援護】 西置賜郡長井町長井青年團、東置賜郡藤野町藤野青年團
【國防訓練】 西田川郡温海町温海女子青年團

○群馬縣

- 【増産運動】 飽海郡本橋村本橋青年團、東田川郡東榮村東榮青年團、最上郡舟作中部少年團、南村山郡本澤村本澤青年團、東田川郡大和村大和女子青年團、西置賜郡荒砥町荒砥女子青年團
【その他、特色あるもの】 飽海郡本橋村本橋女子青年團
【綜合】 北村山郡大高根村大高根青年團、西村山郡西山村西山女子青年團

○群馬縣

- 北甘樂郡額部村額部青年團、佐波郡豐愛村豐愛青年團、勢多郡北橋村北橋青年團、群馬郡新高尾村新高尾女子青年團、利根郡片品村片品女子青年團、勢多郡木瀬村駒形少年團、多野郡中里村中里少年團、邑樂郡館林町北少年團、佐波郡赤堀村赤堀少年團
○栃木縣
【軍人援護】 芳賀郡七井村七井青年團、同郡久下田町久下田少年團、岡那郡羽黒羽黒少年團
【國防訓練】 河内郡豐岡村豐岡女子青年團

○石川縣

- 【増産】 鹽谷郡熱田村熱田青年團、河内郡大澤村大澤青年團
【綜合】 芳賀郡小具村青少年團、足利郡山邊町青少年團
○新潟縣
【常會】 小松市苗代青少年團、河北郡宇ノ氣村宇ノ氣青年團
【軍人援護】 金澤市米丸女子青年團
【増産】 石川郡御手洗村御手洗青年團、小松市板津青年團、鳳至郡柳田村柳田青年團
【保健厚生】 江沼郡大聖寺町大聖寺女子青年團

○新潟縣

- 【綜合】 西蒲原郡黒崎村黒崎青年團、同女子青年團、刈羽郡高柳村高柳青年團、同女子青年團、北蒲原郡川東村川東青年團、同女子青年團、南魚沼郡伊米ヶ崎村伊米ヶ崎女子青年團、三島郡與板町與板町少年團、新潟市白山少年團、中頸城郡大羹村大羹少年團、長岡市阪之上女子青年團、中蒲原郡大蒲原村大蒲原青年團、同女子青年團

○靜岡縣

【常會】 志太郡青島町青島少年團、靜岡市東豐田少年團、富士郡吉原町傳法青年團、同郡大宮町大宮女子青年團、同郡吉原町吉原少年團、賀茂郡宇久須村宇久須青年團
【軍人授護】 靜岡市一番町青年團、小笠原土方村土方青年團
【國防訓練】 靜岡市長田西青年團、小笠原佐東村佐東女子青年團、同郡西山口村西山口少年團
【增産】 靜岡市賤機北青年團、同市大里西女子青年團、志太郡葉梨村葉梨青年團、小笠原橫地村橫地青年團
【保健厚生】 靜岡市賤機北青年團
【綜合】 靜岡市麻機青年團、同市長田西女子青年團、同市中田少年團

○滋賀縣

【常會】 甲賀郡宮村宮村青年團
【增産】 甲賀郡伴谷村伴谷青年團、同郡佐山村佐山青年團、同郡岩根村岩根青年團、野洲郡兵主村兵主青年團
【國防訓練】 野洲郡中洲村中洲青年團
【保健厚生】 蒲生郡玉緒村玉緒女子青年團

年團

【綜合】 野洲郡中里村中里青年團、蒲生郡市邊村市邊青年團、同郡南比都佐村南比都佐青年團、同郡東櫻谷村東櫻谷青年團、同郡日野村日野青年團、犬上郡龜山村龜山青年團、愛知郡角井村角井青年團、高尾郡水尾村水尾青年團、栗太郡常盤村常盤女子青年團、野洲郡中里村中里女子青年團、甲賀郡宮村宮村女子青年團、蒲生郡馬淵村馬淵女子青年團、東淺井郡湯田村湯田女子青年團、神崎郡能登川町能登川女子青年團、見分團、犬上郡龜山村龜山女子青年團

○京都府

【常會】 南桑田郡龜岡町龜岡青年團、愛宕郡大原村大原女子青年團
【軍人授護】 南桑田郡本梅村本梅女子青年團
【國防訓練】 福知山市惇明青年團、綴喜郡草內村草內女子青年團、京都市富有女子青年團、乙訓郡向日町向日青年團
【增産】 船井郡摩氣村摩氣青年團、久世郡御牧村御牧青年團、北桑田郡山

國村山國女子青年團、乙訓郡大枝村大枝女子青年團
【保健厚生】 中郡河邊村河邊女子青年團
【綜合】 船井郡摩氣村摩氣青年團、北桑田郡山國村山國女子青年團、京都市出水青年團、京都市仁和女子青年團

○奈良縣

【常會】 添上郡田原村田原青年團、同郡女子青年團、高市郡八木町八木青年團、同郡女子青年團、磯城郡平野村平野青年團、同郡女子青年團
【增産】 添上郡田原村田原青年團、同郡女子青年團、磯城郡平野村平野青年團、同郡女子青年團
【保健厚生】 高市郡八木町八木青年團、同郡女子青年團
【綜合】 添上郡田原村田原青年團、同郡女子青年團、同郡月瀨村月瀨青年團、同郡女子青年團、宇陀郡伊那佐村伊那佐青年團、同郡女子青年團、同郡三本松村三本松青年團、同郡女子青年團、山邊郡都介野村都介野青年團、同郡女子青年團、北葛城郡王寺町王寺青年團

○廣島縣(綜合のみ)

團、同女子青年團、南葛城郡忍海村忍海青年團、同女子青年團、奈良市濟美少年團、宇智郡原町原少年團

○岡山縣

【綜合】 三原市三原青年團、安藝郡畑賀村畑賀青年團、豐田郡船木村船木青年團、豐田郡竹仁村竹仁青年團、世羅郡大見村大見青年團、又三郡酒阿村酒阿青年團、比婆郡東城町東城青年團、比婆郡東城町東城女子青年團

○島根縣

【常會】 簸川郡神原村神原青年團、同郡女子青年團
【軍人授護】 隱岐島知夫郡五箇村女子青年團
【國防訓練】 八東郡忌部村忌部青年團
【增産】 能義郡能義村能義青年團
【綜合】 簸川郡神原村神原青年團、同郡女子青年團、通摩郡久利村久利青年團、同女子青年團

○德島縣

【常會】 那賀郡立江町立江青年團、同郡日野谷村日野谷青年團、麻植郡西尾村西尾青年團、海部郡牟岐町牟岐青年團、德島市佐古町佐古青年團、三好郡三名村下名青年團、那賀郡新野町新野女子青年團、同郡見能林村見能林女子青年團、名西郡高志村高志女子青年團、板野郡松坂村松坂女子青年團、名東郡佐那河内村嵯峨女子青年團、那賀郡富岡町富岡少年團、三好郡池田町池田少年團、板野郡撫養町撫養少年團、美馬郡脇町脇町少年團、勝浦郡小松島町小松島少年團

【軍人授護】 三好郡三庄村西庄青年團、同郡佐馬地村佐馬地女子青年團、板野郡松茂村松茂青年團、那賀郡中野島村中野島少年團、美馬郡江原村江原北青年團、那賀郡板野町和田島女子青年團、麻植郡木屋平村木屋平少年團、美馬郡半田町半田少年團、海部郡川東村川東青年團

【國防訓練】 板野郡松茂村松茂青年團、名西郡石井村石井青年團、阿波郡市場村市場青年團、板野郡北島村北島青年團、三好郡築藏村築藏青年團、那賀郡日野谷村日野谷青年團、同郡延野村延野青年團
【增産】 名西郡浦庄村浦庄少年團、美馬郡岩倉村岩倉少年團、那賀郡新野町新野少年團、板野郡松茂村松茂少年團、阿波郡大俣村大俣青年團
【保健厚生】 勝浦郡小松島町千代少年團、板野郡里浦村里浦少年團、名西郡廣野村廣野少年團、那賀郡富岡町富岡少年團、美馬郡半田町半田少年團、德島市富田少年團
【綜合】 那賀郡日野谷村日野谷青年團、同郡女子青年團、同郡新野町新野青年團、同郡女子青年團、同郡立江町青年團、同郡女子青年團

立江青年團、同女子青年團、藤浦郡多良良村多良良青年團、麻植郡西尾村西尾女子青年團、阿波郡大俣村大俣青年團、美馬郡江原町江原南青年團、三好郡三名村下名青年團、板野郡松坂村松坂青年團、名西郡鬼籠町鬼籠青年團、同女子青年團、板野郡大津村大津女子青年團、海部郡赤河内村赤河内女子青年團、那賀郡加茂谷村吉井青年團

○愛媛縣(綜合のみ)

【綜合】越智郡清水村清水青年團、同女子青年團、宇摩郡土居村土居青年團、同女子青年團、新居郡中萩村中萩青年團、伊豫郡南伊豫村南伊豫青年團、喜多郡新谷村新谷青年團、西宇和郡日土村青年團、同女子青年團、同郡双岩村双岩女子青年團、同郡川上村川上少年團、北宇和郡高光村青年團

○高知縣

【常會】吾川郡弘岡上ノ村青年團
【軍人援護】香美郡岩村青年團
【國防訓練】高岡郡東津野村船戸青年團

【増産】高岡郡香桑村青年團
【綜合】高岡郡上半山村白石青年團、長岡郡上倉村第一青年團

○福岡縣

【常會】朝倉郡金川村青少年團、同郡三輪村青少年團、鞍手郡西川村青少年團、三井郡御原村青少年團
【軍人援護】福岡市原少年團、鞍手郡西川村青少年團
【國防訓練】朝倉郡金川村青少年團、田川郡青少年團
【保健厚生】京都郡行橋町青少年團、久留米市青少年團
【綜合】朝倉郡金川村青少年團、同三輪村青少年團、糸島郡元岡村青少年團、同長糸村青少年團、三井郡御原村青少年團

○熊本縣

【常會】飽託郡田邊村田邊青年團、同女子青年團、天草郡大江村大江村青年團、下益城郡杉上村杉上西部女子青年團
【軍人援護】天草郡楠浦村楠浦青年團

【國防訓練】下益城郡砥用村砥用青年團、菊池郡大津町大津少年團
【増産】葦北郡津奈木村津奈木青年團、飽託郡龍田村龍田青年團、菊池郡戸崎村戸崎青年團、天草郡浦村浦青年團
【保健厚生】天草郡本渡町本渡北女子青年團、飽託郡中島村中島青年團
【其他】天草郡高濱村高濱海洋少年團

【綜合】八代市植柳青年團、下益城郡砥用村砥用青年團、鹿本郡千川村千川青年團、菊池郡泗水村泗水女子青年團、菊池郡大津村大津少年團、上益城郡廣安村廣安青年團、飽託郡田迎村田迎青年團、天草郡御領村御領青年團、熊本市川尻少年團

事業指定補助金一覽

各道府縣團事業中、その管下全體に普及せんとするものに對して本部の豫算の範圍内に於て一道府縣當り最高參千圓以内の補助金を本部より交付、その活動を促進しつゝあるが、その状況は左の通りである。

Table with 2 columns: Prefecture/County and Designated Business Name. Includes entries for 北海道, 青森縣, 岩手縣, 宮城縣, 秋田縣, 山形縣, 福島縣, 茨城縣, 栃木縣, 群馬縣, 東京府, 神奈川縣, 新潟縣, 石川縣, 山梨縣, 長野縣, 岐阜縣, 靜岡縣, 愛知縣, 三重縣.

優良青少年常會一覽

常會は青少年團活動の中軸であり、あらゆる事業は常會を通じて行はれてゐる。これが一般指導は本部常會係に

Table with 4 columns: Prefecture/County, Amount (補助金額), Designated Business Name, and Amount (補助金額). Lists prefectures like 京都府, 大阪府, 兵庫縣, 奈良縣, etc., and their respective subsidy amounts and designated activities.

於て行はれてゐるが、特に常會指導資料として「戦時教養問答」を續刊頒布し、多大の効果を擧げてゐる。左記は各道府縣團長の推薦による優良常會の一覽表であつて、その運営の實況は目

北海道

下調査中で追て公刊の豫定である。
【青年團】幌別郡幌別村幌別、紋別郡紋別町小向、河西郡御影村御影、石

狩野別村川下、空知郡岩見澤町南、上川郡士別町士別、檜山郡江差町江差
【女子青年團】空知郡岩見澤町中央、常呂郡調子府村北調、瀨橋郡東瀨橋村玉川、上川郡比布村比布、札幌郡札幌村丘珠、有珠郡伊達町有珠、標津郡標津村開陽
【少年團】釧路市男女校、空知郡江部乙村北辰、紋別郡雄武村雄武、中川郡幕別村幕內、札幌郡豐平町厚別、瀨橋郡東瀨橋村東瀨橋、白老郡白老村白老

岩手縣

【青年團】膽澤郡白山村、紫波郡飯岡村、江刺郡愛宕村、岩手郡沼宮內村、九戸郡葛卷村
【女子青年團】二戸郡一戸町、岩手郡御明村、盛岡市厨川、盛岡市本宮、氣仙郡猪川村
【少年團】宮古市愛宕、膽澤郡前澤町

宮城縣

【青年團】柴田郡大河原町、名取郡閑上町、栗原郡志波姬村、伊具郡筆甫

村、本吉郡上村
【女子青年團】本吉郡松岩村、宮城郡松島町、玉造郡田山町、本吉郡唐桑村小原木、刈田郡白石町

山形縣

【青年團】東田川郡藤島町、西村山郡谷地町
【女子青年團】東田川郡廣野村
【少年團】東田川郡十六合村、西村山郡谷地町

福島縣

【青年團】石城郡草野村、信夫郡餘目村、伊達郡富野村、相馬郡大野村、北會津郡神指村
【女子青年團】北會津郡大戸村、安積郡福良村、西白河郡社村、安積郡多野村、田村郡蘆澤村
【少年團】西白河郡白河町、西白河郡社村

秋田縣

【青年團】雄勝郡西馬音内町、仙北郡高梨村
【女子青年團】平鹿郡大森村、三内

【少年團】河邊郡下北手村、由利郡龜田村

栃木縣

【青年團】那須郡野崎村、芳賀郡小貞村、河內郡豐郷村、芳賀郡物部村、足利郡山邊村
【女子青年團】芳賀郡七井村、芳賀郡茂木町、河內郡豐岡村、那須郡金田村、上都賀郡西大井村
【少年團】那須郡烏山町、足利郡山邊町、芳賀郡祖母井町、那須郡佐久山町、芳賀郡山前村

群馬縣

【青年團】利根郡薄根村、佐渡郡豐受村、新田郡世良田村
【女子青年團】群馬郡新高尾村、碓氷郡秋間村、吾妻郡太田村
【少年團】多野郡中里村、勢多郡木瀬村駒形、邑樂郡館林町北

埼玉縣

【青年團】大里郡太田、比企郡唐子、入間郡堀籠、北葛飾郡早稻田、兒玉郡共和

【女子青年團】兒玉郡丹莊、北葛飾郡川邊、熊谷市厨生、秩父郡小鹿野、入間郡三芳野

千葉縣

【青年團】香取郡豐浦村、山武郡二川村、安房郡主基村、海上郡旭町、長生郡東村
【女子青年團】香取郡神里村、安房郡吉尾村、海上郡旭町、山武郡松尾町
【少年團】市原郡内田村、香取郡御代村、東葛飾郡我孫子町東部、山武郡二川村

神奈川縣

【青年團】橫濱市蒔田、川崎市柿生、高座郡大和
【女子青年團】高座郡座間、三浦郡北下浦、中郡比々多
【少年團】橫濱市本町

東京府

【青年團】東京市杉並區高井戸、八王子市八王子第一、八王子市八王子第三
【女子青年團】八王子市八王子第三
【少年團】東京市豊島區時習、八王子

市八王子第九

富山縣

【青年團】東礪波郡中田町、中新川郡大森村、上新川郡熊野村、氷見郡十二町村、富山市谷瀬
【女子青年團】下新川郡大布施村、婦負郡宮川村、東礪波郡東山見村、下新川郡堀川町、高岡市西條
【少年團】下新川郡魚津町、婦負郡保内村、中新川郡上市町、東礪波郡北磐若村、高岡市平米

新潟縣

【青年團】西蒲原郡黑崎村、刈羽郡高柳村、北蒲原郡川東村
【女子青年團】長岡市坂之上、西蒲原郡黑崎村、南魚沼郡伊米ヶ崎村
【少年團】三島郡與板町、新潟市白山、頸城郡大湊、中蒲原郡五泉

石川縣

【青年團】能美郡寺中野、小松市苗代、石川郡宮保、河北郡宇ノ氣、羽咋郡富木、鳳至郡柳田
【女子青年團】能美郡中海、小松市今

江、石川郡押野、石川郡米丸、羽咋郡邑知

【少年團】小松市芦城、石川郡柏野、河北郡三谷、羽咋郡北莊、河北郡大根布

福井縣

【青年團】大野郡大野町、遠野郡小濱町、三方郡八村、坂井郡大石、吉田郡上志氣
【女子青年團】遠野郡小濱町、今立郡鯖江町、大野郡勝山町、坂井郡大岡、坂井郡細呂木
【少年團】坂井郡三國南、敦賀市北、福井市春山

山梨縣

【青年團】南都留郡谷村、中巨摩郡押原、東山梨郡中牧、南巨摩郡身延、南巨摩郡陸合
【女子青年團】北都留郡初狩村、東八代郡八代、東山梨郡勝沼、西山梨郡平塚、北巨摩郡並崎
【少年團】東山梨郡東雲、西山梨郡玉諸、中巨摩郡小笠原、南都留郡鳴澤、西八代郡久那土

岐阜縣

【青年團】 稻葉郡蘇原村、揖斐郡北方村、羽島郡上羽栗村、加茂郡三和村、土岐郡明支村

【女子青年團】 羽島郡正木村、不破郡岩手村、高山市第一、大野郡丹生川村

【少年團】 羽島郡笠松町、多治見市美正、土岐郡明世村、不破郡青基村、海津郡今尾町

長野縣

【青年團】 小縣郡青木村、諏訪郡湖南村、長野市片由栗田、上水内郡朝陽村第六

【女子青年團】 下高井郡長丘村、東筑摩郡波田村、松本市筑摩榮町

静岡縣

【青年團】 静岡市長田西、濱松市元城、志太郡岡部町、磐田郡久勢村、榛原郡川崎

【女子青年團】 磐田郡久勢村、志太郡東益津村、静岡市麻機、濱松市白旗、

静岡市東豐田

【少年團】 静岡市駿橋南、志太郡藤枝町、静岡市中田、静岡市男女高等、志太郡太富村

愛知縣

【青年團】 幡豆郡橫須賀村、渥美郡神戶村、碧海郡上郷村、碧海郡矢作町、東春日井郡高藏寺町

【女子青年團】 幡豆郡橫須賀村、丹羽郡岩倉町、東春日井郡勝川町、海部郡七寶村、瀬戶市陶原

【少年團】 額田郡幸田村幸田、碧海郡知立村知立、西春日井郡春日村春日、丹羽郡扶桑村高雄、知多郡三和

三重縣

【青年團】 阿山郡山田村、飯南郡樺田村、安濃郡村主村、名賀郡神戶村、津市修正、多氣郡荻原村

【女子青年團】 飯南郡清代村、度會郡豐濱村西、三重郡神前村、安濃郡安東村、阿山郡鳥ヶ原村

【少年團】 松阪市第四、桑名市第二、鈴鹿郡井田川、四日市市富洲原、志摩郡磯部村

滋賀縣

【青年團】 甲賀郡仲谷、蒲生郡東櫻谷、野洲郡中里

【女子青年團】 栗太郡常磐、愛知郡枝見、大上郡龜山

【少年團】 東淺井郡田根、神崎郡八幡、蒲生郡苗

京都府

【青年團】 南桑田郡龜岡町、與謝郡加悅町、船井郡康氣村、京都市上京區出水、乙訓郡向日町

【女子青年團】 北桑田郡山國村、南桑田郡本梅村、綴喜郡草田村、葛野郡中川村、愛宕郡大原村

【少年團】 京都市上京區滋野、京都市左京區錦林、綴喜郡草田、北桑田郡黒田、船井郡下和知

兵庫縣

【青年團】 多可郡中町第一、加西郡在田村、飾磨郡菅野村筋野、飾磨郡豐村古知、三原郡市村

【兵庫縣】 加西郡在田村、川邊郡西谷村、印南郡上荏村、加西郡北條村

奈良縣

【青年團】 添上郡月瀬村、宇陀郡伊那村、高市郡八木町、山邊郡東里村、磯城郡平野村

【女子青年團】 宇陀郡三本松村、山邊郡針ヶ別所村、南葛城郡忍海村、添上郡治道村、磯城郡安倍村

【少年團】 奈良市濟美、宇智郡野原、山邊郡都介野村吐、磯城郡櫻井南、北葛城郡磐城

和歌山縣

【青年團】 有田郡宮原、日高郡丹生、伊都郡山田、西牟婁郡田邊第三、和歌山市中ノ島

【女子青年團】 伊都郡大谷、日高郡矢田、有田郡鳥屋城、海草郡大東、和歌山市湊、伊都郡山田

【少年團】 師範附屬奥山、和歌山市大新、那賀郡小倉、海南市日方、東牟婁郡邑川

鳥取縣

【青年團】 西伯郡逢坂村、氣高郡吉岡村、日野郡根雨村、東伯郡南谷村、八頭郡賀茂村

【女子青年團】 日野郡日野上村、氣高郡米垣村、西伯郡天津村

【少年團】 氣高郡鹿野、西伯郡渡、日野郡根雨

島根縣

【青年團】 簸川郡神原村、大原郡阿用村、東阿用、通摩郡久利村

【女子青年團】 美濃郡石見町吉田

岡山縣

【青年團】 赤磐郡高陽村、上房郡有漢村、倉敷市倉敷、川上郡日里村、勝田郡新野村

【女子青年團】 赤磐郡高陽村、川上郡富家村、阿哲郡矢神村、後月郡芳井町、勝田郡北和氣村

【少年團】 赤磐郡鳥取村、津山市津山第三、淺口郡金光町、上房郡有漢村

廣島縣

【青年團】 世羅郡大見村、比婆郡東城

德島縣

【青年團】 那賀郡立江町立江、那賀郡日野谷村日野谷、麻植郡西尾村西尾、海部郡牟岐町牟岐、德島市佐古

【女子青年團】 那賀郡新野町新野、那賀郡見能林村見能林、名西郡高志村高志、名東郡佐那河内村嵯峨、板野郡松坂村松坂

【少年團】 那賀郡富岡町富岡、美馬郡脇町脇町、三好郡池田町池田、勝浦郡小松島町小松島、板野郡撫養町撫養

愛媛縣

【青年團】 北宇和郡高光村高光、西宇和郡日土村日土、東宇和郡宇和町宇和、越智郡清水村清水、伊豫郡南伊

【女子青年團】上浮穴郡父二峰村父二峰、東宇和郡玉津村玉津、宇摩郡川瀧村川瀧、喜多郡新谷村新谷、温泉郡久米村久米
【少年團】温泉郡河野村河野、松山市梅田、伊豫郡松前町松前、上浮穴郡父二峰村父二峰

高知縣

【青年團】高岡郡高岡町、吾川郡弘岡上ノ村、高岡郡別枝、高岡郡橋原村橋原、幡多郡伊豆田村下ノ加江、高岡郡東又村、吾川郡上八川中央
【女子青年團】幡多郡下川村大津
【少年團】安藝郡吉良川町、香美郡美良布、高岡郡久禮町

福岡縣

【青年團】糸島郡長糸村、朝倉郡金川村、三井郡御原村、朝倉郡三輪村、嘉穂郡幸袋町
【女子青年團】鞍手郡西川村、福岡市市原町、早良郡脇山村、朝倉郡三輪村、三池郡開村
【少年團】朝倉郡大福村、福岡市春吉、

嘉穂郡穂波村、宗像郡東郷町、嘉穂郡願田村

長崎縣

【青年團】西彼杵郡多以良、東彼杵郡千綿、佐世保市南風、南松浦郡上郷、壹岐郡鯨伏
【女子青年團】長崎縣西浦上、東彼杵郡郡川橋、諫早市小野、東彼杵郡千綿、西彼杵郡日吉
【少年團】長崎市北大浦

熊本縣

【青年團】八代市植柳、鹿本郡千田、上益城郡木倉、球磨郡上村、天草郡教良
【女子青年團】下益城郡杉上西部、鶴託郡田迎、菊池郡泗水西部、熊本市池田、阿蘇郡宮地
【少年團】熊本市春日、天草郡今津、球磨郡人吉西、上益城郡甲佐、菊池郡大津

大分縣

【青年團】下毛郡直坂村直坂、中津市中津、北海部郡津久見、速見郡大神

村大神、南海部郡上野村上野

【女子青年團】速見郡由布院村由布院、南海部郡切畑村切畑、直入郡久住町久住、大分郡戸次町戸次、玖珠郡野上村野上

【少年團】玖珠郡東飯田村東飯田、大分市金池、大分郡賀來村賀來

宮崎縣

【青年團】宮崎郡日野町、南那珂郡飯肥町、西諸縣郡飯野町、西諸縣郡直幸村、東臼杵郡富島町
【女子青年團】宮崎郡清武村、北諸縣郡山之口、兒湯郡栗良村、東臼杵郡北郷村、西臼杵郡田原村

沖繩縣

【青年團】國頭郡名護校區、國頭郡時本部校區
【女子青年團】中頭郡古野校區、國頭郡今歸仁校區、島尻郡兼城校區、八重山郡石垣郡區
【少年團】中頭郡中城校區、那覇市土山校區、國頭郡大宜味校區、那覇市那覇校區、首里市第一校區

本部役職員・團則・制定事項

大日本青少年團役員名簿

(昭和十七年十月現在)

團長 鈴木孝雄
副團長 菊池豐三郎
同 朝比奈策太郎
顧問 井上喜徳郎
男爵 一木喜徳郎
伯爵 吉岡彌生
伯爵 吉岡彌生
伯爵 田澤義鋪
伯爵 丸山鶴吉
伯爵 二荒芳徳
伯爵 近衛文鷹
伯爵 後藤文鷹
伯爵 香坂昌夫
伯爵 有馬良橋
伯爵 額綱彌三
伯爵 栗原美能留
文部省社會教育局長 (同)
審議員 (常任) 文部省社會教育局長

内務省地方局長

古井喜實(成田後任)
田中隆吉
德永榮之
重政誠之
今吉敏雄
中村敬之進
氏家武
堀口きみこ
大沼直輔
米本卯吉
田中長茂
暉島義等
君島清吉
關屋龍吉
龜山孝一
龜山孝一
高辻武邦
川面隆三
松村三

參與

企畫院 第三部長 高辻武邦
對滿事務局 庶務課長 川面隆三
情報局第五部長 松村三
興亞院文化部長

財團法人日本青年館

日本青年館建設 大正八年明治神宮御造營に際し、全國青年團員が工事に奉仕したが、翌九年十一月その功が認められて全國都市區青年團代表の正式參拜が許されたとき、皇太子殿下にはこれらの代表者を高輪御所に召されて令旨を賜はり、この空前の光榮に感激したこれらの青年團代表者たちによつて日本青年館の建設が發起され、遂にその實現を見た。建設資金を得る方法として、各地の青年團では團員自身の勤勞及び節約によることを申合せてこれを勵行したが、釀出金額は百九十三萬七千三百六十一圓六十七錢の巨額に達した。
當時敷地について全國青年團員は明治天皇を景仰し奉る至情から明治神宮の神域に近い處を熱望したが、この熱望は當局の容れるところとなり、東京市四谷區霞ヶ丘町明治神宮外苑の西南隅一千五百三十八坪の地域を割いて永く使用することを許可された。大正十一年十二月起工、同十四年九月落成、同年十月開館式が舉行された。誠にこ

Table listing various government and military officials, including titles like '外務省條約局長' and names like '松本俊一', '岡本茂', '兒玉久藏'.

Table listing officials from the '逓信省' (Ministry of Communications), including titles like '逓信省船舶局長' and names like '安田丈助', '壺井玄剛', '堀木鎌三'.

の日本青年館の建設こそは全日本青年
團員團結の力の偉大さを如實に示すも
のであり、内外古今にその類例を見な
い青年の獨創的な偉業であつた。
財團法人日本青年館の設立とその事
業 大正十年九月、前記日本青年館の
建設・維持・管理と全國青年團の發達
助長を目的として財團法人日本青年館
が成立し、初代理事長として近衛文麿
公爵が就任した。財團法人日本青年館
は翌大正十一年五月、青年團中央部の
事業を繼承して出版、講演、調査の諸
事業を行ひ、日本青年館新築落成後は
青年團員その他を對象とする宿泊や、
講堂の提供など、この會館の存在によ
つて初めてなし得る諸種の事業を開始
したが、大正十三年に至り大日本聯合
青年團が結成されたので、財團法人日
本青年館は、その事業のうち教育に關
する事業を大日本聯合青年團に移管
し、以後現在に至るまで主として講堂
の提供、宿泊、機關誌「青年」の發行
普及及び青年に關する圖書の出版、地
方青年團員の必要とする物品の供給、
取次等の事業に力を注いで來た。
財團法人日本青年館

Table listing officials from the '農林省' (Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries), including titles like '農林省總務局長' and names like '石坂弘', '井出正孝', '岸良一'.

Table listing officials from the '農林省' (Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries), including titles like '農林省總務局長' and names like '大坂市', '京都市', '滋賀市'.

歴代理事長
公爵 近衛文麿
男爵 一木喜徳郎
井上準之助
後藤文夫
田澤義鋪
香坂昌康
有馬良橘
朝比奈 策太郎
(昭和十六年二月十日改正)
財團法人日本青年館寄
附行爲
第一章 名 稱
第一條 本財團ハ財團法人日本青年館ト稱ス
第二章 目 的
第二條 本財團ハ大正九年十一月廿二日
皇太子殿下ヨリ令旨ヲ賜リタル
コトヲ記念セムガ爲ニ日本青年館ヲ
建設シ之ガ維持及管理ヲ爲シ併セテ
全國青少年ノ發達ヲ助長スルヲ目的
トシ日本青年館ハ全國青少年團員宿
舎、講演會場其ノ他青少年修養ニ關
スル施設ニ充ツルモノトス
第三章 事務 所

大日本青少年團本部事務局長 朝比奈 策太郎
 副團長 杉山 榮一郎
 事務局長 池田 直輔
 事務局長 陸軍中佐 森永 清
 事務局長 陸軍中佐 河野 省介

總務部 海軍中佐 鹿代 江格
 總務部長 山本 常雄
 總務部長代理 野尻 富次
 總務部長代理 伊奈 四郎
 總務部長代理 田口 坊太郎
 總務部長代理 上野 良平
 總務部長代理 草野 徳義

第二條 監事 若干名
 第三條 評議員 若干名
 第四條 顧問 若干名
 第五條 理事及監事ハ評議員中ヨリ理事長之ヲ選任ス
 第六條 大日本青少年團ノ副團長及常任審議員ハ其ノ任期中本財團ノ理事タルモノトス
 第七條 大日本青少年團ノ監事ハ其ノ任期中本財團ノ監事タルモノトス
 第八條 理事長ハ大日本青少年團ノ常務掌理ノ任ニ在ル副團長ヲ以テ之ニ充ツ
 第九條 理事長ハ本財團ヲ代表シ事務ヲ統轄ス
 第十條 理事長事故アルトキハ理事長ノ指名シタル理事其ノ職務ヲ代理ス
 第十一條 評議員ハ理事ノ意見ヲ徵シ理事長之ヲ囑託ス
 第十二條 役員ノ任期ハ二年トス 但シ再任ヲ妨ゲズ
 第十三條 補缺ニ依リ就任シタル役員ノ任期ハ前任者殘任期間トス
 第十四條 役員ノ任期滿了ノ場合ニ於テハ其ノ後任者ノ就任スル迄仍前任

陸軍省兵務局長 鹿島 忠
 海軍省教育局長 鹿島 忠
 海軍省軍務局長 鹿島 忠
 文部大臣官房長 鹿島 忠
 文部大臣官房長 鹿島 忠
 文部大臣官房長 鹿島 忠

陸軍省兵務局長 鹿島 忠
 海軍省教育局長 鹿島 忠
 海軍省軍務局長 鹿島 忠
 文部大臣官房長 鹿島 忠
 文部大臣官房長 鹿島 忠
 文部大臣官房長 鹿島 忠

第三條 本財團ハ事務所ヲ東京市四谷區霞ヶ丘町十一番地ニ置ク
 第四條 本財團ノ資産ハ左ニ掲グルモノトス
 一 全國青年團ノ贈出金
 二 本財團ノ目的ヲ贊助スル者ヨリ受入レタル寄附金
 三 其ノ他ノ收入
 本財團設立ノ日ニ於ケル資産ハ金壹百四拾五萬五千五百圓トス
 第五條 前條資産ノ管理方法ハ評議員會ノ議決ヲ經テ之ヲ定ム
 第六條 本財團ノ會計年度ハ毎年四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日ニ終ル
 第七條 本財團ノ經費ハ資産ヲ以テ之ニ充ツ
 第八條 本財團ノ豫算ハ每會計年度開始前評議員會ノ議決ヲ經テ之ヲ定ム 但シ臨時急務ヲ要シ評議員會召集ノ暇ナキトキハ理事ノ意見ヲ聽キ理事長之ヲ定ムルコトヲ得
 第九條 本財團ニ左ノ役員ヲ置ク
 一 理事 若干名

ハ別ニ之ヲ定ム
第十七條 本則ノ條項ヲ改正セントス
ルトキハ文部大臣及大政翼賛會總裁
ノ承認ヲ受クルモノトス

大日本青少年團地方團則

第一章 總則

第一條 大日本青少年團ノ地方團ハ道
府縣青少年團、郡市區青少年團、町
村青少年團及單位團トス

第二章 道府縣青少年團

第二條 道府縣青少年團ハ管内地方團
ノ指導統制ニ當ル

第三條 道府縣青少年團ニ左ノ役員ヲ
置ク

- 團長 若干名
- 顧問 三名以内
- 副團長 若干名
- 審議員 若干名
- 參事 若干名
- 監事 若干名
- 專門委員 若干名

第四條 團長ハ地方長官ノ職ニ在ル者
ニ付大政翼賛會總裁之ヲ委囑ス
團長ハ團ヲ統轄ス
團長事故アルトキハ團長ノ指定シタ

ル副團長其ノ職務ヲ代理ス
第五條 顧問ハ團ノ功勞者並ニ青少年
指導ニ關シ特別ノ識見ヲ有スル者ノ
中ヨリ團長之ヲ委囑ス
顧問ハ團ノ最高職務ニ關シ團長ノ諮
問ニ應ズ

第六條 副團長中一名ハ道府縣學務部
長ノ職ニ在ル者之ニ當リ他ハ團長ノ
申請ニ依リ大日本青少年團長之ヲ任
命ス

副團長ハ團長ヲ輔佐ス
團長ノ指定シタル副團長ハ團長ノ命
ヲ承ケテ團ノ常務ヲ掌理ス

第七條 審議員、參事、監事及專門委
員ハ關係廳官公吏並ニ學識經驗アル
者ノ中ヨリ團長之ヲ委囑ス
審議員ハ團則ノ改正、豫算決算其ノ
他重要團務ニ關シ團長ノ諮問ニ應ズ

團長ハ審議員中ヨリ常任審議員ヲ指
定スルコトヲ得常任審議員ハ重要團
務ニ關シ常時團長ノ諮問ニ應ズ
參事ハ重要團務ニ參與ス
監事ハ團會計ヲ監査ス
專門委員ハ專門事項ニ關シ調査並ニ
管内地方團ノ指導ニ當ル

第八條 役員(顧問ヲ除ク)ノ任期ハ二
年トス但シ重任ヲ妨ゲズ
官公吏ニシテ役員タル者ノ任期ハ其
ノ在職期間トス

第九條 道府縣青少年團ニ事務局ヲ置
ク
事務局長ハ常務ヲ掌理スル副團長ヲ
以テ之ニ充ツ但シ專任者ヲ置クコト
ヲ妨ゲズ
事務局ニ總務部、青年部、女子部、
少年部等ヲ置ク

第三章 六大都市青少年團
第十條 東京市、京都市、大阪市、橫
濱市、神戸市及名古屋市ノ青少年團
ニ付テハ市青少年團ノ規定ニ依ルノ
外本章ノ規定ニ依ル

第十一條 副團長ハ四名以内トシ道府
縣青少年團長ノ申請ニ依リ大日本青
少年團長之ヲ任命ス

第十二條 市青少年團ノ下ニ區青少年
團ヲ置ク
區青少年團ニ關シテハ市青少年團ニ
關スル規定ヲ準用ス

第四章 郡市青少年團
第十三條 郡市青少年團長ハ道府縣廳職
員、學校職員其ノ他適當ナル者ノ中
ヨリ道府縣青少年團長之ヲ任命ス

市青少年團長ハ市長ノ職ニ在ル者之
ニ當ル
第十四條 副團長ハ三名以内トシ道府
縣青少年團長之ヲ任命ス

第十五條 北海道ニ在リテハ道青少年
團ノ下ニ支應管内青少年團ヲ置ク
支應管内青少年團ハ之ヲ郡青少年團
ト見做ス
團長ハ支應長ノ職ニ在ル者之ニ當ル
第十六條 第二條以下第九條ノ規定ハ
郡市青少年團ニ之ヲ準用ス

第五章 町村青少年團
第十七條 町村青少年團ハ管内單位團
ノ聯絡調整ニ當ル
第十八條 團長ハ町村長ノ職ニ在ル者
之ニ當ル
町村青少年團ハ必要ニ應ジ道府縣青
少年團ニ準ジ役員ヲ置クコトヲ得
第八條ノ規定ハ町村青少年團ニ之ヲ
準用ス

第六章 單位團
第十九條 單位團ハ青年團、女子青年
團及少年團トス
第二十條 青年團及女子青年團ハ公立
青年學校ノ通學區域ヲ標準トシテ之
ヲ設ク但シ特別ノ事情アル場合ニ於

參事 主事 主事 主事 主事
技師 技師 技師 技師 技師
主事 主事 主事 主事 主事
書記 書記 書記 書記 書記
工部 工部 工部 工部 工部
書庫 書庫 書庫 書庫 書庫
第二條 參事ハ理事長ノ命ヲ受ケ館務
ノ樞機ニ參與ス但シ命ニ依リ特定ノ
任務ニ服スルコトアルモノトス

第三條 職員ハ理事長ノ下ニ上司ノ命
ヲ承ケ事務ニ従事ス
第四條 本館ノ事務ヲ處理スルタメ囑
託ヲ置クコトヲ得

第二章 分掌
第五條 本館ノ事務ヲ掌理スルタメ左
ノ部ヲ置ク

總務部
會館部
物品部
第六條 部ニ部長ヲ置キ參事又ハ主事
ヲ以テ之ニ充ツ
部長ハ部内ノ職員並ニ傭人ヲ指揮監
督シ所屬事務ヲ掌理ス

第七條 部ニ次長ヲ置キ主事ヲ以テ之
ニ充ツ次長ハ部長ヲ輔佐シ部長事故
アルトキハ其ノ職務ヲ代理ス

第八條 部ニ係長ヲ置キ主事又ハ主事
補ヲ以テ之ニ充ツ
第九條 總務部ハ大日本青少年團本部
事務局事務總則ノ規定ニ依ル總務部
之ニ當ル

第十條 會館部ヲ左ノ二係ニ分チ本館
並ニ分館ノ施設管理利用ニ關スル事
項ヲ掌ルモノトス
宿泊係
1、青少年團員其ノ他ノ宿泊ニ關ス
ル事項
2、食堂、賣店、其ノ他店舗ノ監督
ニ關スル事項
3、宿泊者ニ對スル指導訓練ニ關ス
ル事項
4、本館並ニ分館ノ利用ニ關スル事
項
5、館内講習ニ關スル事項
6、宿泊者ニ對スル視察見學ニ關ス
ル事項
7、青年修養道場聯盟ニ關スル事項
講堂係
第十一條 需品部ハ左ノ四係ニ分チ青

年トス但シ重任ヲ妨ゲズ
官公吏ニシテ役員タル者ノ任期ハ其
ノ在職期間トス

市青少年團長ハ市長ノ職ニ在ル者之
ニ當ル
第十四條 副團長ハ三名以内トシ道府
縣青少年團長之ヲ任命ス

ニ充ツ次長ハ部長ヲ輔佐シ部長事故
アルトキハ其ノ職務ヲ代理ス
第八條 部ニ係長ヲ置キ主事又ハ主事
補ヲ以テ之ニ充ツ
第九條 總務部ハ大日本青少年團本部
事務局事務總則ノ規定ニ依ル總務部
之ニ當ル

アハ當分ノ間道府縣青少年團長ノ承認ヲ受ケテ特別ノ區域ニ依ルコトヲ得
少年團ハ小學校ヲ單位トシテ之ヲ設ク

第二十一條 青年團及女子青年團ノ團長ハ道府縣青少年團長之ヲ任命ス

團長ハ青年學校長ノ職ニ在ル者之ニ當ル但シ特別ノ事情アル場合ニ於テハ當分ノ間道府縣青少年團長ハ青年學校長ニアラザル者ヲ團長ニ任命スルコトヲ得

少年團ノ團長ハ小學校長ノ職ニ在ル者ニ付道府縣青少年團長之ヲ任命ス

第二十二條 副團長ハ夫々二名以內トシ道府縣青少年團長之ヲ任命ス

第二十三條 單位團ハ必要ニ應ジ道府縣青少年團ニ準ジ役員ヲ置クコトヲ得

第二十四條 單位團ハ團務執行ノ爲適當ナル部ヲ設クルコトヲ得

第二十五條 單位團ハ概ネ町内部落ノ區域ニ依リ分團ヲ設クルコトヲ得

分團長ハ團長之ヲ任命ス

第二十六條 分團(分團ナキトキハ單位團)ハ概ネ團員五名乃至十名ヲ單

位トシテ之ヲ班ニ分ツコトヲ得
班長ハ團長之ヲ任命ス

第二十七條 單位團ノ團員ハ左ノ區分ニ依ル

青年團

普通團員 青年學校生徒及十四歳乃至二十歳ノ男子青年

幹部團員 幹部又ハ指導者トシテ加入スル二十一歳乃至二十五歳ノ男子青年

現ニ青年團員タル者ニ付テハ仍從前ノ例ニ依ルモノトス

女子青年團

青年學校生徒及十四歳乃至二十五歳ノ未婚ノ女子青年

少年團

尋常小學校第三學年以上ノ小學校兒童

第二十八條 第八條ノ規定ハ單位團ニ之ヲ準用ス

第七章 經費

第二十九條 地方團ノ經費ハ補助金其ノ他ノ收入ヲ以テ之ニ充ツ

地方團ノ會計年度ハ毎年四月一日ニ始リ翌年三月三十一日ニ終ル

第八章 補則

少年團關係者ノ必需品ノ供給、取次、配給ニ關スル事項ヲ掌ルモノトス

管理係

1、需品部庶務ニ關スル事項

2、廣告ニ關スル事項

3、「青年」「日本青少年新聞」「青少年指導」「青年學校教本」圖書其ノ他青少年讀物ノ印刷並ニ推薦圖書ノ仕入ニ關スル事項

4、青少年團及ビ青少年團員其ノ他關係者ノ需用品並ニ生産品仕入ニ關スル事項

5、倉庫管理並ニ保管品出納ニ關スル事項

6、發送ニ關スル事項

機關誌係

「青年」ノ出版計畫並ニ配給ニ關スル事項

出版係

「日本青少年新聞」「青少年指導」「青年學校教本」圖書、其ノ他青少年讀物ノ出版計畫並ニ配給ニ關スル事項

需品係

青少年團及ビ青少年團員其ノ他關係者ノ需用品並ニ生産品ノ取次、配給ニ關スル事項

財團法人日本青年館役職員名

理事長 朝比奈策太郎

理事 井上秀、生悅住求馬、岡部繁、奥村喜和男、渡邊重雄、河原春作、高橋佐久松、山川健、田中長茂、栗原美能留、赤間信義、菊池豐三郎

監事 賀來佐賀太郎、柴沼直、三島通陽

評議員 岩本薫、泉田一、今井時郎、池園哲太郎、西村精一、西崎惠、大久保利政、岡尊信、岡部繁、奥村喜和男、渡邊重雄、河原春作、勝亦大平、立花繁男、高橋佐久松、田中確一、山川健、田中長茂、中里民平、村上儀憲、能木善七、赤間信義、里見富次、白川寅吉、鈴木鏡太郎

參與 小尾範治、田中重之、武部欽一、伊達源一郎、乘杉嘉壽、小林政一、後藤隆之助、橋本彌三、佐野利器、遊

第三十條 地方團ハ本則ニ依リ團則ヲ定メ道府縣青少年團ニ在リテハ大日本青少年團長、其ノ他ノ地方團ニ在リテハ道府縣青少年團長ニ報告スルモノトス

第三十一條 本則ノ條項ヲ改正セントスルトキハ文部大臣及大政翼賛會總裁ノ承認ヲ受クルモノトス

大日本青少年團本部

事務局事務總則

第一章 職制

第一條 事務局ニハ事務局長ノ下ニ左ノ職員ヲ置ク

參事

主事

技師

主事

技師

主事

書記

工手

書記

補手

第二條 參事ハ事務局長ノ命ヲ承ケ局務ノ樞機ニ參與ス但シ命ニ依リ特定ノ任務ニ服スルコトアルモノトス

第三條 職員ハ事務局長ノ下ニ上司ノ

命ヲ承ケ事務ニ從事ス

第四條 本部ノ事務ヲ處理スルタメ囑託ヲ置クコトヲ得

第二章 分掌

第五條 本部ノ事務ヲ處理スルタメ左ノ部ヲ置ク

總務部

教養部

保健厚生部

國防訓練部

勤勞作業部

第六條 部ニ部長ヲ置キ參事又ハ主事ヲ以テ之ニ充ツ

第七條 部ニ次長ヲ置キ主事ヲ以テ之ニ充ツ次長ハ部長ヲ補佐シ部長事故アルトキ其ノ職務ヲ代理ス

第八條 部ニ係長ヲ置キ主事又ハ主事補ヲ以テ之ニ充ツ

第九條 總務部ハ大日本青少年團本部ノ事務ヲ統轄シ左ノ四係ニ分チ當該事項ヲ掌ルモノトス

總務係

1、御眞影ニ關スル事項

2、勅語、詔書、令旨、御言葉、聖

- 恩奉體國民精神作興、團旗等ノ保管並ニ取扱ニ關スル事項
- 3、役員ノ印章及團印、館印ノ保管ニ關スル事項
- 4、秘書並ニ機密ニ關スル事項
- 5、人事ニ關スル事項
- 6、役員會ニ關スル事項
- 7、役員ノ出張並ニ講師派遣ニ關スル事項
- 8、儀式並ニ會議ニ關スル事項
- 9、表彰ニ關スル事項
- 10、各種名簿作成整理ニ關スル事項
- 11、規程、例規ノ改廢ニ關スル事項
- 12、文書ノ審議、發受並ニ保管ニ關スル事項
- 13、青少年教育研究所ニ關スル事項
- 14、指導者中央鍊成所ニ關スル事項
- 15、事務局所屬音樂隊ニ關スル事項
- 16、農村修鍊場ニ關スル事項
- 17、他ノ部係ノ所管ニ屬セザル事項
- 財務係
- 1、財産ノ管理ニ關スル事項
- 2、豫算決算ニ關スル事項
- 3、收入支出現金出納ニ關スル事項
- 4、物品給與ニ關スル事項
- 5、貸借、請負、其他契約ニ關スル事項

- 6、物品ノ購入、保管、修理、處分ニ關スル事項
- 7、稅務ニ關スル事項
- 情報係
- 1、新聞、雜誌等ノ發表ニ關スル事項
- 2、放送局トノ連絡ニ關スル事項
- 3、諸外國ニ對スル宣傳ニ關スル事項
- 4、展覽會ニ關スル事項
- 5、新聞記者俱樂部ニ關スル事項
- 6、其他青少年運動情報宣傳ニ關スル事項
- 企業係
- 1、企業ニ關スル事項
- 2、組織強化ニ關スル事項
- 3、團ノ經營指導ニ關スル事項
- 4、外地並ニ外國青少年團トノ連絡ニ關スル事項
- 5、大會ニ關スル事項
- 第十條 教養部ヲ左ノ四係ニ分チ當該事項ヲ掌ルモノトス
- 1、生活指導ニ關スル事項
- 2、貯金獎勵並ニ消費規正ニ關スル事項

- 澤敏三、下村壽一、關屋龍吉
- 顧問
- 一木喜徳郎、橋田邦彦、吉田茂、田子一民、田澤義輔、曾我祐邦、中川望、潮惠之輔、丸山鶴吉、後藤文夫、香坂昌康、近衛文麿、有馬良橋、關屋貞三郎
- 參事
- 熊谷辰治郎、宮本金七、長門頼三、森洋、青木敬一、山本常雄、久松榮一郎
- 總務部ハ
- 大日本青少年團總務部之ニ當ル會館部
- 會館部長(事務) 參事 山本常雄
- 宿泊係長 主事 大田順一郎
- 講堂係長(取扱) 主事 山本常雄
- 需品部
- 需品部長 主事 田總重雄
- 次長 主事 梅地庸男
- 管理係長 主事 杉岡良一
- 機關誌係長(心機) 主事 寺田正明
- 出版係長 主事 城寶榮作
- 需品係長 主事 大西秀藏
- 農村修鍊場長 主事 千葉藤一郎

- 事項
- 3、職業並ニ技能指導ニ關スル事項
- 4、科學教育ニ關スル事項
- 5、音樂ニ關スル事項
- 6、映畫ニ關スル事項
- 7、其他情操陶冶ニ關スル事項
- 常會係
- 1、時局認識ニ關スル事項
- 2、常會指導ニ關スル事項
- 3、ラジオニ關スル事項
- 4、文書教育ニ關スル事項
- 軍人援護係
- 1、軍人援護精神ノ普及徹底ニ關スル事項
- 2、軍人遺家族ノ支援協力ニ關スル事項
- 3、傷痍軍人ノ支援協力ニ關スル事項
- 4、皇軍ノ慰問ニ關スル事項
- 5、其ノ他軍人援護ニ關スル事項
- 編輯係
- 編輯一般ニ關スル事項
- 第十一條 保健厚生部ヲ左ノ二係ニ分チ當該事項ヲ掌ルモノトス
- 1、體育運動並ニ體力増強

- 2、明治神宮國民體育大會ニ關スル事項
- 3、虛弱青少年體力鍊成ニ關スル事項
- 4、徒步旅行ニ關スル事項
- 5、其ノ他體力増強ニ關スル事項
- 厚生係
- 1、保健教育ニ關スル事項
- 2、衛生推進班ニ關スル事項
- 3、厚生運動ニ關スル事項
- 4、結核豫防及ビ撲滅運動ニ關スル事項
- 5、榮養指導ニ關スル事項
- 6、民族保健並ニ結婚指導ニ關スル事項
- 7、育児法看護法ノ教育並ニ其ノ實施
- 8、託兒所及共同炊事ニ關スル事項
- 9、其ノ他保健衛生ニ關スル事項
- 第十二條 國防訓練部ヲ左ノ二係ニ分チ當該事項ヲ掌ルモノトス
- 國防係
- 1、國防知識ノ普及徹底ニ關スル事項
- 2、武道ニ關スル事項
- 3、野外訓練並ニ軍事基礎訓練ニ關

清溪寮

所在地 山梨縣南都留郡中野村(中央線大月驛下車乗換、富士山麓電鐵富士吉田驛下車乗合自動車約三十分、又は御殿場驛下車乗合自動車約一時間) 環境 秀峰富士の山麓、山中湖に面し、落葉松に圍まれ、豪壯にして清雅、魂を養ひ、身を鍛へるに絶好の地である。建物及施設 建物様式は總て山小屋式の素朴なものである。本館七十疊敷の講堂は三面硝子張り、坐して秀峰富士を仰ぎ山中湖を俯瞰することが出来る。これに事務室、食堂、浴室、洗面所、調理室等が附屬して七十人迄の宿泊が出来る。更に十八坪茅葺の講師住宅があり又別にろりの設備ある定員五人の附屬宿舎がある。生ひ立ち 故井上準之助氏の寄附金を基礎に青年の修養道場として建てられ昭和八年七月竣工、井上氏の號に因み清溪寮と命名された。使用略規 本館は現在主として青年團講習所として使はれてゐるが、講習所が開かれてゐない時は青年團並に關係方面の利用を歓迎してゐる。青年團の講習會其の他の集會の場合の費用左の

- スル事項
- 4、航空、機甲、馬事、通信等特技訓練ニ關スル事項
- 5、動員訓練ニ關スル事項
- 6、防空、防諜、防災ニ關スル事項
- 7、其ノ他國防ニ關スル事項
- 海洋係
- 1、海洋知識ノ普及徹底ニ關スル事項
- 2、水泳ニ關スル事項
- 3、航海訓練ニ關スル事項
- 4、海防訓練ニ關スル事項
- 5、舟艇操作、水難救助等特技訓練ニ關スル事項
- 6、海洋道場ニ關スル事項
- 第十三條 勤勞作業部ヲ左ノ二係ニ分チ當該事項ヲ掌ルモノトス
- 興亞係
- 1、青少年義勇軍ニ關スル事項
- 2、大陸現地訓練ニ關スル事項
- 3、女子大陸進出訓練ニ關スル事項
- 4、分村計畫ニ關スル事項
- 5、其ノ他興亞運動ニ關スル事項
- 勤勞作業部
- 1、神饌奉獻ニ關スル事項
- 2、増産運動ニ關スル事項

- 3、研究助成並ニ授産資金ニ關スル事項
- 4、軍役奉仕ニ關スル事項
- 5、廢品回收ニ關スル事項
- 6、其ノ他勤勞作業ニ關スル事項
- 秘書、參事會議、觀摩委員ニ關スル事項
- 第一條 本部事務局ニ副團長ノ秘書ヲ置クコトヲ得
- 第二條 本部事務局ニ團長室勤務ノ囑託ヲ置クコトヲ得
- 囑託ハ常務ヲ掌理スル副團長ノ命ヲ承ケ本部事務局ノ樞機ニ參畫シ副團長補佐ノ事務ヲ掌ル
- 第三條 本部事務局ニ參事會議ヲ置キ參事ヲ以テ之ヲ組織ス
- 參事會議ハ事務局局長ノ諮問ニ應ジ且本部事務局執行ニ關シ事務局局長ニ意見ヲ具申スルモノトス
- 參事會議ニ議長、副議長ヲ置ク
- 議長ハ事務局局長ヲ以テ之ニ充テ會議ヲ統裁ス
- 副議長ハ事務局局長之ヲ命免シ議長事

通リ。
使用規定
使用料(一日)
講堂十五圓 講師住宅四圓 山
小屋一圓五十錢
宿泊料(一人一泊)四十錢
食費 三食九十錢以上
入浴、暖房は實費

浴 恩 館
所在地 東京府北多摩郡小金井町
(省線武藏小金井驛下車徒歩二〇分)
環境 武藏野の真中、有名な小金井櫻堤の南側、老松と雑木林に囲まれた静寂境である。
建物及施設 約七千坪の敷地の中に講堂(收容人員約百名)、談話室、宿舍(一〇間)、事務室、調理室、浴室、洗面所等を有する本館と七十坪の道場兼屋内體操場を中心として、講師住宅職員住宅、農場及び庭球コート、籠球コート、芝生の運動場があるものである。
沿革 昭和三年御大典の際、大嘗祭神宮更衣所として御使用になつた建物を青年修養の道場として御下賜になり昭和四年起工、翌年三月竣工、元理事長一木喜徳郎氏に依りて浴恩館と命名さ

- 故アルトキ其ノ職務ヲ代行ス
- 第四條 本部事務局ニ地方團視察委員ヲ置ク地方團視察委員ハ參事ヲ以テ之ニ充テ地方團ニ對スル視察、指導其ノ他地方團振興上必要ナル事項ヲ掌ル
- 地方團視察委員ハ全國ヲ數個ノ區域ニ分チ各擔任區域ヲ定ム
- 大日本青少年團
- 青少年教育研究所規程
- 第一條 本所ハ青少年教育ニ關スル事項ノ研究ヲ掌ル
- 第二條 本所ニ左ノ職員ヲ置ク
- 所 長 一 名
- 副 所 長 若 干 名
- 所 員 若 干 名
- 副 所 員 若 干 名
- 書 記 若 干 名
- 本所職員ハ大日本青少年團本部事務局職員ヲ以テ之ニ補スルモノトス
- 第三條 所長ハ大日本青少年團ニ於テ常務ヲ掌理スル副團長ヲ以テ之ニ充テ團長ノ命ヲ承ケ所務ヲ掌理ス
- 第四條 副所長ハ所長ノ命ヲ承ケ部下所員ヲ指揮監督シ所管事務ヲ掌理ス但シ事務ノ執行ニ當リテハ大日本青

- 少年團本部事務局局長ノ區域ヲ受クルモノトス
- 第五條 所員並ニ副所員ハ所長ノ命ヲ受ケ分擔事項ヲ掌理ス
- 第六條 書記ハ上司ノ命ヲ承ケ庶務ニ從事ス
- 第七條 所長ハ團長ノ承認ヲ經テ本所ニ於ケル事務執行ニ必要ナル細則ヲ定ムルモノトス
- 大日本青少年團
- 指導者中央總成所規程
- 第一條 本所ハ青少年團指導者ノ新規養成並ニ再教育ヲ行フ
- 第二條 本所ニ左ノ職員ヲ置ク
- 所 長 一 名
- 副 所 長 若 干 名
- 所 員 若 干 名
- 副 所 員 若 干 名
- 書 記 若 干 名
- 本所職員ハ大日本青少年團本部事務局職員ヲ以テ之ニ補スルモノトス
- 第三條 所長ハ大日本青少年團ニ於テ常務ヲ掌理スル副團長ヲ以テ之ニ充テ團長ノ命ヲ承ケ所務ヲ掌理ス
- 第四條 副所長ハ所長ノ命ヲ承ケ部下所員ヲ指揮監督シ所管事務ヲ掌理ス

れたのである。その後この本館を中心にして西寮、南寮、講師住宅、道場、觀所、浴恩神社と、今や全く修養道場としての設備が出来上つた。
使用規定 本館は青年團講習所として使はれてゐるが、講習所が開かれてゐない時は青年團並に關係方面の利用を歓迎してゐる。
使用料一日拾五圓
(但し一日以上は一日に付八圓)
宿泊料一人一泊四十錢(但し小學生は一人一泊二十錢)食費一日三食九十錢以上 風呂燃料、暖房費は實費、講師室一日二圓五十錢

農 村 修 養 場
所在地 千葉縣香取郡本大須賀村久井崎にあり、總武線滑河驛下車南へ約二里。
環境 國幣小社小御門神社の近くにあつて赤松や雑木の林と綺麗に開拓された畑地約二十町歩ほどで北滿の曠野を偲ばしめる高原地である。
建物及施設 大日本青少年團員の修練農場として開拓された農園や家畜小屋を中心にして指導者住宅、宿舍、講堂等があり勤勞道場として絶好である。
使用略規 宿泊料一人一泊四十錢 食費一人三食九十錢 以上
入浴費及暖房實費

但シ事務ノ執行ニ當リテハ大日本青少年團本部事務局長ノ區處ヲ受クルモノトス

第五條 所員並ニ副所員ハ所長ノ命ヲ受ケ分擔事項ヲ掌理ス

第六條 書記ハ上司ノ命ヲ承ケ庶務ニ從事ス

第七條 所長ハ團長ノ承認ヲ經テ本所ニ於ケル事務執行上必要ナル細則ヲ定ムルモノトス

大日本青少年團應急要項

第一總則

第一條 本要項ハ國家ノ非常事態及變災ニ際シ青少年團ノ團體的活動ヲ要スル場合適切ナル措置ヲ執ラシムル爲之カ計畫、準備並ニ演練ニ就キ規定ス

第二條 本部並ニ各地方團ハ本要項ニ基キ豫メ應急ニ關スル一切ノ事項ヲ遺漏ナク計畫準備シ實施ノ際支障ナキヲ期スヘシ

計畫、準備殊ニ實施ニ際シテハ道府縣團ニ在リテハ本部ト、其ノ他ノ地方團ニ在リテハ上級地方團ト夫々緊密ナル聯繫ヲ保ツコトニ努ムヘシ

第三條 應急措置ニ要スル各地方團ノ經費ハ特ニ定ムル場合ヲ除クノ外當該地方團ニ於テ支辨スルモノトス

第二 應急企業委員會

第四條 本部及道府縣團ニ夫々應急企業委員會ヲ設ク

第五條 本部並ニ道府縣團應急企業委員會ハ委員長及委員若干名ヨリ成ル委員長ハ夫々常務ヲ掌理スル副團長ニ當ル

委員ハ夫々役職員中ヨリ當該團長之ヲ委囑又ハ任命ス

第六條 應急企業委員會ハ本部及道府縣團ノ應急措置ニ關スル計畫ニ就キ意見ヲ決定シ之ヲ團長ニ具申ス

第七條 本部應急企業委員會ニ於テ審議スヘキ事項概ネ左ノ如シ

一 非常事態及變災ニ際シ大日本青少年團トシテ新ニ計畫實施スヘキ事項

二 前號ノ場合ニ對シ本部事業中特ニ強化徹底セシムヘキモノ、統合整理スヘキモノ、中止スヘキモノ其ノ他應急ノ爲必要ナル事項

三 地方團ノ應急計畫並ニ實施ニ關スル事項

四 第一號及第二號ニ依リ計畫實施スヘキ事項ニ關シ官公衛及他ノ團體ニ協力スヘキ範圍及方法

五 本部内應急業務發動ニ關スル事項

應急業務ノ實施ニ關シテハ團長之ヲ定ム

前二項ノ規定ハ道府縣團應急企業委員會ニ之ヲ準用ス

第三 應急計畫

第八條 道府縣團長ハ本要項ニ依リ其ノ實情ニ基キ豫メ應急計畫ヲ立テ且ツ管内各地方團ヲシテ夫々計畫ヲ樹立セシメ大日本青少年團トシテノ機能ヲ發揮スルコトニ努ムヘシ

計畫準備及演練ノ狀況及實施ニ就テハ其ノ都度概要ヲ本部ニ報告スヘシ

第九條 應急計畫ハ概ネ左ノ區分ニ依リ樹立スヘキモノトス

一 應急處置

防空、防災、警備、救急、看護、軍役奉仕、炊出等ノ諸計畫並ニ之ニ要スル人員、器材ノ整備、服裝、集合ノ方法等ノ計畫

二 赴援計畫

本部ノ命令或ハ他ノ地方團ヨリノ

要求アリタル場合應急若ハ勤勞作業ノ爲赴援シ得ル人員、服裝、器材、輸送、給養、宿營等ノ計畫

第十條 前條ノ計畫ヲ樹立スル爲地方團ハ豫メ左記事項ヲ調査シ置クヲ要ス

一 應役可能ノ男女青少年別人員

二 特有ノ技能

三 教育程度

四 其ノ他必要ト認ムル事項

第四 演練

第十一條 應急計畫ノ演練ハ地方ノ實情ニ即シ機會、時期等ヲ選擇シ周到ナル計畫ノ下ニ確實ニ實施スルモノトス

第十二條 應急計畫ハ隨時之ヲ演練シ特ニ通達、集合ノ圓滑確實ヲ期スルヲ要ス

第十三條 應急計畫ノ演練ニ於テハ計畫實施ノ結果ヲ檢スルト共ニ團員任務ノ理解、責任ノ自覺、生活整頓等(家業又ハ業務ノ整理、日用品工作具ノ整理等ヲ含ム)ノ情況ヲ查察シ爾後ノ教養訓練ニ資スルモノトス

大日本青少年團應急要項實施細則

第一總則

第一條 本細則ハ大日本青少年團應急要項ニ基キ地方團ニ於テ計畫實施スヘキ細部ノ事項ヲ規定スルモノトス

第二條 國民勤勞報國協力令及同施行規則ニ依リ協力ノ爲出動スヘキ場合ニ於テハ特ニ定ムル場合ヲ除クノ外大日本青少年團應急要項及本細則ヲ準用ス但シ大日本青少年團應急要項第三條ハ此ノ限ニ在ラス

第三條 出動ハ團ノ區域内タルト其ノ區域外タルトニ依リ又情況ノ緩急ニ依リ其ノ員數、日數、下令後ニ於ケル出動準備期間其ノ他ニ就キ異ルヘキヲ考慮シ置キ實施ニ當リ遺漏ナキヲ期スヘシ

第四條 出動ハ事態急ニシテ本部又ハ上級團ノ指令ヲ受クル暇ナキ場合ヲ豫想シ常ニ本部又ハ上級團並下級團ト密接ナル聯繫ヲ保チ事ニ當リ機宜ノ處置ヲ誤ラサルコトニ努ムヘシ

第五條 道府縣團長ハ管内各地方團ニ對シ其ノ計畫、準備、演練及實施ニ

關シ指導監督ノ責ニ任スルモノトス

第六條 赴援ニ要スル經費ハ大日本青少年團應急要項第三條ノ規定ニ拘ラス双方協議ノ上其ノ都度負擔ノ區分ヲ決定ス

第二 計畫及編成

第七條 大日本青少年團應急要項第九條ノ規定ニ依リ計畫ヲ樹立スルニ當リテハ概ネ左記事項ニ付留意スヘシ

一 防空ニ對シテハ警報、防護、監視、交通整理、應急工作、配給、通信連絡、消防、防毒、燈火管制等ニ關スル事項

二 防災ニ對シテハ風水害、火災等ニ關スル對策

三 警備ニ對シテハ官公衛其ノ他重要施設並沿岸其ノ他ノ警備、諜報、宣傳、謀略ニ關スル事項

四 救急看護、炊出等ニ對シテハ前三項ニ附隨シ若クハ單獨ニ要請セラルヘキ場合

五 軍役奉仕ニ對シテハ關係方面トノ連絡、秘密ノ保持

六 勤勞作業ニ對シテハ國家總動員業務及生産力擴充業務等擔當ノ各種機關ト密接ナル連絡ノ下ニ出動

- ノ時機、場所、作業ノ内容、器材、輸送、給與其ノ他必要事項ニ關スル調査立案等
- 第八條 應急計畫實施ニ應スル隊編成ハ概ネ左記標準ニ依ルヘシ
 - 一分隊
 - 長 一名
 - 隊員 十名乃至十五名
 - 二小隊
 - 長 一名
 - 隊附 一名乃至二名
 - 傳令 二名
 - 二個乃至五個分隊
 - 三中队
 - 長 一名
 - 隊附 二名乃至三名
 - 傳令 三名乃至五名
 - 救護員 若干名(小隊數ニ應ス)
 - 二個乃至五個小隊
 - 四大隊
 - 長 一名
 - 隊附 三名
 - 傳令 三名乃至五名
 - 救護員 若干名(中隊數ニ應ス)
 - 二個乃至四個中隊
- 輸送、通信連絡、救護、給養等ニ關

- シテハ前項ノ規定ヲ準用ス
- 第九條 前條ノ編成ニ關シテハ班、分團、性別、年齢別、特殊技能、教育程度、職業等ヲ考慮シ小隊長以上ノ各隊長及隊附ノ一部ハ指導者若クハ二十一歳以上ノ男子又ハ女子ヲ以テ之ニ充ツルモノトス
- 第十條 隊附ハ概ネ左ノ任務ニ服スルモノトス
 - 一 總務係 庶務、會計、連絡其ノ他他係ノ任務ニ屬セサル事項
 - 二 作業係 作業ノ企畫、實施、指導監督並ニ厚生指導
 - 三 設備係 作業用具ノ管理、配給、營舎等ノ設備ニ關スル事項
 - 四 輸送係 輸送ニ關スル事項
 - 五 給養係 食糧、被服其ノ他給養ニ關スル事項
 - 六 衛生係 救急看護及隊員ノ健康保持ニ關スル事項
- 隊附ハ相互兼務スルコトヲ妨ケス
- 第十一條 赴援ノ實施ハ道府縣團ノ區域外ニ在リテハ大日本青少年團長、同區域内ニ在リテハ道府縣團長ノ指揮ニ依ル但シ事態ヲ要スル場合ニ於テハ獨斷專行ノ上運滞ナク夫々指

- 揮團長ニ報告スヘシ
- 第三 準備
 - 第十二條 地方團ハ應急處置、赴援計畫ニ關シ左記書類ヲ準備シ置クヘシ
 - 一 出動計畫書
 - 二 應役可能者名簿(單位團ノミ)
 - 三 出動通達書(單位團ノミ)
 - 四 出動日誌
 - 五 其ノ他必要ト認ムル書類
 - 第十三條 出動計畫書ニ記載スヘキ事項概ネ左ノ如シ
 - 一 要員及編成ニ關スル事項
 - 二 業務ノ擔任及實施要領ニ關スル事項
 - 三 器材ニ關スル事項
 - 四 救護、給養、宿營、輸送ニ關スル事項
 - 五 出動ノ爲通信連絡ニ關スル事項
 - 六 其ノ他必要ト認ムル事項
 - 第十四條 應役可能者名簿ニハ概ネ左記事項ヲ記載スヘシ
 - 一 職 業
 - 二 特殊技能
 - 三 體力檢定章
 - 四 學 歴
 - 五 家庭ノ狀況

- 六 其ノ他必要ト認ムル事項
- 第十五條 出動通達書ハ單位團長之ヲ保管シ概ネ左記事項ヲ記載スヘシ
 - 一 出動者ノ氏名
 - 二 出動目的
 - 三 集合日時
 - 四 集合場所
 - 五 服裝携行品(規定ノ外特ニ必要アル場合ノミ)
 - 六 出動ノ豫定日數
 - 七 其ノ他必要ト認ムル事項
- 出動通達書ニハ切取線ヲ附シ概ネ左記事項ヲ記載シタル受領書ヲ添附スヘシ
 - 一 受領日時
 - 二 受領者氏名印(不在ノ時ハ責任代理者)
- 第十六條 出動日誌ニハ概ネ左記事項ヲ記載スヘシ
 - 一 日時、天候
 - 二 當日實施セル事項ノ概要
 - 三 將來參考トナルヘキ事項
 - 四 表彰其ノ他特記スヘキ事項
- 第十七條 地方團長ハ常時出動通達網ヲ整備シ隨時之ヲ點檢スルヲ要ス
- 通達ハ電話、電信ニ依ルヲ原則トス

- 但シ單位團ハ急便ヲ以テ直接之ヲ爲スヘシ
- 通達ニハ通信機關杜絶ノ場合ヲ考慮シ副通信ヲ併用スルモノトス
- 第十八條 地方團長出動ノ通達ヲ受ケタルトキハ遲滞ナク下令者ニ命令受領ノ旨返信スヘシ
- 單位團長ハ豫メ用意セル出動通達書ニ必要事項ヲ記入シ速ニ團員ニ交付スヘシ
- 第十九條 出動ノ服裝ハ特別ノ指示ナキ限り概ネ左記ニ依ルヘシ
 - 男子青年 團服、團帽、卷脚絆、靴、地下足袋又ハ草鞋ヲ着ク
 - 女子青年 作業ニ適スル輕裝ヲ爲シエプロンヲ携行ス
 - 少年少女 第一號及第二號ニ準ス
- 第二十條 出動ノ際ノ携行品ハ特ニ指示ナキ限り概ネ左ニ依ルヘシ
 - 一 出動通達書
 - 二 雜囊又ハ背負袋或ハ之ニ代ルモノ
- 内容品ハ食料ニ食分、手拭、日用品(絲針ヲ含ム)、筆記用具、雨具等トス

第四 演 練

- 第二十一條 演練ハ出動計畫ニ基ク諸事項ノ外特ニ宿營、給養、輸送、作業指揮法及各種作業用具ノ操法等ニ就キ行フモノトス
- 第二十二條 演練ニ際シ留意スヘキ事項概ネ左ノ如シ
 - 一 周密且ツ適切ナル計畫ヲ以テ爲スヘキコト
 - 二 形式ニ陷ラサルコト
 - 三 重點主義ヲ採ルコト
 - 四 基本訓練ヲ積ミタル後綜合訓練ニ移行スル如ク着意スルコト
 - 五 實施後必ス講評ヲ行ヒ實施者ハ研究反省ノ會合ヲ開キ將來改善ニ資スルコト
- 第二十三條 上級團ハ隨時下級團ノ演練ヲ査閲シ其ノ計畫準備ヲ點檢スルモノトス
- 第五 報 告
 - 第二十四條 地方團ニ於テ國民勤勞報國協力令施行規則第七條ノ規定ニ依リ國民勤勞報國隊ニ依ル協力ヲ命セラレ之ニ協力シタルトキハ之カ終了後其ノ概要ヲ具シ上級團ヲ經由シ道府縣團ニ報告スヘシ
 - 前項ノ協力ニ關シ上級團ノ指揮ヲ受

クル必要アリト認ムルトキハ遲滞ナク之ヲ指揮ヲ受ケ協力ニ關シ遺漏ナキヲ期スヘシ

第二十五條 道府縣團長ニ於テ大日本青少年團應急要項第八條第二項ニ關スル報告ヲ爲サムトストキハ管内各地方團ノ計畫、準備、演練及實施ニ關スル意見ヲモ併セテ具申スヘシ

大日本青少年團本部 授産資金貸付規定

第一條 大日本青少年團の單位青年團、女子青年團、同分團、班及び同團員（幹部團員を含む以下同じ）にして左の各號の一に該當し資金を必要とするものに對し毎年度豫算の範圍内に於て本規定に依り資金を貸付す

一、年齢二十五歳以下の男女青年團員にして國家目的に即應する産業上の研究計畫を有し其の業績優秀にして償還の途確實なるもの
二、單位團、分團、班にして國家目的に即應する産業上の共同施設又は團員の生業助成の事業を行ひ其の業績優秀にして償還の途確實なるもの

第二條 資金貸付金額は左の基準によるもの
一、男女青年團員の場合 最高參百圓迄とす
二、單位團、分團、班の場合 最高五百圓迄とす

第三條 本規定により資金を借入れんとするものは第一號様式に依り資金借入申請書を單位團、町村團、郡市區團、道府縣團長を経て大日本青少年團長宛提出すヘシ

第四條 道府縣青少年團長に於て前條の資金借入申請書の提出を受けたるときは本規定貸付條項に該當するや否やを書面及實地に付調査し意見を具し一件書類を大日本青少年團長宛申達するものとす

第五條 大日本青少年團長は道府縣青少年團長の申達書類に依り之を審査の上適當と認むるときは第二號様式に依る貸借契約書を徴し現金を交付するもの

第六條 本規定に依り資金の貸付を受けたるものは一ヶ年以内の据置期間を設け其の翌月より最長期五ヶ年間に於て月賦若しくは年賦を以て返還するものとする

第七條 貸付金には利子を附せず
第八條 本規定により借入れたる資金の使途及返還方法を變更せんとする場合は第三號様式による變更申請書を大日本青少年團長に提出し許可を受くるものとす

第九條 本規定又は貸借契約條項に違反し若しくは不都合の行爲ありと認むるときは大日本青少年團長は貸付金の全部又は一部の返還を命ずることあるヘシ

第十條 本規定は昭和十七年四月一日より之を施行す

附則 借入申請に関する注意 (貸付規定と照合すること)

一、借入申請書 規定第一條により男女青年團員個人の事業に對しても貸付を行ふことは勿論であるが、青少年團運動に及ぼす効果を大ならしめる趣旨により成るべく單位團、分團、班等の事業に對して貸付を行ひたい方針である
尙男女青年團員が連名で申請をする場合は個人の場合に準じ取扱ふ
(規程第一條第一項の二十五歳以下の男女青年團員とあるも男女青年團在籍中に資金の大部分が償還出来得るものであることを希望する)
又單位團、分團、班の場合は青少年團活動組織内の産業部や勤勞作業部又は之に準ずる部からの申請でなくして單位團長名又は分團、班名を以て申請されたい

二、貸付金額 規定第二條に依つて單位團、分團、班には最高五百圓迄個人には最高參百圓迄であるから其の範圍内で本團に於て必要と認める金額を貸付する但し特に必要と認められた場合は増額貸付することもある
三、期限、据置期間、返還方法 貸付年限は普通六ヶ年以内である据置期間は最初の一ヶ年以内で其の翌月より最長期五ヶ年間に月賦又は年賦(或は半ヶ年々賦)で返還することを要する
四、保證 規程第三條によつて分團、班、個人の申請書には其の所屬する單位團長の保證書を單位團の申請書には其の所屬する道府縣青少年團長の保證書を要する
右團長の保證は普通の貸借關係に於けるやうな直接債務の保證ではなく其れ以上の道德的信用の保證である。即ち借入申請の單位團、分團、班又は團員をして本授産資金貸付規程を遵守せしめ且申請書の計畫通り事業を遂行して青少年團産業活動の模範たるに足る実績を擧げしめると共に所定の通り借入資金を辨済せしむることを保證するものである
五、事業の内容並に資金の使途 郷土の産業又は其の事業は新生面を開拓するやうな産業開發計畫であると同時に國策に即應した事業にして積極的生産計畫を有するもの(例へ

ば主要食糧軍需用並に輸出産物の生産擴充或は資源開發等に關するもの)を希望する
借入金返済資金、土地購入費、俱樂部住宅の建築費等の單なる流動資金には貸付せぬ方針である
六、借入申請の手續 本資金の借入を希望するものは申請書作製前、農會、産業組合、青年學校、村當局等と連絡し事業の内容に就て十分な批判を請ひ其の指示を受けて後申請書を作製し單位團、町村團、郡市區團、道府縣團と云ふやうに順序を経て提出されたい
七、申請書の作成 申請書は規程の第一號様式に依り作製し之が記載は出來得る限り詳細にされたい。記載不十分の場合は内容不明のため貸付が出來なくなり或は審査が遅延するため貸付が著しく遅れることとなるから十分注意されたい。特に添附書類中「事業の概要並に借入資金の用途」及び「其の他の参考事項」は左記によつて整備されたい。單位團、分團、班の申請は團體長名を以てし印は團體長の公印を

大日本青少年年圖

Table listing youth organization leaders in various prefectures including Tokyo, Kanagawa, and Chiba, with columns for position and name.

Table listing youth organization leaders in prefectures such as Saitama, Chiba, and Tokyo, detailing their roles and names.

Table listing youth organization leaders in prefectures like Chiba, Tokyo, and Kanagawa, including their titles and names.

大日本青少年年圖

Table listing youth organization leaders in prefectures including Kanagawa, Chiba, and Tokyo, with columns for position and name.

Table listing youth organization leaders in prefectures such as Chiba, Tokyo, and Kanagawa, detailing their roles and names.

Table listing youth organization leaders in prefectures like Chiba, Tokyo, and Kanagawa, including their titles and names.

圖年少青本日大

Table listing youth organization leaders in various prefectures including Tokyo, Osaka, and others. Columns include position (e.g., 局長), organization name, and the leader's name.

Table listing youth organization leaders in various prefectures including Chugoku, Shikoku, and others. Columns include position, organization name, and the leader's name.

Table listing youth organization leaders in various prefectures including Kyushu and others. Columns include position, organization name, and the leader's name.

圖年少青本日大

Table listing youth organization leaders in various prefectures including Chugoku, Shikoku, and others. Columns include position, organization name, and the leader's name.

Table listing youth organization leaders in various prefectures including Chugoku, Shikoku, and others. Columns include position, organization name, and the leader's name.

Table listing youth organization leaders in various prefectures including Kyushu and others. Columns include position, organization name, and the leader's name.

大日本青年少年團

Table listing members of the Japanese Youth League, including names like 山口縣青少年團, 德島縣青少年團, and 香川縣青少年團, along with their respective positions and names.

大日本青年少年團

Table listing members of the Japanese Youth League, including names like 大分縣青少年團, 宮崎縣青少年團, and 鹿兒島縣青少年團, along with their respective positions and names.

Table listing members of the Japanese Youth League, including names like 愛媛縣青少年團, 高知縣青少年團, and 福岡縣青少年團, along with their respective positions and names.

Table listing members of the Japanese Youth League, including names like 沖繩縣青少年團, 早川勳二, and 山口實, along with their respective positions and names.

男女青少年團體に關する訓令通牒

地方青年團向上發達ニ關スル件 (明治三十八年九月內務省地方局長通牒)
近來各地青年會ナルモノ勃興シ將來望ヲ囑スヘキモノ少カラス之レ蓋シ時局ニ感激シテ躍起セルモノ多キニヨルヘキモノヲシテ時局ト終始セシムルカ...

ノ啓發、體格ノ改良其ノ他各種公益事業ノ補助等ヲ目的トスル各種青年團體ノ設置ヲ見ルニ至レルハ通俗教育上ニ於テモ其ノ效果尠カラザルコト、在候處向後益々是等團體ヲ誘掖指導シテ一層有效ノモノトシテハ之ヲ設置セシムルナキ地方ニ對シテハ之ヲ設置セシムル等充分御獎勵相成候様致度尙舊來ノ慣例ニ依ル若連中等ノ青年團體ニ對シ適宜指導ヲ加フルニ於テハ容易ニ通俗教育上著大ノ效果ヲ收メ得ベキ儀ト存候ニ付御獎勵ニ際シテハ特ニ此點ニモ御注意相成候様致度依命此段及通牒候...

一、(市町村長ニ關スル事項)
一、(略ス)
一、青年會ニシテ他ノ模範トナルヘキモノ、組織事業ソノ他(既ニ報告ノ分ハ之ヲ除ク)
青年ニ關スル件(明治三十八年十二月二十七日文部省普通學務局長通牒)
近來各地地方ニ於テ風氣ノ矯正、知徳...

地方青年團體ニ關スル件(大正二年九月)
追テ青年團體獎勵ニ關シ從來施設セラレ其ノ效果著シキモノ有之候ハ、此際御報告相成度又將來施設相成候上ハ其ノ效果等ニ付キ時々御報告相成度此段申候也

昨日内務省第五四六號内務省地方局長通牒
 近來各地トモ青年團體ノ發達漸ク著シキヲ加ヘ智徳ノ修養風紀ノ改善共同思想ノ涵養其他農事ノ改良副業ノ興振ヨリ夜警消防等各般ノ事ニ依リテ活動ノ状態ル見ルベキモノアルヲ致シタルハ誠ニ喜ブベキ現象ニ有之是レ畢竟青年各自ノ自覺ト各位ノ指導監督ノ結果ニ依ル所ナリト雖多數團體ノ内ニハ動モスレバ其勢力ヲ恃ミテ政治運動ニ干與シ或ハ之ニ利用セラレ若ハ濫リニ町村政ニ容喙スル等時ニ常軌ヲ逸スルノ行動ニ出ヅルモノナキニアラザルハ深ク寒心ニ堪ヘザル義ニ有之是等ノ點ニ就テハ各位ニ於テモ之ガ匡正指導ニ勉メラレツ、アルベキモノ今後尙一層之ガ戒飭ニ留意シ以テ團體本來ノ目的ヲ遂行セシムル様致度尤モ青年ヲシテ公事ニ關シ健實ナル智識ヲ修得セシムルハ固ヨリ緊要ノコト、在候モ其本分ヲ忘レテ漫ニ政治運動ニ熱中スルガ如キハ不可然義ニ付常時最モ之ガ指導ニ意ヲ致シ講演講話ノ如キ直接人心ノ歸嚮ニ影響スルモノニ在テハ深ク講師其人ノ選擇ニ慎マシムベキハ勿論團體經營ニ係ル圖書館巡迴文庫ノ如キ青年閱讀ノ

文警等ニ就テモ之ガ選擇ヲ慎マシムル様十分注意指導相成度候
 青年團體ノ指導發達ニ關スル件
 (大正四年九月十五日内務省文部省訓令)
 青年團體ノ設置ハ今ヤ漸ク全國ニ治ク其ノ振否ハ國運ノ伸暢地方ノ開發ニ關スル所殊ニ大ナルモノアリ此ノ際一層青年團體ノ指導ニ努メ以テ完全ナル發達ヲ遂ゲシムルハ内外現時ノ情勢ニ照シ最モ喫緊ノ一要務タルベキヲ信ズ抑々青年團體ハ青年修養ノ機關タリ其ノ本旨トスル所ハ青年ヲシテ健全ナル國民善良ナル公民タルノ素養ヲ得シムルニ在リ隨テ團體員ヲシテ忠孝ノ本義ヲ體シ品性ノ向上ヲ圖リ體力ヲ増進シ實際生活ニ適切ナル知能ヲ研キ剛健勤勉克ク國家ノ進運ヲ扶持スルノ精神ト素質トヲ養成セシムルハ刻下最モ緊切ノ事ニ屬ス其ノ之ヲシテ事業ニ當リ實務ニ從ヒ以テ練習ヲ積マシムルモノ亦固ヨリ修養ニ資セシムル所以ニ外ナラズ若シ夫レ團體ニシテ其ノ綱ヲ所誤リ施設其ノ宜シキヲ得ザルコトアラムカ當ニ所期ノ成績ヲ擧ゲ得ザルノミナラズ其ノ弊ノ及ブ所測リ知ルベカラザルモノアラム故ニ地方當局者ハ須ク

此ニ留意シ地方實際ノ情況ニ應ジ最モ適當ナル指導ヲ與ヘ以テ團體ヲシテ健全ナル發達ヲ遂ゲシムルコトヲ期スベシ
 青年團體ニ關スル件 (大正四年九月十五日内務省文部省兩次官通牒)
 青年團體ニ關シ今般内務文部兩大臣ヨリ訓令ノ次第モ有之候處右團體ノ組織設置區域其ノ他ニ關シテハ大體左記標準ニ依リ指導相成候様致度尤モ此ノ際強テ速ニ該標準ニ據ラシメムトスル儀ニハ無之候ニ付其ノ邊ニ就テハ十分御留意ノ上深ク地方實際ノ情況ニ鑑ミ其ノ宜シキヲ制セシムル様御指導相成度此段及通牒候也
 一、青年團體ノ設置ニ關スル標準
 青年團體ハ市町村ニ於ケル義務教育ヲ了ヘタルモノ若クハ之ト同年齡以上ノ者ヲ以テ組織シ其ノ最高年齡ハ二十年ヲ常例トスルコト
 二、青年團體ノ設置區域
 青年團體ハ市町村ヲ區域トシテ組織ス若クハ支部ヲ置クコトヲ得ルコト
 三、青年團體ノ指導者援助者
 青年團體ノ指導者ハ小學校長又ハ市

町村長其ノ他名望アル者ノ中ニ就キ最モ適當ト認ムル者ニシテ之ニ當ラシメ市町村吏員、學校職員、警察官、在郷軍人、神職、僧侶、其ノ他篤志者中適當ト認ムルモノヲシテ協力指導ノ任ニ當ラシムルコト
 團體員ガ團體員タルノ年齢ヲ過ギタル者ハ援助者トシテ其ノ力ヲ竭サシムルコト
 四、青年團體ノ維持
 青年團體ニ要スル經費ハ努メテ團體員ノ勤勞ニヨリ收入ヲ以テ之ヲ支辨スルコト
 青年團體ノ健全發達ニ資スベキ要項
 (大正七年五月三日内務省文部省訓令)
 青年團體ハ青年修養ノ機關タリ最モ其ノ本旨ノ存スル所ヲ訓令シ更ニ其ノ依遵スベキ所ヲ通牒セシメタリ爾來時勢ノ進展ハ益々之ガ振興ノ機運ヲ促進シ經營並指導亦漸ク其ノ眞摯ヲ加ヘタリト雖組織ノ井然タルモノアルニ比シ内容往々ニシテ之ニ伴ハズ其ノ多クハ尙點睛ヲ缺クノ憾ナシトセズ
 今ヤ世界戰亂ノ衝動ハ汎ク精神上竝經濟上ノ各方面ヲ掀邊シ殊ニ國民思想上ノ刺戟ニ至リテハ一層深甚ナルモノ

アラムトス願フニ此ノ曠古ノ變局ニ處シテ擲フ所ヲ誤ラズ更ニ戰役激甚ナラムトスル國際ノ競争ニ應ジテ帝國ノ基礎ヲ堅實ニシ毅然トシテ其ノ重キヲ中外ニ爲サシムルモノ國家活力ノ源泉タル青年ノ努力ニ待ツ所多シ之ヲシテ益國體ノ精華ヲ尊重シ心身ヲ研磨シテ將來更ニ規模ノ大ヲ加フベキ實務ノ負擔ニ堪フルノ力ヲ涵養セシムルハ刻下最要ノ先務タリ青年團體ノ指導ヲ以テ任トナス者ハ宜シク立國ノ本義ト世界ノ大勢トニ徴シテ其ノ適應スル所ヲ闡明シ能ク青年ノ心理ヲ諒解シテ理之ヲ誨ヘ情之ヲ掖ケ身ヲ以テ範ヲ示シ苟モ其ノ歸趨ヲ誤ラシメザラムコトヲ期スベシ若シ夫レ經濟ノ變調ニ伴ヒテ華靡類唐漸ク其ノ風ヲ成スガ如キニ至リテハ國家ノ健全ナル進運ヲ茶毒スルコト渺シトセズ青年ノ教養亦宜シク此ニ留意シテ其ノ操守ヲ堅ウセシメ益篤實剛健ノ氣風ヲ興サシムルニ務ムベシ
 今青年團體ノ現狀ニ顧ミ之ガ健全ナル發達ニ資スベキ當今ノ要項ヲ左ニ條擧シ以テ地方ノ實況ニ照シ參酌其ノ宜シキヲ制セシムルコトヲ期ス
 一、青年ヲシテ實地活用ノ智徳ヲ進メ

シムルハ補習教育ニ待ツモノ多シ之ガ施設ニ勉メ相率キテ學ニ就カシメ以テ其ノ普及ト徹底トヲ圖ラムコトヲ要ス
 一、公共ノ精神ヲ養ヒ公民タルノ性格ヲ陶冶スルハ青年ノ教育ニ於テ關クベカラザル要綱タリ補習教育ノ施設其ノ他適切ナル方法ヲ講ジ以テ其ノ目的ヲ達成セムコトヲ要ス
 一、方今圖書ノ刊行セラル、モノ多ク之ニ伴ウテ青年ノ讀書趣味ヲ増進スルモノ渺シトセズ能ク其ノ選擇ヲ慎ミ青年ヲシテ健全ナル識見ヲ廣ウセシメムコトヲ要ス
 一、青年ノ身體ヲ鍛鍊シテ其ノ體力ヲ増進スルハ國家ノ活力ヲ養フノ要素タリ心身共ニ堅實ナル素質ヲ大成セシメ平時並有事ノ秋ニ處シ其ノ本分ヲ盡スニ於テ遺憾ナカラシメムコトヲ要ス
 一、青年ノ修養ハ各自ノ自覺ヲ以テ本トス而モ之ガ指導ノ任ニ當ル者竝其ノ中心タル者ノ力ニ待ツ所殊ニ大ナルモノアルヲ以テ適切ナル方法ニ依リ之ガ善導ト養成トニ勉メムコトヲ要ス

一、青年團體ノ指導方法ニ關シ先進者ノ所見時ニ低格矛盾ニ涉リ之ガ實行爲ニ阻碍ヲ見ルコトナキニアラズ能ク其ノ間ノ連絡ヲ圖リ其ノ果ヲ成シ實ヲ收ムルニ於テ遺憾ナカラムコトヲ要ス

方今内外ノ情勢ヲ稽フルニ根柢アリ活力アル青年團體ハ帝國ノ殊ニ要求シテ已マザル所ナリ地方當局者ハ深ク此ニ顧ミ今後一段ノ精采ヲ加ヘテ之ガ啓策發進ニ努力シ各團體ヲシテ其ノ目標ヲ齊ウシ其ノ歩調ヲ一ニシ相互ニ督勵シテ能ク其ノ形體實質共ニ一貫セル鍛成ノ美ヲ濟サシムベシ

青年團體ノ內容整理並實質改善方

(大正九年一月十六日內務省文部省訓令) 青年團體ノ實績近來漸ク見ルベキモノアルハ邦家ノ爲洵ニ喜ブベキ所ナリ然レ共其ノ內容ヲ整理シ實質ヲ改善シテ健全ナル發達ヲ遂ゲシムルニハ今後尙施設スベキ事章渺シトセズ特ニ自主自立以テ大ニ其ノ力ヲ展ベシムルハ團體ノ本旨ニ顧ミテ頗ル緊要ノ事ニ屬ス隨テ其ノ組織ハ之ヲ自治的ナラシムルニ努メ團體ノ事ヲ統ブル者ハ之ヲ團體員ノ中ヨリ推舉セシムルヲ本則トス

ベク其ノ官公署學校等トノ關係ニ至リテハ互ニ氣脈ヲ通ジ連結ヲ圖リ相提携シテ之ガ發達ヲ助成セムコトヲ要ス今ヤ平和克復シテ大詔發セラレ國家正ニ重要ノ時期ナリ此時ニ際シテ國民ノ奮勵努力ヲ要スル殊ニ切ナルモノアリ青年團體ハ思フ如ク致シ益堅實ノ俗ヲ興シ剛健ノ風ヲ養ヒ其ノ使命ノ重キニ副ハムコトヲ期スベシ各位能ク此ノ趣旨ヲ體シ地方ノ實情ニ鑑ミテ策勵宜シキヲ制シ以テ其ノ貫徹ヲ期セムコトヲ望ム

青年團體ノ內容整理並實質改善方

(大正九年一月十六日內務省文部省訓令) 青年團體ノ件ニ關シ今同內務文部兩大臣訓令ノ次第モ有之候處右ハ現時ノ情勢益々鞏實剛健ノ風ヲ作興スルノ要アルノミナラス此ノ際自主自奮ノ風ヲ獎メテ自治的經營ノ下ニ其ノ力ヲ展ヘシムルハ特ニ最モ緊切ノコトト被認候ニ付團體ノ首腦トシテ直接其ノ衝ニ當ル者ハ成ルヘク適材ヲ團體員ノ裡ニ求メシムルコト、シ小學校長市町村長其ノ他官公ノ職司ニ在ル者並地方郷黨ノ間ニ重望ヲ有スル篤志者有方家等ハ今後ハ顧問等ノ地位ニ在リテ專ラ之カ指

導ニ竭クシ若ハ外ニ在リテ之カ援助ニ勉ムル等内外力ヲ盡セテ其健全ナル發達ヲ促進スル標致度尤モ地方ノ事情ニ依リ急激ナル變更ノ爲却テ團體ニ動搖ヲ來スカ如キコトハ勉メテ之ヲ避クルヲ要スヘキニ付其ノ邊ニ就テハ團體ノ事情等ニ鑑ミ可然御措置相成度尙團體員最高年齢ニ付テ從來二十歳ヲ以テ常例トセルモ之ヲ二十五歳ニ進ムルハ別ニ妨無之候ニ付地方ノ實情ニ依リ宜シキ從ハシメ候標致度

青年團體ニ令旨ヲ賜ヒタルニ付奉體方

(大正九年十一月二十四日內務省文部省訓令) 全國青年團體代表者ノ明治神宮ヲ參拜スルニ方リ長クモ 東宮殿下ニハ特ニ青年團體ニ對シ優渥ナル令旨ヲ賜ヒ青年ノ嚮フ所ヲ示サセラル盛意深遠洵ニ感激ニ堪ヘス 願フニ青年團體ノ發達近時見ルヘキモノアリト雖現下内外ノ情勢ニ稽ヘ更ニ一段ノ精彩ヲ加ヘシムルノ要アリ團體ヲシテ愈深ク其ノ責任ヲ自覺シテ將來國運ヲ扶翼スルノ意氣ヲ旺ニシ明ニ立國ノ本義ヲ體得シテ忠亮堅實其ノ歸嚮ニ感フコトナク固ク自主自立ノ精神ヲ把持シテ勇猛策進其ノ修養ニ勵ミ益々

健全ナル國民善良ナル公民タルノ素養ヲ充實シ克ク協力一致團體ノ美ヲ遂ケシメ以テ 令旨ヲ奉體スルニ萬遺憾ナカラシメラレムコトヲ望ム

兩陛下御結婚滿二十五年ノ御祝儀ニ關スル件

(大正十四年五月十二日內務省文部省訓令) 畏クモ今同兩陛下御結婚滿二十五年ノ御祝儀ニ際シ男女青年團體事業獎勵ノ恩召ヲ以テ特ニ內帑金七拾五萬圓ヲ下賜セラル、旨御沙汰相成リ 叙旨深厚誠ニ感激ニ勝ヘス 御下賜金ハ之ヲ道府縣ニ配付シテ男女青年團體事業獎勵資金タラシム局ニ當ル者宜シク時代ノ進運ニ稽ヘ男女青年ノ修養訓練上適切ナル方途ヲ講シ斯ノ事業ノ振興ヲ圖リ以テ聖旨ニ副ヒ奉ラムコトヲ期スヘシ

兩陛下御結婚滿二十五年ノ御祝儀ニ關スル件

(大正十四年五月十二日發着) 四六號社會局長官文部次官通牒) 本年五月十二日內務文部兩省訓令ニ基キ男女青年團體事業獎勵ノ資金トシテ貴縣ニ對シ金一圓ヲ配付相成リタ

ルニ付左記要項ニ依リ夫々適當ノ措置相成標致度此段依命通牒ス

- 一、北海道府縣ハ配付金ヲ以テ男女青年團體事業獎勵資金トナシ特別會計トナスコト
二、本資金ハ道府縣ノ支出金寄附金又ハ其ノ他ノ收入ヲ以テ増加スルコトヲ得ルコト
三、北海道府縣ハ毎年本資金ヨリ生スル利子其ノ他ノ收入ヲ以テ男女青年團體事業獎勵上必要ナル施設ヲナスコト
四、北海道府縣ハ前項金額ノ一部ヲ以テ、市町村又ハ基礎鞏固ナル公益團體ニ補助金ヲ與ヘ男女青年團體事業獎勵上必要ナル施設ヲナサシムルヲ得ルコト
五、地方長官ハ毎年七月一日迄二前年度ニ於テ前二項ニ依リ實施シタル事業ノ概況ヲ內務文部兩大臣ニ報告スルコト
六、地方長官ハ本資金ノ管理方ヲ定メ內務文部兩大臣ニ報告スルコト之カ變更ヲナシタル時又同シ
七、本資金ノ設置ニ依リ從來北海道府縣市町村又ハ團體ニ於テ本事業獎勵

ノ爲支出セル金額ヲ減額セサルコト

女子青年團體ノ指導標致ニ關スル件

(大正十五年十一月十一日內務省文部省訓令) 輒近女子青年團體ノ設置漸ク全國ニ洽ク實績亦見ルヘキモノナキニアラスト雖一層其ノ普及ヲ促進スルト共ニ其ノ適順スル所ヲ明カシテ堅實ナル發達ヲ遂ケシムルノ要懇切ナルモノアリ惟フニ女子青年團體ハ青年女子ノ修養機關タリ其ノ本旨トスル所ハ 聖訓ニ本ツキ青年女子ヲシテ其ノ人格ヲ高メ健全ナル國民タルノ資格ヲ養ヒ女子ノ本分ヲ完ウセシムルニアリ之カ指導誘掖ニ關スル方途固ヨリ一ニシテ足ラスト雖特ニ左ノ事項ニ就キテハ深ク意ヲ用ヒムコトヲ要ス
一、忠孝ノ本義ヲ體シ婦德ノ涵養ニ務ムルコト
二、實生活ニ適切ナル智能ヲ研磨シ勤儉實實ノ風ヲ興スコト
三、體育ヲ重シ健康ノ増進ヲ期スルコト
四、情操ヲ陶冶シ趣味ノ向上ヲ圖ルコト
一、公共的精神ヲ養ヒ社會ノ福祉ニ寄與スルコト

今ヤ内外ノ情勢ハ女子青年團體ノ振興ヲ促シテ止マサルモノアリ局ニ當ル者克ク古來ノ美風ニ稽ヘ日進ノ大勢ヲ察シ督勵指導其ノ宜シキヲ制シ女子青年團體ノ目的ヲ達成スルニ於テ遺憾ナカラムコトヲ期スヘシ

女子青年團體實施事項 (大正十五年十一月十一日發給第三號社會局長官文部次官通牒) 今般女子青年團體ニ關シ内務文部兩大臣ヨリ訓令アリタル處右ハ女子青年團體ノ本旨ヲ明カニスルト共ニ其ノ普及ヲ促進シ既設ノ團體ニ對シテハ益健全ナル發達ヲ遂ケシムル趣旨ニ有之其ノ指導務被ニ就テハ地方ノ實情ニ考ヘ特ニ左記事項御留意ノ上適當ニ御措置相成度此段通牒ス

一、團體ノ設置 女子青年團體ハ土地ノ情況ヲ參酌シ市町村、小學校通學區域等ヲ單位トシテ之ヲ設置シ必要ニ應ジ支部ヲ設ケ又ハ聯合會ヲ組織スルコト 工場、商店等ニ對シテモ女子青年團體ノ設置ヲ獎勵スルコト 一、團體員ノ年齡 女子青年團體ハ概ネ義務教育終了ヨ

リ結婚ニ至ル迄又ハ年齡二十五歲ニ至ル迄ノ青年女子ヲ以テ組織スルヲ常例トスルコト 一、團體ノ指導者 女子青年團體ノ指導ニハ學校長市町村長其ノ他學識徳望アル者ノ中ニ就キ適當ト認メタル者ヲシテ之ニ當ラシメ殊ニ學校職員篤志ノ婦人等ヲシテ協力セシムルコト 一、團體ノ施設 女子青年團ノ施設ハ土地ノ情況、團體員ノ年齡、境遇等ヲ參酌シ特ニ左ノ諸點ニ留意スルコト (一) 家事職業ニ關スル智徳ヲ涵養スルト共ニ公共生活ニ必須ナル素養ヲ與ヘ特ニ實業補習學校ノ就學ヲ獎勵シ其ノ徹底ヲ期スルコト (二) 學校、圖書館其ノ他ノ教育施設及婦人會等ノ團體ト聯繫ヲ密接ニスルコト (三) 適切ナル講演會、講習會、娛樂會等ヲ開催スルト共ニ健全ナル讀物ノ選擇ニ關シ適當ナル指導ヲ與フルコト (四) 體操競技等ハ特ニ女子ニ適切ナルモノヲ選定スルト共ニ保健衛生

思想ノ涵養ニ努ムルコト (五) 地方ノ良風美俗ノ維持發達ヲ圖ルト共ニ生活ノ改善ヲ期スルコト 一、團體ノ維持 女子青年團體ニ要スル經費ハ成ルヘク會員、團體員ノ勤勞ニ依ル收入等ヲ以テ之ヲ支辨スルコト 一、退會者トノ聯絡 結婚等ニ依リ退會シタル者ト雖引續キ團體トノ連繫ヲ持續セシムルト共ニ其ノ援助ニ力ヲ竭サシムルコト 一、勸化團體並男女青少年團體事務所管 (昭和三年十月八日發給三二〇號社會局長官文部次官通牒) 標記ノ件ハ從來内務、文部兩省ニ屬シタルモノ本月一日以降文部省ノ主管ト相成タルニ付御了承相成度此段通牒ス 追テ大正九年十月十四日付社發甲一三號ニヨリ社會局ニ報告スヘキ男女青年團體ニ關スル調査ノ件ハ自今報告ニ及ハス

實ニ教化動員ノ精神ヲ擴充スル所以ニ外ナラス。從テ今後教化ノ普及徹底ニ關シテハ特ニ左記事項ニ留意シ、一般指導ノ上ニ遺憾ナキヲ期セラレ度右依命通牒ス 一、市町村ニ於ケル教化機關ノ設置ニ當リテハ大體市町村長ヲ始メ、廣ク教育、教化修養等ニ關係アル各種團體ノ幹部並ニ篤志ノ個人ヲ網羅シテ、例ヘハ教化事業協會、又ハ教化委員會ノ如キモノヲ組織シ、時々協議會ヲ開催シテ、當該市町村ニ於ケル教化ノ普及ニ關シ具體的ノ方途ヲ講スルコト 一、市町村ニ於ケル教化機關ハ教化事業ニ關スル道府縣ノ聯合機關ト聯繫ヲ保チ、更ニ當該市町村ノ實情ニ鑑ミ、適切ナル實行要項ヲ定メ、之カ徹底ニ努ムルコト 一、市町村ニ於ケル教化機關ハ教化事業ニ關スル各種ノ施設ヲ講スルノ外、教化團體、宗教團體、在郷軍人會、戶主會、主婦會、男女青少年團體其ノ他各種團體ノ幹部ヲ通シテ各會員、各團體員ニ對シ實踐ニ關シテ適切ナル指導ヲナシ、市町村ニ於ケル

教化振興ニ關スル件

(昭和五年四月二日文部次官通牒) 時難匡救ノ目的ヲ以テ昨年來實施シタル教化動員ノ計畫ハ、教育教化ニ關係アル諸團體並個人ノ援助ヲ得テ、相當ノ效果ヲ收メタリ

教化ノ實績ヲ收ムルコトニ努力スルコト

一、中等學校其ノ他ノ諸學校ニ於テハ生徒等ノ教化ニ關シテ一層努力スヘキハ勿論、更ニ進シテ教職員ノ活動ヲ促シ、教育、教化ニ關係アル外部ノ諸團體ト聯繫ヲ保チテ一般國民ノ教化ニ盡力スルコト 青年記念日ニ關スル件 (昭和五年十一月十五日發給三五八號文部次官通牒) 來ル十一月二十二日ハ令旨奉戴ノ日ニ相當スルヲ以テ爾今當日ノ青年記念日ト定メ男女青年團體、青年訓練所及實業補習學校ヲシテ土地ノ情況ニ依リ適宜記念スヘキ施設ヲ行ハシムル様致度殊ニ本年度ハ、令旨奉戴滿十年ニ當リ且曩ニ全國男女青年諸團體代表者御親閱ノ光榮ニ浴シタル次第モ有之、之カ實施ニ就テハ特ニ御配意相成度 追テ當日記念式等ヲ行フ場合ニハ右趣旨ニ依リ左記ヲ參酌シテ適當ニ舉行セシメラル、様致度

記

- 一、「君ガ代」合唱 一、令旨奉讀 一、令旨奉答ノ歌合唱

然リト雖其ノ目的トスル所ハ素ヨリ一時ノ宣傳ニアラス、時難ニ關シ一般國民ノ覺醒ヲ促シ、其ノ嚮フヘキ方途ヲ明ニシ、國民精神ノ作興ト國民生活ノ改善トヲ庶幾スルニアルヲ以テ、時期ノ經過ニ依リテ弛緩スヘキニアラサルハ勿論、其ノ實績ハ寧ろ今後ノ努力ニ須タサルヘカラス 教化動員ニ際シ各地方應市町村ヲ始メ、全國所在ノ各種教化團體並修養團體ニ於テ、精神作興並生活改善ノ目的ヲ達成センカ爲メ、種々申合セタル事項アリ、是等ハ時弊ニ鑑ミ、一般國民ノ實行ヲ促スヘキ重要事項ナルヲ以テ特ニ例示スルニ足ルヘキモノハ別ニ採録シテ指導上ノ參考ニ資スコト、セリ。又之ト共ニ必要缺クヘカラサルハ教化機關ヲ地方市町村ニ至ルマテ普ク設置スルノ一事ナリ。此ノ事タル、地方ノ實情ニ依リ或ハ難易アルヘキモ、適宜方途ヲ講シ、之カ實現ヲ速カナラシメ、教化網ヲ全國ニ布キ、更ニ廣ク中等諸學校其ノ他教育機關ノ活動ヲ促シ、中央地方互ニ連絡提携ヲ保チ、相呼ヒ相應シテ國民教化ニ盡瘁シ、以テ國運ノ進展、民族ノ安榮ニ寄與スルハ

一、調話

備考、遙拜、國旗掲揚等ヲ行フ場
合ハ適宜右次第ニ加フルコト
青年教育課長ニ關スル件(昭和五年十一月二十二日文部省訓令第十五號)
畏クモ、今上陛下ニ東宮ニ在シマ
スヤ青年團ニ對シ優渥ナル旨ヲ賜ヒ
青年ノ纏フヘキ所ヲ示サセ給ヘリ爾來
青年教育ノ任ニ當ル者拮据勉勵其ノ事
ニ從ヒ男女青年亦相率キテ心身ノ修養
ニ力メ成績漸ク見ルヘキモノアリ大正
十三年青年團ノ全國的組織成立シ次テ
女子青年團組織セラレ又實業補習教育
ノ改善進歩ト相並ヒ青年訓練ノ制度創
定セラレタル是皆令旨奉戴ニ感激セル
官民努力ノ結果ト謂フヲ得ヘシ
惟フニ青年ノ教育ハ心身ノ修養ト鍛
鍊トヲ以テ眼目トナス輒近各般ノ情勢
ニ鑑ミ一層其ノ教養ヲ高メ資質ノ向上
ヲ圖ルノ要切ナルモノアルヲ覺ユ殊ニ
成年以上ノ者ノ修養施設尙完キヲ得
ス之カ指導ニ當ル者亦容易ニ其ノ人ヲ
得難キ實情ニ在ルヲ以テ今後男女青年
團體ニ於テハ先進克ク後進ヲ誘掖スル
ノ美風ヲ振起スルト共ニ中等學校並高
等專門諸學校ノ教職員其ノ他地方先覺

者等ノ協力ヲ求メ益々青年教育ノ本旨
ヲ發揚セムコトヲ要ス特ニ女子青年ニ
在リテハ一旦家庭ノ主婦トナルヤ修養
ノ機會ヲ失フモノ鮮シトセスサレハ女
子青年團ハ婦人會等ノ發達ト相俟チ彼
此提携シテ適宜指導ノ方法ヲ講スルハ
現下緊要ノコトニ屬ス
願ルニ本年ハ恰モ令旨奉戴十周年ニ
際シ青年教育上最モ記念スヘキ年ナル
ヲ以テ去ル二日 秩父宮殿下同妃殿下
ノ合臨ヲ仰キ全國男女青年諸團體代表
者ヲ帝都ニ召集シテ記念式ヲ舉行シ普
ク男女青年ヲシテ益修養ニ勵マシメン
コトヲ期セリ更ニ翌三日明治節ノ佳辰
ニ當リ畏クモ 天皇陛下全國男女青年
團體代表者ヲ御親臨アラセラル。聖慮
深遠誰カ感奮興起セザルモノアラムヤ
本日令旨奉戴ノ記念日ニ際會シ感激特
ニ深シ仍テ此ノ機ニ於テ大ニ青年教育
ノ振興ヲ圖ラムトス地方長官ハ宜シク
如上ノ趣旨ヲ體シ斯教育關係者ヲ督勵
シテ其ノ實效ヲ擧クルニ遺憾ナカラム
コトヲ期セラルヘシ

青年紀念日ニ關シ時局ニ關シ注意方
ノ件(昭和六年十一月十二日發社二四號文
部次官通牒)

現下我國内外ノ情勢ヲ察スルニ青年
ノ自覺自省ニ俟ツコト特ニ多大ナルモ
ノアルヲ以テ來ル十一月二十二日青年
紀念日ニ際シテハ客年十一月十五日發
社二五八號ヲ以テ通牒致置キタル事項
ノ外其ノ舉行等ニ就キ特ニ注意ヲ致
シ或ハ樞要ノ地ニ講演會ヲ催スカ如キ
或ハ男女青年團體ノ中堅タルヘキ者及
指導者ノ地位ニ在ル者等ノ研究會ヲ開
クカ如キ又ハ從來ノ弛緩セル精神ヲ緊
張セシメ之ヲ實生活ニ現スヘキ各種ノ
申合ヲ爲ヌカ如キ等青年男女ヲシテ此
ノ重大ナル時局ニ際シ充分ナル理解ト
覺悟トヲ有セシムル機運ヲ用ヒラレ度
依命此段通牒ス

兒童生徒ニ對スル校外生活指導ニ關
スル件
(昭和七年十二月十七日文部省訓令第二十二號)

輒近社會教育ノ進展ニ伴ヒ之ニ關ス
ル施設ハ比年著シク普及シ其ノ成績亦
見ルヘキモノアリト雖小學校中學校ノ
兒童生徒ニ對シ其ノ餘暇ヲ利用シ社會
生活ニ關スル訓練ヲ行ヒ以テ學校教育
ノ補足ヲ圖ルヘキ施設ニ至リテハ今猶
遺憾ナル情態ニ在リ仍テ此ノ方面ニ就
キ其ノ改善普及ヲ期スルハ家庭及學校

ノ教育ヲシテ十全ノ效果ヲ收メシムル
所以ナリト認ム
之ヲ事實ニ徴スルニ時代ノ急激ナル
推移ニ伴ヒ社會的環境日ニ月ニ複雜多
様ヲ加ヘ其ノ間兒童生徒ノ心身ノ健全
ナル發達ヲ妨クルカ如キ事象夥シトセ
ス隨ツテ之カ爲ニ生スル不良ナル影響
ヲ防止シ且其ノ教育教化ニ資スヘキ適
切ナル方策ヲ講スルハ現下ニ於ケル緊
切ノ要務ト謂フヘシ素ヨリ斯ノ種施設
トシテ既設少年團運動等ノ實績相當觀
ルヘキモノアリト雖其ノ内容尙改善ノ
餘地ヲ存シ之カ大成ハ寧ロ今後ノ努力
ニ俟タサルヘカラス

惟フニ斯ノ種施設ノ本旨ハ兒童生徒
ニ對シ校外生活ヲ指導シ進シテ社會生
活ニ關スル訓練ヲ施スニ在リ而シテ敬
神崇祖、社會奉仕、協同互助、規律節
制、勤勞愛好等ノ精神ヲ培ヒ併セテ體
位ノ向上ヲ圖リ以テ健全ナル國民善良
ナル公民タルノ素地ヲ養フハ之カ指導
ノ眼目ニシテ學校教育ノ補足タル所以
亦實ニ茲ニ在リサレハ斯ノ種施設ニ於
テハ學校教育トノ聯繫ヲ密ナラシメ適
當ナル指導者ヲ得テ教育ノ成果ヲ全カ
ラシムルコトニ努ムヘキモノニシテ之

カ爲ニハ學校當事者、教育教化ノ關係
者相俱ニ力ヲ協セ兒童生徒ノ校外生活
ニ關シ適切ナル指導及訓練ノ方途ヲ講
ゼンコトヲ要ス地方長官ハ右ノ趣旨ヲ
體シ關係各方面ノ注意ヲ喚起シ實情ニ
應ジテ夫々有效ナル施設ヲ講セシメ以
テ國民教育ノ徹底ヲ期セラルヘシ
兒童生徒ニ對スル校外生活指導ニ關
スル件(昭和七年十二月十七日發社二四〇號
文部次官通牒)

記

本日文部省訓令第二十二號ヲ以テ標
記ノ件ニ關シ訓令相成タル處右ニ就キ
テハ特ニ左記事項御留意相成様致度此
段依命通牒ス
一、兒童生徒ノ校外生活指導ハ訓令ノ
趣旨ニ基キ敬神崇祖、社會奉仕、協
同互助、規律節制、勤勞愛好、健康
増進等ノ要目ニ準據シ地方ノ情況ニ
應ジテ適切ナル施設ヲ講ズルコト
二、本指導ハ主トシテ小學校兒童ニ對
シテ之ヲ行ヒ中等學校低學年生徒ヲ
シテ適宜之ニ參加セシムルコト
但シ中等學校生徒ヲ單位トシテ之ヲ
行フモ可ナルコト
小學校ニ在リテハ尋常小學校第三學

年以上ノ兒童ヲ標準トスルコト
三、本指導ハ成ルベク學校又ハ一定ノ
地域ヲ單位トシテ之ヲ行ヒ必要ニ應
ジテ團體ヲ組織シ更ニ聯合團體ヲ組
織スルモ可ナルコト
四、既設ノ少年團體ニ關シテハ之カ方
向ニ振作ノ方途ヲ講ゼシムルコト
五、本指導ハ大體學校當事者ヲ中心ト
シテ教育教化關係者男女青年團幹部
等ヲシテ之ニ協力セシムルコト

兒童生徒ニ對スル校外生活指導ニ關
スル件(昭和八年五月三日發社一一二號社會
教育局長通牒)

客年十二月十七日文部省訓令第二十
二號及發社二四〇號文部次官通牒ヲ以
テ訓令及通牒相成タル標記ノ件ニ關シ
テハ夫々御配意相成居コト、存スルモ
其ノ施設ノ實施方ニ就キ團體ノ組織等
ノ事項ニ關シ往々疑義アル向モ有之ヤ
ニ聞及フ處今後斯ノ種施設ヲシテ一層
其ノ實績ヲ收メシムルカ爲ニハ學校又
ハ一定ノ地域等ヲ單位トシテ兒童生徒
ヲ以テ團體ヲ組織セシメ適切ナル指導
ノ下ニ團體員ヲシテ協力一致自發的ニ
訓練ニ力メシムルヲ以テ最モ適當ナリ
ト思料セラレ殊ニ現下ノ非常時ニ際シ

三月三十日文部省訓令第三號及去月一日發社七〇號文部次官通達ノ趣旨ニ...

參考

文部省訓令第三號 國際聯盟撤退ニ關スル詔書ノ附屬奉體方...

大日本青少年團ニ關スル件 (昭和十六年三月十四日文部省訓令第二號)

最近青少年團體ノ實績極メテ顯著ナルモノアルハ邦家ノ爲洵ニ喜ブベキ所...

テハ豫テ關係團體ト之ガ具體案ニ關シ協議ヲ進メ來リタル處今般大日本青年團...

通ジテ一貫シタル訓練體制ヲ樹立セザルベカラズ 是ニ於テ本團ハ文部大臣...

三 訓練ニ關スル事項

大日本青少年團ノ訓練ハ團體ノ本義ニ基キ團體的實踐修練ヲ施シ共勵切磋...

二 組織ニ關スル事項

大日本青少年團ハ皇國青少年ヲ鍊成スルヲ目的トスルヲ以テ之ガ達成ノ爲...

七 少年團ニ關スル事項

少年團ハ國民學校ト相俟ツテ兒童ニ團體的實踐修練ヲ施スモノニシテ其ノ活動ニ期待スル...

記

一、道府縣青少年團及都市青少年團ノ副團長ヲ三名 (六大都市青少年團ニ在リテハ四名)...

大日本青少年團ノ使命ヲ達成スルニハ一ニ懸ツテ指導者ニ其ノ人ヲ得ルニ在リ...

現下ノ我が國ノ情勢ニ伴ヒ女子青年ニ負荷セラレタル任務愈々重キヲ加ヘタルニ鑑ミ...

備擴充ヲ圖リ以テ本團ヲシテ其ノ使命ヲ達成セシムルニ遺憾ナキヲ期スベシ...

その他適任者ヲ加ヘテ之ニ當ラシムルコト

道府縣青少年團以下地方團ノ少年部長ハ道府縣教育關係職員及國民學校教育關係者ヲシテ之ニ當ラシムルコト

五、幹部團員ガ幹部又ハ指導者トシテ從事スル職務ハ概テ單位團ノ各部ノ部長及役員、分團長及分團幹部、班長等ノ如キモノトスルコト

六、大日本海洋少年團ハ其ノ特殊性ニ鑑ミ差當リ概テ現組織ノ儘文部大臣ノ統制ニ屬シ成ルベク速ニ本團ニ加入スル見込ニシテ尙其ノ他ノ團體モ逐次之ヲ大日本青少年團ニ統合シ度意圖ニ付知セラルベキコト

七、道府縣ニ於ケル青少年團ニ關スル一般的事務ハ之ヲ社會教育ニ關スル事務ヲ主管スル課ニ於テ管掌セシムルハ勿論ナルモ單位團タル少年團ノ普及指導ニ關スル事務ハ少年團ノ國民學校教育ト不離一體性ヲ確保セシムル爲之ヲ國民學校教育ニ關スル事務ヲ主管スル課ニ於テ管掌セシムラレタキコト

青少年ニ對スル興亞訓練ニ關スル件

(昭和十六年八月二十八日拓務省拓北局長、文部省社會教育局長、同普通事務局局長連名)

少國民ニ對シ雄渾敢爲ナル精神ト剛健強靱ナル身體ヲ養ヒ興亞ノ大業ヲ翼賛スベキ皇國民ヲ育成スルハ時局下極メテ緊要ナルニ鑑ミ豫テ拓務省指導ノ下ニ全國主要府縣ニ於ケル國民學校内ニ興亞少年少女隊ヲ結成セシメ以テ東亞ノ天地ニ雄飛シ身ヲ以テ皇道ヲ扶植宣布スベキ氣魄ト不撓ノ體力涵養ニ努メツ、有之處理下諸般ノ情勢ヨリ之ヲ全國ニ擴大シ且一元の組織指導ノ必要ヲ痛感セラル、ヲ以テ今般拓務、文部兩省並ニ大日本青少年團其ノ他關係機關ト協議ノ結果別紙要綱ニ依リ全國單位少年團中ニ興亞部ヲ設置シ之ガ統括指導ニ大日本青少年團本部ヲシテ當ラシメ關係機關之協力シ所期ノ成果ヲ收ムルコト、相成リタルニ付之ガ進展ニ關シ格段ノ御配意相成度此段通牒ス追テ從來呼稱セル興亞少年少女隊ノ名稱ハ今後共集團訓練等實施ノ際便宜使用致スモ差支無之ニ付爲念

青年學校ノ振興ニ關スル件

(昭和十七年五月二十二日文部次官通牒)

昨年五月二十二日畏クモ全國男女青

年學校生徒ニ對シ御親閱ヲ賜フ聖慮深遠寔ニ恐懼感激ニ堪ヘザル所ナリ青年教育關係者ハ、聖慮ヲ奉體シテ日夜斯教育ノ振興ニ努力シツツアルコトト存ズルモ這般米英兩國ニ對スル宣戰ノ大詔ヲ拜シ愈々青年教育ノ重要性ヲ加フルニ至レルヲ以テ茲ニ御親閱一周年ヲ迎フルニ方リ青年教育關係者ヲシテ其ノ感激ヲ新タナラシムルト共ニ左記事項御參照ノ上時局ニ即應シテ一層青年教育ノ振興ヲ企圖シ之ガ徹底ニ關シ萬遺憾ナキヲ期セラレ度此段依命通牒ス

記

一、青年學校ノ教育ハ特ニ教授及訓練ノ實際化、生活化ニ依リ教育ノ充實徹底ヲ期スルコトヲ得ベシ從テ青年ノ日常生活ヲ自發的ニ共勵切磋スベキ青少年團ノ教育訓練ト相俟テ之ガ實現ニ努ムルコト緊要ナリ大日本青少年團ハ昨年一月新ニ結成セラレ今ヤ其ノ旺盛ナル活動ヲ所期スベキトキニ際シ青年學校ハ青少年團ト不離一體ノ關係ノ下ニ愈々其ノ充實進展ヲ期スルコト尙大日本青少年團通牒戰時實踐指針ニ就テハ時局下其ノ本旨ニ鑑ミ之ガ趣旨ノ徹底ヲ圖ルコト

一、修身及公民科、普通學科、職業科、家庭科等ノ教授及訓練ハ大東亞共榮圈ノ指導者タルベキ皇國青年育成ノタメ益々其ノ充實徹底ヲ圖ルノ要アリ特ニ教授及訓練要目ハ時局下國家ノ要請ニ鑑ミ其ノ運用宜シキヲ得ルト共ニ別紙青年學校教授及訓練視閱標準要項參照ノ上教授及訓練徹底ノ方途ヲ講ズルコト

一、教練科ノ振興ヲ圖ルハ最モ重要ナルヲ以テ之ガ振作向上ヲ期スルタメ青年學校ニ教練實施ニ適合スル組織ヲ編成セシメ學校長ヲ中心トシテ全職員協力一致命令系統ヲ確立シテ脈絡一貫指導スルノ實ヲ學グルニ力ムルヲ要ス之ガタメ青少年團ノ組織及訓練ト照合シ別紙青年學校ニ於ケル教練振興隊編成標準要項參照ノ上青年學校ニ教練振興隊ヲ編成シ教練科ノ實施並ニ演習、行軍等ノ際ハ此ノ編成ヲ活用シ運用宜シキヲ得以テ教練科ノ充實徹底ヲ圖ルコト

青年學校教授及訓練視閱標準要項

一、青年學校教授及訓練視閱ハ青年學校ニ於ケル教育ヲ視察指導スルト共ニ其ノ實績ヲ查察シテ之ガ充實振興

ヲ圖ルヲ以テ目的トスルコト

二、青年學校教授及訓練視閱ハ之ヲ綜合視閱及特別視閱トスルコト

三、綜合視閱ハ施設經營、教授及訓練、設備等ヲ視閱シテ青年學校教育ノ健全ナル發達ヲ期スルコト

特別視閱ハ一定ノ計畫方針ニ基キ重點主義ニ依リテ其ノ主眼トスル所ニ從ヒ視閱スルコト

四、綜合視閱ハ學務部長ヲ主任、青年教育主管課長ヲ副主任トシ青年教育官、文部省青年學校視學委員、社會教育主事等協同シテ之ヲ行フコト

五、特別視閱ハ適當ノ人選ニ依リ視閱者ヲ以テ視閱スルコト

六、視閱ニ當リテハ適宜指示、注意ヲナシ指導方針ノ徹底ヲ圖ルコト又學校管理者、設立者、學務委員、當該町村内ノ有力者(私立青年學校ニ在リテハ當該會社工場等ニ於ケル幹部)其ノ他ノ青年教育關係者ト共ニ斯教育ノ刷新振興ニ關シ協議ヲ遂グルコト

青年學校ニ於ケル教練振興隊編成標準要項

一、青年學校ノ教練振興隊ハ何青年學

校教練振興隊ト呼稱スルコト

二、教練振興隊ハ全校一致協力シテ教練科ノ振興ニ當リ其ノ教授及訓練ノ充實徹底ヲ期スルヲ以テ目的トスルコト

三、教練振興隊ハ學校長ヲ中心トシ教職員及生徒全員ヲ以テ編成スルコト

四、教練振興隊ハ左ノ標準ニ據ルコト

1、本隊ハ學年又ハ學級ヲ基礎トシ學校ノ情況ニ依リ適宜大隊、中隊、小隊、分隊等ニ分チテ編成ヲナスコト

2、隊長ハ學校長トシ以下ノ長ハ其ノ任務ニ應ジ教職員中適當ナル者又ハ指揮能力ノ秀デタル生徒ヲ以テ之ニ充ツルコト

五、教練振興隊ハ各學校單一ノ編成ヲ原則トスルコト但シ二校以上聯合シテ演習ヲナス等ノ場合ハ參加校ノ聯合編成ヲナスヲ得ルコト

青少年團體

大日本海洋少年團

沿革 大正十三年初めて東京に呱呱の聲を擧ぐるや切實なる時代の要望は直に地方に反映し相呼應して數多海洋少年團の結成を見るに至つた。次で大正十四年大日本少年團聯盟に合流し最近に至つたが少年團運動の發展するに従ひ海陸共に一機構内に並存する事に漸く不便を感じ昭和十五年四月大日本少年團聯盟より獨立し今日に及ぶ。其の間爲し來れる事業を概括すれば次の如し。

- (一) 昭和二年北海道帝大より少年團練習船として「忍路丸」の下附を受く
- (二) 昭和二年十月練習船「忍路丸」にて東京灣に於ける海軍大觀艦式に參加す
- (三) 昭和三年十二月練習船「忍路丸」にて横濱沖に於ける海軍特別觀艦式に參加す
- (四) 昭和五年「忍路丸」の大改造を行ひ「義勇和爾丸」と改稱す
- (五) 昭和五年六月聖上陛下下靜岡行幸の御畏くも乗御被遊親しく海洋健兒の作業を譽せらるるの榮を賜る
- (六) 昭和五年七月「義勇和爾丸」にて横濱横須賀葉山を経て伊豆下田に碇泊大島館山を経て芝浦に歸港す
- (七) 葉山御用邸遙拜のため同沖合航行中御用機動艇に侍從御搭乗の上兩陛下より海洋少年團員に對し御教葉を賜り無上の光榮に浴す
- (八) 昭和六年四月暹羅皇帝陛下御渡米に際し横濱沖迄「義勇和爾丸」にて奉送す
- (九) 昭和六年九月暹羅皇帝陛下米國より御歸國の途次横濱へ御寄港に際し、「義勇和爾丸」にて奉迎す
- (一〇) 昭和九年「義勇和爾丸」を操り暹羅比律賓爪哇南洋諸島を巡航、航程實に一萬三千餘哩
- (一一) 軍艦生活、水上訓練、指導者

講習會開催、行軍、野營
 (一) 海軍思想普及に關する講演並映寫會開催
 (二) 例年行事として明治神宮篝火奉仕
 (三) 三月二十七日例年行事として廣瀬中佐銅像清淨

- 本部の役員および組織は左の通りである。(括弧内は部長)
- 總長 海軍大將 竹下 勇
 - 理事長 海軍少將 小山 武
 - 理事 原道太、長谷眞三郎、平出 英夫、富永昌三、高瀬五郎、壺井 玄剛、黒河内透、橋英三郎、大羽 眞治、庵原順一、大迫元繁、米本 卯吉、宮本重七、斑目健介、松本 匠、廣田稜、井手元治、三井清三 郎、幸田銈太郎、三田亨、白石邦 夫、田村喜一郎
 - 監事 山本 龜次
 - 參與 松島慶三外十五名(氏名略)
 - 囑託 生島 綱
 - 主事 橋本啓之介、田村秀磨
 - 主事補 鈴木輝四郎
 - 總務部(日暮豊平)——總務、經理の二課を置き、需品所を附屬せしむ

しむ
 ◇企畫部(日暮豊平)——企畫、編輯、普及の三課を置く
 ◇教育部(原 道夫)——指導、教化の二課に指導者實修所を附屬せしむ

事業 本團は皇國の道に則り、且帝國の有する特殊地勢に鑑み、男女青少年に對し海洋を道場とし、身心を鍛鍊し、共勵切磋確固不拔の海洋國民性格を鍊成し以て負荷の大任を全くせしむるため、左の事業を行ひつつある。

- イ、團員の教育訓練に關する事項
- ロ、指導者の教養に關する事項
- ハ、青少年教育の研究調査に關する事項
- ニ、友團との聯絡提携に關する事項
- ホ、水産、海上交通、運輸等一般海事思想普及並水上訓練の奨勵普及に關する事項
- ヘ、圖書、雜誌の刊行
- ト、其他本團目的達成に必要な事項

而して 聖旨を奉讀し、海國日本の傳統と使命に基き、青少年男女をして海洋を道場として身心を鍛鍊し、皇國

精神を體得せしむるとともに、海事思想、海防觀念を普及徹底せしめ、一致團結、海洋發展の基礎を確立せしむるを本旨とす、といふ教育綱領にもとづき團體訓練、少年期における自然性の陶冶、海洋精神の涵養、奉仕勤行、學校教育及家庭教育との關係などに指導目標を置いて、一意我等は、海の子なり、海に生き、海に死する覺悟ありの鍊成にあたつてゐる。本團の團員は二種に分たれ、團數五三七、團員數一〇一、〇八四人(昭和十五年十二月)となつてゐる。

- 一、少年(少女)團員、國民學校第三學年以上
- 二、學生男女團員、中等學校以上の生徒團員

大日本青少年團との關係
 (一) 大日本青少年團と大日本海洋少年團とに就て
 大日本青少年團が結成せられた際大日本海洋少年團との關係につきては海軍文部兩大臣了解事項(甲號)として海洋少年團は海洋訓練の特殊性に鑑み指導者の養成、訓練施設の充實を待ちて本團に統合することとなりたる所甲號

に組織(二)の單位團に關する事項が十六年三月二十八日海軍省軍務局長より文部省社會教育局長宛照會(乙號)の通改められた。即ち兩團體の主なる關係を總括して述べれば

- (一) 既に結成せるもの及既に準備成り正に結成の氣運に在る海洋少年團は共に海洋少年團として結成す
- (二) 今後新に結成せんとするものに在りては概ね國民學校初等科五年以上の青少年團員中將來海上訓練に適する性能及體位を有する者より團長之を推薦し海洋少年團を結成す

右の場合適當なる指導者の有無により學校單位又は數校聯合して結成するものとす

- (三) 海事思想の一般普及及一般的海洋訓練は大日本青少年團之に當り高度の海上訓練は海洋少年團之に當るも兩團の分擔に就ても互に援助すること
- (四) 兩團の諸役員には海軍の現役又は豫備士官を依頼す
- (五) 兩團に於ける海事に關する指導者の養成は現在特に緊急なるを以

て之が講習は相互に協力す

(六)海軍教育を普遍的ならしむる爲
海軍出身の指導者を道府県内に於
て適切に配員せらる、様海軍省よ
り道府県部長に希望し又別に本國
の指導者養成講習には海軍短期現
役修了者たる青年學校職員若は國
民學校教員を選出さる、様文部省
より今般道府県に通牒せられたり

海洋道場の建設に就て

海洋訓練の實施には適當なる指導者
と海洋道場の建設不可缺なる、様最
近、東京、大阪、神奈川、愛知、香川
等に於て建設の氣運が起りつゝあり之
を全國的に設置を促進し尙之が計畫を
指導する目的を以て文部、逓信、海軍
の關係局長が發起人となられ文部、逓
信、農林、厚生、商工、海軍の各省及
海洋關係諸團體よりなる海洋道場建設
委員會が結成された。

(二)昭和十五年十二月十四日附海洋少
年團處理に關する海軍、文部兩次官
間の了解事項(甲號)

一、要綱

海洋少年團は成るべく速に今次文部
省計畫に統合するを目的とするも其

の性質上差當り之に統合せず相互密
接なる連繫を保持するものとす

二、組織

海洋少年團は概ね現組織の儘文部大
臣統制の下に置く
(一)各地區に於ける團長は當該地區
に於ける青少年團長を以て之に充
つ

(二)單位團は學校單位に之を組織し
當該學校長を以て團長とす
但し數校の兒童中より選抜したる
團員を以て單位團を組織する場合
に於ては團長は關係學校長の中よ
り之を選任す

(三)其他
(一)海上訓練に關しては海軍は出
來得る限り援助協力するも補助金
に關しては文部大臣は青少年團體
合體と同様に考慮するものとす
(二)海洋訓練は學校教科の課外に
於て之を行ふ

大日本航空青少年隊

使命 昭和十六年九月中旬の閣議決
定に基き結成された大日本飛行協會の

使命は航空に關する訓練指導の實施、
航空思想の普及徹底並航空諸般の進歩
發達を圖り以て高度國防國家の完成に
寄與せんとするものにして協會は政府
の統制ある指導方針の下に青少年に對
し模型航空機製作、滑空訓練、飛行訓
練並に航空技術訓練等を行ひ航空第一
陣の擴大強化を圖り併せて航空文化の
高揚發展に寄與せんことを期し其の使
命達成に邁進しつゝある。而して此等
使命達成には訓練の對象となるべき青
少年の統制ある團體に編成し順を追ひ
序に従ひ熱を以て訓練せねば其の目的
達成は得ないのであり殊に航空の如く
訓練に時間と經費を要し而も高度の精
神力を必要とするものでは特に然りで
ある。
茲に今回大日本青少年團員中航空に
趣味を有し將來航空界に身を投じ航空
報國せんとする青少年を大日本飛行協
會附屬大日本航空青少年隊として結成
せしめ、航空諸般の訓練を組織的に行
ひ有爲の航空健兒を養成し名實共に航
空第二陣の擴大強化と文化の高揚發展
に資せんとするものである。今や大日
本航空青少年隊の組織は全國的に擴大

せられ、各地に急激に其の結成が行は
れつゝある。

大日本航空青少年隊隊則(抄)

第一條 本隊は大日本青少年團の一翼
として同團員中の希望者を以て組織
す。

第二條 本隊は大日本飛行協會に屬し
一般教養訓練に關しては大日本青少
年團の統制に服す。

第三條 本隊の目的は青少年の航空思
想並に航空に關する科學的智識等の
向上を圖り又航空訓練により其の心
身を鍛鍊し航空精神を涵養せしめ以
て健全なる航空健兒を養成する

第四條 本隊は前條の目的を達成する
ため左の事業を行ふ

一、隊員の模型航空機製作指導及航空
技術に關する教育
二、隊員の滑空訓練及同技術に關する
教育

三、指導者養成

四、講演、講習會、航空施設の見學並
に競技等の開催

五、軍並に民間航空要員志願者の指導

六、其他本隊の目的達成に必要な
事業

第七條 本部に左の役員並に職員を置
く

總司令 一名

副司令 二名

理事長 一名

理事 若干名

參事、主事、主事補、書記、以下若
干名

顧問 若干名

第九條 總司令は本隊を統轄す
副司令は總司令を輔佐し總司令不在
の場合其の職務を代行す

理事長は隊務を掌理す
參事以下の職員は理事長の命を受け
隊務を執行す

顧問は本隊の重要事項につき總司令
の諮問に應ず

第十條(略) 第十一條(略)

第十二條 本隊の經費は補助金、大日
本飛行協會の經費及其他の收入を以
て之に充つ

第十三條(略)

第十四條 地方航空青少年隊に關する
規定は本則に依るの外別に之を定む

第十五條(略)

第十六條 本隊則の條項を改正せんと

する時は大日本飛行協會長の承認を
受け、大日本青少年團長に協議する
ものとす。

大日本青少年團との關係

一、大日本航空青少年隊に關する通牒
昨秋設立せられたる大日本飛行協會
に於ては今回大日本青少年團の一翼と
して同團員中の希望者を以て大日本航
空青少年隊を結成し青少年に對する航
空訓練の向上を圖ることと成り、隊員
の一般教養訓練に關しては大日本青少
年團に於て、航空諸般の訓練に關して
は大日本飛行協會に於て夫々指導の任
に當ることと成り、昭和十六年五月八
日文部省社會教育局長名左記の如き通
牒が發せられた。

(一)道府縣に於ける航空青少年隊に
關する一般的事務は之を大日本青少
年團に關する事務を主管する課に於て處
理せしめ航空青少年隊に關する事務は之
を國民學校に關する事務を主管する課
に於て處理せしむること

(二)道府縣航空青少年隊の司令は學
務部長とし副司令は二名とし内一名は
社會教育主管課長、他の一名は民間適
任者を充つること(地方航空青少年隊

規定第三條中副司令一名とあるは近く二名と改めらるる等

青少年團國防訓練航空教育要領

(一)方針 國防訓練の一課目として團員に對し普遍的に航空の重要性を理解せしむと共に航空知識の一部を知得せしめ以て科學知識の向上を圖ると共に團員指導者に對しては相當深く航空知識を教育し一般團員の指導を適切ならしむ

(2)實施要領

(イ)國防指導者教育、航空講習會の開催(指定人員に對し各縣、各郡、航空講話の實施(各講習會又は單獨にて)飛行場見學營内宿泊

(ロ)青年團員、航空講話(映畫)、飛行機識別、飛行場見學、飛行場、滑空場整備補助

(ハ)少年團員、航空講話(映畫)、模型飛行機(但し國民學校に於ける教材の程度とす)、飛行機見學(一日入營)

(ニ)女子青年團員、航空講話(映畫)

ヲ大隊、中隊、小隊ニ編成ス 五十名ヲ以テ一個小隊、四個小隊ヲ以テ一個中隊、五個中隊ヲ以テ一個大隊トス

第五條 本隊ハ左ノ事業ヲ行フ

一、産業報國精神ノ體得訓練ニ關スル事項

二、職場活動、技術訓練等ニ關スル事項

三、體育、保健、娛樂、生活訓練等ニ關スル事項

四、國防訓練、國策協力運動等ニ關スル事項

五、其ノ他産業報國ノ實踐ニ關スル事項

第六條 本隊ニ左ノ役員ヲ置ク

隊長 (一名) 隊ヲ指揮統率ス

副隊長 (二名) 隊長ヲ補助シ副指揮統率ス

佐シ隊長ノ命ヲ承ケ大隊長以下ヲ指揮統率ス

大、中、小隊長 (若干名) 自己大、中、小隊ヲ指揮統率ス

産業報國青年隊

見學、飛行機識別、飛行場滑空場整備 尙、青年に對するグライダー、少年に對する深刻なる模型飛行機の教育指導は飛行協會をして別途實施せしむ。

産業報國青年隊

沿革

昭和十一年厚生省に勞務對策の諮問機關として勞務管理調査委員會が設置され、青少年勤勞者の生活指導に關し工場、事業場の實情に即した方策が進められ、其の結果各工場、事業場に結成されてゐる産業報國會に青年隊を結成しこの組織を通じ青少年に課せられてゐる國家的使命を達成し、産業報國運動の推進力たらしめようといふ意見を中心に答申を確定し、昭和十五年八月廿七日厚生大臣宛意見書を提出した。政府は之を承認し之が結成に關する大綱を厚生省勞働局長の名を以て昭和十六年三月三日各地方長官宛依命通牒したのである。

「大日本産業報國會は其の全國的組織成りたるも之が本來の任務達成には會員の過半数を占むる青少年勞務者の産業報國精神の徹底と其の實踐力に俟つ

顧問 (若干名) 隊ノ重要企畫ノ諮問ニ應ズ

第七條 本隊役員ハ會長左ノ通選任ス

隊長 青年學校長ノ職ニ在ル者ニ就キ之ヲ任命ス

但シ青年學校ノ設ケナキ事業場又ハ青年學校ノ設ケアルモ特別ノ事情アル場合ニ於テハ會員中青年指導ニ熱意ヲ有シ指導的地位ニ在ル者ニ就キ之ヲ任命ス

隊幹部 會員中當時青年ニ對シ指導的地位ニ在ル者ニ就キ之ヲ任命ス

副隊長 第一、第二部中ヨリ適任者ヲ各一名選定シ之ヲ任命ス

大、中、小隊長 隊員中指導的能力アル者ニ就キ之ヲ任命ス

顧問 本會役員中ヨリ任命ス

第八條 役員ノ任期ハ一年トス 但シ重任ヲ妨グズ

第九條 本隊ノ事業、豫算、決算等ニ關スル事項ハ會長ノ承認ヲ受クルヲ要ス

第十條 入隊、除隊、賞罰ニ關スル事項ハ會長別ニ之ヲ定ム

第十一條 本則ノ變更ヲ要スル場合ハ會長之ヲ定ム

所多大なるものあるに鑑み今回當省に於ては關係者と協議の上産業報國青年隊の組成を從速し將來之を産業報國運動の推進力として指導育成することに相成候に就ては貴官に於かれても貴道府縣産業報國會と協議の上産業報國青年隊の組成を圖らしむると共に其の指導に特に力を効さるる様致度左記各項御了知の上措置相成度依命此段及通牒候

準則・事業細目

〇〇産業報國青年隊準則

第一條 本隊ハ〇〇産業報國青年隊ト稱ス

第二條 本隊ハ大日本産業報國會ノ綱領ヲ遵奉シ皇國産業青年タルノ自覺ニ生キ心身ヲ鍛鍊シ技能ノ向上ヲ圖リ以テ産業報國運動ニ挺身セントス

第三條 本隊ハ二十五歳以下ノ男子全會員ヲ以テ組織シ左ノ二部ヲ置ク 第一部 二十歳以下ノ隊員ヲ以テ之ヲ組織ス 第二部 二十一歳乃至二十五歳ノ隊員ヲ以テ之ヲ組織ス

第四條 本隊ハ職場中心組織トシ各部

産業報國青年隊事業細目

一、産業報國精神ノ體得訓練ニ關スル事項

イ、産業報國精神鍊磨ニ關スル事業 神社參拜 事業場内各種記念式 祝祭日儀式舉行 招魂祭 入隊除隊式 産業報國精神昂揚講演會 講習會 研究會 修養會 朝會(國旗掲揚式 産業報國會綱領 戰陣訓 安全頌 嶺山訓等ノ朗誦)

青年隊常會 産業殉職者追悼會 敬神會 偉人ヲ偲ブノ會 英雄祭等

ロ、神宮參拜運動(年一回)

ハ、青年職場純化運動

工具祭 製品祭(奉納) 機械祭 勤勞歡喜祭 作業前作業後ノ感謝 祈念等

ニ、青年産業報國宣揚日設定

宣誓式 體験發表會 研究發表會 團體行進 講演等

ホ、青年建設日設定(月一回)

無事故 無缺勤 能率倍加 工程一改善 善行 優秀隊表彰等

二、職場活動並技術訓練ニ關スル事項

イ、技術鍊磨ニ關スル事業

一人一研究——(個人指導 材料

提供

實地見學調査——(團聯工場 原料工場) 技術講習
 作業研究——(動作時間) 作業日誌 記載
 技能優秀章設定——(發明發見工夫向上)
 研究日誌 作業前後ノ態度作法 共同研究 作品發表會 工程改善 研究會 技能競争等
 職場活動ニ關スル事業
 資料愛護運動——(材料燃料節約 資源愛護箱設置 廢品回收 無駄排除等)
 青年隊生産倍加運動——(遅刻缺勤防止——(缺勤者訪問調査 分隊連帶責任 無缺勤競争) 移動防止 不良品撲滅競争——(分隊對抗) 工具機具ノ検査 適正配置ノ研究會 倍加工夫發表會等)
 安全運動——(青年隊安全日設定 意見發表會 災害防止座談會 安全標語募集 無事故隊表彰等)
 工場美化運動——(集團作業ヲ以テ植樹 庭園手入れ 掃掃 通路修繕 除草等)

三、體育、保健、娛樂、生活訓練等ニ關スル事項

1、體力向上ニ關スル事業
 (一) 體力錬成ニ關スルモノ
 1、自然鍛鍊
 青年徒歩旅行 ハイキング(敬神、探史、植物採集、昆蟲採集等ノ内容ヲ含マシムルコト)
 野營 登山 自轉車遠乗 騎乘等
 2、體操
 工場體操 大日本青年體操 ヲジョ體操 厚生體操 大和體操 機械體操 民話體操 舞踊體操等
 3、運動競技
 各種球技(庭球、卓球、籠球 排球、野球、蹴球) 競走 競歩 跳躍 投擲(槍投、圓盤投、砲丸投) スキー スケート 集團競技 水泳 隊對抗體育大會 他團體トノ對抗體育大會等
 4、武 道
 劍道 柔道 弓道 角力 馬術 銃劍術 唐手 杖術 薙刀 隊對抗武道大會 他團體トノ對抗

武道大會等

(二) 健康増進ニ關スルモノ
 健康診断 結核豫防 性病撲滅 保健繪畫 模型 體育講習會 保健講習會 保健座談會 保健展覽會、問食廢止 作業衣清洗 冷水摩擦 冷水浴 乾布摩擦 日光浴等
 口、教養娛樂ニ關スル事業
 史蹟巡歴講習(御陵、聖蹟、神社、佛閣、史跡等)
 圖書室設置 圖書推薦 巡回文庫 討論會 雄辯大會 讀書會 輪讀會 書道 繪畫 文藝 寫真 音樂 演劇 素人劇 朗讀會 青年ノ夕 紙芝居 レコード鑑賞會 映畫鑑賞會 郷土藝術並民話發表會 吟詠 ラジオ 舞踊等
 八、生活訓練ニ關スル事業
 日常訓練——(敬禮確實 消費生活ノ規制(小遣帳検査指導、貯金) 早晨早起 禮儀作法 入場退場團體行動訓練 日記記載 禁酒 禁煙等)
 寄宿生活訓練——(集團生活ノ規律嚴守 朝ノ行事 點呼 夜ノ行

事 食前食後ノ作法 當番制ノ實行等

通勤者ノ訓練——(團體通勤 團體乘車 徒歩通勤ノ獎勵 自轉車 置場整理 交通道德實行等)
 下宿生活者訓練——(下宿屋トノ連絡 一週一回訪問 五人組編成等)
 家庭生活者訓練——(連絡委員會 父兄懇談會)
 四、國防訓練、國策協力運動等ニ關スル諸事業
 一、一般的國防訓練ニ關スル事業
 兵營生活體驗並見學 耐熱耐寒行軍 露營 飯盒炊爨 夜間訓練 非常動員 實包空包射擊 距離測量 方位判定 讀圖 救急法 分列式 國防競技等
 二、特殊的國防訓練ニ關スル事業
 (各々ノ職場ニ即應シタ訓練方法ヲ以テ行フコト)
 工場警備訓練——(防空 防火 防毒 避難 看護 防空壕設備等) 機械化部隊教育並ニ訓練——(自動車訓練(分解操縱) 戰車訓練 自轉車訓練 グライダ―訓練(製

作操作) 無線通信訓練等

海洋訓練——(艦上生活訓練 短艇訓練 帆走訓練 和漕訓練 發動機船操作訓練)
 防諜訓練——(職場機密ノ保持 流言蜚語ノ撲滅 諜報看視等)
 八、國策協力運動等ニ關スル事業
 青年隊獻納運動
 飛行機獻納 戰車裝甲車獻納 機關銃獻納 高射砲獻納 馬糧 獻納 國防獻金 恤兵金品等
 銃後後援運動
 家庭慰問 勸勞奉仕 慰安會 傷病兵慰問等
 食糧増産運動
 空閑地利用 產報農場設置 宅地利利用等
 貯蓄獎勵運動 愛國貯金 記念貯金等
 五、其ノ他產業報國ノ實踐ニ必要ナル諸事項
 勸勞奉仕運動 青年隊指導者訓練 事業實施ニ關スル連絡協議會 青年指導研究會 青年隊運營ニ關スル產報會幹部懇談會 大陸現地訓練 青年宿泊所 青年集會所設置等

六、女子青年隊ハ事業ノ撰擇、訓練施行ニ當リ女性タルノ特質ニ深甚ノ考慮ヲ加ヘ、特ニ家庭建設、母性保護ノ立場ヨリ必要ナル教養訓練(作法、料理、裁縫、手藝、生理、育兒、生花、茶道等)ヲ加味スルコト

大日本青少年團と大日本產業報國會との連絡に關する事項
 大日本青少年團並大日本產業報國會は產業報國青年隊並工場青年團の指導に關し重複するが如き事項に關し緊密なる連絡調整を計る爲左の如く處置すること
 (一) 中央に於ける連絡
 文部省、厚生省、大日本青少年團並に大日本產業報國會は連絡委員會を設置し隨時開催すること
 (二) 道府縣に於ける連絡
 道府縣に於ては中央に準じ連絡委員會を設置すること
 六大都市所在地府縣に於ては六大都市青少年團よりも委員を參加せしむること
 單位青年團と產業報國青年隊との關係

(一) 産業報國青年隊は大日本青少年團と緊密なる連絡の下に運営せらるべきも産業報國青年隊は職場の實踐組織なるを以て原則として大日本青少年團とは別個の組織なること、但し私立青年学校の設けある工場事業場等に於ける産業報國青年隊は同時に大日本青少年團の單位團たるものとする

(二) 二以上の産業報國會に共同の私立青年学校の設けある場合は左記各號の孰れか一の方法に依り可成私立青年学校を基準とする單位青年團と組織の重複を避けるやう實情に即し處理すること

(イ) 各産業報國會毎に青年隊を組織し同時に之を大日本青少年團の單位團たるものとする(此の場合は単一の私立青年学校關係に於て二以上の單位青年團を設けることとなる)

(ロ) 關係産業報國會長協議の上共通の單一青年隊を組織し同時に之を大日本青少年團の單位團たるものとする(此の場合は単一の私立青年学校關係に於て單一の青年團を設けることとなる)

(ハ) 各産業報國會毎に青年隊を組織

し同時に之を私立青年学校を中心として設けられし單位青年團の分團とすること(此の場合に於ては、私立青年学校の設けある事業場の産報青年隊長は必ず當該事業場の青年團長たること、の規定に拘らず青年隊長が私立青年学校單位の青年團長と一致せざる場合あり)

(三) 職場に於ける日常の事業訓練は産業報國青年隊に於て行ふこと

(四) 産業報國青年隊員中公立青年学校を中心とする青年團の團員たる者に關しては隊長は隊長所屬の青年團長と密接に聯絡し双方の訓練に遺憾なきを期すること

現況 以上の如き準則並に組織方針により各工場、事業場では産報青年隊に組織される勞務者が急激に増加し、何れの工場に於ても全勤勞者の六割乃至七割を占めるに至り活動が次第と活發になつてきた。

商業報國青年隊

總旨 商業青年の指導訓練は現に彼等が分擔しつゝある職域に於て時局の

要請する新倫理を實踐せしめ皇道翼賛の誠を竭さしめると共に次代國民として明日の重荷に堪ふる心身の鍛練を目的とするものでなければならぬ。茲に産業報國會中央本部は曩に結成せる大日本青少年團と共同して指導組織を確立し、相携へて商業青年報國運動を展開しその結成の本旨に基き商業青年指導上をそれぞれの擔當すべき分野を明らかにし相補完しつゝ、商業青年に對する強力なる一元的指導を徹底し、以て商業青年の指導育成に遺憾なきを期す。組織・事業及大日本青少年團との關係一、中央に於て實施すべき事項

(一) 商業青年中央指導委員會

イ、産業報國會中央本部は大日本青少年團本部と共同にて「商業青年中央指導委員會」を設置すること

ロ、「商業青年中央指導委員會」は産業報國會中央本部役員、大日本青少年團本部役員並に商業青年指導に豐富經驗を有するものを以て構成すること

ハ、「商業青年中央指導委員會」は商業青年の指導方針及實踐事項を協議決定す。

(2) 連絡委員會
イ、産業報國會中央本部は大日本青少年團本部との間に「連絡委員會」を常設すること

ロ、「連絡委員會」は産業報國會中央本部職員、大日本青少年團本部職員を以て構成すること

ハ、「連絡委員會」は商業青年指導に關し「商業青年中央指導委員會」の方針に基き具體的指導方策を決定すると共に兩者の實施すべき事項につき調整を期すること

二、地方に於て實施すべき事項
(一) 道府縣産業報國會本部と道府縣並に六大都市青少年團とに於て實施すべき事項

イ、道府縣並に六大都市青少年團は「商業青年指導委員會」を設置すること

ロ、「商業青年指導委員會」は道府縣産業報國會本部役員、道府縣並に六大都市青少年團役員を中心として商業青年指導に學識經驗を有する者を以て構成すること

ハ、「商業青年指導委員會」は可及的毎月一回開催し、當該管内に於ける

商業青年の指導に關する具體的實踐事項を協議決定するものとす

ニ、道府縣産業報國會本部と道府縣並に六大都市青少年團は「商業青年指導委員會」の決定せる指導方針に基き密接なる連絡の下に指導に當るものとす

(2) 商業報國會支部と市區青少年團とに於て實施すべき事項
イ、産業報國會支部は管内在住の二十五歳以下の商業青年を以て産業報國青年隊を結成すること

ロ、産業報國青年隊は産業報國會内部の職場實踐組織たると共に青少年團の教養訓練組織たるものとする

ハ、市區青少年團の役員中に當該地方産業報國會幹部の代表を参加せしめること

ニ、市區青少年團は市區商工當局、道府縣産業報國會支部、青年学校當局、商業学校當局、その他産業報國に熱意を有する指導者に委嘱して「商業青年指導員」を設け常時指導に當らしめること

ホ、産業報國青年隊の實施すべき事項は概ね左の如きものとす

1、産業報國精神の體得訓練

2、商業青年の厚生施設

3、商業青年塾の開設

4、商業技術訓練

5、轉廢業の爲の訓練

ハ、産業報國青年隊員は地域團員として左の訓練を受くるものとする

1、氏神を中心とする行事

2、郷土の行事を中心とする團體訓練

3、隣組常會へ協力することによる

社會生活訓練

4、防火訓練

ト、産業報國青年隊は實情により商店街又は業種別毎に分團を設けることを得

チ、産業報國青年隊の行事計畫に際しては市區青少年團と充分なる連携をなすこと

リ、産業報國會支部未結成の地域に於て産業報國青年隊の結成は市區青少年團に於て産業報國會と連絡の上結成すること

三、訓練要項
(一) 國體觀の確立
宮城遙拜―各種會合には必ず宮城遙